

大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査 分析報告

対象年度：平成 29 年度（2017 年度）から令和 5 年度（2023 年度）

令和 8 年 3 月

目次

はじめに	1
第1章 障害学生の在籍状況の推移	2
1. 障害学生数と支援障害学生数	2
(1) 全調査対象校の状況	
① 障害学生数・障害学生在籍率	
② 支援障害学生数・支援障害学生在籍率	
③ 障害学生支援率	
(2) 学校種別の状況	
① 大学	
② 短期大学	
③ 高等専門学校	
(3) 学校種別・課程別の状況	
① 大学	
② 短期大学	
③ 高等専門学校	
(4) 設置者別の状況	
2. 障害学生在籍学校数と支援障害学生在籍学校数	14
(1) 全調査対象校の状況	
① 障害学生在籍学校数・障害学生在籍学校率	
② 支援障害学生在籍学校数・支援障害学生在籍学校率	
(2) 学校種別の状況	
① 大学	
② 短期大学	
③ 高等専門学校	
(3) 設置者別の状況	
① 国立	
② 公立	
③ 私立	
3. 障害学生の在籍状況の分析	18
第2章 障害学生支援に関する体制の整備	20
1. 障害者差別解消法に関する対応要領等の策定	20
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
2. 専門委員会等の設置	24
(1) 経年推移	

(2) 学校種別・設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
3. 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置	28
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
4. 障害学生支援担当部署の設置	32
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
5. 障害学生支援担当者の配置	35
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
(4) 障害学生支援担当者の職種	
6. 障害学生の相談受付窓口及び支援の申出等に関する対応手順	42
(1) 経年推移	
① 障害学生の相談受付窓口	
② 支援の申出等に関する対応手順	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
① 障害学生の相談受付窓口	
② 支援の申出等に関する対応手順	
(3) 学校規模別の状況	
① 障害学生の相談受付窓口	
② 支援の申出等に関する対応手順	
7. 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施	50
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
8. 障害学生支援に関する体制の整備の分析	67
第3章 高大接続・入学者選抜	69
1. 障害学生に関する高大接続・入学者選抜	69
2. 障害のある受験者及び受験上の配慮の実施	69
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・障害種別の状況	
(3) 大学において受験上の配慮を行った受験者数及び合格者数に係る障害種別の状況	
(4) 設置者別の状況	
3. 入学者選抜における配慮	78
(1) 配慮に関する体制	
① 入試要項等における障害学生への配慮に関する記載状況	

② 入学者選抜における配慮についての事前相談の受付状況	
(2) 入学者選抜において実施可能な配慮	
(3) 入学者選抜において配慮を実施した学校数及び配慮内容	
4. 入学希望者に対する情報提供	97
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
5. 入学後のガイダンス等における障害学生支援の手続きなどの周知	98
(1) 経年推移	
(2) 学校種別・設置者別の状況	
6. まとめ	100
 第4章 合理的配慮に関する諸課題	102
1. 合理的配慮の内容決定の長期化、配慮の固定化	102
2. 合理的配慮の提供プロセスにおける本人の意向尊重（意思表明の課題） ..	105
3. 大学院生の研究活動における合理的配慮	106
4. 通信課程における合理的配慮	107
5. 合理的配慮とテクノロジーの活用	109
(1) 教材のテキストデータ化	
(2) ビデオ教材字幕付け・文字起こし	
(3) パソコンの持込使用許可	
(4) 読み上げソフト・音声認識ソフト	
6. 合理的配慮としてのオンライン学修	113
7. まとめ	115
 第5章 キャリア教育・就職支援	116
1. 障害学生支援におけるキャリア形成支援	116
2. 最高年次障害学生数及び卒業障害学生数の推移	116
(1) 学校種別の状況	
(2) 設置者別の状況	
(3) 学校規模別の状況	
(4) 障害種別の状況	
3. 障害学生に対するキャリア形成支援	121
(1) 学校種別の状況	
(2) キャリア形成支援の内容ごとの状況	
(3) 設置者別の状況	
(4) 学校規模別の状況	
(5) 地域別の状況	
4. 障害学生に対するキャリア教育	128
(1) 学校種別の状況	
(2) 学校規模別の状況	

第6章 発達障害のある学生に関する現状と課題	131
1. 発達障害のある学生の推移	131
(1) 全体の推移	
① 小区分別の状況	
② 小区分別の構成比	
(2) 発達障害学生在籍率の推移	
① 学校種別の状況	
② 設置者別の状況	
③ 大学における学校規模別の状況	
④ 大学及び大学院における課程別の状況	
⑤ 学科（専攻）別の状況	
2. 発達障害と精神障害の重複（主たる障害が発達障害）	142
3. 発達障害学生への授業支援	143
(1) 大学において令和5年度に実施率の高い授業支援	
(2) 学校規模別の授業支援の実施率の推移	
4. 発達障害学生への授業以外の支援	145
(1) 大学において令和5年度に実施率の高い授業以外の支援	
(2) 学校規模別の授業以外の支援の実施率の推移	
第7章 精神障害のある学生に関する現状と課題	148
1. 精神障害のある学生の推移	148
(1) 全体の推移	
① 小区分別の状況	
② 小区分別の構成比	
(2) 精神障害学生在籍率の推移	
① 小区分別の状況	
② 設置者別の状況	
③ 学校規模別の状況	
(3) 精神障害学生在籍校数の推移	
① 小区分別の状況	
② 設置者別の状況	
③ 学校規模別の状況	
(4) 大学における精神障害学生在籍学校率の推移	
(5) 支援精神障害学生数の推移	
① 小区分別の状況	
② 設置者別の状況	
③ 学校規模別の状況	
④ 課程別の状況	
(6) 支援精神障害学生在籍率の推移	
① 大学における小区分別の状況	
② 設置者別の状況	

③ 大学における支援精神障害学生在籍学校率	
2. 大学における精神障害と発達障害の重複（主たる障害が精神障害）	160
3. 精神障害学生への授業支援	163
(1) 授業支援実施校数及び実施率の推移	
① 小区別の状況	
② 設置者別の状況	
③ 学校規模別の状況	
(2) 大学における授業支援の実施校数の推移	
(3) 大学における授業支援の内容	
(4) 学校規模別の授業支援の内容の推移	
4. 精神障害学生への授業以外の支援	169
(1) 授業以外の支援の実施校数の推移	
① 小区別の状況	
② 設置者別の状況	
(2) 授業以外の支援の実施率の推移	
① 小区別の状況	
② 設置者別の状況	
③ 課程別の状況	
④ 学校規模別の状況	
⑤ 支援としてのカウンセリングの対応	
5. 入学及び卒業に関わる支援	177
(1) 入学前の支援の状況	
(2) 卒業及び就職の状況	
6. 「他の精神障害」に計上される疾患（参考）	181
第8章 高等専門学校	182
1. 高専における障害学生の在籍状況の推移	182
(1) 障害学生数及び支援障害学生数の状況	
① 障害学生数・障害学生在籍率	
② 支援障害学生数・支援障害学生在籍率	
(2) 障害種別の障害学生及び支援障害学生の在籍率の状況	
① 障害種別の障害学生在籍率	
② 障害種別の支援障害学生在籍率	
③ 障害種別の障害学生在籍率と支援障害学生在籍率の比較	
(3) 障害学生及び支援障害学生の在籍学校数	
2. 高専における授業支援及び授業以外の支援	191
(1) 授業支援及び授業以外の支援の実施率	
(2) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の実施校数	
(3) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の内容	
① 令和5年度における実施数の多い授業支援	
② 令和5年度における実施数の多い授業以外の支援	

3. 障害学生支援に関する体制等の整備	196
(1) 障害者差別解消法に関する対応要領等の策定	
(2) 専門委員会等の設置	
(3) 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置	
(4) 障害学生支援担当部署の設置	
(5) 障害学生支援担当者の配置	
① 障害学生支援担当者の配置	
② 障害学生支援担当者の職種	
4. 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施	204
(1) 実施率が6割以上の項目	
(2) 実施率が1割未満の項目	
(3) 他に特徴がみられる項目	
おわりに	214
障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議設置要項	215
執筆・監修者一覧	216

はじめに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定を始めとした国の障害者政策は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における障害のある学生の対応に関しても大きな影響があったといえます。この法律は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供の義務を規定し、これによって各大学等においては体制整備や合理的配慮のシステムを構築するなど、組織的な対応の必要に迫られました。

独立行政法人日本学生支援機構では、障害のある学生を取り巻く社会の動向を踏まえ、平成 17 年度から「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下「本調査」という。）を実施し、その結果を毎年公表するとともに、この間の経年変化についても分析報告を行ってきました。本調査を通じて、年々増加する障害学生支援のニーズ等を把握するとともに、大学等における体制や対応の変化等を確認することができます。

本調査の分析はこれまで数回に分けて行っていますが、このたび、平成 29 年度から令和 5 年度にかけての経年変化について分析することとしました。

この間、令和 3 年 5 月に障害者差別解消法の改正法が成立し、同 6 年 4 月に施行されています。このため、事業者である私立大学等には努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国等の機関と同様に法的義務となり、これによって国公立を問わず全ての大学等において合理的配慮の提供が義務付けられました。

加えて、文部科学省においても、令和 5 年度に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、令和 6 年 3 月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」を公表しました。

本調査のこれまでの分析報告のとおり、障害のある学生の在籍者数は増加傾向が続いている中で、法整備などの社会的動向及び大学等における現状の両側面から、障害のある学生の充実した対応が一層求められる状況になっています。

こうした背景を踏まえ、今回の分析報告では、障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像について、「第 1 章 障害学生の在籍状況の推移」、「第 2 章 障害学生支援に関する体制の整備」、「第 3 章 高大接続・入学者選抜」、「第 4 章 合理的配慮に関する諸課題」、「第 5 章 キャリア教育・就職支援」、「第 6 章 発達障害のある学生に関する現状と課題」、「第 7 章 精神障害のある学生に関する現状と課題」、「第 8 章 高等専門学校」の各章において分析を行いました。

本調査は、全国の大学等の皆様のご協力により実施できているものであり、多方面にわたる調査項目の回答に厚く御礼申し上げる次第です。また、分析報告を執筆いただいた協力者の皆様に、この場を借りて深く感謝申し上げます。本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

令和 8 年 3 月 31 日

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課

第1章 障害学生の在籍状況の推移

(監修) 柏倉 秀克

1. 障害学生数と支援障害学生数

令和5年度における全国の大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する全体の学生数は、3,247,212人である。令和5年度の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（以下「本調査」という。）によると、全体の学生数3,247,212人のうち、障害のある学生は58,141人であり、その割合である障害学生在籍率は1.79%である。平成29年度の障害学生数31,204人に比べると26,937人増えており、その増減率は86.3%である。

以下、障害学生数や障害学生在籍率等について、（1）全調査対象校の状況、（2）学校種別の状況、（3）学校種別・課程別の状況、（4）設置者別の状況の観点から概説する。

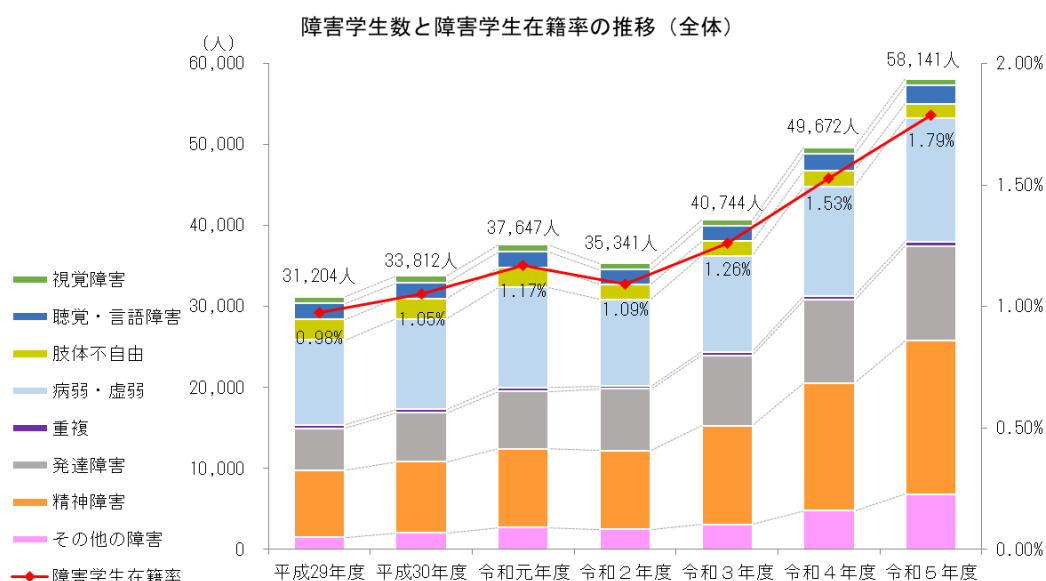
（1）全調査対象校の状況

① 障害学生数・障害学生在籍率

前述のように、令和5年度における障害学生数は58,141人で、障害学生在籍率は1.79%である（図表1）。令和4年度の障害学生在籍率1.53%から0.26ポイント増加しており、平成29年度の障害学生在籍率0.98%に比べると0.81ポイント増加している。平成29年度以降、障害学生数全体としては、令和2年度のみ減少がみられるものの増加が続いている状況である。

なお、令和2年度のみ障害学生数が減少していることについては、同年度に政府から新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言が発表されたことにより、大学等において登校制限が実施され、障害学生の状況を十分に把握することができなかったことなどが大きく影響していると推測される。

図表 1



本調査では、障害種を「視覚障害」、「聴覚・言語障害」、「肢体不自由」、「病弱・虚弱」、「重複」、「発達障害」、「精神障害」及び「その他の障害」としている。以下で、障害種別の障害学生数について平成 29 年度から令和 5 年度までの経年推移をみる。

「視覚障害」は、平成 29 年度の 831 人から令和元年度までは微増し、令和 2 年度に 767 人に減少、令和 4 年度までは再び微増し令和 5 年度に微減して 810 人と、おおむね 700 人台から 800 人台で推移している（図表 2）。

「聴覚・言語障害」は、平成 29 年度の 1,951 人から令和元年度までは微増し、令和 2 年度に 1,798 人に減少、令和 3 年度以降増加し令和 5 年度は 2,255 人と、おおむね 2,000 人前後で推移している。

「肢体不自由」は、令和 4 年度を除いて毎年度減少しており、平成 29 年度は 2,555 人であったが令和 5 年度には 1,838 人となった。特に、令和 2 年度は前年度と比べて 490 人、20.5%減少しているが、これは、同年度に政府から新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言が発表されたことにより大学等でオンライン授業が実施され、通学する必要がなくなった障害学生から支援の申出等がなかった可能性があり、このため大学等における把握が困難になったことが大きく影響していると推測される。

「病弱・虚弱」は、令和 2 年度を除いて増加が続いている。平成 29 年度に 10,443 人、令和 3 年度に 11,830 人と 1,387 人増加したが、令和 4 年度は 1,699 人増の 13,529 人、令和 5 年度は 1,652 人増の 15,181 人で、その前年度比の増減率はそれぞれ 14.4%と 12.2%である。なお、令和 2 年度は前年度と比べて 1,654 人の減少と、同年度間の障害種別の障害学生数で最も減少が大きかったが、これは、先述し

た緊急事態宣言の発表により各大学等で健康診断の実施が遅れたことが要因の一つと推測される。病弱・虚弱の障害学生は健康診断で把握されることも多く、その実施の遅れが令和２年度の減少に影響した可能性が考えられる。

「重複」は、令和２年度を除いて増加している。平成２９年度の４６２人から令和元年度の５０５人に増えたが、令和２年度は前年度比１９４人、３８．４％減の３１１人となった。なお、この３８．４％の値は令和２年度の障害種別の増減率として最も大きいものであった。令和３年度から再び増加し、令和５年度は５５２人となっている。

「発達障害」は、他の障害種は減少している令和２年度も含め、一貫して増加している。令和４年度は前年度比１,５９０人増の１０,２８８人、令和５年度は同１,４１８人増の１１,７０６人で、その前年度比の増減率はそれぞれ１８．３％と１３．８％と大幅な増加がみられる。

「精神障害」は、令和２年度に微減したものの増加が続いている。平成２９年度は８,２８９人であったが令和３年度に１２,２２８人と３,９３９人増加した。さらに令和４年度は前年度比３,５５９人増の１５,７８７人、令和５年度は同３,１５６人増の１８,９４３人で、その前年度比の増減率はそれぞれ２９．１％、２０．０％と、増加が顕著である。

「その他の障害」は、視覚障害以下のいずれの障害種にも該当しない障害を計上しているが、これも令和２年度以外は増加が続いている。平成２９年度は１,４９９人であったが令和３年度は３,０７２人と倍以上に増え、令和４年度は前年度比１,７０７人増の４,７７９人、令和５年度は同２,０７７人増の６,８５６人で、その前年度比の増減率はそれぞれ５５．６％、４３．５％と、全障害種の中で最も高い増減率を示している。

なお、令和５年度の本調査で「その他の障害」に計上されたものの内容をみると、数の多い疾患は「過敏性腸症候群」、「起立性調節障害」、「女性骨盤臓器等に係る疾患」、「色覚異常」及び「頭痛」などである。

図表２ 障害種別の障害学生数の推移（全体）

（人）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	831	864	887	767	789	823	810
聴覚・言語障害	1,951	1,972	1,980	1,798	1,852	2,005	2,255
肢体不自由	2,555	2,478	2,391	1,901	1,837	1,983	1,838
病弱・虚弱	10,443	11,151	12,374	10,720	11,830	13,529	15,181
重複	462	485	505	311	438	478	552
発達障害	5,174	6,047	7,065	7,654	8,698	10,288	11,706
精神障害	8,289	8,770	9,709	9,682	12,228	15,787	18,943
その他の障害	1,499	2,045	2,736	2,508	3,072	4,779	6,856
計	31,204	33,812	37,647	35,341	40,744	49,672	58,141
在籍率	0.98%	1.05%	1.17%	1.09%	1.26%	1.53%	1.79%

障害小区分ごとに平成 29 年度と令和 5 年度を比較すると次のとおりとなる（図表 3）。

図表 3 平成 29 年度と令和 5 年度の各障害種の小区分別障害学生数の比較（全体）

障害種別	小区分	平成 29 年度と 令和 5 年度の 差（人）	平成 29 年度から 令和 5 年度までの 増減率
視覚障害	盲	-45	-25.6%
	弱視	24	3.7%
聴覚・言語障害	聾	-104	-18.2%
	難聴	410	31.4%
	言語障害のみ	-2	-2.7%
肢体不自由	上肢機能障害	-83	-23.9%
	下肢機能障害	-226	-24.7%
	上下肢機能障害	-316	-39.3%
	他の機能障害	-92	-18.9%
病弱・虚弱	内部障害等	3,209	55.9%
	他の慢性疾患	1,529	32.5%
重複		90	19.5%
発達障害	S L D	118	61.8%
	A D H D	2,903	244.6%
	A S D	1,811	58.1%
	発達障害の重複	1,700	250.7%
精神障害	統合失調症等	77	9.4%
	気分障害	3,181	126.5%
	神経症性障害等	4,515	148.5%
	摂食障害・睡眠障害	399	47.8%
	他の精神障害	2,482	230.5%
その他の障害		5,357	357.4%

（注）「重複」及び「その他の障害」に小区分は設けられていないが、参考として掲載している。

障害学生数は全体としては増加しているが、一部の区分では減少がみられる。

「視覚障害」は 21 人減少しているが、小区分の「盲」は 45 人減、「弱視」は 24 人増となっている。「聴覚・言語障害」は 304 人増加しているが、小区分の「聾」は 104 人減、「難聴」は 410 人増、「言語障害のみ」は 2 人減である。両障害においては、より重度の小区分に減少がみられる。

「肢体不自由」は、全ての小区分において減少している。

「病弱・虚弱」の小区分では「内部障害等」が 3,209 人増、「他の慢性疾患」が

1,529人増であり、増減率はそれぞれ55.9%、32.5%である。

「発達障害」の小区分では「ADHD」が2,903人増、発達障害の重複が1,700人増であり、増減率がそれぞれ244.6%と250.7%と突出している。

「精神障害」では、「統合失調症等」の増減率が9.4%と平成29年度から大きく増えていない一方で、「気分障害」が3,181人増、「神経症性障害等」は4,515人増、

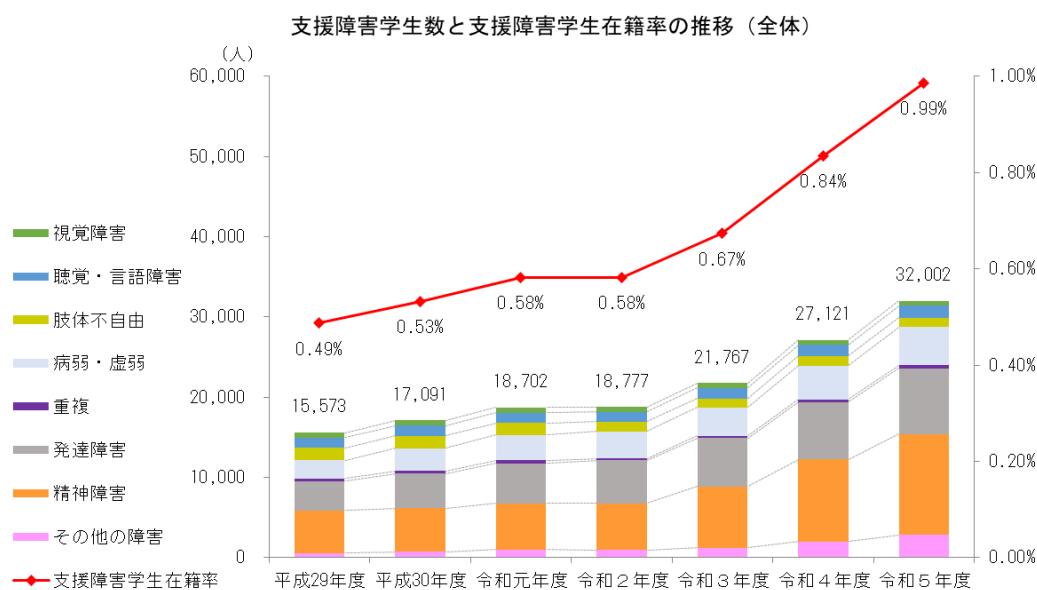
「他の精神障害」は2,482人増であり、増減率がそれぞれ126.5%、148.5%、230.5%と高くなっている。

② 支援障害学生数・支援障害学生在籍率

令和5年度における支援障害学生数は32,002人で、全学生数に占める支援障害学生在籍率は0.99%である(図表4)。支援障害学生在籍率は、平成29年度の0.49%から0.5ポイント増加している。推移をみると、平成29年度から令和2年度までは緩やかに増加していたが、令和4年度は0.84%と前年度の0.67%から0.17ポイント、令和5年度は前年度から0.15ポイント増加しており、令和3年度以降の増加が顕著である。

支援障害学生数は、平成29年度から令和元年度までは毎年約1,500人程度増加してきたが、令和2年度は前年度比75人増にとどまり、例年より増加の幅が小さくなっている。これについては、新型コロナウイルス感染症の流行が実態の把握に影響を及ぼした可能性などがあり、その変化に係る分析は困難である。令和3年度の前年度比増は2,990人、同様に令和4年度は5,354人、令和5年度は4,881人となっている。支援障害学生在籍率の上昇をみても、令和4年度以降の増加が顕著である。

図表4



障害種別にみると、障害学生数と同様に「精神障害」、「発達障害」及び「病弱・虚弱」の増加が大きい（図表5）。

これら三つの障害種について経年推移をみると次のとおりである。

「精神障害」は、平成29年度は5,307人であったが、令和5年度には12,554人へと大きく増加した。年度ごとの増減率をみると、特に令和3年度以降の増加が著しい。平成29年度から令和2年度までは、前年度比がそれぞれ2.1%、6.5%、0.9%であったが、令和3年度には前年度比の増減率は30.7%となった。令和4年度及び令和5年度の増減率はそれぞれ34.3%、22.8%と顕著な増加を示している。

「発達障害」は、平成29年度は3,698人であったが、令和3年度に6,037人と2,339人増加し、令和4年度は7,164人、令和5年度は8,227人と増加が続いている。

「病弱・虚弱」は、平成29年度に2,259人で、令和3年度に3,514人と1,255人増加し、令和4年度は4,191人、令和5年度は4,778人と増加傾向にある。

また、「精神障害」、「発達障害」及び「病弱・虚弱」の支援障害学生数は、他の障害種ではその数が減少した令和2年度においても増加していることは注目すべき点である。障害学生の把握が難しかった一方で、オンライン授業の実施等による新たな支援ニーズが発生し、支援障害学生数に一定の影響を与えていたと推測される。

なお、令和4年度以降の支援障害学生数の増加については、障害学生数の増加と相対していることに加え、令和3年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の改正も影響していると考えられる。同法改正により令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、民間事業者である私立学校においても障害学生支援の取組が一層進んだと考えられる。

図表5 障害種別の支援障害学生数の推移（全体）

(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	611	648	645	606	611	607	600
聴覚・言語障害	1,280	1,271	1,264	1,254	1,334	1,387	1,500
肢体不自由	1,554	1,549	1,493	1,165	1,112	1,215	1,143
病弱・虚弱	2,259	2,819	3,171	3,410	3,514	4,191	4,778
重複	325	350	375	232	315	339	382
発達障害	3,698	4,325	4,990	5,331	6,037	7,164	8,227
精神障害	5,307	5,420	5,771	5,823	7,613	10,222	12,554
その他の障害	539	709	993	956	1,231	1,996	2,818
計	15,573	17,091	18,702	18,777	21,767	27,121	32,002

③ 障害学生支援率

令和5年度の全障害学生 58,141 人に占める支援障害学生数は 32,002 人であり、障害学生支援率は 55.0% である。(図表6)。平成29年度の支援障害学生数 15,573 人、障害学生支援率 49.9% に対し、16,429 人、5.1 ポイント増加している。

図表6 障害学生支援率の推移(全体)

(人)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害学生数	31,204	33,812	37,647	35,341	40,744	49,672	58,141
支援障害学生数	15,573	17,091	18,702	18,777	21,767	27,121	32,002
障害学生支援率	49.9%	50.5%	49.7%	53.1%	53.4%	54.6%	55.0%

障害学生支援率：支援障害学生数÷障害学生数×100(%)

(2) 学校種別の状況

① 大学

令和5年度における大学の障害学生数は 52,087 人で、障害学生在籍率は 1.69% である。(図表7)。平成29年度と比べると 23,657 人増加しており、障害学生在籍率も同年度の 0.95% から 0.74 ポイント増加している。令和4年度は 44,448 人で前年度比 8,034 人増、令和5年度は 52,087 人で同 7,639 人増と、年々増加していることが分かる。

大学においては「発達障害」、「精神障害」及び「病弱・虚弱」の増加が目立つ。障害種別の増減変化をみると、「発達障害」は、平成29年度の 4,458 人から令和5年度には 10,046 人、「精神障害」は、平成29年度の 7,880 人から令和5年度 17,917 人といずれも2倍以上となっている。「病弱・虚弱」は、平成29年度 9,302 人から令和5年度 13,269 人と 3,967 人増加している。

また、令和2年度までは最も人数が多い障害種は「病弱・虚弱」であったが、令和3年度以降は「精神障害」となっている。

図表7 障害種別の障害学生数及び障害学生在籍率の推移(大学)

(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	784	808	832	733	752	766	738
聴覚・言語障害	1,819	1,837	1,825	1,684	1,733	1,875	2,077
肢体不自由	2,438	2,357	2,252	1,815	1,726	1,877	1,742
病弱・虚弱	9,302	9,594	10,849	9,503	10,388	11,848	13,269
重複	435	468	480	300	413	444	519
発達障害	4,458	5,063	5,977	6,466	7,368	8,811	10,046

精神障害	7,880	8,261	9,158	9,090	11,512	14,903	17,917
その他の障害	1,314	1,802	2,310	2,098	2,522	3,924	5,779
障害学生数 計	28,430	30,190	33,683	31,689	36,414	44,448	52,087
障害学生在籍率	0.95%	1.00%	1.11%	1.04%	1.19%	1.44%	1.69%
全大学の学生数	2,999,971	3,020,539	3,027,581	3,047,227	3,055,843	3,076,995	3,085,748

② 短期大学

令和5年度における短期大学の障害学生数は2,650人で、障害学生在籍率は2.52%である（図表8）。平成29年度と比べると1,216人増加しており、障害学生在籍率も同年度の1.01%から1.51ポイント増加しているが、短期大学全体の学生数が年々減少している影響もあり障害学生在籍率の上昇が大きいと考えられる。

障害種別にみると、「発達障害」、「精神障害」及び「病弱・虚弱」が多い。特に「発達障害」と「精神障害」は、平成29年度はそれぞれ134人、280人であったが、令和5年度には351人、676人と2倍以上に増えている。また、「病弱・虚弱」は、平成30年度に1,014人と前年度に比し大きく増加した後、令和2年度までは減少が続いたが、令和3年度から再び増加し令和5年度は993人となった。障害種別では「病弱・虚弱」が最も多い。

図表8 障害種別の障害学生数及び障害学生在籍率の推移（短期大学）

(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	9	16	22	21	10	22	26
聴覚・言語障害	67	75	74	53	46	61	70
肢体不自由	87	83	84	45	61	54	54
病弱・虚弱	733	1,014	854	662	756	883	993
重複	18	10	15	7	9	25	17
発達障害	134	228	240	249	278	317	351
精神障害	280	355	359	363	445	579	676
その他の障害	106	139	197	141	175	355	463
障害学生数 計	1,434	1,920	1,845	1,541	1,780	2,296	2,650
障害学生在籍率	1.01%	1.42%	1.42%	1.24%	1.48%	2.03%	2.52%
全短期大学の学生数	141,759	134,785	130,213	124,340	120,555	113,204	104,973

③ 高等専門学校

令和5年度における高等専門学校の障害学生数は3,404人で、障害学生在籍率は6.03%である（図表9）。平成29年度と比べると2,064人増加しており、障害学生在籍率も同年度の2.36%から3.67ポイント増加している。障害学生在籍率は高等教育機関の中で最も大きい。平成29年度からの推移をみると、令和元年度から令和2年度が概ね横ばいであった以外は、障害学生数は年々増加しており、年度ごとに

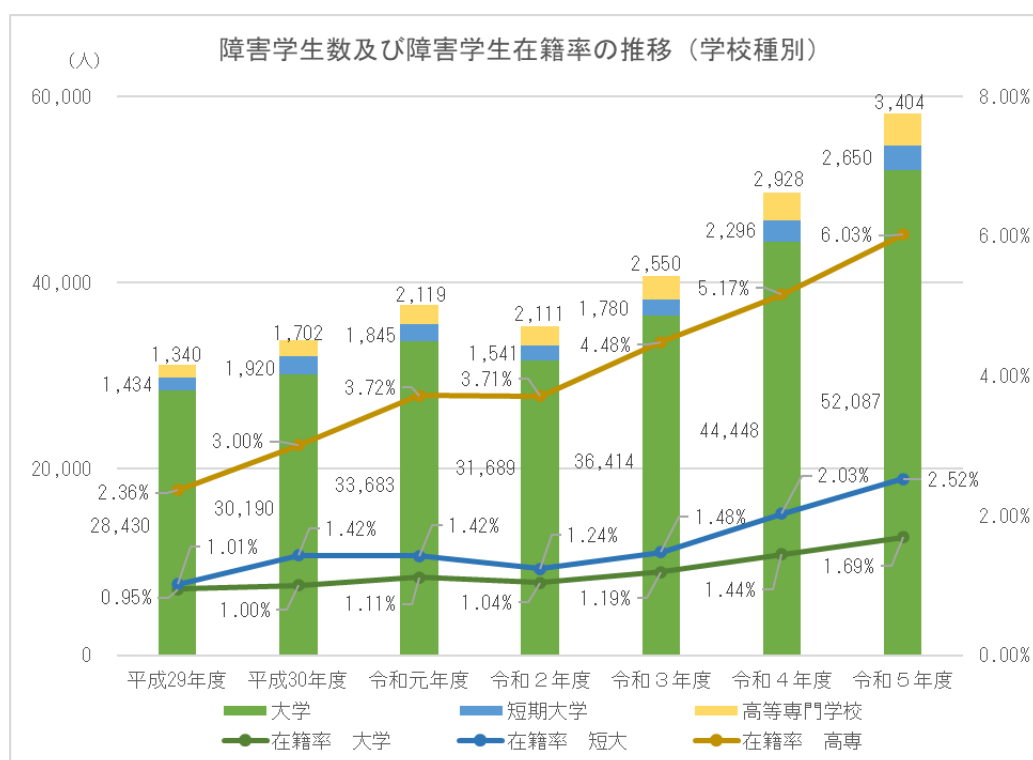
平均約 400 人増加している。

令和 5 年度に最も数が多かった障害種は 1,309 人の「発達障害」であり、次いで「病弱・虚弱」919 人、「その他の障害」614 人、「精神障害」350 人となっている。なお、大学では「精神障害」、短期大学では「病弱・虚弱」、高等専門学校では「発達障害」が最も多く、学校種により異なる傾向がみられる。これは平成 29 年度から令和 5 年度まで同様である。

図表 9 障害種別の障害学生数及び障害学生在籍率の推移（高等専門学校）

(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	38	40	33	13	27	35	46
聴覚・言語障害	65	60	81	61	73	69	108
肢体不自由	30	38	55	41	50	52	42
病弱・虚弱	408	543	671	555	686	798	919
重複	9	7	10	4	16	9	16
発達障害	582	756	848	939	1,052	1,160	1,309
精神障害	129	154	192	229	271	305	350
その他の障害	79	104	229	269	375	500	614
障害学生数 計	1,340	1,702	2,119	2,111	2,550	2,928	3,404
障害学生在籍率	2.36%	3.00%	3.72%	3.71%	4.48%	5.17%	6.03%
全高等専門学校の学生数	56,721	56,686	57,020	56,921	56,903	56,653	56,491

図表 10



(3) 学校種別・課程別の状況

① 大学

令和5年度における大学の障害学生数は、学部（通学）が46,317人と最も多く、次いで学部（通信）が2,965人、大学院（通学）が2,777人となっている（図表11）。障害学生在籍率も同様に、学部（通学）が1.76%で最も高く、次いで学部（通信）が1.61%、大学院（通学）が1.05%である（図表12）。

学部（通学）では、平成29年度の24,535人から令和5年度に46,317人と21,782人増加した。特に、令和4年度以降の増加が顕著であり、同年度は前年度比7,210人増の39,223人に、令和5年度は前年度比7,094人増の46,317人になり、平成29年度以降の増加人数の6割以上に当たる。障害学生在籍率も学部（通学）が最も増加しており、平成29年度と令和5年度を比較すると0.81ポイント増えている。次いで増加しているのは学部（通信）であり、同様に比較すると0.49ポイント増となっている。

② 短期大学

令和5年度における短期大学の障害学生数は、本科（通学）が2,595人と最も多く、次いで専攻科が28人、学科（通信）が27人となっている。障害学生在籍率も本科（通学）が3.11%と最も高く、次いで専攻科が1.64%である。本科（通学）について平成29年度と令和5年度を比較すると障害学生数は1,205人、障害学生在籍率は1.95ポイント増加している。

③ 高等専門学校

令和5年度における高等専門学校の障害学生数は、本科が3,334人で、専攻科が70名である。障害学生在籍率も本科が6.25%で、専攻科が2.24%である。本科について平成29年度と令和5年度を比較すると障害学生数は2,054人、障害学生在籍率は3.86ポイント増加している。

図表11 障害学生数の推移（学校種別・課程別）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	障害学生総数（人）	31,204	33,812	37,647	35,341	40,744	49,672	58,141
大 学	計	28,430	30,190	33,683	31,689	36,414	44,448	52,087
	学部（通学）	24,535	26,334	29,668	28,002	32,013	39,223	46,317
	学部（通信）	1,838	2,067	1,992	1,809	2,159	2,645	2,965
	大学院（通学）	2,000	1,735	1,979	1,850	2,210	2,553	2,777
	大学院（通信）	43	42	26	15	19	21	16
	専攻科	14	12	18	13	13	6	12

短期大学	計	1,434	1,920	1,845	1,541	1,780	2,296	2,650
	本科（通学）	1,390	1,889	1,803	1,509	1,749	2,251	2,595
	本科（通信）	30	12	22	23	16	28	27
	専攻科	14	19	20	9	15	17	28
高等専門学校	計	1,340	1,702	2,119	2,111	2,550	2,928	3,404
	本科	1,280	1,648	2,035	2,055	2,484	2,856	3,334
	専攻科	60	54	84	56	66	72	70

図表 12 平成 29 年度及び令和 5 年度の障害学生在籍率（学校種別・課程別）

学校種	課程	平成29年度	令和5年度
大学	計	0.95%	1.69%
	学部（通学）	0.95%	1.76%
	学部（通信）	1.12%	1.61%
	大学院（通学）	0.80%	1.05%
	大学院（通信）	1.10%	0.44%
	専攻科	1.28%	0.98%
短期大学	計	1.01%	2.52%
	本科（通学）	1.16%	3.11%
	本科（通信）	0.15%	0.14%
	専攻科	0.76%	1.64%
高等専門学校	計	2.36%	6.03%
	本科	2.39%	6.25%
	専攻科	1.92%	2.24%

（４）設置者別の状況

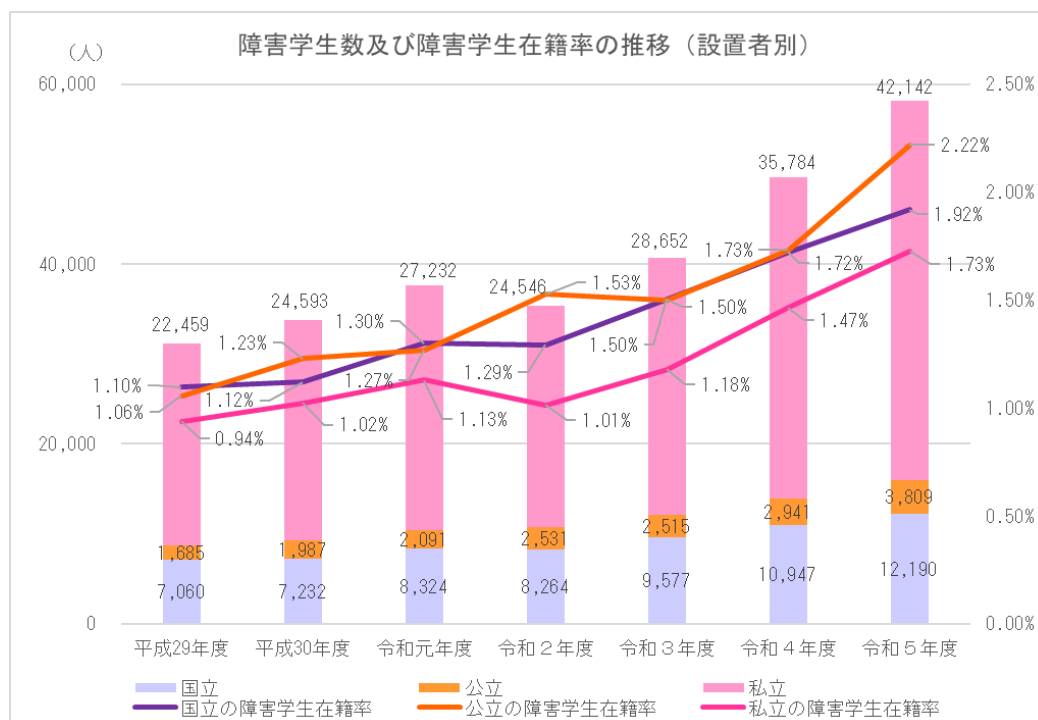
令和 5 年度における設置者別の障害学生数は、国立が 12,190 人、公立が 3,809 人、私立が 42,142 人となっており、平成 29 年度からそれぞれ 5,130 人、2,124 人、19,683 人増加した（図表 13、図表 14）。さらに、それぞれの増減率をみると、国立が 72.7%、公立が 126.1%、私立が 87.6%であり、特に公立の増加の幅が大きい。

また、学校種別及び設置者別にみると、令和 5 年度において大学は、国立が 9,320 人、公立が 3,175 人、私立が 39,592 人となっている（図表 15）。短期大学は、公立が 218 人、私立が 2,432 人であり、高等専門学校は、国立が 2,870 人、公立が 416 人、私立が 118 人となっている。

図表 13 障害学生数の推移（設置者別）

(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	31,204	33,812	37,647	35,341	40,744	49,672	58,141
国立	7,060	7,232	8,324	8,264	9,577	10,947	12,190
公立	1,685	1,987	2,091	2,531	2,515	2,941	3,809
私立	22,459	24,593	27,232	24,546	28,652	35,784	42,142

図表 14



図表 15 平成 29 年度及び令和 5 年度の障害学生数（学校種別・設置者別）

学校種	設置者別 (人)	平成29年度	令和5年度
大学	計	28,430	52,087
	国立	5,790	9,320
	公立	1,626	3,175
	私立	21,014	39,592
短期大学	計	1,434	2,650
	国立	—	—
	公立	31	218
	私立	1,403	2,432
高等専門学校	計	1,340	3,404
	国立	1,270	2,870
	公立	28	416
	私立	42	118

2. 障害学生在籍学校数と支援障害学生在籍学校数

障害学生在籍学校数及び全学校数に対する障害学生在籍学校数の割合（以下「障害学生在籍学校率」という。）は、障害学生数及び障害学生在籍率と同様に増え続けている。同時に、支援障害学生在籍学校数及び全学校数に対する支援障害学生在籍学校数の割合（以下「支援障害学生在籍学校率」という。）も年々増加している。

以下、障害学生在籍学校数や支援障害学生在籍学校数等について、（１）全調査対象校の状況、（２）学校種別の状況、（３）設置者別の状況の観点から概説する。

（１）全調査対象校の状況

① 障害学生在籍学校数・障害学生在籍学校率

全国の大学等のうち障害学生が在籍する学校は、令和５年度には 998 校であり、平成 29 年度の 914 校から 84 校増加している（図表 16）。障害学生在籍学校率は、平成 29 年度の 78.1%から 7.3 ポイント増加して 85.4%となっている。

② 支援障害学生在籍学校数・支援障害学生在籍学校率

令和５年度において、全国の大学等のうち支援障害学生が在籍する学校は 914 校であり、平成 29 年度の 796 校から 118 校増加している（図表 16）。支援障害学生在籍学校率は平成 29 年度の 68.0%から 10.3 ポイント増加し 78.3%となっている。また、障害学生が在籍する 998 校のうち障害学生に支援を提供しているのは 914 校で、障害学生在籍校の 91.6%に相当する。

図表 16 障害学生在籍学校数と支援障害学生在籍学校数及び各在籍学校率の推移（全体）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全学校数 (校)	1,170	1,169	1,174	1,173	1,176	1,174	1,168
障害学生在籍校数 計	914	941	937	935	942	970	998
障害学生在籍学校率	78.1%	80.5%	79.8%	79.7%	80.1%	82.6%	85.4%
支援障害学生在籍校数 計	796	838	832	822	837	877	914
支援障害学生在籍学校率	68.0%	71.7%	70.9%	70.1%	71.2%	74.7%	78.3%

障害学生在籍学校率：障害学生在籍学校数÷全学校数×100（％）

支援障害学生在籍学校率：支援障害学生在籍学校数÷全学校数×100（％）

(2) 学校種別の状況

① 大学

大学の障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にはそれぞれ 673 校、86.1%であった（図表 17）。令和 5 年度にはそれぞれ 721 校、88.8%となり、平成 29 年度より 48 校、2.7 ポイント増加しているが、平成 29 年度からの障害学生在籍学校率の推移をみるとほぼ横ばいである。

障害学生在籍学校数の増加に伴い、支援障害学生在籍学校数も平成 29 年度の 614 校から令和 5 年度は 680 校と 66 校増加し、支援障害学生在籍学校率も 78.5%から 83.7%と 5.2 ポイント増加している（図表 18）。

② 短期大学

短期大学の障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にはそれぞれ 186 校、56.2%であったが、令和 5 年度にはそれぞれ 220 校、73.8%となり、平成 29 年度より 34 校、17.6 ポイント増加している。平成 29 年度からの障害学生在籍学校率の推移をみると、学校種の中で短期大学の伸びが最も大きい。

支援障害学生在籍学校数は平成 29 年度の 129 校から令和 5 年度は 179 校と 50 校増加している。支援障害学生在籍学校率も 39.0%から 60.1%と 21.1 ポイント増加しており、やはり短期大学の増加の幅が最も大きい。ただし、両者については前述のとおり短期大学全体の学校数が年々減少している影響が考えられる。

③ 高等専門学校

高等専門学校の障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にはそれぞれ 55 校、96.5%で、令和 5 年度にはそれぞれ 57 校、98.3%である。他の学校種と比べて障害学生在籍学校率が高く、平成 29 年度以降も 94%以上で推移している。

支援障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にそれぞれ 53 校、93.0%であり、令和 5 年度はそれぞれ 55 校と 94.8%と高いまま推移しており、実質的に全高等専門学校で支援が行われていると考えられる。

図表 17 障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率の推移（学校種別）

(校)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大 学	全学校数	782	785	792	801	809	813	812
	障害学生在籍 学校数	673	678	680	676	693	712	721
	障害学生在籍 学校率	86.1%	86.4%	85.9%	84.4%	85.7%	87.6%	88.8%
短	全学校数	331	327	325	315	310	304	298

期 大 学	障害学生在籍 学校数	186	206	203	202	193	202	220
	障害学生在籍 学校率	56.2%	63.0%	62.5%	64.1%	62.3%	66.4%	73.8%
高 等 専 門 学 校	全学校数	57	57	57	57	57	57	58
	障害学生在籍 学校数	55	57	54	57	56	56	57
	障害学生在籍 学校率	96.5%	100.0%	94.7%	100.0%	98.2%	98.2%	98.3%

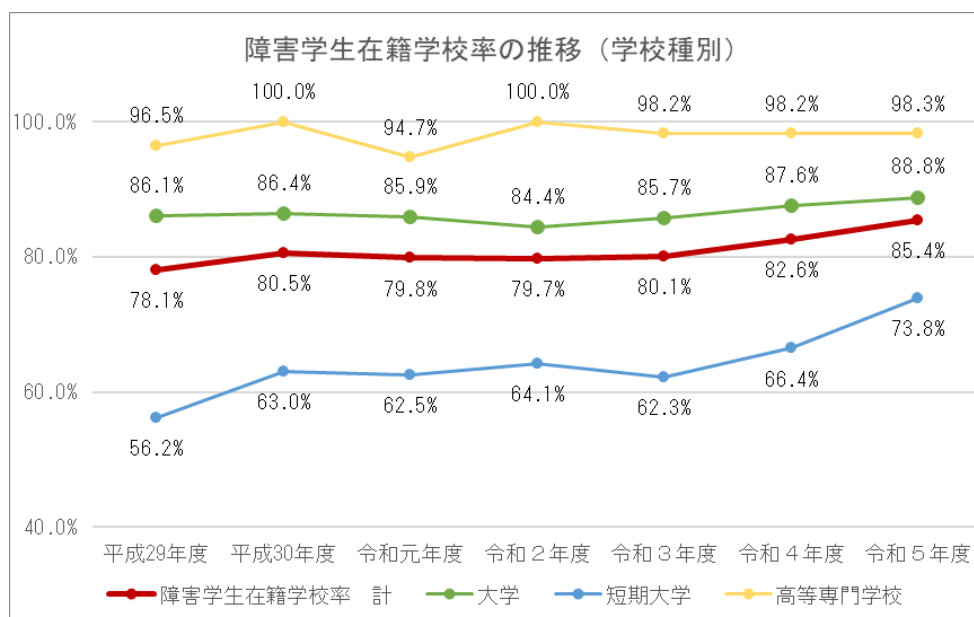
障害学生在籍学校率：障害学生在籍学校数÷全学校数×100（％）

図表 18 支援障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校率の推移（学校種別）

(校)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
大 学	全学校数	782	785	792	801	809	813	812
	支援障害学生在籍 学校数	614	628	614	610	626	647	680
	支援障害学生在籍 学校率	78.5%	80.0%	77.5%	76.2%	77.4%	79.6%	83.7%
短 期 大 学	全学校数	331	327	325	315	310	304	298
	支援障害学生在籍 学校数	129	154	165	162	157	174	179
	支援障害学生在籍 学校率	39.0%	47.1%	50.8%	51.4%	50.6%	57.2%	60.1%
高 等 専 門 学 校	全学校数	57	57	57	57	57	57	58
	支援障害学生在籍 学校数	53	56	53	50	54	56	55
	支援障害学生在籍 学校率	93.0%	98.2%	93.0%	87.7%	94.7%	98.2%	94.8%

支援障害学生在籍学校率：障害学生在籍学校数÷全学校数×100（％）

図表 19



(3) 設置者別の状況

① 国立

国立の障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にはそれぞれ 133 校、97.1%で、令和 5 年度にはそれぞれ 134 校、97.8%と、96%以上の水準で推移している（図表 20）。

同様に、支援障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校率もそれぞれ平成 29 年度は 130 校、94.9%、令和 5 年度は 132 校、96.4%であり、高い水準にある（図表 21）。国立については、障害のある学生に対する支援がほぼ定着しているものと考えられる。

② 公立

公立の障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にはそれぞれ 83 校、76.9%で、令和 5 年度にはそれぞれ 103 校、87.3%と、平成 29 年度から 20 校、10.4 ポイント増加している。障害学生在籍学校率は平成 29 年度以降 76%以上で推移している。

支援障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校率もそれぞれ平成 29 年度の 79 校、73.1%から令和 5 年度は 91 校、77.1%と、12 校、4.0 ポイント増加している。

③ 私立

私立の障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率は、平成 29 年度にはそれぞれ 698 校、75.5%で、令和 5 年度にはそれぞれ 761 校、83.4%と、平成 29 年度から 63 校、7.9 ポイント増加している。障害学生在籍学校率は、平成 30 年度から令和 3 年度までは 77%台で推移していたが、令和 4 年度以降は 80%を超えている。

支援障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校率もそれぞれ平成 29 年度の 587 校、63.5%から令和 5 年度は 691 校、75.7%と、104 校、12.2 ポイント増加している。設置者別では私立の増加の幅が最も大きい。

図表 20 障害学生在籍学校数及び障害学生在籍学校率の推移（設置者別）

(校)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国立	全学校数	137	137	137	137	137	137	137
	障害学生在籍学校数	133	135	132	134	135	135	134
	障害学生在籍学校率	97.1%	98.5%	96.4%	97.8%	98.5%	98.5%	97.8%
公立	全学校数	108	112	113	112	115	118	118
	障害学生在籍学校数	83	91	90	87	90	95	103
	障害学生在籍学校率	76.9%	81.3%	79.6%	77.7%	78.3%	80.5%	87.3%

私立	全学校数	925	920	924	924	924	919	913
	障害学生在籍学校数	698	715	715	714	717	740	761
	障害学生在籍学校率	75.5%	77.7%	77.4%	77.3%	77.6%	80.5%	83.4%

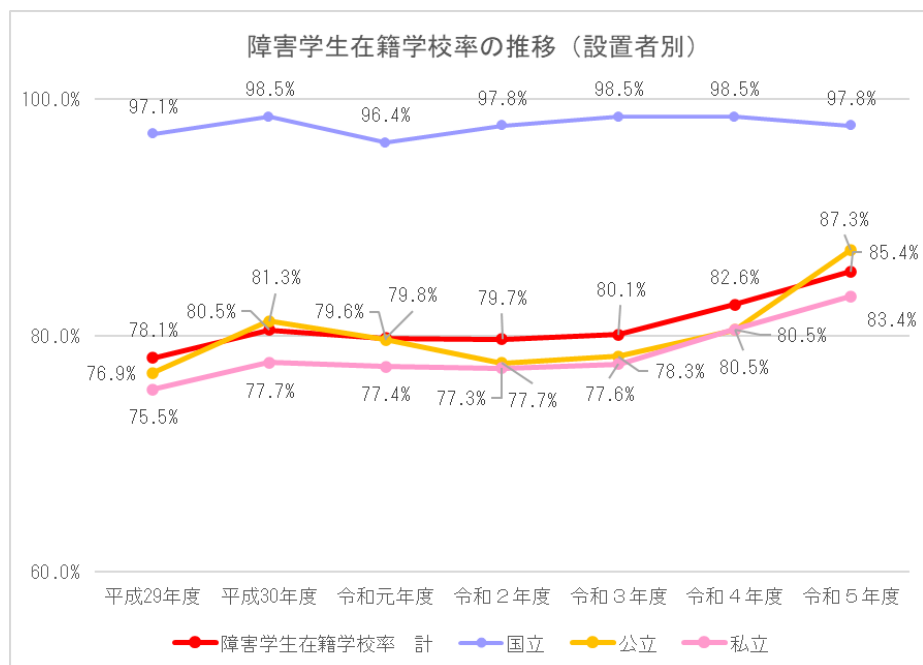
障害学生在籍学校率：障害学生在籍学校数÷全学校数×100（％）

図表 21 支援障害学生在籍学校数及び支援障害学生在籍学校率の推移（設置者別）

(校)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国立	全学校数	137	137	137	137	137	137	137
	支援障害学生在籍学校数	130	133	128	124	132	134	132
	支援障害学生在籍学校率	94.9%	97.1%	93.4%	90.5%	96.4%	97.8%	96.4%
公立	全学校数	108	112	113	112	115	118	118
	支援障害学生在籍学校数	79	84	80	79	85	88	91
	支援障害学生在籍学校率	73.1%	75.0%	70.8%	70.5%	73.9%	74.6%	77.1%
私立	全学校数	925	920	924	924	924	919	913
	支援障害学生在籍学校数	587	621	624	619	620	655	691
	支援障害学生在籍学校率	63.5%	67.5%	67.5%	67.0%	67.1%	71.3%	75.7%

支援障害学生在籍学校率：支援障害学生在籍学校数÷全学校数×100（％）

図表 22



3. 障害学生の在籍状況の分析

平成 29 年度から令和 5 年度までの障害学生の在籍状況の推移について、障害種別、学校種別、設置者別など様々な観点からみてきた。特に、「発達障害」と「精神障害」が急

激に増加していることが明らかになっている。こうした結果をもたらす社会的背景を考察しながら、障害学生の在籍状況を分析した。

平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間は障害学生等を取り巻く社会状況に大きな変化がみられた。平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が義務化された国立大学等を中心に障害学生の受入れに向けた体制整備が急速に進められ、このことが障害学生数等の顕在化と増加につながっている。令和 2 年度から深刻化する新型コロナウイルス感染症の流行は障害学生の実態把握に影響を与えたと考えられるものの、令和 3 年の障害者差別解消法改正及び同 6 年 4 月の同法施行に向けた体制整備に関する各大学等の取組と関連して障害学生数の急速な増加となっている。

障害学生の増加を障害種別にみると、「発達障害」と「精神障害」が急速に増加している。その要因には、①大学等が支援を受けやすい体制や環境に変化したことにより従来から潜在的に存在した「発達障害」と「精神障害」の学生が顕在化したこと、②共生社会の実現に向けた法制度の整備や社会啓発により障害を開示し支援を希望する学生が増えたこと、③義務教育や高等学校段階における特別支援教育の充実などが考えられる。③については、具体的には特別支援教育コーディネーターによる支援、通級指導教室の増加、スクールカウンセラーの整備、研修等を通じた特別支援教育に関する教員の専門性の向上等が挙げられる。

また、視覚障害と聴覚障害については、医療技術等の進展の影響と思われる傾向がみられる。視覚障害の中では「弱視」の学生が増加傾向を示しているが、これは眼科医療に関する技術の進歩と、早期発見、早期治療による「弱視」学生の相対的な増加が背景にある。さらに、聴覚・言語障害の中で「難聴」の学生も同様に増加する傾向にあり、これは新生児聴覚スクリーニング検査による早期発見に加え、補聴器の進歩や人工内耳手術の普及がその背景にある。「弱視」「難聴」ともに、それらの障害のある児童生徒に対する教育的支援が義務教育段階や高等学校で充実してきたことにより、大学入学後も継続した支援を求める学生が増えた結果となっている。あわせて、支援機器等を活用することで必ずしも支援を要しない学生も増加してきていると考えられる。

第2章 障害学生支援に関する体制の整備

(監修) 柏倉 秀克

1. 障害者差別解消法に関する対応要領等の策定

本項目は、平成 28 年 4 月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行を踏まえて、平成 28 年度から新設した調査項目である。同法により、国の行政機関等にはその職員が同法の規定に適切に対応するために必要な要領を定めることが義務とされ、地方公共団体等にはそれが努力義務とされた。事業者にあたる学校法人に対しては主務大臣が対応指針を定めるものとされた。以上のことから、本項目は大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）における対応要領や各大学等が定める障害学生支援に関する基本方針（ガイドライン）、規程等の策定状況について把握することを目的としている。

以下、（１）経年推移、（２）学校種別・設置者別の状況、（３）学校規模別の状況の観点から概説する。

（１）経年推移

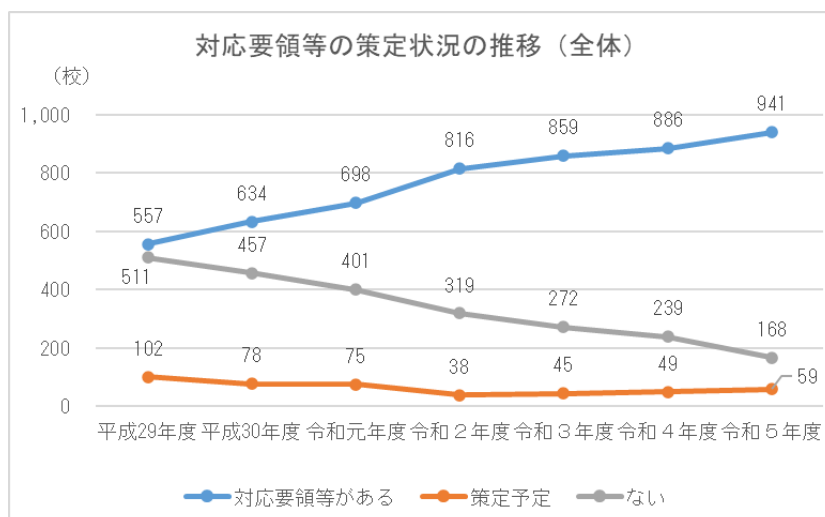
平成 29 年度は、「障害者差別解消法に関する対応要領又は基本方針、規程等」（以下「対応要領等」という。）がある学校は 557 校であったが、令和 5 年度には 941 校に増加し、全学校数に占める割合は 47.6%から 80.6%に増加した（図表 1、図表 2）。

一方で、対応要領等がない学校は平成 29 年度には 511 校で、令和 5 年度には 168 校に減少しているものの、全体の 14.4%の大学等で策定されていない状況である。

図表 1 対応要領等の策定状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	対応要領 等がある	全学校数 に占める 割合	策定予定	ない	全学校数 に占める 割合
平成 29 年度	1,170	557	47.6%	102	511	43.7%
平成 30 年度	1,169	634	54.2%	78	457	39.1%
令和元年度	1,174	698	59.5%	75	401	34.2%
令和 2 年度	1,173	816	69.6%	38	319	27.2%
令和 3 年度	1,176	859	73.0%	45	272	23.1%
令和 4 年度	1,174	886	75.5%	49	239	20.4%
令和 5 年度	1,168	941	80.6%	59	168	14.4%

図表 2



（2）学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、対応要領等がある学校は大学、短期大学は、平成 29 年度はそれぞれ 406 校、104 校で、令和 5 年度にはそれぞれ 667 校、218 校に増加している（図表 3）。一方で、対応要領等がない学校は、大学、短期大学ともに、平成 29 年度はそれぞれ 308 校、196 校であったが、令和 5 年度にはそれぞれ 106 校、61 校に減少した。高等専門学校では、対応要領等がある学校は平成 29 年度には 47 校であったが、令和 5 年度は 56 校に増加し、ほぼ全ての学校で策定されている。

図表 3 対応要領等の策定状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	対応要領等 がある	策定予定	ない
大学	平成 29 年度	782	406	68	308
	平成 30 年度	785	464	49	272
	令和元年度	792	508	41	243
	令和 2 年度	801	575	24	202
	令和 3 年度	809	610	26	173
	令和 4 年度	813	632	28	153
	令和 5 年度	812	667	39	106
短期大学	平成 29 年度	331	104	31	196
	平成 30 年度	327	120	26	181
	令和元年度	325	141	31	153
	令和 2 年度	315	188	13	114
	令和 3 年度	310	196	17	97
	令和 4 年度	304	200	19	85
	令和 5 年度	298	218	19	61
高等専門 学校	平成 29 年度	57	47	3	7
	平成 30 年度	57	50	3	4
	令和元年度	57	49	3	5

	令和2年度	57	53	1	3
	令和3年度	57	53	2	2
	令和4年度	57	54	2	1
	令和5年度	58	56	1	1

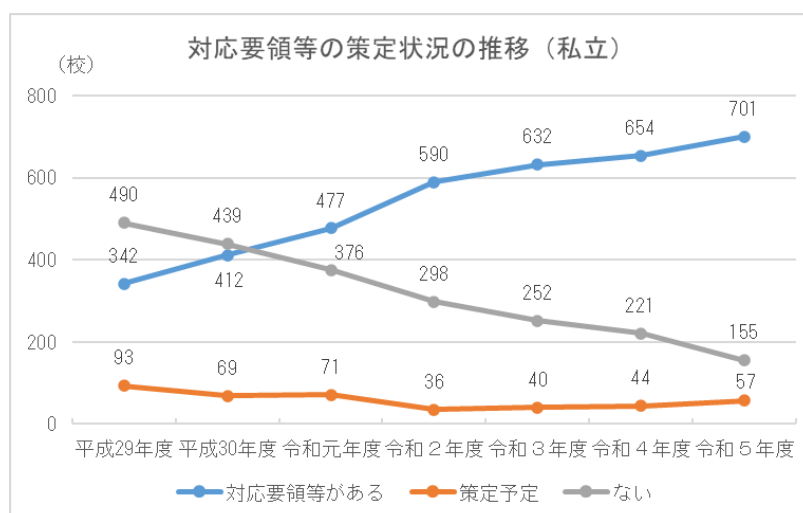
設置者別にみると、国立で対応要領等がある学校は、平成29年度は130校、令和5年度は135校であった（図表4）。この間の国立の大学等の設置数は137校で変わらず、ごく一部を除き平成29年度から対応要領等が策定されている。

同様に公立と私立の対応要領等がある学校についてみると、公立は85校から105校に増加し、私立の大学等は342校から701校に増加している。特に私立の増加の幅が大きく、学校数に占める割合は平成29年度の37.0%から令和5年度には76.8%と、39.8ポイント増加している。令和2年度までも毎年増加していたが、令和3年の障害者差別解消法の改正により一層取組が進んだものと考えられる。私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表5）。

図表4 対応要領等の策定状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	対応要領等 がある	学校数に占 める割合	策定予定	ない
国立	平成29年度	137	130	94.9%	3	4
	平成30年度	137	132	96.4%	3	2
	令和元年度	137	130	94.9%	3	4
	令和2年度	137	133	97.1%	1	3
	令和3年度	137	133	97.1%	2	2
	令和4年度	137	134	97.8%	2	1
	令和5年度	137	135	98.5%	1	1
公立	平成29年度	108	85	78.7%	6	17
	平成30年度	112	90	80.4%	6	16
	令和元年度	113	91	80.5%	1	21
	令和2年度	112	93	83.0%	1	18
	令和3年度	115	94	81.7%	3	18
	令和4年度	118	98	83.1%	3	17
	令和5年度	118	105	89.0%	1	12
私立	平成29年度	925	342	37.0%	93	490
	平成30年度	920	412	44.8%	69	439
	令和元年度	924	477	51.6%	71	376
	令和2年度	924	590	63.9%	36	298
	令和3年度	924	632	68.4%	40	252
	令和4年度	919	654	71.2%	44	221
	令和5年度	913	701	76.8%	57	155

図表 5



（3）学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中70校（97.2％）に、5,000～9,999人の学校108校中100校（92.6％）に、2,000～4,999人の学校175校中158校（90.3％）に対応要領等があり、2,000人以上の規模の大学等の9割以上が策定済みとなっている（図表6）。

2,000人未満の規模では、1,000～1,999人の学校は229校中182校、500～999人の学校は194校中155校、500人未満の学校は390校中276校に対応要領等があり、学校数に占める割合はそれぞれ79.5％、79.9％、70.8％である。また、これら2,000人未満の規模の学校で対応要領等がないものはそれぞれ34校、28校、88校であり、500人未満の学校の22.6％が未策定となっている。

なお、学校規模別における学校種の内訳を示すと、10,000人以上の全72校、5,000～9,999人の108校のうち106校、2,000～4,999人の175校のうち173校が大学で、他は短期大学である。2,000人未満の規模では、学校数813校のうち、大学が461校、短期大学が294校、高等専門学校が58校であり、ここに全短期大学298校の大半と全高等専門学校が含まれる。両者を合わせた割合は43.3％である。

図表 6 令和5年度の対応要領等の策定状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数(校)	対応要領 等がある	学校数に 占める割合	策定予定	ない	学校数に 占める割合
10,000人以上	72	70	97.2%	1	1	1.4%
5,000～9,999人	108	100	92.6%	1	7	6.5%
2,000～4,999人	175	158	90.3%	7	10	5.7%
1,000～1,999人	229	182	79.5%	13	34	14.8%
500～999人	194	155	79.9%	11	28	14.4%
500人未満	390	276	70.8%	26	88	22.6%

2. 専門委員会等の設置

障害学生支援に関する専門委員会の設置状況について、以下、（１）経年推移、（２）学校種別・設置者別の状況、（３）学校規模別の状況の観点から概説する。

（１）経年推移

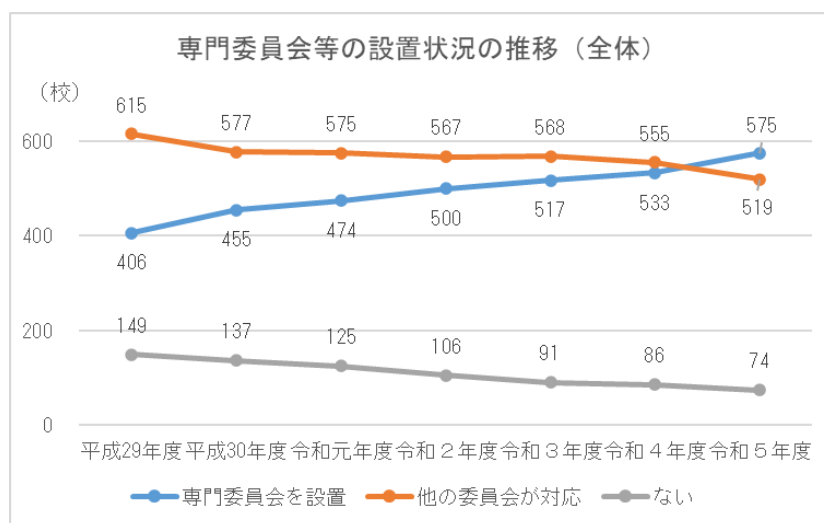
障害学生支援に関する専門委員会を設置している学校（①）と他の委員会が対応している学校（②）の数は、平成 29 年度にはそれぞれ 406 校、615 校であり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 1,021 校で、全学校数に占める割合は 87.3%であった（図表 7、図表 8）。令和 5 年度には①は 575 校、②は 519 校となり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 1,094 校である。全学校数に占める割合は 93.7%であり、平成 29 年度から 6.4 ポイント増加している。

なお、専門委員会を設置している学校（①）と他の委員会が対応している学校（②）の推移をみると、前述のとおり平成 29 年度は①が 406 校、②が 615 校で、②の方が多い結果であったが、令和 5 年度には①が 575 校、②が 519 校と、①の数の方が多くなり、②の数が減少した。専門委員会を設置している学校（①）の全学校数に占める割合をみると、平成 29 年度の 34.7%から令和 5 年度には 49.2%と、14.5 ポイント増加している。障害者差別解消法が改正されたことにより、専門委員会を設置する大学等が増えたものと考えられる。

図表 7 専門委員会等の設置状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	専門委員会を設置 ①	① 全学校数に 占める割合	他の委員会が対応 ②	対応する委員会がある (①＋②)	①＋② 全学校数に 占める割合	ない
平成 29 年度	1,170	406	34.7%	615	1,021	87.3%	149
平成 30 年度	1,169	455	38.9%	577	1,032	88.3%	137
令和元年度	1,174	474	40.4%	575	1,049	89.4%	125
令和 2 年度	1,173	500	42.6%	567	1,067	91.0%	106
令和 3 年度	1,176	517	44.0%	568	1,085	92.3%	91
令和 4 年度	1,174	533	45.4%	555	1,088	92.7%	86
令和 5 年度	1,168	575	49.2%	519	1,094	93.7%	74

図表 8



（２）学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、専門委員会を設置している学校（①）と他の委員会が対応している学校（②）は、平成 29 年度はそれぞれ 306 校、399 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 705 校であった（図表 9）。令和 5 年度には①は 412 校、②は 351 校となり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 58 校増加し 763 校となった。対応する委員会がない学校は、平成 29 年度の 77 校から令和 5 年度は 49 校に減少した。

短期大学では、平成 29 年度は①が 74 校、②が 190 校であり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 264 校であった。令和 5 年度にはそれぞれ 124 校、150 校となり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 210 校増加し 74 校となった。対応する委員会がない学校は、平成 29 年度の 67 校から令和 5 年度は 24 校に減少した。

高等専門学校では、平成 29 年度は①が 26 校、②が 26 校であり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 52 校であった。令和 5 年度にはそれぞれ 39 校と 18 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 57 校と、おおむね全ての学校に設置されている。

図表 9 専門委員会等の設置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	専門委員会 を設置①	他の委員会 が対応②	対応する委 員会がある (①＋②)	ない
大学	平成 29 年度	782	306	399	705	77
	平成 30 年度	785	336	376	712	73
	令和元年度	792	348	374	722	70
	令和 2 年度	801	363	377	740	61
	令和 3 年度	809	367	386	753	56
	令和 4 年度	813	382	374	756	57
	令和 5 年度	812	412	351	763	49

短期大学	平成 29 年度	331	74	190	264	67
	平成 30 年度	327	89	178	267	60
	令和元年度	325	98	177	275	50
	令和 2 年度	315	108	165	273	42
	令和 3 年度	310	116	160	276	34
	令和 4 年度	304	115	162	277	27
	令和 5 年度	298	124	150	274	24
高等専門学校	平成 29 年度	57	26	26	52	5
	平成 30 年度	57	30	23	53	4
	令和元年度	57	28	24	52	5
	令和 2 年度	57	29	25	54	3
	令和 3 年度	57	34	22	56	1
	令和 4 年度	57	36	19	55	2
	令和 5 年度	58	39	18	57	1

設置者別にみると、国立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 96 校、37 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 133 校であったが、令和 5 年度には①と②はそれぞれ 105 校、31 校と、対応する委員会がある学校（①＋②）は 136 校となった（図表 10）。また、対応する委員会がある学校（①＋②）の割合は平成 29 年度に既に 97.1%であり、令和 5 年度には 99.3%とおおむね全ての学校に委員会が設置されている。

公立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 44 校、55 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 99 校であったが、令和 5 年度には①と②はそれぞれ 57 校、54 校と、対応する委員会がある学校（①＋②）は 111 校、94.1%となった。

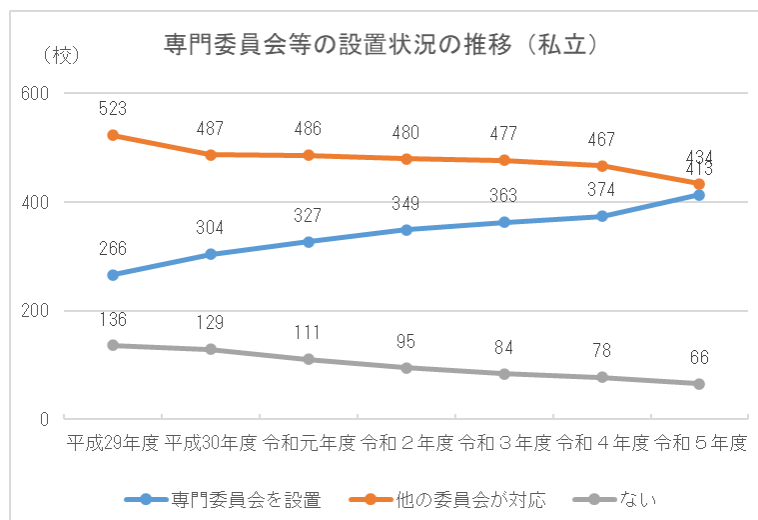
私立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 266 校、523 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 789 校であった。令和 5 年度には①と②はそれぞれ 413 校、434 校と、対応する委員会がある学校（①＋②）は 847 校、92.8%となり、平成 29 年度の 85.3%に比べて 7.5 ポイント増加した。一方で、対応する委員会がない学校は、平成 29 年度の 136 校から令和 5 年度は 66 校に減少した。私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表 11）。

図表 10 専門委員会等の設置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	専門委員会を 設置①	他の委員会 が対応 ②	対応する委員会がある (①＋②)	①＋② 学校数に占める割合	ない
国立	平成 29 年度	137	96	37	133	97.1%	4
	平成 30 年度	137	99	35	134	97.8%	3
	令和元年度	137	97	35	132	96.4%	5
	令和 2 年度	137	99	34	133	97.1%	4
	令和 3 年度	137	102	33	135	98.5%	2
	令和 4 年度	137	103	32	135	98.5%	2
	令和 5 年度	137	105	31	136	99.3%	1

公立	平成 29 年度	108	44	55	99	91.7%	9
	平成 30 年度	112	52	55	107	95.5%	5
	令和元年度	113	50	54	104	92.0%	9
	令和 2 年度	112	52	53	105	93.8%	7
	令和 3 年度	115	52	58	110	95.7%	5
	令和 4 年度	118	56	56	112	94.9%	6
	令和 5 年度	118	57	54	111	94.1%	7
私立	平成 29 年度	925	266	523	789	85.3%	136
	平成 30 年度	920	304	487	791	86.0%	129
	令和元年度	924	327	486	813	88.0%	111
	令和 2 年度	924	349	480	829	89.7%	95
	令和 3 年度	924	363	477	840	90.9%	84
	令和 4 年度	919	374	467	841	91.5%	78
	令和 5 年度	913	413	434	847	92.8%	66

図表 11



(3) 学校規模別の状況

令和 5 年度調査結果を学校規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校 72 校中、専門委員会を設置している学校（①）と他の委員会が対応している学校（②）はそれぞれ 54 校、15 校であり、対応する委員会がある学校（①＋②）は 69 校と 95.8%を占める。（図表 12）。

5,000～9,999 人の学校では、108 校中①と②はそれぞれ 70 校、31 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 101 校（93.5%）である。2,000～4,999 人の学校では、175 校中①と②はそれぞれ 105 校、64 校で、対応する委員会があるのは 169 校（96.6%）である。1,000～1,999 人の学校では、229 校中①と②はそれぞれ 117 校、99 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 216 校（94.3%）である。500～999 人の学校では、194 校中①と②はそれぞれ 79 校、105 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 184 校（94.8%）である。500 人未満の学校では、390 校中①と②はそれぞれ 150 校、

205 校で、対応する委員会がある学校（①＋②）は 355 校（91.0％）である。以上のとおり、対応する委員会がある学校は全ての学校規模において 9 割以上となっている。

なお、専門委員会を設置している学校の割合をみると、学生数 10,000 人以上の学校から順に、それぞれ 75.0％、64.8％、60.0％、51.1％、40.7％、38.5％であり、規模が大きくなるに従い設置の割合が高くなっている。

図表 12 令和 5 年度の専門委員会等の設置状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	専門委員 会を設置 ①	① 学校数に占 める割合	他の委員 会が対応 ②	対応する委 員会がある (①＋②)	①＋② 学校数に占 める割合	ない
10,000 人以上	72	54	75.0%	15	69	95.8%	3
5,000～9,999 人	108	70	64.8%	31	101	93.5%	7
2,000～4,999 人	175	105	60.0%	64	169	96.6%	6
1,000～1,999 人	229	117	51.1%	99	216	94.3%	13
500～999 人	194	79	40.7%	105	184	94.8%	10
500 人未満	390	150	38.5%	205	355	91.0%	35

3. 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置

紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況について、以下、（１）経年推移、（２）学校種別・設置者別の状況、（３）学校規模別の状況の観点から概説する。

（１）経年推移

障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している学校（①）と他の機関が対応している学校（②）の数は、平成 29 年度にはそれぞれ 70 校、407 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 477 校となり、全学校数に占める割合は 40.8％であった（図表 13）。令和 5 年度には①は 93 校、②は 536 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 629 校、53.9％となった。平成 29 年度の 40.8％と比べ 13.1 ポイント増加しているものの、対応する機関がある学校は全学校数の 5 割程度にとどまっている。

図表 13 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	調整機関を 設置①	① 全学校数に 占める割合	他の機関が 対応②	対応する機 関がある (①＋②)	①＋② 全学校数に 占める割合	ない
平成 29 年度	1,170	70	6.0%	407	477	40.8%	693
平成 30 年度	1,169	77	6.6%	457	534	45.7%	635
令和元年度	1,174	73	6.2%	477	550	46.8%	624
令和 2 年度	1,173	76	6.5%	519	595	50.7%	578
令和 3 年度	1,176	76	6.5%	529	605	51.4%	571
令和 4 年度	1,174	87	7.4%	527	614	52.3%	560
令和 5 年度	1,168	93	8.0%	536	629	53.9%	539

(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している学校(①)と他の機関が対応している学校(②)は、平成29年度はそれぞれ60校、291校で、対応する機関がある学校(①+②)は351校であった(図表14)。令和5年度には①と②はそれぞれ79校、367校となり、対応する機関がある学校(①+②)は95校増加し446校となった。

短期大学では、平成29年度は①が6校、②が101校であり、対応する機関がある学校(①+②)は107校であった。令和5年度にはそれぞれ11校、143校となり、対応する機関がある学校(①+②)は154校と47校増加した。

高等専門学校では、平成29年度は①が4校、②が15校であり、対応する機関がある学校(①+②)は19校であった。令和5年度にはそれぞれ3校と26校で、対応する機関がある学校(①+②)は29校と10校増加した。

図表14 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況の推移(学校種別)

		学校数 (校)	調整機関を設 置①	他の機関が 対応②	対応する 機関がある (①+②)	ない
大学	平成29年度	782	60	291	351	431
	平成30年度	785	65	317	382	403
	令和元年度	792	64	339	403	389
	令和2年度	801	66	366	432	369
	令和3年度	809	64	380	444	365
	令和4年度	813	72	376	448	365
	令和5年度	812	79	367	446	366
短期大学	平成29年度	331	6	101	107	224
	平成30年度	327	10	117	127	200
	令和元年度	325	7	116	123	202
	令和2年度	315	8	127	135	180
	令和3年度	310	10	122	132	178
	令和4年度	304	12	124	136	168
	令和5年度	298	11	143	154	144
高等専門 学校	平成29年度	57	4	15	19	38
	平成30年度	57	2	23	25	32
	令和元年度	57	2	22	24	33
	令和2年度	57	2	26	28	29
	令和3年度	57	2	27	29	28
	令和4年度	57	3	27	30	27
	令和5年度	58	3	26	29	29

設置者別にみると、国立では、①と②は、平成29年度はそれぞれ30校、63校で、対応する機関がある学校(①+②)は93校であったが、令和5年度には①と②はそれぞれ33校、73校と、対応する機関がある学校(①+②)は106校となった(図表15)。国立においては、対応する機関がある学校の割合は平成29年度に67.9%であったが、

令和 5 年度には 77.4%と 9.5 ポイント増加した。

公立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 16 校、34 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 50 校であった。令和 5 年度には①と②はそれぞれ 13 校、52 校と、対応する機関がある学校（①＋②）は 65 校となり、割合は平成 29 年度の 46.3%から令和 5 年度に 55.1%と 8.8 ポイント増加した。

私立では、①と②は、平成 29 年度はそれぞれ 24 校、310 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 334 校であった。令和 5 年度には①と②はそれぞれ 47 校、411 校と、対応する機関がある学校（①＋②）は 458 校となり、割合は平成 29 年度の 36.1%から令和 5 年度に 50.2%と 14.1 ポイント増加した。

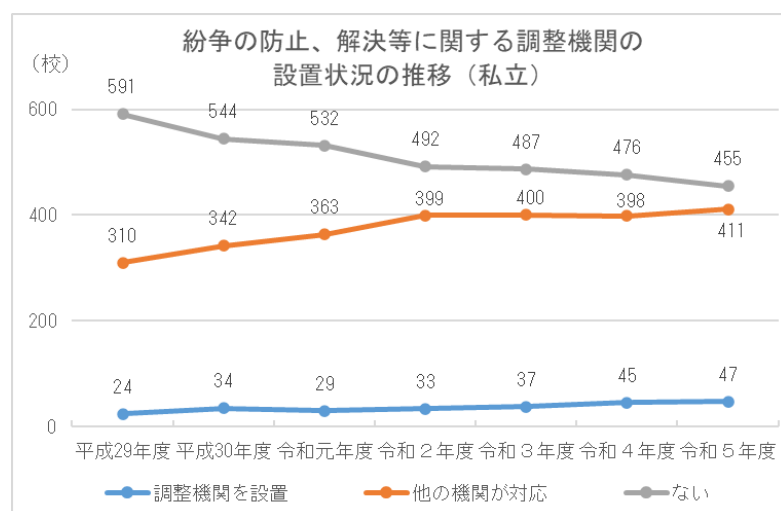
令和 5 年度において、対応する機関がある学校の割合は、国立は 77.4%、公立は 55.1%、私立は 50.2%であり、国立の割合が相対的に高くなっている。

私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表 16）。

図表 15 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	調整機関を 設置①	他の機関 が対応②	対応する 機関がある (①＋②)	①＋② 学校数に占 める割合	ない
国立	平成 29 年度	137	30	63	93	67.9%	44
	平成 30 年度	137	27	70	97	70.8%	40
	令和元年度	137	29	67	96	70.1%	41
	令和 2 年度	137	30	70	100	73.0%	37
	令和 3 年度	137	27	78	105	76.6%	32
	令和 4 年度	137	31	75	106	77.4%	31
	令和 5 年度	137	33	73	106	77.4%	31
公立	平成 29 年度	108	16	34	50	46.3%	58
	平成 30 年度	112	16	45	61	54.5%	51
	令和元年度	113	15	47	62	54.9%	51
	令和 2 年度	112	13	50	63	56.3%	49
	令和 3 年度	115	12	51	63	54.8%	52
	令和 4 年度	118	11	54	65	55.1%	53
	令和 5 年度	118	13	52	65	55.1%	53
私立	平成 29 年度	925	24	310	334	36.1%	591
	平成 30 年度	920	34	342	376	40.9%	544
	令和元年度	924	29	363	392	42.4%	532
	令和 2 年度	924	33	399	432	46.8%	492
	令和 3 年度	924	37	400	437	47.3%	487
	令和 4 年度	919	45	398	443	48.2%	476
	令和 5 年度	913	47	411	458	50.2%	455

図表 16



（３）学校規模別の状況

令和５年度調査結果を学校規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校 72 校中、障害学生の紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している学校（①）は 20 校、他の部署・機関が対応する学校（②）は 30 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 50 校（69.4%）であった（図表 17）。5,000～9,999 人の学校では、108 校中①は 17 校、②は 50 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 67 校（62.0%）であった。5,000 人以上の規模の学校の 6 割以上に対応する機関がある。

2,000～4,999 人の学校では、175 校中①は 21 校、②は 83 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 104 校（59.4%）である。1,000～1,999 人の学校では 229 校中①は 15 校、②は 104 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 119 校（52.0%）である。500～999 人の学校では 194 校中①は 7 校、②は 82 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 89 校（45.9%）である。500 人未満の学校では 390 校中①は 13 校、②は 187 校で、対応する機関がある学校（①＋②）は 200 校（51.3%）であった。2,000 人未満の規模の学校で対応する機関があるのは 5 割前後となっている。

図表 17 令和５年度の紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	調整機関を 設置①	① 学校数に占 める割合	他の機関 が対応②	対応する機 関がある (①＋②)	①＋② 学校数に占 める割合	ない
10,000 人以上	72	20	27.8%	30	50	69.4%	22
5,000～9,999 人	108	17	15.7%	50	67	62.0%	41
2,000～4,999 人	175	21	12.0%	83	104	59.4%	71
1,000～1,999 人	229	15	6.6%	104	119	52.0%	110
500～999 人	194	7	3.6%	82	89	45.9%	105
500 人未満	390	13	3.3%	187	200	51.3%	190

4. 障害学生支援担当部署の設置

障害学生支援担当部署の設置状況について、以下、（１）経年推移、（２）学校種別・設置者別の状況、（３）学校規模別の状況の観点から概説する。

（１）経年推移

障害学生支援を担当する専門部署・機関を設置している学校（①）と他の部署・機関が対応する学校（②）の数は、平成 29 年度にはそれぞれ 228 校、878 校であり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 1,106 校で、全学校数に占める割合は 94.5%であった（図表 18）。令和 5 年度には①は 344 校、②は 797 校となり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 1,141 校で全学校数の 97.7%に当たる。障害学生支援を担当する部署等は既に多くの大学等に設置されている状況である。

専門部署・機関を設置している学校の推移をみると、前述のとおり平成 29 年度の 228 校から令和 5 年度には 344 校に増加し、全学校数に占める割合は 19.5%から 29.5%へと 10 ポイント増加している。また、平成 29 年度から令和 5 年度に、他の部署・機関が対応する学校は 878 校から 797 校に減少し、全学校数に占める割合は 75.0%から 68.2%に 6.8 ポイント減少した。対応する部署がない学校は 64 校から 27 校に減少していることから、対応が可能な大学等において専門部署・機関の設置が進んだことが見受けられる。

図表 18 障害学生支援担当部署・機関の設置状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	専門部署・機関を 設置①	① 全学校数 に占める 割合	他の部署・ 機関が対 応②	② 全学校数 に占める 割合	対応する 部署等有 る (①+②)	①+② 全学校数 に占める 割合	ない
平成 29 年度	1,170	228	19.5%	878	75.0%	1,106	94.5%	64
平成 30 年度	1,169	250	21.4%	878	75.1%	1,128	96.5%	41
令和元年度	1,174	261	22.2%	865	73.7%	1,126	95.9%	48
令和 2 年度	1,173	278	23.7%	858	73.1%	1,136	96.8%	37
令和 3 年度	1,176	292	24.8%	845	71.9%	1,137	96.7%	39
令和 4 年度	1,174	306	26.1%	835	71.1%	1,141	97.2%	33
令和 5 年度	1,168	344	29.5%	797	68.2%	1,141	97.7%	27

（２）学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、専門部署・機関を設置している学校（①）と他の部署・機関が対応する学校（②）の数は、平成 29 年度はそれぞれ 181 校、572 校であり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 753 校であった（図表 19）。令和 5 年度は、①は 259 校、②は 540 校であり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 799 校で、平成 29 年度に比べて 46 校増加した。また、対応する部署がない学校は 29 校から 13

校に減少した。

短期大学では、平成 29 年度は①が 33 校、②は 267 校であり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 300 校であった。令和 5 年度は①が 68 校、②が 216 校であり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 284 校となった。平成 29 年度に比べて 16 校減少しているが、同年度から令和 5 年度の間には短期大学の数が 33 校減少したことが影響したと考えられる。また、対応する部署がない学校は 31 校から 14 校に減少した。

高等専門学校では、平成 29 年度は①が 14 校、②は 39 校であり、対応する部署等がある学校（①＋②）は 53 校であった。令和 5 年度は①が 17 校、②は 41 校で、対応する部署等がある学校（①＋②）は 58 校全校となっている。

図表 19 障害学生支援担当部署・機関の設置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	専門部署・ 機関を設置 ①	他の部署・ 機関が対応 ②	対応する部 署等がある (①＋②)	ない
大学	平成 29 年度	782	181	572	753	29
	平成 30 年度	785	192	573	765	20
	令和元年度	792	204	564	768	24
	令和2年度	801	213	569	782	19
	令和3年度	809	222	565	787	22
	令和4年度	813	235	557	792	21
	令和5年度	812	259	540	799	13
短期大学	平成 29 年度	331	33	267	300	31
	平成 30 年度	327	41	265	306	21
	令和元年度	325	41	262	303	22
	令和2年度	315	49	249	298	17
	令和3年度	310	53	240	293	17
	令和4年度	304	56	236	292	12
	令和5年度	298	68	216	284	14
高等専門 学校	平成 29 年度	57	14	39	53	4
	平成 30 年度	57	17	40	57	0
	令和元年度	57	16	39	55	2
	令和2年度	57	16	40	56	1
	令和3年度	57	17	40	57	0
	令和4年度	57	15	42	57	0
	令和5年度	58	17	41	58	0

設置者別にみると、国立では、平成 29 年度は①が 84 校(61.3%)、②は 50 校(36.5%)で、令和 5 年度は①が 82 校(59.9%)で、②は 55 校(40.1%)であった(図表 20)。両年度間の学校数に占める割合をみると、①は 1.4 ポイント減少し、②は 3.6 ポイント増加している。

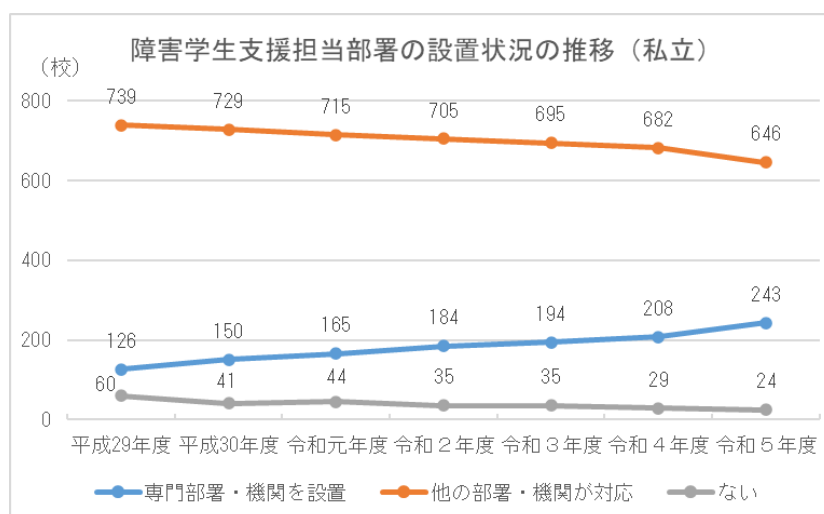
同様に、公立では①は 18 校(16.7%)から 19 校(16.1%)に、②は 89 校(82.4%)から 96 校(81.4%)になり、また、私立では①は 126 校(13.6%)から 243 校(26.6%)に増加し、②は 739 校(79.9%)から 646 校(70.8%)に減少している。私立の①の

学校数に占める割合は 13.0 ポイント増加しており、国立が減少し、公立が横ばいであることと比べ私立では大きく増加していると言える。私立について、他の設置者に比べて変化が顕著であることからグラフも示している（図表 21）。

図表 20 障害学生支援担当部署・機関の設置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	専門部署 ・機関を 設置①	① 学校数に占 める割合	他の部署・ 機関が対応 ②	② 学校数に占 める割合	ない
国立	平成 29 年度	137	84	61.3%	50	36.5%	3
	平成 30 年度	137	84	61.3%	53	38.7%	0
	令和元年度	137	83	60.6%	52	38.0%	2
	令和 2 年度	137	80	58.4%	56	40.9%	1
	令和 3 年度	137	80	58.4%	57	41.6%	0
	令和 4 年度	137	80	58.4%	57	41.6%	0
	令和 5 年度	137	82	59.9%	55	40.1%	0
公立	平成 29 年度	108	18	16.7%	89	82.4%	1
	平成 30 年度	112	16	14.3%	96	85.7%	0
	令和元年度	113	13	11.5%	98	86.7%	2
	令和 2 年度	112	14	12.5%	97	86.6%	1
	令和 3 年度	115	18	15.7%	93	80.9%	4
	令和 4 年度	118	18	15.3%	96	81.4%	4
	令和 5 年度	118	19	16.1%	96	81.4%	3
私立	平成 29 年度	925	126	13.6%	739	79.9%	60
	平成 30 年度	920	150	16.3%	729	79.2%	41
	令和元年度	924	165	17.9%	715	77.4%	44
	令和 2 年度	924	184	19.9%	705	76.3%	35
	令和 3 年度	924	194	21.0%	695	75.2%	35
	令和 4 年度	919	208	22.6%	682	74.2%	29
	令和 5 年度	913	243	26.6%	646	70.8%	24

図表 21



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中、専門部署・機関を設置している学校(①)は53校(73.6%)、②他の部署・機関が対応する学校(②)は19校であった(図表22)。5,000～9,999人の学校では、108校中①は58校(53.7%)、②は50校であった。5,000人以上の規模の学校では、対応する部署等がある学校(①+②)の割合は100.0%となっている。

2,000～4,999人の学校では、対応する部署等がある学校(①+②)は175校中174校(99.4%)であり、以下1,000～1,999人の学校では229校中224校(97.8%)、500～999人の学校では194校中192校(99.0%)、500人未満の学校では390校中371校(95.1%)と、いずれも95%を超えている。

なお、5,000人未満の規模の学校について専門部署・機関を設置している学校(①)のみをみると、規模が大きい区分から順に37.7%、26.2%、14.9%、20.0%と、割合が大きく減少しており、それに反比例して、他の部署・機関が対応している学校(②)は、61.7%、71.6%、84.0%、75.1%となっている。小規模の大学等では専門部署・機関を設置することが困難な状況であることがうかがえる。

図表22 令和5年度の障害学生支援担当部署・機関の設置状況(学校規模別)

学校規模	規模別 学校数 (校)	専門部 署・機関 を設置①	① 学校数 に占め る割合	他の部 署・機関 が対応 ②	② 学校数 に占め る割合	対応する部 署等がある (①+②)	①+② 学校数に 占める割 合	ない
10,000人以上	72	53	73.6%	19	26.4%	72	100.0%	0
5,000～9,999人	108	58	53.7%	50	46.3%	108	100.0%	0
2,000～4,999人	175	66	37.7%	108	61.7%	174	99.4%	1
1,000～1,999人	229	60	26.2%	164	71.6%	224	97.8%	5
500～999人	194	29	14.9%	163	84.0%	192	99.0%	2
500人未満	390	78	20.0%	293	75.1%	371	95.1%	19

5. 障害学生支援担当者の配置

障害学生支援担当者の配置状況について、以下、(1)経年推移、(2)学校種別・設置者別の状況、(3)学校規模別の状況、(4)障害学生支援担当者の職種の観点から概説する。

なお、(1)から(3)においては、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上している。兼任の担当者のみを配置しているものは「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。したがって、「専任の担当者を配置している学校」と「兼任の担当者を配置している学校」の合計が「支援担当者を配置している学校」となる。(4)においては、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上しつつ、専任の担当者と兼任

の担当者の両方を配置又は兼任の担当者のみを配置しているものを「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。(4)では専任と兼任の両方を配置している学校が、「専任の担当者を配置している学校」と「兼任の担当者を配置している学校」それぞれに重複して計上されている。

(1) 経年推移

専任の担当者を配置している学校(①)と兼任の担当者を配置している学校(②)は、平成29年度にはそれぞれ193校、926校で、支援担当者を配置している学校(①+②)は1,119校であり、全学校数に占める割合は95.6%であった(図表23)。令和5年度は、①は296校、②は840校で、支援担当者を配置している学校(①+②)は1,136校、全学校数に占める割合は97.3%となった。平成29年度から9割以上の大学等で支援担当者が配置されている状況である。

なお、専任の担当者を配置している学校(①)の推移をみると、平成29年度の193校から令和5年度は296校と103校増加した。全学校数に占める割合は16.5%から25.3%へと8.8ポイント増加している。兼任の担当者を配置している学校(②)は、平成29年度の926校から令和5年度は840校に減少し、全学校数に占める割合も79.1%から71.9%へと7.2ポイント減少したが、支援担当者を配置している学校(①+②)は増えており、兼任の担当者のみを配置していた学校が専任の担当者も配置するようになったものと考えられる。

図表23 障害学生支援担当者の配置状況の推移(全体)

	全学校数 (校)	専任の担 当者を配 置①	① 全学校数に 占める割合	兼任の担 当者を配 置②	② 全学校数に 占める割合	支援担当者 を配置 (①+②)	①+② 全学校数に 占める割合
平成29年度	1,170	193	16.5%	926	79.1%	1,119	95.6%
平成30年度	1,169	198	16.9%	919	78.6%	1,117	95.6%
令和元年度	1,174	229	19.5%	889	75.7%	1,118	95.2%
令和2年度	1,173	245	20.9%	881	75.1%	1,126	96.0%
令和3年度	1,176	255	21.7%	877	74.6%	1,132	96.3%
令和4年度	1,174	266	22.7%	874	74.4%	1,140	97.1%
令和5年度	1,168	296	25.3%	840	71.9%	1,136	97.3%

(専任の担当者と兼任の担当者の両方が配置されている学校については、「専任の担当者を配置している学校」に計上)

(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別にみると、大学では、専任の担当者を配置している学校(①)と兼任の担当者を配置している学校(②)は、平成29年度はそれぞれ160校、598校であり、令和5年度にはそれぞれ233校、559校と、①が73校増加し、②が39校減少したこと

から、専任の担当者を配置する学校が増えていることが分かる（図表 24）。支援担当者を配置している学校（①＋②）は、平成 29 年度の 758 校から令和 5 年度の 792 校と 34 校増加した。

短期大学では、平成 29 年度は①が 28 校、②は 277 校で、令和 5 年度はそれぞれ 56 校、230 校と、①が 28 校増加し、②が 47 校減少しており、大学と同様に専任担当者を配置する学校が増えている。支援担当者を配置している学校（①＋②）は、平成 29 年度の 305 校から令和 5 年度に 286 校と 19 校減少したが、短期大学の数が同年度間に 33 校減少したことが影響していると考えられる。

高等専門学校では、平成 29 年度は①が 5 校、②は 51 校で、令和 5 年度はそれぞれ 7 校、51 校であった。支援担当者を配置している学校（①＋②）は、平成 29 年度は 56 校で既にほぼ全校に、令和 5 年度は 58 校と全校に配置されている。

図表 24 障害学生支援担当者の配置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	専任の担当 者を配置①	兼任の担当 者を配置②	支援担当者を 配置 (①＋②)
大学	平成 29 年度	782	160	598	758
	平成 30 年度	785	168	589	757
	令和元年度	792	190	575	765
	令和 2 年度	801	200	575	775
	令和 3 年度	809	205	575	780
	令和 4 年度	813	216	573	789
	令和 5 年度	812	233	559	792
短期大学	平成 29 年度	331	28	277	305
	平成 30 年度	327	24	279	303
	令和元年度	325	35	264	299
	令和 2 年度	315	38	257	295
	令和 3 年度	310	42	254	296
	令和 4 年度	304	44	250	294
	令和 5 年度	298	56	230	286
高等専門 学校	平成 29 年度	57	5	51	56
	平成 30 年度	57	6	51	57
	令和元年度	57	4	50	54
	令和 2 年度	57	7	49	56
	令和 3 年度	57	8	48	56
	令和 4 年度	57	6	51	57
	令和 5 年度	58	7	51	58

設置者別にみると、国立は、平成 29 年度に①は 64 校、②は 72 校で、令和 5 年度はそれぞれ 73 校、64 校であった（図表 25）。割合は、①は平成 29 年度の 46.7%から令和 5 年度の 53.3%へと 6.6 ポイント増加し、同様に②は 52.6%から 46.7%へと 5.9 ポイント減少した。国立は①と②を合わせると全校に担当者が配置されており、専任の担当者を配置する学校が半数を超える。

同様に平成 29 年度と令和 5 年度を比較すると、公立は①が 17 校から 22 校になり、②は 90 校から 92 校となった。割合は、①は平成 29 年度の 15.7%から令和 5 年度に 18.6%となり、②はそれぞれ 83.3%から 78.0%となったことから、公立でも専任の担当者を配置する学校が増えているが、8 割近くが兼任の担当者のみを配置している学校となっている。

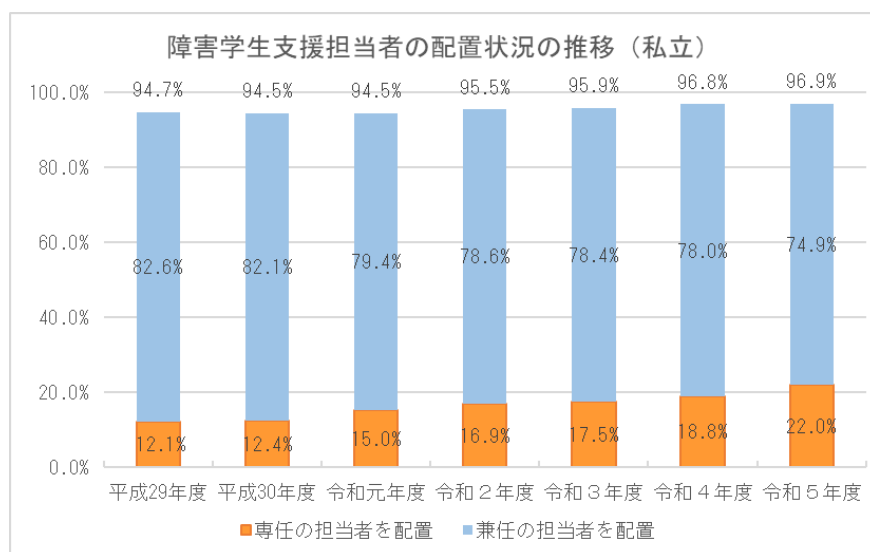
私立は、①は 112 校から 201 校に増加し、②は 764 校から 684 校に減少した。割合は、①は平成 29 年度の 12.1%から令和 5 年度に 22.0%へと 9.9 ポイント増加し、②は 82.6%から 74.9%に 7.7 ポイント減少しており、兼任の担当者のみを配置している学校が 7 割以上であるが、専任の担当者の配置も進んでいると言える。

令和 5 年度に支援担当者を配置している学校（①+②）は、国立は 100%、公立が 96.6%、私立が 96.9%となっている。私立について、他の設置者に比べて変化が大きいためグラフも示している（図表 26）。

図表 25 障害学生支援担当者の配置状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	専任の担 当者を配 置①	① 学校数に 占める割 合	兼任の担 当者を配 置②	② 学校数に 占める割 合	支援担当 者を配置 (①+②)	①+② 学校数に 占める割 合
国立	平成 29 年度	137	64	46.7%	72	52.6%	136	99.3%
	平成 30 年度	137	66	48.2%	71	51.8%	137	100.0%
	令和元年度	137	67	48.9%	67	48.9%	134	97.8%
	令和 2 年度	137	69	50.4%	67	48.9%	136	99.3%
	令和 3 年度	137	70	51.1%	66	48.2%	136	99.3%
	令和 4 年度	137	70	51.1%	67	48.9%	137	100.0%
	令和 5 年度	137	73	53.3%	64	46.7%	137	100.0%
公立	平成 29 年度	108	17	15.7%	90	83.3%	107	99.1%
	平成 30 年度	112	18	16.1%	93	83.0%	111	99.1%
	令和元年度	113	23	20.4%	88	77.9%	111	98.2%
	令和 2 年度	112	20	17.9%	88	78.6%	108	96.4%
	令和 3 年度	115	23	20.0%	87	75.7%	110	95.7%
	令和 4 年度	118	23	19.5%	90	76.3%	113	95.8%
	令和 5 年度	118	22	18.6%	92	78.0%	114	96.6%
私立	平成 29 年度	925	112	12.1%	764	82.6%	876	94.7%
	平成 30 年度	920	114	12.4%	755	82.1%	869	94.5%
	令和元年度	924	139	15.0%	734	79.4%	873	94.5%
	令和 2 年度	924	156	16.9%	726	78.6%	882	95.5%
	令和 3 年度	924	162	17.5%	724	78.4%	886	95.9%
	令和 4 年度	919	173	18.8%	717	78.0%	890	96.8%
	令和 5 年度	913	201	22.0%	684	74.9%	885	96.9%

図表 26



（３）学校規模別の状況

令和５年度調査結果を学校規模別にみると、学生数 10,000 人以上の学校 72 校中、専任の担当者が配置されている学校は（①）は 53 校（73.6%）、兼任の担当者を配置している学校（②）は 19 校であった（図表 27）。5,000～9,999 人の学校では、108 校中①は 60 校（55.6%）、②は 47 校であった。5,000 人以上の規模の学校は半数以上が専任の担当者を配置しており、支援担当者を配置している学校（①＋②）の割合はそれぞれ 100.0%と 99.1%である。

2,000～4,999 人の学校では、175 校中①は 59 校（33.7%）であり、以下 1,000～1,999 人の学校では 229 校中 39 校（17.0%）、500～999 人の学校では 194 校中 25 校（12.9%）、500 人未満の学校では 390 校中 60 校（15.4%）と、5,000 人未満の規模の学校では専任の担当者を配置している割合が大きく減少し、2,000 人未満になると 2 割より低い状況となっている。

なお、2,000～4,999 人の学校以下について支援担当者が配置されている学校の割合は、順に 97.7%、98.7、96.9%、95.4%であり、ほとんどの学校に配置されている。

図表 27 令和５年度の障害学生支援担当者の配置状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	専任の担当 者を配置①	① 学校数に占 める割合	兼任の担当 者を配置②	支援担当者 を配置 (①+②)	①+② 学校数に占 める割合
10,000 人以上	72	53	73.6%	19	72	100.0%
5,000～9,999 人	108	60	55.6%	47	107	99.1%
2,000～4,999 人	175	59	33.7%	112	171	97.7%
1,000～1,999 人	229	39	17.0%	187	226	98.7%
500～999 人	194	25	12.9%	163	188	96.9%
500 人未満	390	60	15.4%	312	372	95.4%

(4) 障害学生支援担当者の職種

前述のとおり、本項目では、「専任の担当者を配置している学校」は、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを計上し、「兼任の担当者を配置している学校」は、専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置又は兼任の担当者のみを配置しているものとしている。

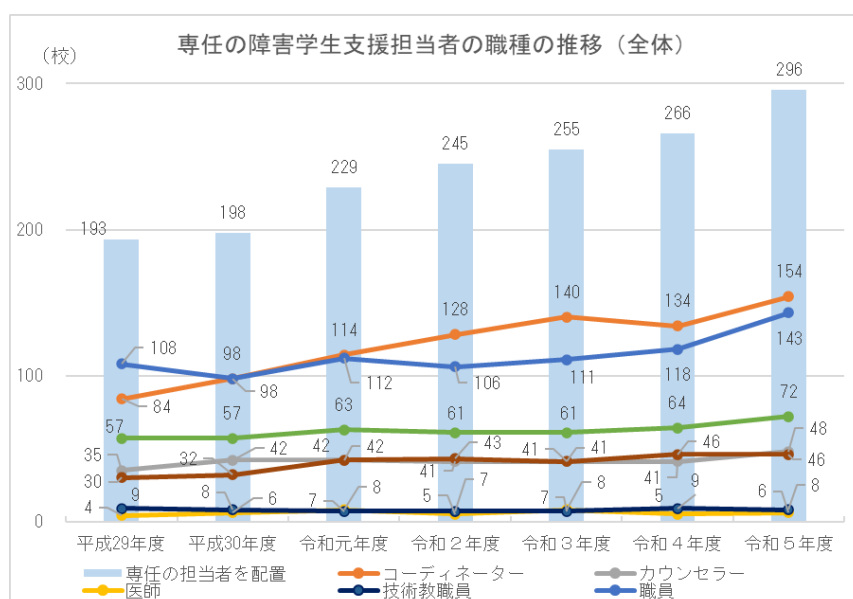
専任の担当者の職種について、令和5年度の状況をみると、コーディネーターが154校と最も多く、次いで職員が143校、教員が72校、カウンセラーが48校となっている（図表28、図表29）。平成29年度と比較すると、コーディネーターは84校から154校へと70校増え、職員は108校から143校へと35校増えている。専任の担当者として障害学生支援に主に従事しているのはコーディネーターと職員であると言える。

なお、教員は57校から72校に、カウンセラーは35校から48校に増加しているものの、医師、技術教職員（手話通訳や点訳等専門の支援技術を持つ教職員）はほぼ横ばいである。

図表28 専任の障害学生支援担当者の職種の推移（全体）

	専任の担当 者を配置 (校)	職種						
		コーディ ネーター	カウ ンセラー	医師	技術教 職員	職員	教員	その他
平成29年度	193	84	35	4	9	108	57	30
平成30年度	198	98	42	6	8	98	57	32
令和元年度	229	114	42	8	7	112	63	42
令和2年度	245	128	41	5	7	106	61	43
令和3年度	255	140	41	8	7	111	61	41
令和4年度	266	134	41	5	9	118	64	46
令和5年度	296	154	48	6	8	143	72	46

図表29



一方で、兼任の支援担当者の職種について、令和5年度の状況をみると、職員が965校と最も多く、次いで教員が689校、カウンセラーが402校、コーディネーターが112校となっている（図表30、図表31）。職員は平成29年度の985校から20校減少し、教員は同年度の643校から46校増えているが、兼任の担当者として障害学生支援に主に従事しているのは職員と教員である。

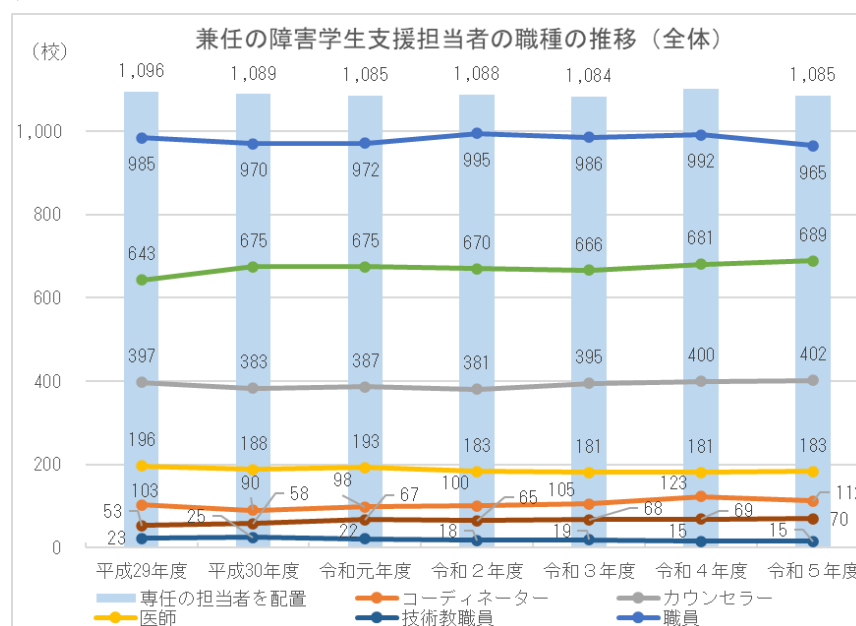
また、カウンセラーは、令和5年度に専任として配置されたのは48校であったが、兼任としては402校となっている。医師も同様に専任としては6校であったが兼任としては183校に配置されている。両職種は特定の資格を要することから専任としての配置が難しく、兼任とする学校が多い状況であると考えられる。

図表30 兼任の障害学生支援担当者の職種の推移（全体）

	兼任の担当者を配置 (校)	職種						
		コーディネーター	カウンセラー	医師	技術教職員	職員	教員	その他
平成29年度	1,096	103	397	196	23	985	643	53
平成30年度	1,089	90	383	188	25	970	675	58
令和元年度	1,085	98	387	193	22	972	675	67
令和2年度	1,088	100	381	183	18	995	670	65
令和3年度	1,084	105	395	181	19	986	666	68
令和4年度	1,103	123	400	181	15	992	681	69
令和5年度	1,085	112	402	183	15	965	689	70

※「兼任の担当者配置」の数は、専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置している学校又は兼任の担当者のみを配置している学校の数である。

図表31



6. 障害学生の相談受付窓口及び支援の申出等に関する対応手順

障害学生の支援の申出等に対応する窓口の設置状況や、支援の申出等に関する対応手順の整備状況について、（１）経年推移、（２）学校種別・設置者別の状況、（３）学校規模別の状況の観点から概説する。

（１）経年推移

① 障害学生の相談受付窓口

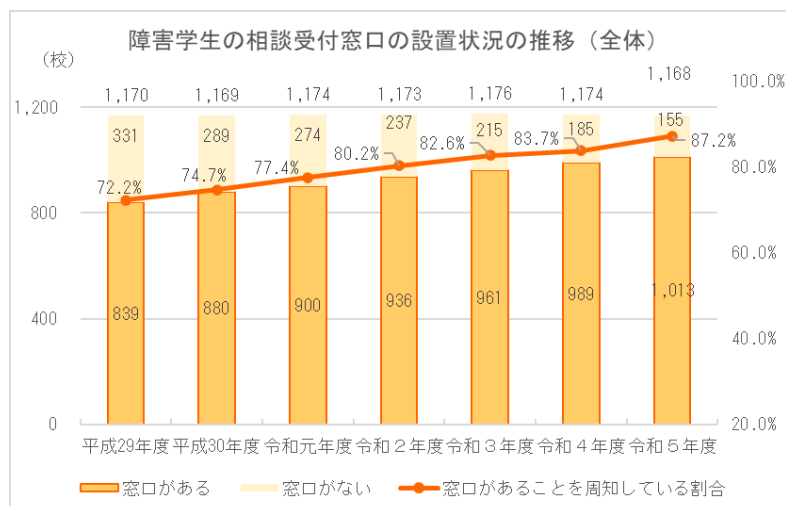
障害学生の相談受付窓口がある学校は、平成 29 年度には 839 校で、全学校数に占める割合は 71.7%であった（図表 32、図表 33）。令和 5 年度は 1,013 校、86.7%となり、174 校、15.0 ポイント増加した。また、窓口がある学校のうち学生に周知している学校の割合は、平成 29 年度は 72.2%、令和 5 年度には 87.2%と 15.0 ポイント増加している。

一方で、窓口がない学校は、平成 29 年度は 331 校で、令和 5 年度には 155 校に減少した。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、令和 5 年度には 155 校中 110 校（71.0%）となっている。

図表 32 障害学生の相談受付窓口の設置状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	窓口が ある	全学校数 に占める 割合	窓口があ ることを 周知	窓口がある 学校数に占 める割合	窓口が ない	各 部 署 で 対 応 と 周 知	窓口がない 学校数に占 める割合
平成 29 年度	1,170	839	71.7%	606	72.2%	331	187	56.5%
平成 30 年度	1,169	880	75.3%	657	74.7%	289	189	65.4%
令和元年度	1,174	900	76.7%	697	77.4%	274	172	62.8%
令和 2 年度	1,173	936	79.8%	751	80.2%	237	159	67.1%
令和 3 年度	1,176	961	81.7%	794	82.6%	215	146	67.9%
令和 4 年度	1,174	989	84.2%	828	83.7%	185	125	67.6%
令和 5 年度	1,168	1,013	86.7%	883	87.2%	155	110	71.0%

図表 33



② 支援の申出等に関する対応手順

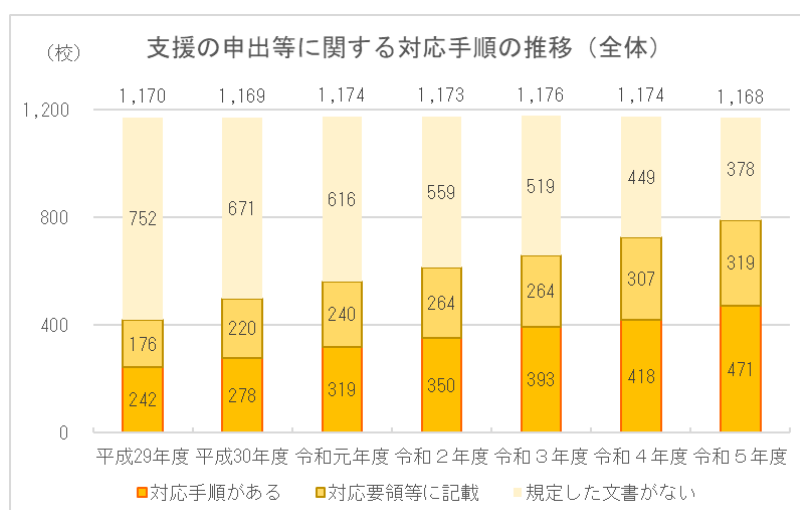
支援の申出等に関する対応手順について、平成 29 年度は、対応手順を規定した文書がある学校（①）は 242 校、全学校数に占める割合は 20.7%で、手順を対応要領等に記載している学校（②）は 176 校であり、対応手順が整備されている学校（①＋②）は 418 校（35.7%）であった（図表 34、図表 35）。令和 5 年度には、①は 471 校（40.3%）、②は 319 校で、対応手順が整備されている学校（①＋②）は 790 校（67.6%）となり、平成 29 年度に比べて 372 校、31.9 ポイント増加している。

一方で、対応手順について規定した文書がない学校は、平成 29 年度は 752 校、全学校数に占める割合は 64.3%であり、令和 5 年度には 378 校（32.4%）に減少したが、3 割程度の学校で対応手順が整備されていない。

図表 34 支援の申出等に関する対応手順の整備状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	対応手順 がある①	① 全学校数 に占める 割合	対応要 領等に 記載②	対応手順 を整備 (①+②)	①+② 全学校数 に占める 割合	規定した 文書がない	全学校数 に占める 割合
平成 29 年度	1,170	242	20.7%	176	418	35.7%	752	64.3%
平成 30 年度	1,169	278	23.8%	220	498	42.6%	671	57.4%
令和元年度	1,174	319	27.2%	240	559	47.6%	616	52.5%
令和 2 年度	1,173	350	29.8%	264	614	52.3%	559	47.7%
令和 3 年度	1,176	393	33.4%	264	657	55.9%	519	44.1%
令和 4 年度	1,174	418	35.6%	307	725	61.8%	449	38.2%
令和 5 年度	1,168	471	40.3%	319	790	67.6%	378	32.4%

図表 35



(2) 学校種別・設置者別の状況

① 障害学生の相談受付窓口

学校種別にみると、大学では、障害学生の相談受付窓口がある学校は、平成 29 年度は 591 校で、令和 5 年度には 717 校へと 126 校増加し、窓口があることを周知している学校は同様に 440 校から 636 校へと 196 校増加した（図表 36）。窓口がない学校は 191 校から 95 校に減少している。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成 29 年度は 191 校中 119 校であり、令和 5 年度には 95 校中 68 校となっている。

短期大学では、窓口がある学校は、平成 29 年度の 196 校から令和 5 年度の 241 校へと 45 校増加し、窓口があることを周知している学校は、同様に 122 校から 199 校へと 77 校増加した。窓口がない学校は 135 校から 57 校へと減少している。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成 29 年度は 135 校中 67 校であり、令和 5 年度には 57 校中 39 校となっている。

高等専門学校では、窓口がある学校は、平成 29 年度は 52 校、令和 5 年度は 55 校であり、窓口があることを周知している学校はそれぞれ 44 校、48 校であった。また窓口がない学校は、平成 29 年度は 5 校だったが、令和 5 年度は 3 校となり、その 3 校全てで、各部署で相談に対応していることを周知している。

図表 36 障害学生の相談受付窓口の設置状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	窓口が ある	窓口があ ることを 周知	窓口が ない	各部署で 対応と周 知	相談対応の 周知なし
大学	平成 29 年度	782	591	440	191	119	72
	平成 30 年度	785	620	476	165	115	50
	令和元年度	792	633	503	159	106	53
	令和2年度	801	658	537	143	98	45
	令和3年度	809	677	567	132	90	42
	令和4年度	813	695	596	118	81	37
	令和5年度	812	717	636	95	68	27
短期大学	平成 29 年度	331	196	122	135	67	68
	平成 30 年度	327	207	135	120	71	49
	令和元年度	325	215	148	110	63	47
	令和2年度	315	225	168	90	58	32
	令和3年度	310	229	179	81	54	27
	令和4年度	304	240	184	64	41	23
	令和5年度	298	241	199	57	39	18
高等専門 学校	平成 29 年度	57	52	44	5	1	4
	平成 30 年度	57	53	46	4	3	1
	令和元年度	57	52	46	5	3	2
	令和2年度	57	53	46	4	3	1
	令和3年度	57	55	48	2	2	0
	令和4年度	57	54	48	3	3	0
	令和5年度	58	55	48	3	3	0

設置者別にみると、国立では、障害学生の相談受付窓口がある学校は、平成 29 年度は 132 校 (96.4%) であり、令和 5 年度には 136 校 (99.3%) であった (図表 37)。窓口があることを周知している学校は 121 校から 130 校へと 9 校増加し、窓口がない学校は 5 校から 1 校に減少している。国立では、平成 29 年度から学校数に占める窓口がある学校の割合が 95%以上であり、おおむね定着していることがうかがえる。

同様に、公立では、窓口がある学校が 87 校 (80.6%) から 101 校 (85.6%) となり、14 校、5.0 ポイント増加した。窓口があることを周知している学校は 67 校から 85 校となり、窓口がある学校に占める割合は 77.0%から 84.2%へと 7.2 ポイント増加している。公立では、平成 29 年度から 8 割以上の学校に窓口が置かれている。一方で、窓口がない学校は 21 校から 17 校に減少した。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成 29 年度は 21 校中 17 校で、令和 5 年度は 17 校中 14 校である。

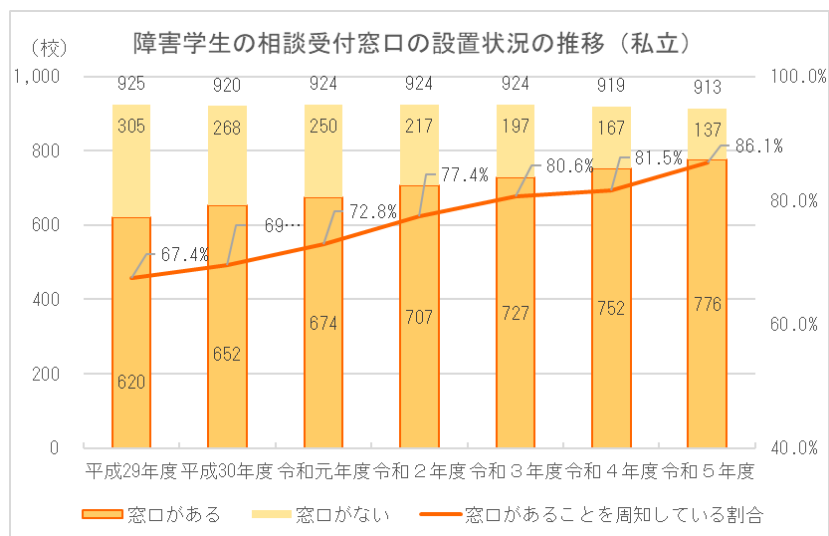
私立は、窓口がある学校が 620 校 (67.0%) から 776 校 (85.0%) へと、156 校、18 ポイント増加し、国立、公立に比べて増加の幅が大きい。窓口があることを周知している学校は 418 校から 668 校となり、窓口がある学校に占める割合は 67.4%から 86.1%へと 18.7 ポイント増加した。私立では、窓口がある学校が令和 4 年度以降 8 割以上となっている。一方で、窓口がない学校は 305 校から 137 校に減少した。なお、窓口がない学校のうち、各部署で相談に対応していることを周知している学校は、平成 29 年度は 305 校中 168 校 (55.1%) で、令和 5 年度には 137 校中 95 校 (69.3%) となり、学校数自体は減少しているものの、窓口がない学校自体が大きく減少したことが影響し、割合は増加した。私立について、他の設置者に比べて変化が大きいためグラフも示している (図表 38)。

図表 37 障害学生の相談受付窓口の設置状況の推移 (設置者別)

		学校数 (校)	窓口が ある	学校数 に占める 割合	窓口があ ることを 周知	窓口がある 学校数に占 める割合	窓口が ない	各部署 で対応 と周知	窓口がない 学校数に占める 割合
国立	平成 29 年度	137	132	96.4%	121	91.7%	5	2	40.0%
	平成 30 年度	137	133	97.1%	126	94.7%	4	4	100.0%
	令和元年度	137	132	96.4%	127	96.2%	5	3	60.0%
	令和 2 年度	137	134	97.8%	127	94.8%	3	2	66.7%
	令和 3 年度	137	136	99.3%	130	95.6%	1	1	100.0%
	令和 4 年度	137	136	99.3%	130	95.6%	1	1	100.0%
	令和 5 年度	137	136	99.3%	130	95.6%	1	1	100.0%
公立	平成 29 年度	108	87	80.6%	67	77.0%	21	17	81.0%
	平成 30 年度	112	95	84.8%	78	82.1%	17	14	82.4%
	令和元年度	113	94	83.2%	79	84.0%	19	13	68.4%
	令和 2 年度	112	95	84.8%	77	81.1%	17	14	82.4%
	令和 3 年度	115	98	85.2%	78	79.6%	17	14	82.4%
	令和 4 年度	118	101	85.6%	85	84.2%	17	13	76.5%

	令和5年度	118	101	85.6%	85	84.2%	17	14	82.4%
私立	平成29年度	925	620	67.0%	418	67.4%	305	168	55.1%
	平成30年度	920	652	70.9%	453	69.5%	268	171	63.8%
	令和元年度	924	674	72.9%	491	72.8%	250	156	62.4%
	令和2年度	924	707	76.5%	547	77.4%	217	143	65.9%
	令和3年度	924	727	78.7%	586	80.6%	197	131	66.5%
	令和4年度	919	752	81.8%	613	81.5%	167	111	66.5%
	令和5年度	913	776	85.0%	668	86.1%	137	95	69.3%

図表 38



② 支援の申出等に関する対応手順

学校種別にみると、大学では、平成29年度に、支援の申出等に関する対応手順を規定した文書がある学校（①）は186校、対応要領等に記載している学校（②）は132校で、対応手順が整備されている学校（①＋②）は318校であった（図表39）。令和5年度は①が336校、②が228校とそれぞれ150校、96校増加し、対応手順が整備されている学校（①＋②）は564校となり、平成29年度に比べて246校増加した。対応手順について規定した文書がない学校は464校から248校に減少している。

短期大学では、平成29年度は、①は41校、②は33校であり、対応手順が整備されている学校（①＋②）は74校であった。令和5年度は①は107校、②は77校とそれぞれ66校、44校増加し、対応手順が整備されている学校（①＋②）は184校となり、平成29年度に比べて110校増加した。対応手順について規定した文書がない学校は257校から114校に減少している。

高等専門学校では、平成29年度は、①は15校、②は11校であり、対応手順が整備されている学校（①＋②）は26校であった。令和5年度は①は28校、②は14校とそれぞれ13校、3校増加し、対応手順が整備されている学校（①＋②）は42校となり、平成29年度に比べて16校増加した。対応手順について規定した文書がない学校は257校から114校に減少している。

い学校は 31 校から 16 校に減少している。

図表 39 支援の申出等に関する対応手順の整備状況の推移（学校種別）

		学校数 (校)	対応手順 がある①	対応要領等 に記載②	対応手順を 整備 ①+②	規定した文 書がない
大学	平成 29 年度	782	186	132	318	464
	平成 30 年度	785	203	169	372	413
	令和元年度	792	236	176	412	380
	令和2年度	801	258	190	448	353
	令和3年度	809	283	192	475	334
	令和4年度	813	298	222	520	293
	令和5年度	812	336	228	564	248
短期大学	平成 29 年度	331	41	33	74	257
	平成 30 年度	327	57	38	95	232
	令和元年度	325	64	47	111	214
	令和2年度	315	71	61	132	183
	令和3年度	310	84	59	143	167
	令和4年度	304	92	71	163	141
	令和5年度	298	107	77	184	114
高等専門 学校	平成 29 年度	57	15	11	26	31
	平成 30 年度	57	18	13	31	26
	令和元年度	57	19	17	36	22
	令和2年度	57	21	13	34	23
	令和3年度	57	26	13	39	18
	令和4年度	57	28	14	42	15
	令和5年度	58	28	14	42	16

設置者別にみると、国立では、平成 29 年度に①は 67 校、②は 23 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 90 校（65.7%）であった（図表 40、図表 41）。令和 5 年度には、①は 84 校、②は 32 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 116 校（84.7%）となり、平成 29 年度に比べて 26 校、19.0 ポイント増加した。令和 4 年度以降、全学校の 8 割以上で対応手順が整備されている。対応手順について規定した文書がない学校は 47 校（34.3%）から 21 校（15.3%）に減少している。

公立では、平成 29 年度は、①は 38 校、②は 23 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 61 校（56.5%）であった。令和 5 年度には、①は 55 校、②は 30 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 85 校（72.0%）となり、平成 29 年度に比べて 24 校、15.5 ポイント増加した。対応手順について規定した文書がない学校は 47 校（43.5%）から 33 校（28.0%）に減少している。

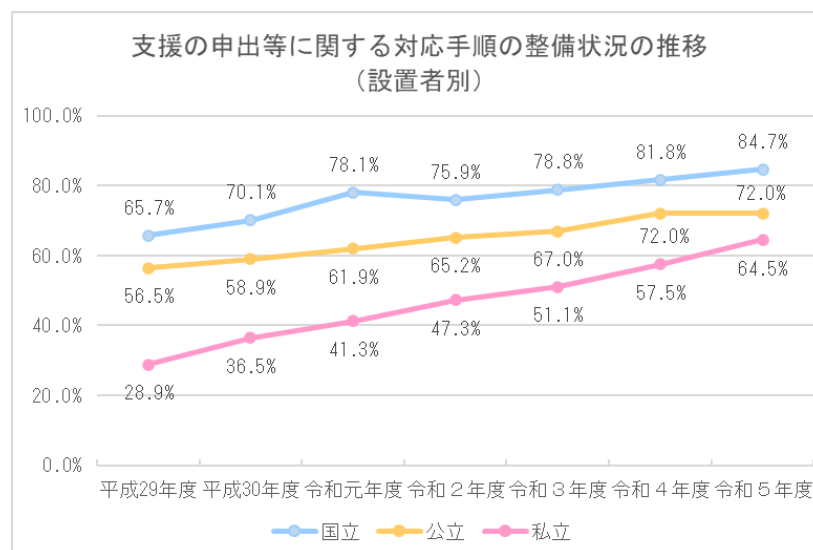
私立では、平成 29 年度は、①は 137 校、②は 130 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 267 校（28.9%）であった。令和 5 年度には、①は 332 校、②は 257 校で、対応手順が整備されている学校（①+②）は 589 校（64.5%）となり、

平成 29 年度に比べて 322 校、35.6 ポイント増加した。令和 5 年度は全学校の 6 割以上で対応手順が整備されている。対応手順について規定した文書がない学校は 658 校（71.1%）から 324 校（35.5%）に減少している。

図表 40 支援の申出等に関する対応手順の整備状況の推移（設置者別）

		学校数 (校)	対応手 順があ る①	学校数 に占め る割合	対応要 領等に 記載②	対応手 順を 整備 ①+②	学校数 に占め る割合	規定し た文書 がない	学校数 に占め る割合
国立	平成 29 年度	137	67	48.9%	23	90	65.7%	47	34.3%
	平成 30 年度	137	71	51.8%	25	96	70.1%	41	29.9%
	令和元年度	137	76	55.5%	31	107	78.1%	31	22.6%
	令和 2 年度	137	77	56.2%	27	104	75.9%	33	24.1%
	令和 3 年度	137	82	59.9%	26	108	78.8%	29	21.2%
	令和 4 年度	137	84	61.3%	28	112	81.8%	25	18.2%
	令和 5 年度	137	84	61.3%	32	116	84.7%	21	15.3%
公立	平成 29 年度	108	38	35.2%	23	61	56.5%	47	43.5%
	平成 30 年度	112	38	33.9%	28	66	58.9%	46	41.1%
	令和元年度	113	40	35.4%	30	70	61.9%	43	38.1%
	令和 2 年度	112	43	38.4%	30	73	65.2%	39	34.8%
	令和 3 年度	115	47	40.9%	30	77	67.0%	38	33.0%
	令和 4 年度	118	53	44.9%	32	85	72.0%	33	28.0%
	令和 5 年度	118	55	46.6%	30	85	72.0%	33	28.0%
私立	平成 29 年度	925	137	14.8%	130	267	28.9%	658	71.1%
	平成 30 年度	920	169	18.4%	167	336	36.5%	584	63.5%
	令和元年度	924	203	22.0%	179	382	41.3%	542	58.7%
	令和 2 年度	924	230	24.9%	207	437	47.3%	487	52.7%
	令和 3 年度	924	264	28.6%	208	472	51.1%	452	48.9%
	令和 4 年度	919	281	30.6%	247	528	57.5%	391	42.5%
	令和 5 年度	913	332	36.4%	257	589	64.5%	324	35.5%

図表 41



(3) 学校規模別の状況

① 障害学生の相談受付窓口

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校の全てに障害学生の相談受付窓口があり、うち70校で窓口があることを周知している(図表42)。

5,000～9,999人の学校は108校中105校(97.2%)に、2,000～4,999人の学校は175校中165校(94.3%)に窓口があり、窓口があることを周知している学校はそれぞれ100校、152校である。2,000人以上の規模の学校の9割以上に窓口が置かれている。

1,000～1,999人の学校は229校中195校、500～999人の学校は194校中162校、500人未満の学校は390校中314校に窓口があり、学校数に占める割合はそれぞれ85.2%、83.5%、80.5%である。2,000人未満の規模の学校の8割以上に窓口が置かれている。なお、窓口がない学校はそれぞれ34校、32校、76校と、およそ1割から2割が未設置である。

図表42 令和5年度の障害学生の相談受付窓口の設置状況(学校規模別)

学校規模	規模別 学校数(校)	窓口が ある	学校数に 占める割合	窓口がある ことを周知	窓口が ない	学校数に 占める割合
10,000人以上	72	72	100.0%	70	0	0.0%
5,000～9,999人	108	105	97.2%	100	3	2.8%
2,000～4,999人	175	165	94.3%	152	10	5.7%
1,000～1,999人	229	195	85.2%	173	34	14.8%
500～999人	194	162	83.5%	135	32	16.5%
500人未満	390	314	80.5%	253	76	19.5%

② 支援の申出等に関する対応手順

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中、支援の申出等に関する対応手順を規定した文書がある学校(①)は44校、対応要領等に記載している学校(②)は20校で、対応手順が整備されている学校(①+②)は64校(88.9%)である(図表43)。9割近くの学校に対応手順が整備されている。また、規定した文書がない学校は8校(11.1%)である。

5,000～9,999人の学校では、108校中①が53校、②は38校で、2,000～4,999人の学校は175校中①が85校、②は54校である。対応手順が整備されている学校(①+②)はそれぞれ91校(84.3%)、139校(79.4%)であり、2,000人以上9,999人以下の規模の学校ではほぼ8割以上に対応手順が整備されている。また、規定した文書がない学校はそれぞれ17校、36校である。

1,000～1,999人の学校では、229校中①は83校、②は64校である。500～999人

の学校では 194 校中①は 71 校、②は 50 校で、500 人未満の学校では 390 校中①は 135 校、②は 93 校であった。対応手順が整備されている学校（①＋②）はそれぞれ 147 校（64.2%）、121 校（62.4%）、228 校（58.5%）であり、2,000 人未満の規模の学校のおおむね 6 割に対応手順が整備されている。規定した文書がない学校はそれぞれ 82 校、73 校、162 校となっている。

図表 43 令和 5 年度の支援の申出等に関する対応手順の整備状況（学校規模別）

学校規模	規模別 学校数 (校)	対応手 順があ る①	① 学校数 に占め る割合	対応要 領等に 記載②	② 学校数 に占め る割合	対応手順 を整備 ①＋②	①＋② 学校数 に占め る割合	規定し た文書 がない	学校数 に占め る割合
10,000 人以上	72	44	61.1%	20	27.8%	64	88.9%	8	11.1%
5,000～9,999 人	108	53	49.1%	38	35.2%	91	84.3%	17	15.7%
2,000～4,999 人	175	85	48.6%	54	30.9%	139	79.4%	36	20.6%
1,000～1,999 人	229	83	36.2%	64	27.9%	147	64.2%	82	35.8%
500～999 人	194	71	36.6%	50	25.8%	121	62.4%	73	37.6%
500 人未満	390	135	34.6%	93	23.8%	228	58.5%	162	41.5%

7. 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施

各大学等が実施する障害学生支援に関する研修や啓発活動について、（１）経年推移、（２）学校種別・設置者別の状況、（３）学校規模別の状況について概説する。

（１）経年推移

障害学生支援に関する研修や啓発活動を実施している学校は、平成 29 年度には 1,031 校で、全学校数に占める割合（実施率）は 88.1%であったが、令和 5 年度は 1,117 校、95.6%となり、86 校、7.5 ポイント増加した（図表 44）。大多数の大学等において障害学生支援に関する研修や啓発活動が実施されていることがうかがえる。

図表 44 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	実施校数	実施率
平成 29 年度	1,170	1,031	88.1%
平成 30 年度	1,169	1,056	90.3%
令和元年度	1,174	1,074	91.5%
令和 2 年度	1,173	1,066	90.9%
令和 3 年度	1,176	1,068	90.8%
令和 4 年度	1,174	1,100	93.7%
令和 5 年度	1,168	1,117	95.6%

なお、令和 5 年度の研修や啓発活動を項目ごとにみると、実施率が 6 割以上である上位 4 項目は、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止する

ための取組」(70.0%)、「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」(63.2%)、「③支援情報の公開」(71.0%)、「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」(69.7%)である(図表45)。

また、研修に関する項目としては、「⑧障害学生支援に関する(学内)研修」、「⑨障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣」、「⑩障害学生支援に関する学生向け研修」が該当し、それぞれ実施率は44.5%、42.6%、15.8%である。

図表 45 令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況

		全学校数	実施校数	実施率
障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施		1,168	1,117	95.6%
①	不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメント等を防止するための取組		818	70.0%
②	社会的障壁を理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組		738	63.2%
③	支援情報の公開(学外者が見られるホームページで公開している。)		829	71.0%
④	障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援		814	69.7%
⑤	他大学等との連携		309	26.5%
⑥	学外機関との連携		528	45.2%
⑦	相談対応・懇親会等(障害学生・支援スタッフ向け)		349	29.9%
⑧	障害学生支援に関する(学内)研修		520	44.5%
⑨	障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣		497	42.6%
⑩	障害学生支援に関する学生向け研修(ノートテイク養成等)		184	15.8%
⑪	支援マニュアル、パンフレット等の配布		328	28.1%
⑫	オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供		410	35.1%
⑬	入学後のガイダンス等における障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知		378	32.4%
⑭	障害学生支援に関する講座講演等イベント		163	14.0%
⑮	障害学生支援又は障害者支援に関する講義(ボランティア論等)		462	39.6%

※⑬は平成30年度の本調査で新設された項目

実施率が6割以上である上位4項目をみると、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」を実施している学校は、平成29年度には568校、実施率は48.5%であったが、令和5年度は818校、70.0%となり、250校、21.5ポイント増加した(図表46、図表47)。

「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」を実施している学校は、平成 29 年度には 481 校、実施率は 41.1%であったが、令和 5 年度は 738 校、63.2%となり、257 校、22.1 ポイント増加した。

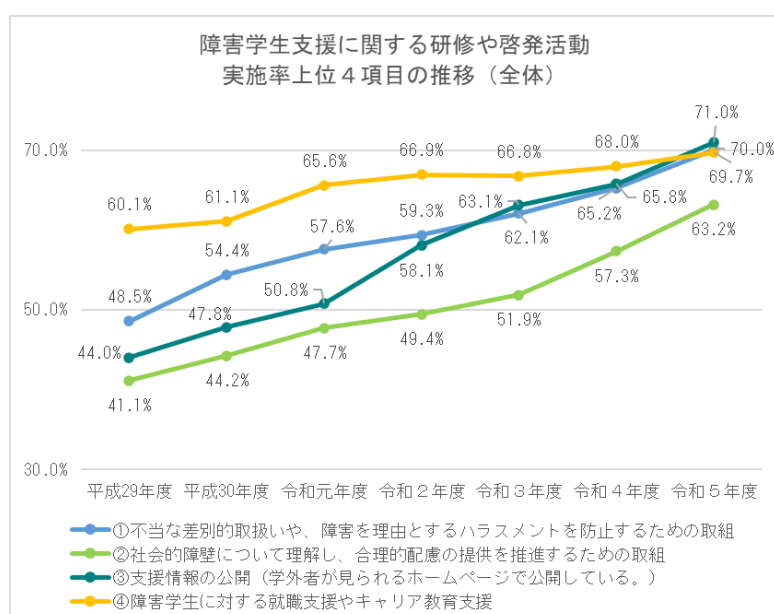
「③支援情報の公開」を実施している学校は、平成 29 年度には 515 校、実施率は 44.0%であったが、令和 5 年度は 829 校、71.0%となり、314 校、27.0 ポイント増加した。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」を実施している学校は、平成 29 年度には 703 校、実施率は 60.1%であったが、令和 5 年度は 814 校、69.7%となり、111 校、9.6 ポイント増加した。

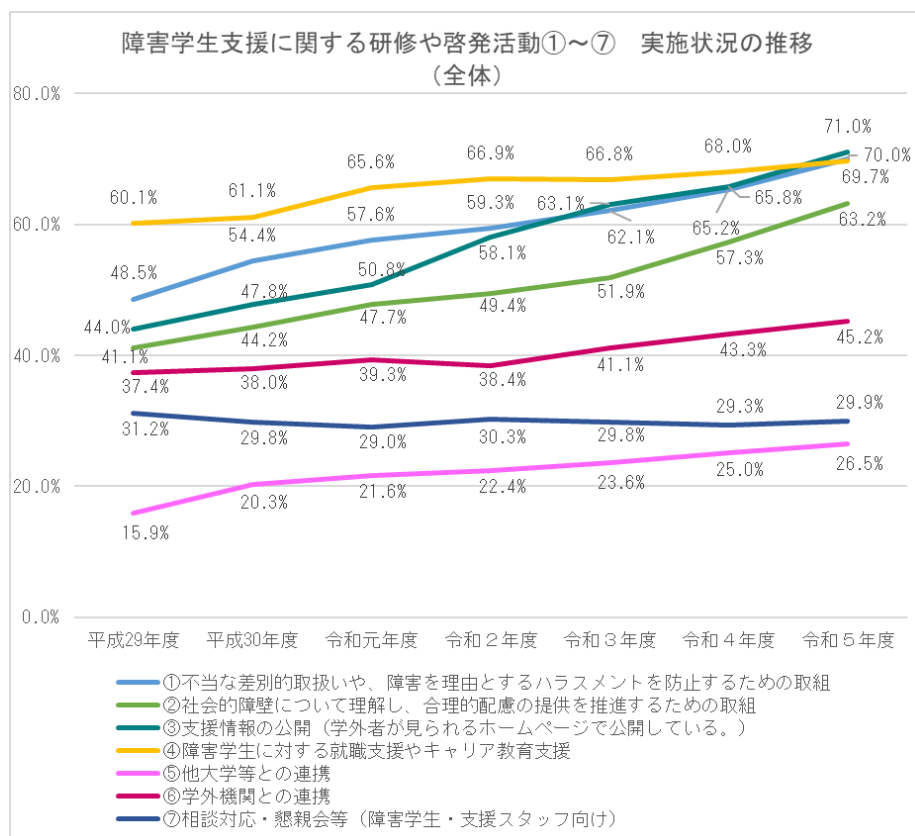
図表 46 障害学生支援に関する研修や啓発活動 実施率上位 4 項目の推移（全体）

	全学校数 (校)	①不当な差別的 取扱い等を防止 するための取組		②社会的障壁につ いて理解し、合理 的配慮の提供を推 進するための取組		③支援情報の公 開		④障害学生に対する 就職支援やキャリア 教育支援	
		実施 校数	実施率	実施 校数	実施率	実施 校数	実施率	実施 校数	実施率
平成29年度	1,170	568	48.5%	481	41.1%	515	44.0%	703	60.1%
平成30年度	1,169	636	54.4%	517	44.2%	559	47.8%	714	61.1%
令和元年度	1,174	676	57.6%	560	47.7%	596	50.8%	770	65.6%
令和2年度	1,173	696	59.3%	580	49.4%	681	58.1%	785	66.9%
令和3年度	1,176	730	62.1%	610	51.9%	742	63.1%	785	66.8%
令和4年度	1,174	766	65.2%	673	57.3%	772	65.8%	798	68.0%
令和5年度	1,168	818	70.0%	738	63.2%	829	71.0%	814	69.7%

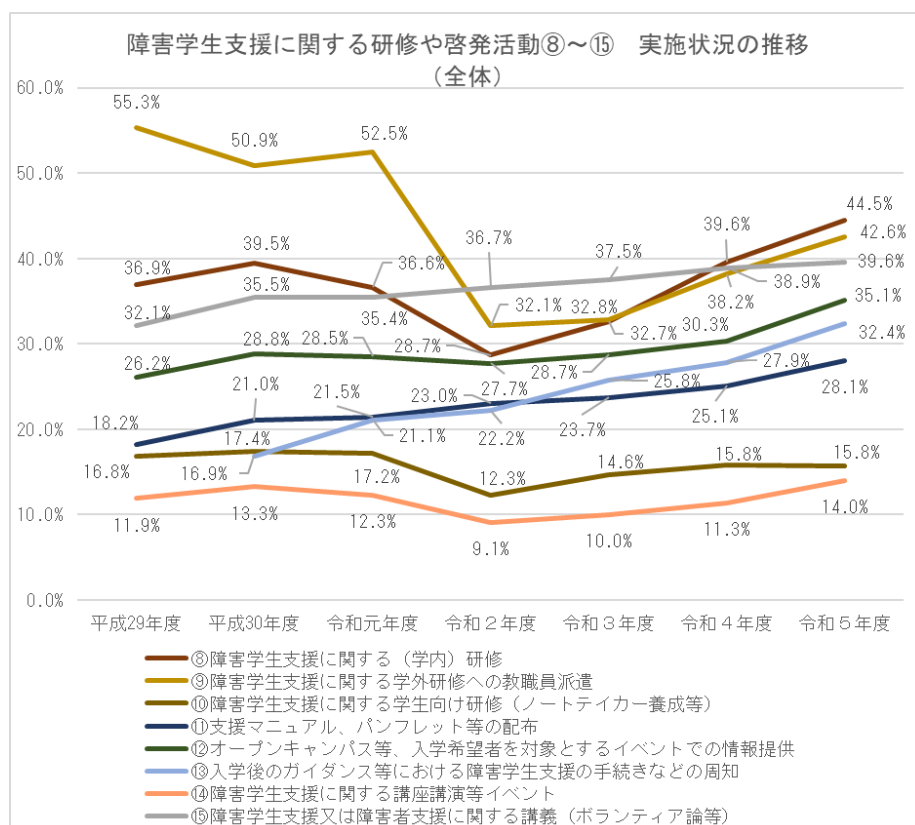
図表 47



図表 48



図表 49



(2) 学校種別・設置者別の状況

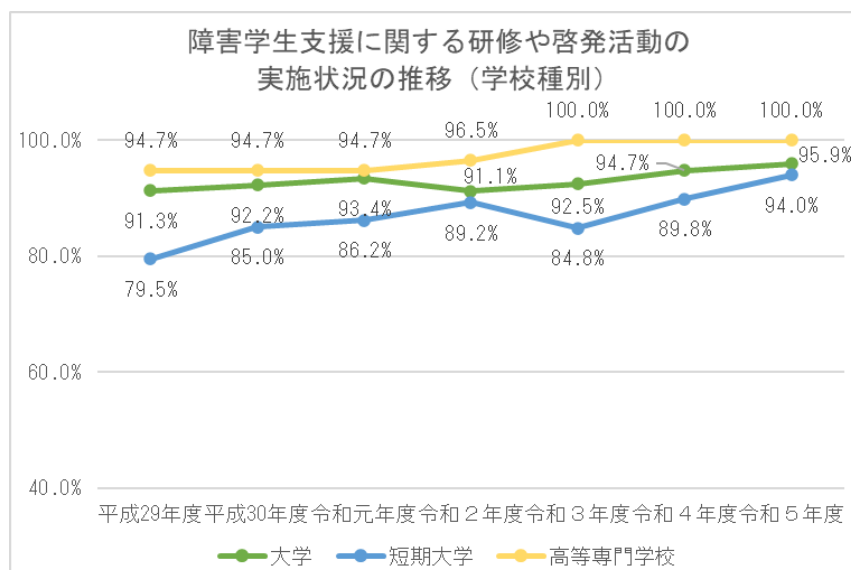
学校種別にみると、大学では、平成 29 年度は 714 校（91.3%）であり、令和 5 年度には 779 校（95.9%）と 65 校、4.6 ポイント増加した（図表 50、図表 51）。短期大学では、平成 29 年度の 263 校（79.5%）から令和 5 年度の 280 校（94.0%）へと 17 校、14.5 ポイント増加した。高等専門学校では、平成 29 年度は 54 校（94.7%）から令和 5 年度の 58 校（100.0%）へと 4 校、5.3 ポイント増加した。

令和 5 年度にはいずれの学校種でも 9 割以上で障害学生支援に関する活動等が実施されている。

図表 50 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況の推移（学校種別）

		学校数（校）	実施校数	実施率
大学	平成 29 年度	782	714	91.3%
	平成 30 年度	785	724	92.2%
	令和元年度	792	740	93.4%
	令和 2 年度	801	730	91.1%
	令和 3 年度	809	748	92.5%
	令和 4 年度	813	770	94.7%
	令和 5 年度	812	779	95.9%
短期大学	平成 29 年度	331	263	79.5%
	平成 30 年度	327	278	85.0%
	令和元年度	325	280	86.2%
	令和 2 年度	315	281	89.2%
	令和 3 年度	310	263	84.8%
	令和 4 年度	304	273	89.8%
	令和 5 年度	298	280	94.0%
高等専門学校	平成 29 年度	57	54	94.7%
	平成 30 年度	57	54	94.7%
	令和元年度	57	54	94.7%
	令和 2 年度	57	55	96.5%
	令和 3 年度	57	57	100.0%
	令和 4 年度	57	57	100.0%
	令和 5 年度	58	58	100.0%

図表 51



（１）経年推移で記載した、令和５年度の実施率が６割以上であった４項目をみる。まず、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」については、大学では平成２９年度の５１.７％から令和５年度の７０.８％へと１９.１ポイント増加している（図表５２）。同様に、短期大学では３９.３％から６６.１％へと２６.８ポイント増加している。高等専門学校では５９.６％から７９.３％へと１９.７ポイント増加している。

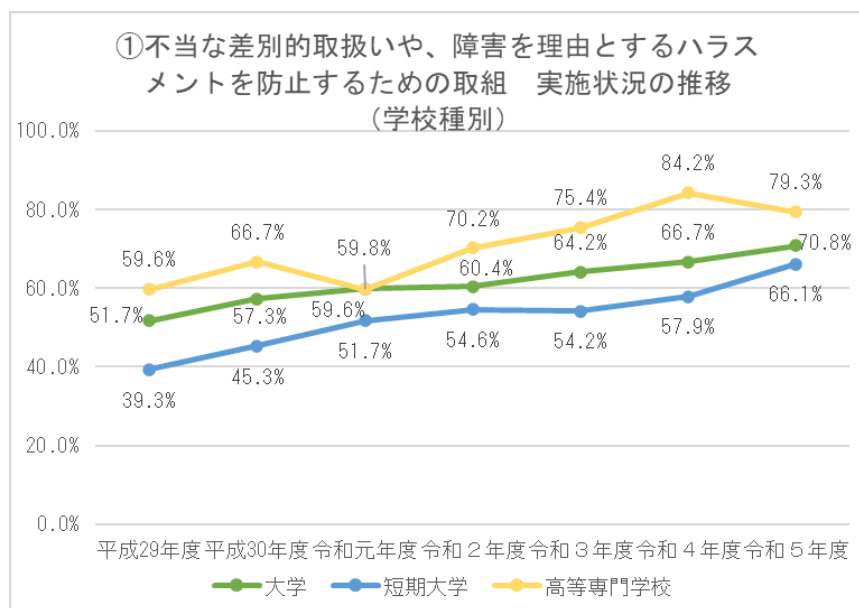
「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」については、大学は４５.５％から６５.１％へと１９.６ポイント、短期大学は３１.４％から５７.４％へと２６.０ポイントそれぞれ増加している。高等専門学校は３６.８％から６５.５％へと２８.７ポイント増加している（図表５３）。

「③支援情報の公開」については、大学は４９.５％から７４.８％へと２５.３ポイント、短期大学は２６.０％から５７.４％へと３１.４ポイントそれぞれ増加している。高等専門学校は７３.７％から８７.９％へと１４.２ポイント増加している（図表５４）。

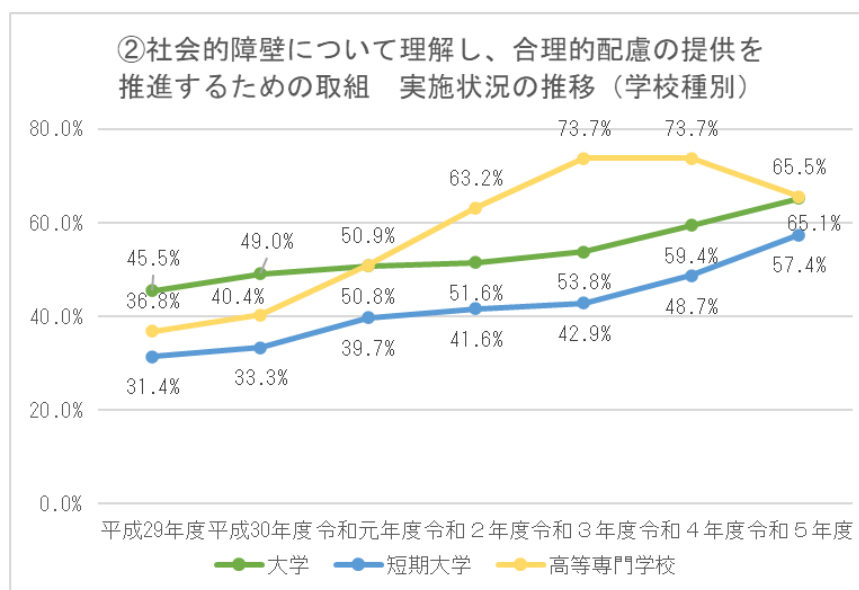
これらの三項目は平成２９年度からの増加の幅が比較的大きくなっており、平成２８年度の障害者差別解消法施行が影響しているものと考えられる。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」については、大学は６５.６％から７１.４％へと５.８ポイント、短期大学は４９.２％から６６.４％へと１７.２ポイント、高等専門学校は４７.４％から６２.１％へと１４.７ポイントそれぞれ増加している（図表５５）。大学においては平成２９年度から７割前後で推移しているが、短期大学及び高等専門学校では、同年度に４割台であった実施率が令和５年度には６割以上に増加している。

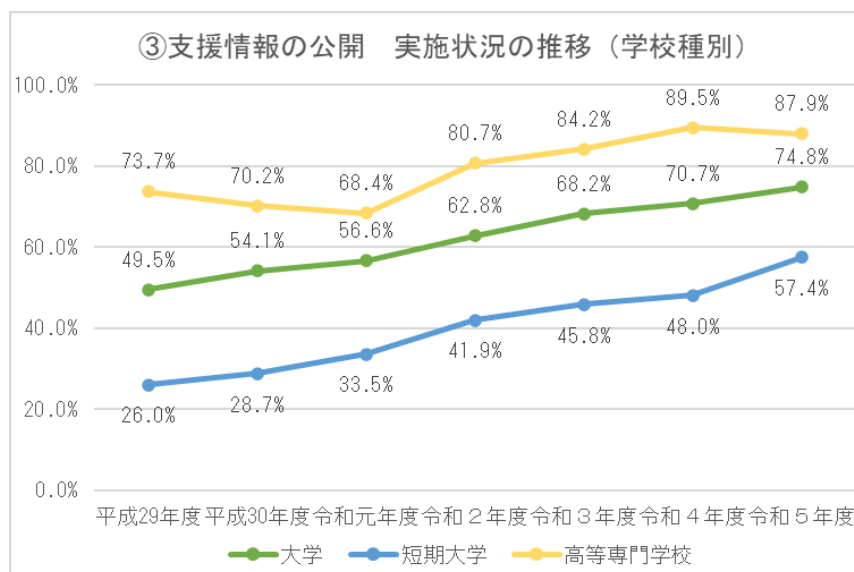
図表 52



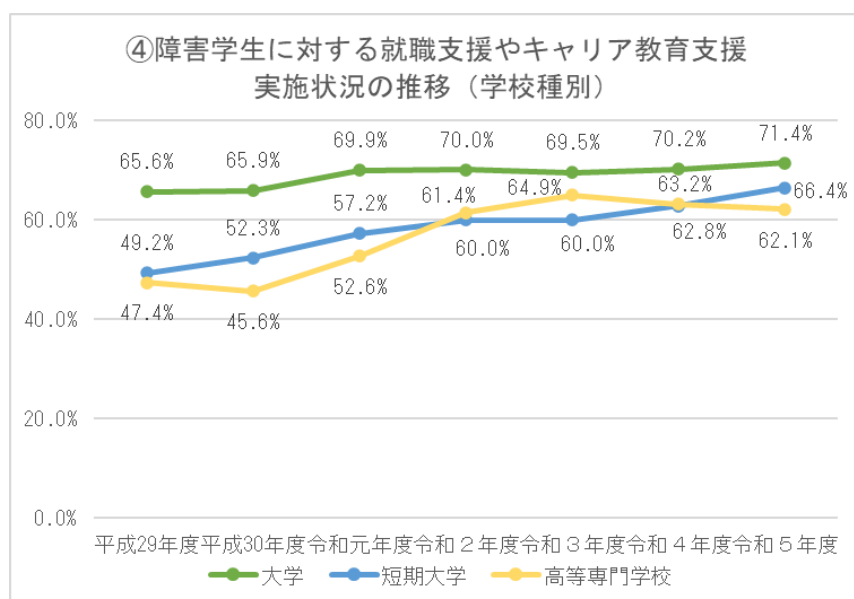
図表 53



図表 54



図表 55



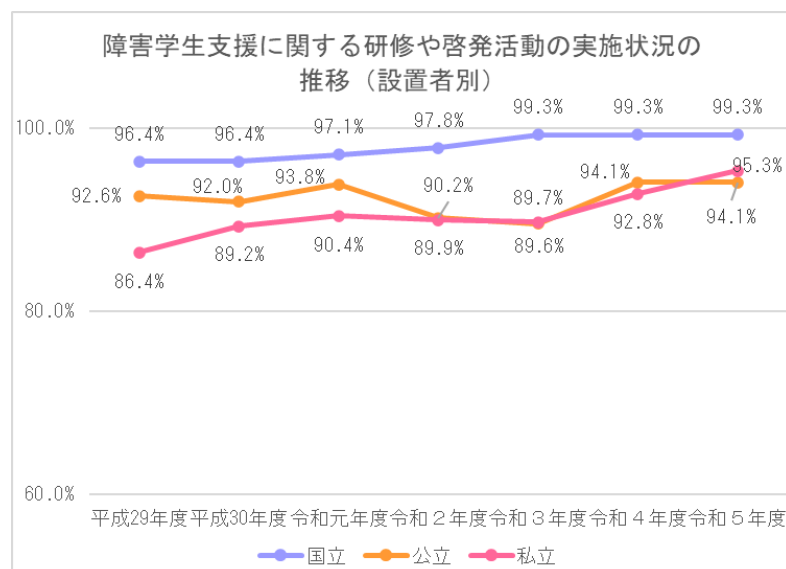
同様に設置者別にみると、国立では、平成 29 年度は 132 校（96.4%）、令和 5 年度には 136 校（99.3%）となっている。（図表 56、図表 57）。公立では、平成 29 年度は 100 校（92.6%）、令和 5 年度には 111 校（94.1%）となっている。国立及び公立においては、平成 29 年度からほぼ 9 割以上の学校で実施されており、障害学生支援に関する活動等が定着していることがうかがえる。

私立では、平成 29 年度の 799 校（86.4%）から令和 5 年度の 870 校（95.3%）へと 71 校、8.9 ポイント増加し、国立及び公立の実施率と大きな差はない状況である。

図表 56 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況の推移（設置者別）

		学校数（校）	実施校数	実施率
国立	平成 29 年度	137	132	96.4%
	平成 30 年度	137	132	96.4%
	令和元年度	137	133	97.1%
	令和 2 年度	137	134	97.8%
	令和 3 年度	137	136	99.3%
	令和 4 年度	137	136	99.3%
	令和 5 年度	137	136	99.3%
公立	平成 29 年度	108	100	92.6%
	平成 30 年度	112	103	92.0%
	令和元年度	113	106	93.8%
	令和 2 年度	112	101	90.2%
	令和 3 年度	115	103	89.6%
	令和 4 年度	118	111	94.1%
	令和 5 年度	118	111	94.1%
私立	平成 29 年度	925	799	86.4%
	平成 30 年度	920	821	89.2%
	令和元年度	924	835	90.4%
	令和 2 年度	924	831	89.9%
	令和 3 年度	924	829	89.7%
	令和 4 年度	919	853	92.8%
	令和 5 年度	913	870	95.3%

図表 57



（１）経年推移で記載した、令和 5 年度の実施率が 6 割以上であった 4 項目をみる。
 まず、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」については、国立は平成 29 年度の 71.5%から令和 5 年度の 86.9%へと 15.4 ポ

イント増加している（図表 58）。公立は 61.1%から 73.7%へと 12.6 ポイント増加している。私立は 43.7%から 67.0%へと 23.3 ポイント増加している。

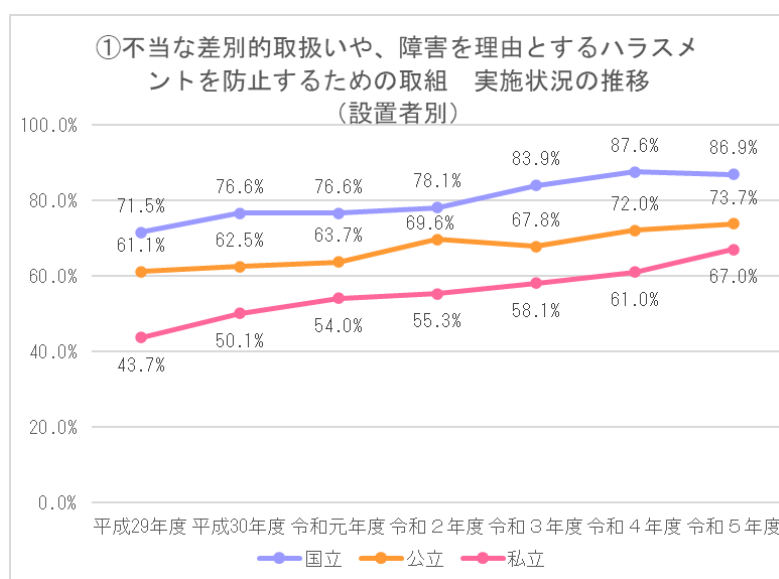
「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」については、国立は 67.2%から 80.3%へと 13.1 ポイント、公立は 55.6%から 61.0%へと 5.4 ポイントそれぞれ増加している（図表 59）。私立は 35.6%から 60.9%へと 25.3 ポイント増加している。

「③支援情報の公開」については、国立は 86.1%から 96.4%へと 10.3 ポイント、公立は 58.3%から 68.6%へと 10.3 ポイントそれぞれ増加している（図表 60）。私立は 36.1%から 67.5%へと 31.4 ポイント増加している。

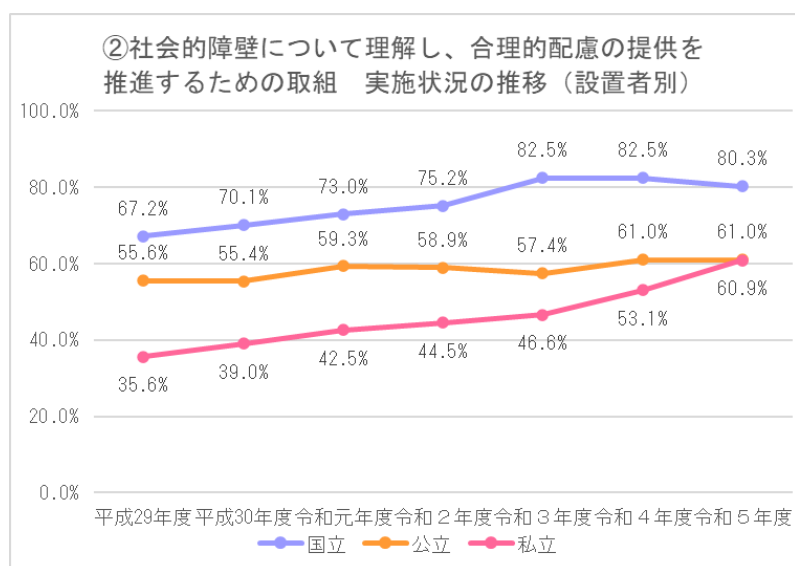
これらの三項目は国立及び公立でも増加傾向であるものの、私立では各項目について 20 ポイント以上増加しており、増加の幅が大きくなっている。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」については、国立は 70.1%から 78.8%へと 8.7 ポイント、公立は 43.5%から 61.9%へと 18.4 ポイントそれぞれ増加している（図表 61）。私立は 60.5%から 69.3%へと 8.8 ポイントの増加であり、私立よりも公立の増加の幅が大きい。

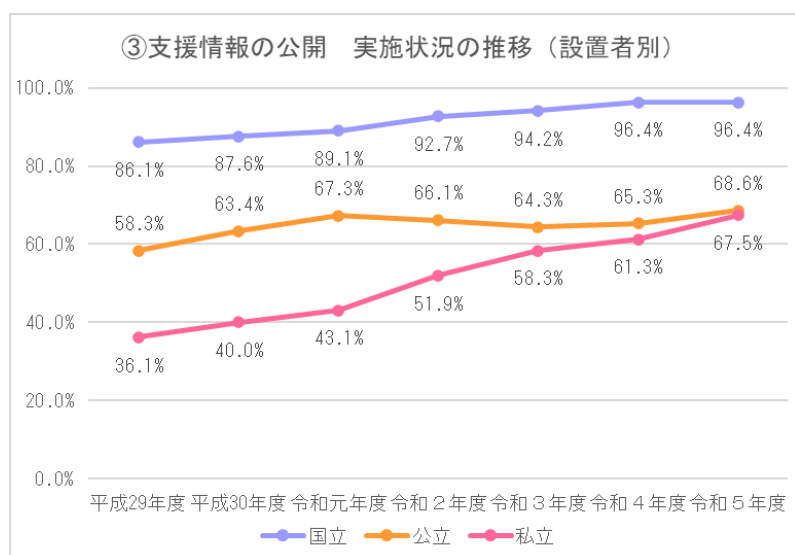
図表 58



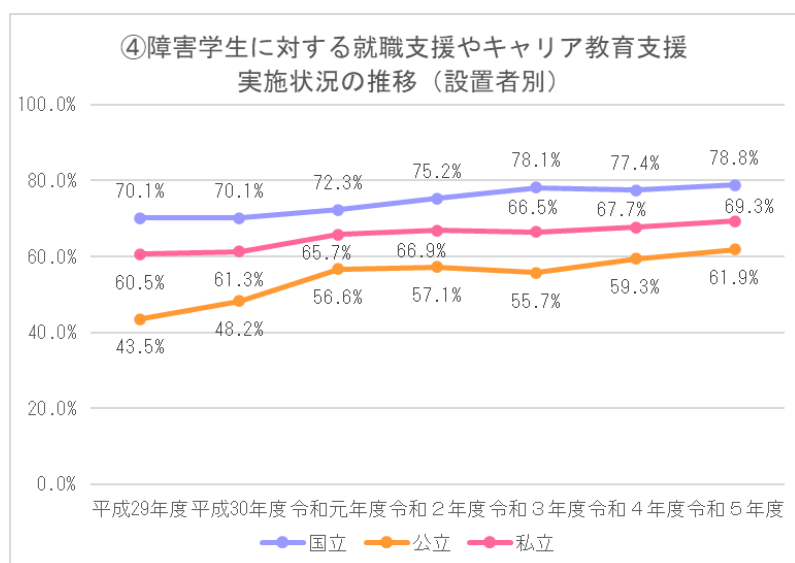
図表 59



図表 60



図表 61

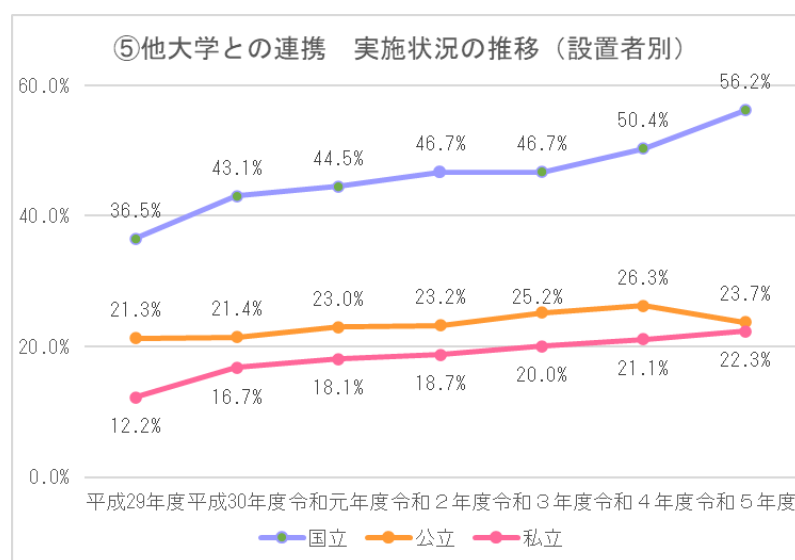


他の項目もみると、「⑤他大学との連携」については、国立は 36.5%から 56.2%へと 19.7 ポイント、公立は 21.3%から 23.7%へと 2.4 ポイント、私立は 12.2%から 22.3%へと 10.1 ポイントそれぞれ増加している（図表 62）。

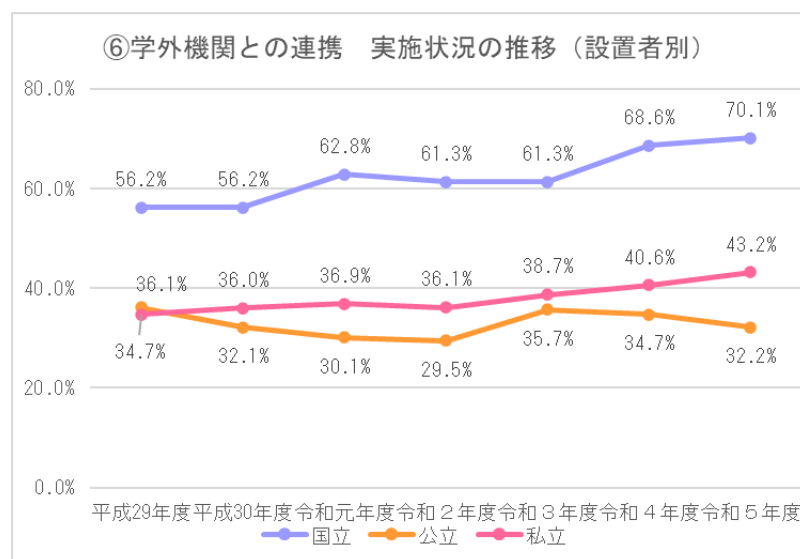
「⑥学外機関との連携」については、国立は 56.2%から 70.1%へと 13.9 ポイント増加したのに対し、公立は 36.1%から 32.2%へと 3.9 ポイント減少した。私立は 34.7%から 43.2%へと 8.5 ポイント増加している（図表 63）。

両項目で国立の増加の幅が比較的大きく、公立は横ばいであり、私立は緩やかに増加している。また、公立及び私立に比べて国立の実施率がより高く、「⑥学外機関との連携」は令和 5 年度には 7 割で実施されている。

図表 62

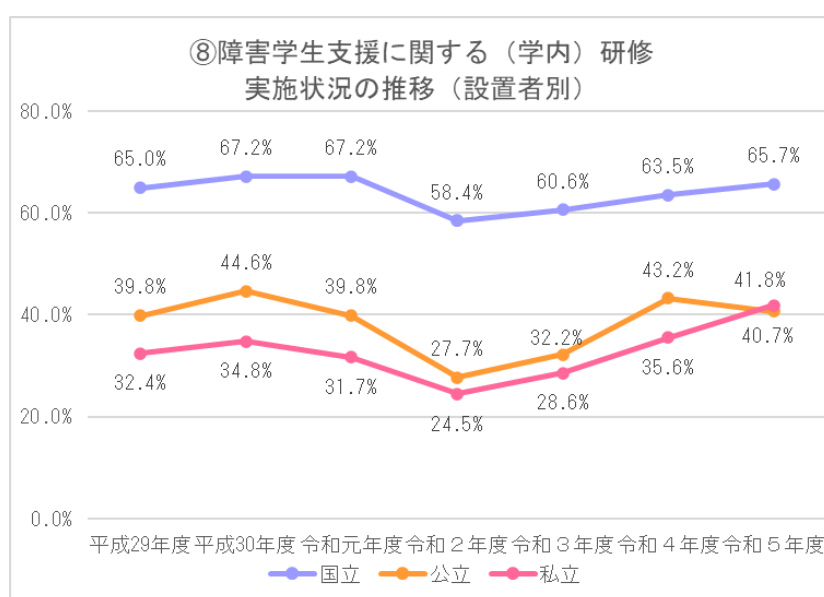


図表 63



「⑧障害学生支援に関する（学内）研修」については、国立は 65.0%から 65.7%へと 0.7 ポイント、公立は 39.8%から 40.7%へと 0.9 ポイント、私立は 32.4%から 41.8%へと 9.4 ポイントそれぞれ増加し、私立の増加の幅が最も大きくなっている（図表 64）。また、平成 29 年度から令和 5 年度の実施率について、公立及び私立は 4 割程度であるのに対し、国立はおおむね 6 割以上である。なお、令和 2 年度に国立、公立、私立の全てで実施率が減少しているのは、第 1 章で述べたように、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため研修等が実施されなかったことが影響したものと考えられる。

図表 64

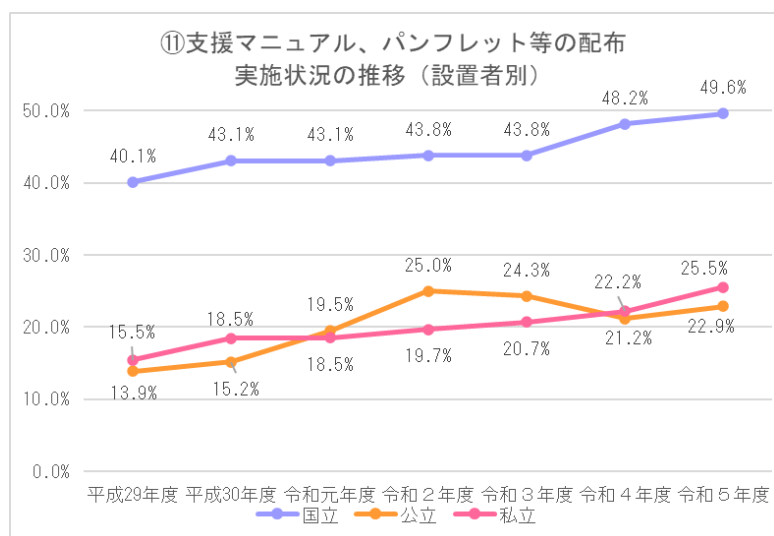


「⑪支援マニュアル、パンフレット等の配布」について、国立は 40.1%から 49.6%へと 9.5 ポイント、公立は 13.9%から 22.9%へと 9.0 ポイント、私立は 15.5%から 25.5%へと 10.0 ポイントそれぞれ増加している（図表 65）。

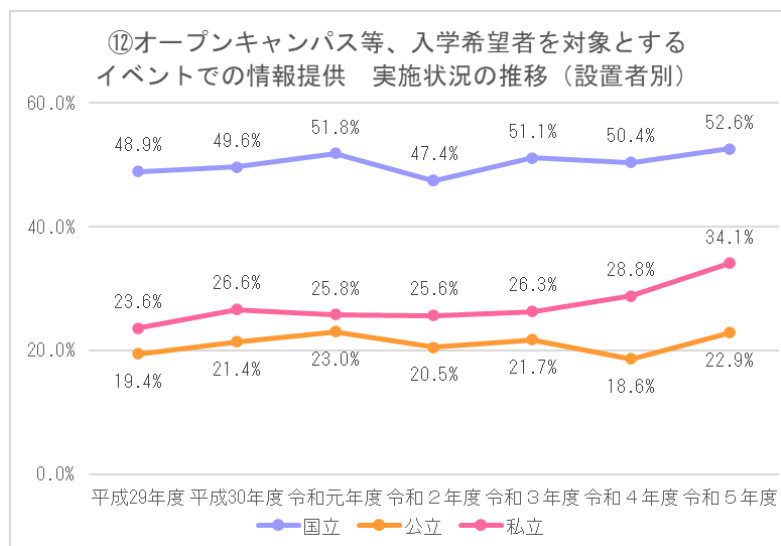
「⑫オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供」について、国立は 48.9%から 52.6%へと 3.7 ポイント、公立は 19.4%から 22.9%へと 3.5 ポイント、私立は 23.6%から 34.1%へと 10.5 ポイントそれぞれ増加している（図表 66）。

最後に、「⑬入学後のガイダンス等における、障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知」について、これは平成 30 年度新設項目であるため同年度と令和 5 年度の比較となるが、国立は 38.7%から 54.0%へと 15.3 ポイント、公立は 13.4%から 33.9%へと 20.5 ポイント、私立は 14.0%から 28.9%へと 14.9 ポイントそれぞれ増加している（図表 67）。

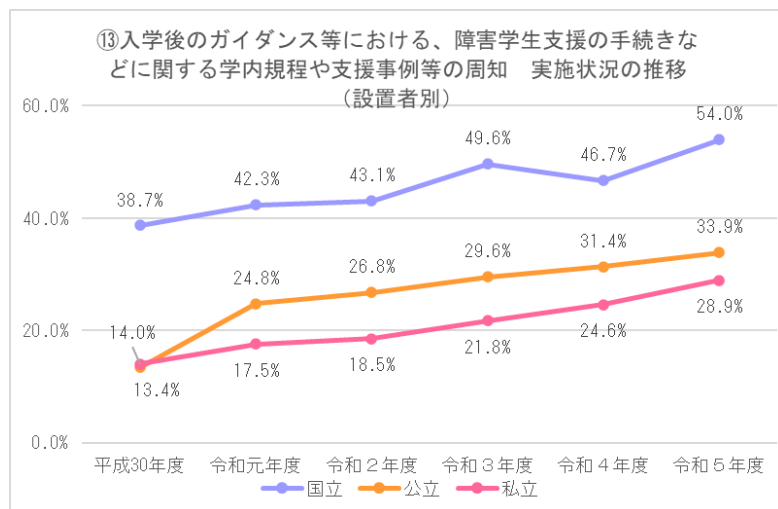
図表 65



図表 66



図表 67



(3) 学校規模別の状況

令和5年度調査結果を学校規模別にみると、学生数10,000人以上の学校72校中71校(98.6%)で研修や啓発活動が実施されている(図表68)。

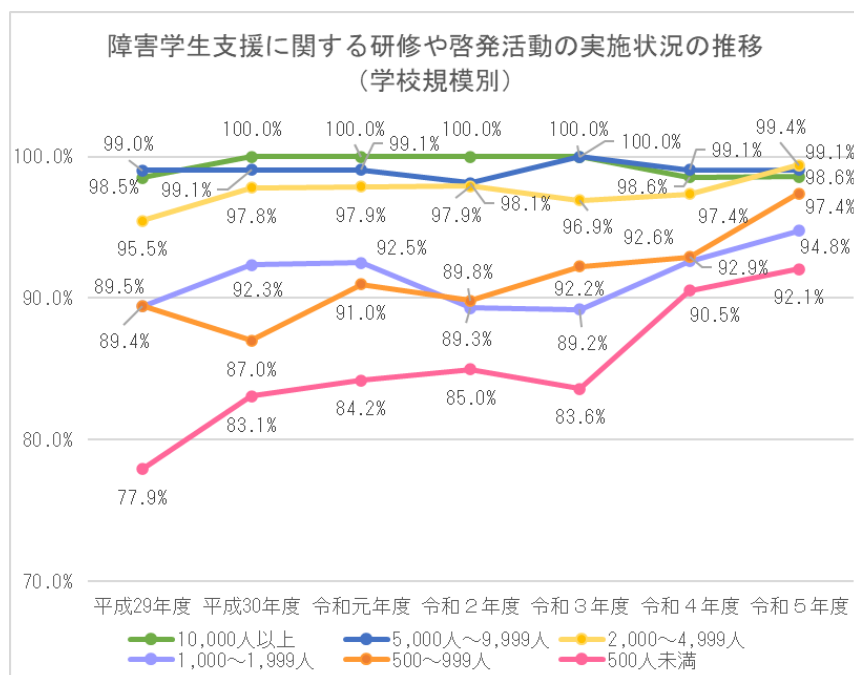
以下、5,000～9,999人の学校は108校中107校(99.1%)、2,000～4,999人の学校は175校中174校(99.4%)、1,000～1,999人の学校は229校中217校(94.8%)、500～999人の学校は194校中189校(97.4%)、500人未満の学校は390校中359校(92.1%)において実施されている。いずれの規模の学校においても9割以上の実施率となっている。

また、平成29年度からの推移をみると、学生数2,000人以上の規模の学校は、同年度から実施率9割以上を保ちほぼ横ばいで推移しており、1,000～1,999人の学校及び500～999人の学校は8割台から9割以上に増加している(図表69)。500人未満の学校は、平成29年度の77.9%から令和5年度の92.1%に増加し、増加の幅が最も大きい。学校規模が大きくなるに従い実施率が高くなっている。

図表 68 令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況(学校規模別)

学校規模	規模別学校数(校)	実施校数	実施率
10,000人以上	72	71	98.6%
5,000～9,999人	108	107	99.1%
2,000～4,999人	175	174	99.4%
1,000～1,999人	229	217	94.8%
500～999人	194	189	97.4%
500人未満	390	359	92.1%

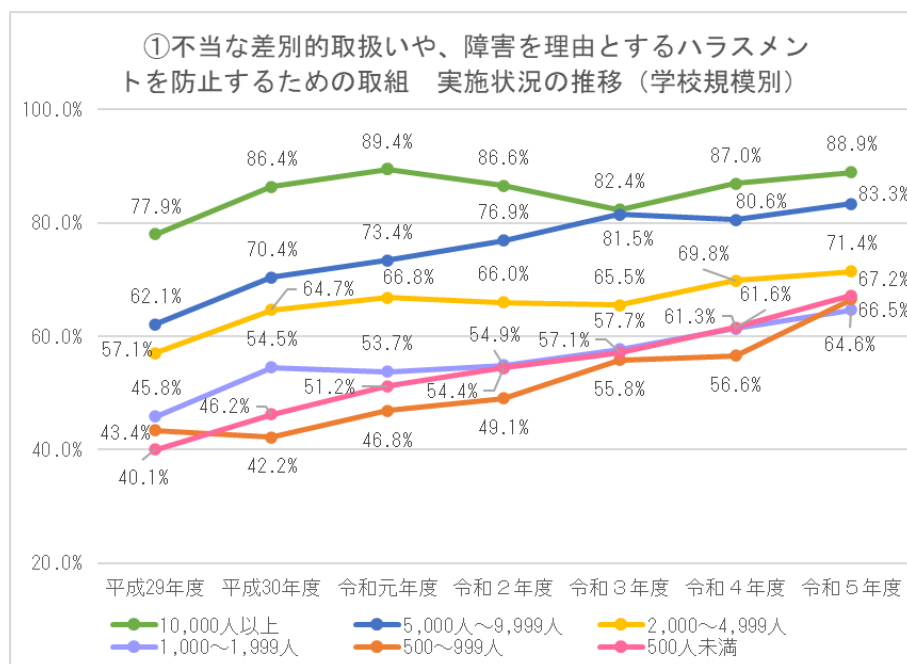
図表 69



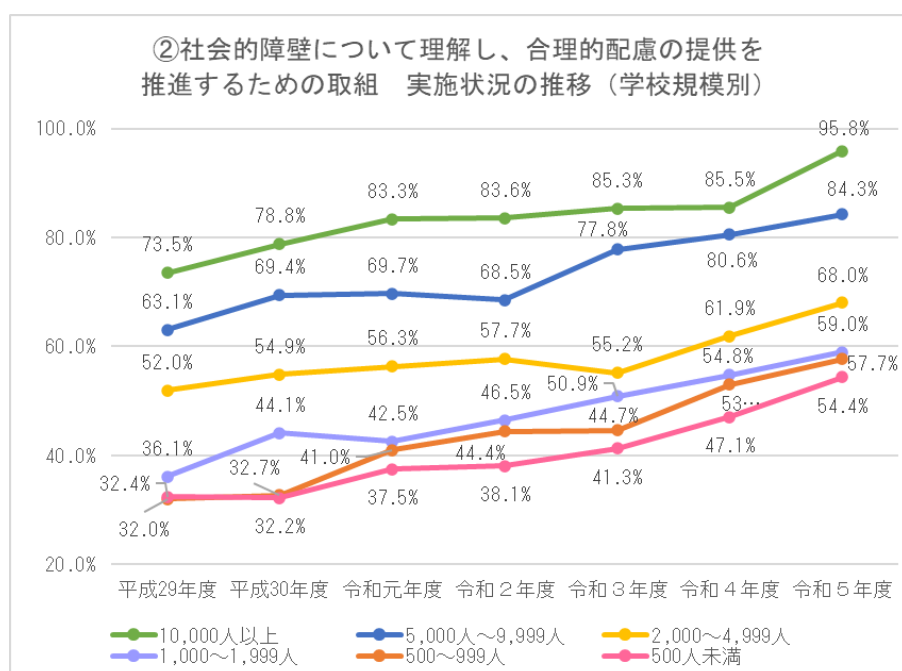
続けて推移をみると、「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」、「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」、「③支援情報の公開」について、平成 29 年度から令和 5 年度までの間で、全ての規模の学校で実施率が増加している（図表 70～図表 72）。また、規模の小さい学校の方が増加の幅が大きく、規模が大きい学校になるほど実施率が高くなる傾向にある。

「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」も、同様に、平成 29 年度から令和 5 年度までの間に全ての規模の学校で実施率が増加しているが、その幅は先の 3 項目に比べて緩やかなものとなっている（図表 73）。特に、学生数が 5,000 人以上の規模の学校の実施率は平成 29 年度から 9 割以上であり、取組が定着していることがうかがえる。また、規模が大きい学校になるほど実施率が高い傾向も同様である。

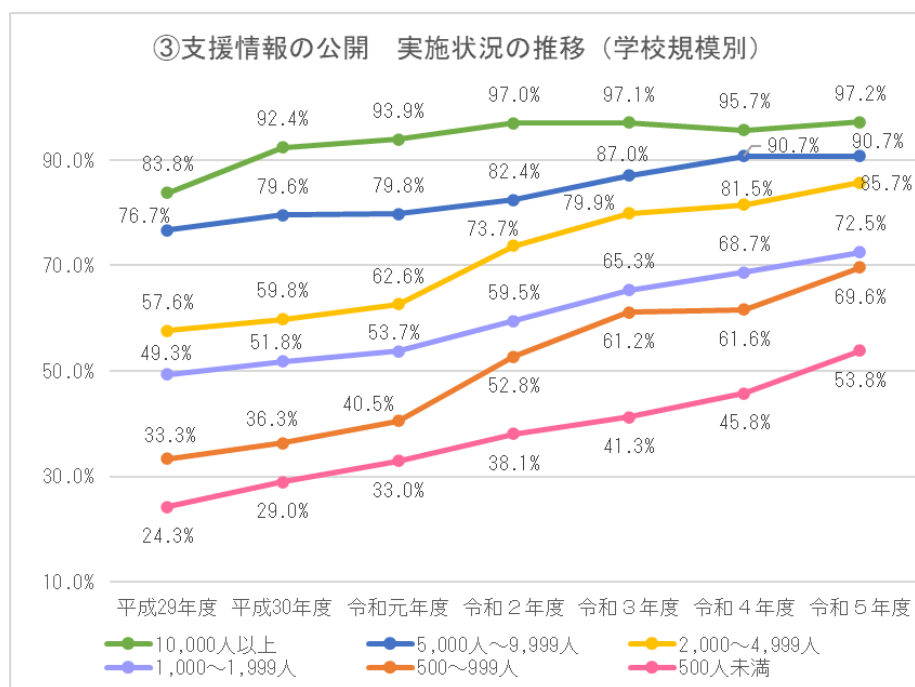
図表 70



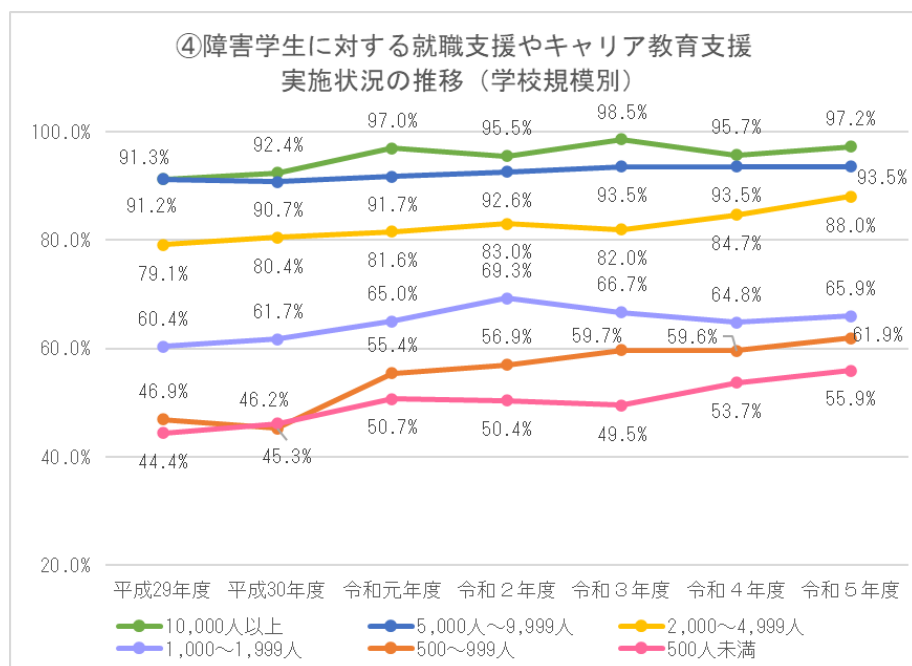
図表 71



図表 72



図表 73



8. 障害学生支援に関する体制の整備の分析

本章では平成 29 年度から令和 5 年度までの障害学生支援に関する体制の整備状況の推移について様々な観点から分析を進めた。

令和 5 年度の状況をみると、対応要領等の策定については、設置者や規模によらず比較的整備されている。設置者別でみると国公立大学等はほぼ 9 割以上、私立大学等は 76.8% で整備されている。規模別にみると 500 人以上の大学等はおおむね 8 割以上、500 人未満の大学等では 70.8% となっている。

同様に、障害学生支援に関する専門委員会等については、「専門委員会を設置」と回答した国立大学等は 76.6%、公立大学等は 48.3%、私立大学等は 45.2% となっているが、他の委員会が対応しているものも含めると国公立立全てが 9 割以上となり、ほぼ全ての大学等で対応する委員会が設置されている状況である。規模別では、専門委員会が設置されているのは、2,000 人以上の大学等で 6 割以上である一方で、500 人未満では 38.5% となっており、規模が大きい大学においても設置が進んでいない状況があるが、他の委員会が対応しているものも含めると全ての規模の大学で 9 割以上となっている。

また、紛争の防止・解決等に関する調整機関に関して「調整機関を設置」「他の機関が対応」の回答を合わせると、国立大学等が 77.4%、公立大学等は 55.1%、私立大学等が 50.2% となっている。規模別では、10,000 人以上の大学等においても 69.4%、2,000 人未満では 5 割前後にとどまり、設置者別では国立と公私立とで差があるが、規模別による差は大きくない。

障害学生支援担当部署の設置については、「専門部署・機関を設置」と「他の部署・機関が対応」を合わせると全ての設置者、規模において 9 割以上となっている。「専門部署・

機関を設置」の回答は国立大学等が 59.9%、私立大学等が 26.6%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 73.6%、2,000 人未満の大学等で規模が大きい区分から順に 26.2%、14.9%、20.0%となっており、設置者別、規模別ともに格差がみられる。

障害学生支援担当者について、専任又は兼任いずれかの担当者を配置している大学等は全ての設置者、規模別で 9 割以上となっている。専任の配置については国立大学等で 53.3%、公立大学等で 18.6%、私立大学等で 22.0%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 73.6%、2,000 人未満の規模では 2 割未満にとどまっている。

障害学生の相談受付窓口を設置している大学等は、国立大学等で 99.3%、公立大学等で 85.6%、私立大学等で 85.0%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 100.0%、2,000 人未満は 8 割台となっており、設置者別、規模別ともに整備が進んでいる。その一方で、支援の申し出等に関する対応手順については、整備されているのは国立大学等で 84.7%、公立大学等で 72.0%、私立大学等で 64.5%となっている。規模別では 10,000 人以上の大学等で 88.9%、500～2,000 人未満は 6 割台、500 人未満は 58.5%となっており、設置者別、規模別ともに格差がみられる。

なお、比較的規模の大きい大学等で専門委員会や調整機関の設置が少ない理由は、学生支援課や学生委員会、ハラスメント委員会といった既存の部署や委員会等が兼務するなどして問題解決にあたっていることが背景にある。このように既存のスキームで対応がスムーズになされる場合は問題ないが、専門的な知見から問題解決を効果的に図る場合は専門委員会や調整機関の設置の検討が期待される。

次に「専門部署・機関がある」、「専任の担当者を配置している」大学等をみると、設置者別、規模別ともに格差がみられる。その背景として前者の場合、障害者差別解消法の施行によって国立大学等においては合理的配慮が義務とされており、専門部署や専任教職員の配置が迅速に進められたことが挙げられる。令和 6 年 4 月に改正障害者差別解消法が施行されたことで、私立の大学等においても取組の加速が期待される。後者の場合、小規模校は学生支援を担当する教職員の絶対数が限られていることから、兼務の常態化が指摘されている。今後は兼務する教職員の専門性やスキルを高める取組が期待される。

また、各大学等において相談受付窓口の設置が進んでいるものの、対応手順の整備については、設置者別、規模別で格差がみられる。対応手順の整備については大学等に多大な費用負担が発生する性格のものではない。各大学等においてはすでに整備が進められている大学等の手順を参考にするなどして早急な整備が期待される。

第3章 高大接続・入学者選抜

村田 淳

1. 障害学生に関する高大接続・入学者選抜

ここまで大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）における障害のある学生の在籍数の推移や支援の状況、また、支援体制の構築について全体像を整理してきた。本章以降では、いくつかの重要なトピックスについて各論的に状況を把握し、経年変化などを確認しながら本分野の現状について述べることとする。

まず本章では、障害のある学生（受験者等）の高大接続や入学者選抜における状況を把握することを目的としたい。障害のある学生の増加傾向はこれまで述べてきたところであるが、これには大学等における支援体制等の変化という要因のみならず、学生を取り巻く前提として、大学等に至るまでの初等中等教育における障害のある児童、生徒に関する状況の変化があると推測される。

このような状況、経緯を踏まえて、大学等への進学という進路を選択肢とする障害のある生徒、つまり受験希望者が増加していることから、大学等ではそのようなニーズに対応するための変化が必要になっており、高大接続や入学者選抜における対応についても大学等における対応が全体として模索されている現状がある。本章では、それらの状況について詳しく現状を整理することとしたい。

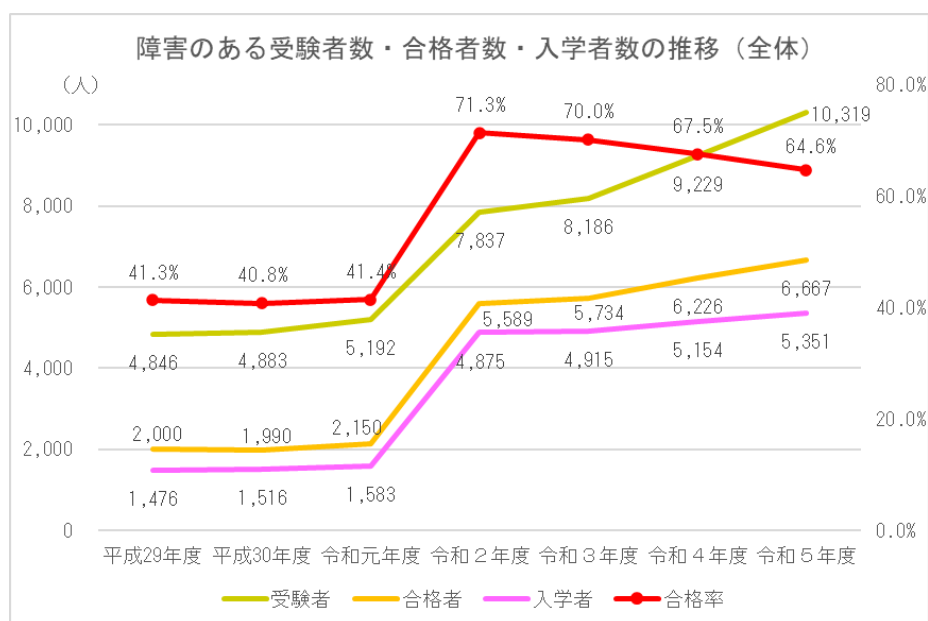
2. 障害のある受験者及び受験上の配慮の実施

障害のある受験者数、合格者数、入学者数（以下「入学者数等」という。）及び受験上の配慮を行った数について、以下、（１）経年推移、（２）学校種別・障害種別の状況、（３）大学において受験上の配慮を行った受験者数及び合格者数に係る障害種別の状況、（４）設置者別の状況の観点から概説する。

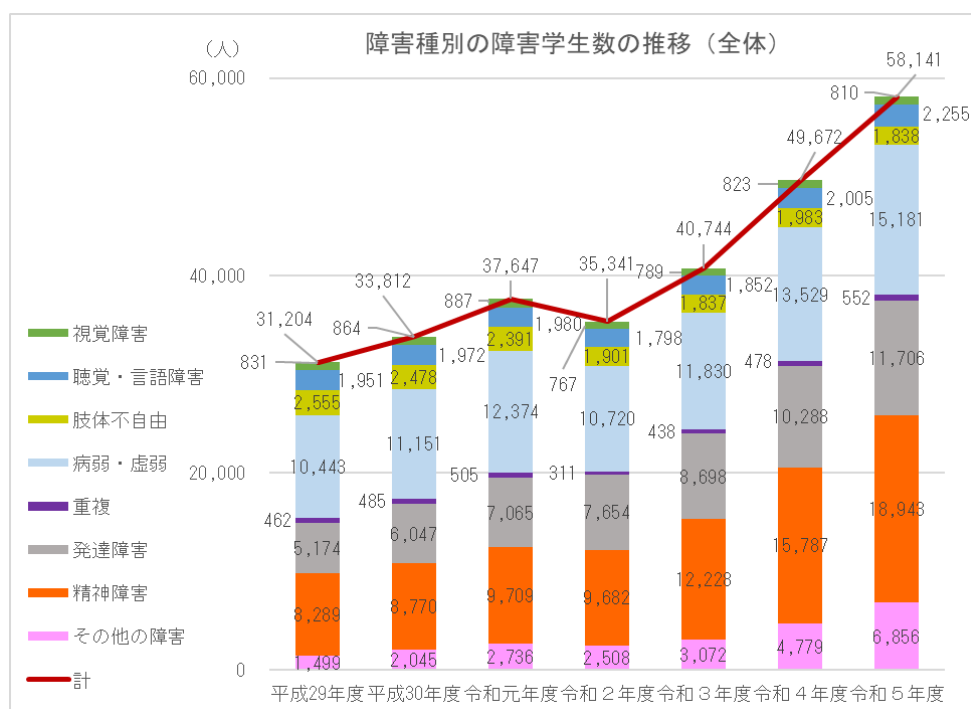
（１）経年推移

障害のある入学者数等について、平成 29 年度から令和 5 年度までに、受験者数が 4,846 人から 10,319 人に、合格者数が 2,000 人から 6,667 人に、入学者数が 1,476 人から 5,351 人に、それぞれ約 2 倍から 3 倍の増加となっている（図表 1）。おおむね障害学生数と同様の傾向で推移しているが、令和 2 年度については、障害学生数が減少している一方で、入学者数等及び合格率に増加がみられる（図表 2）。

図表 1



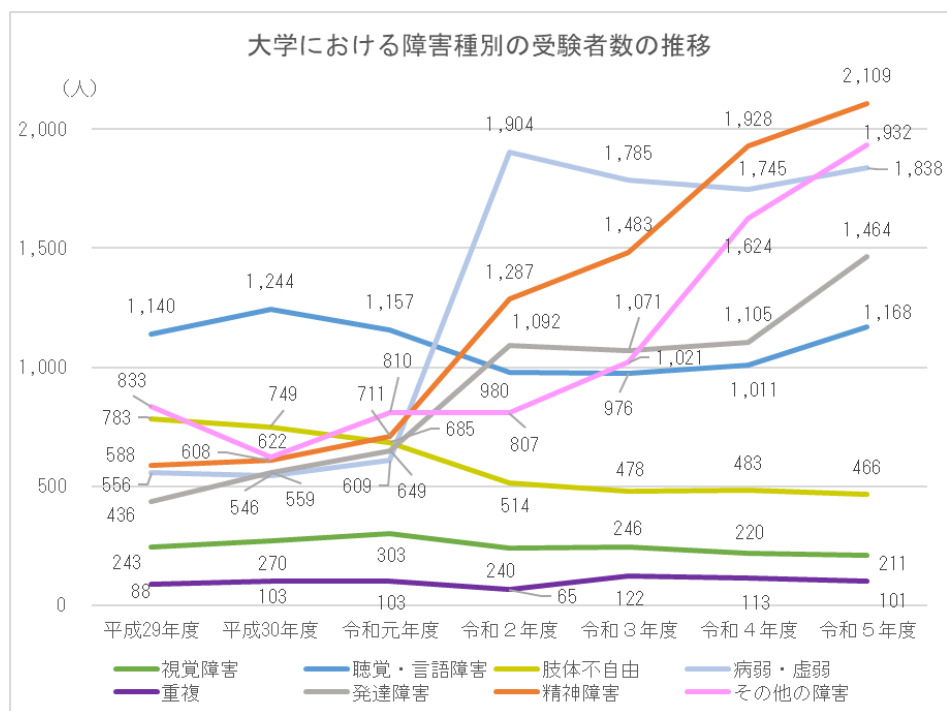
図表 2



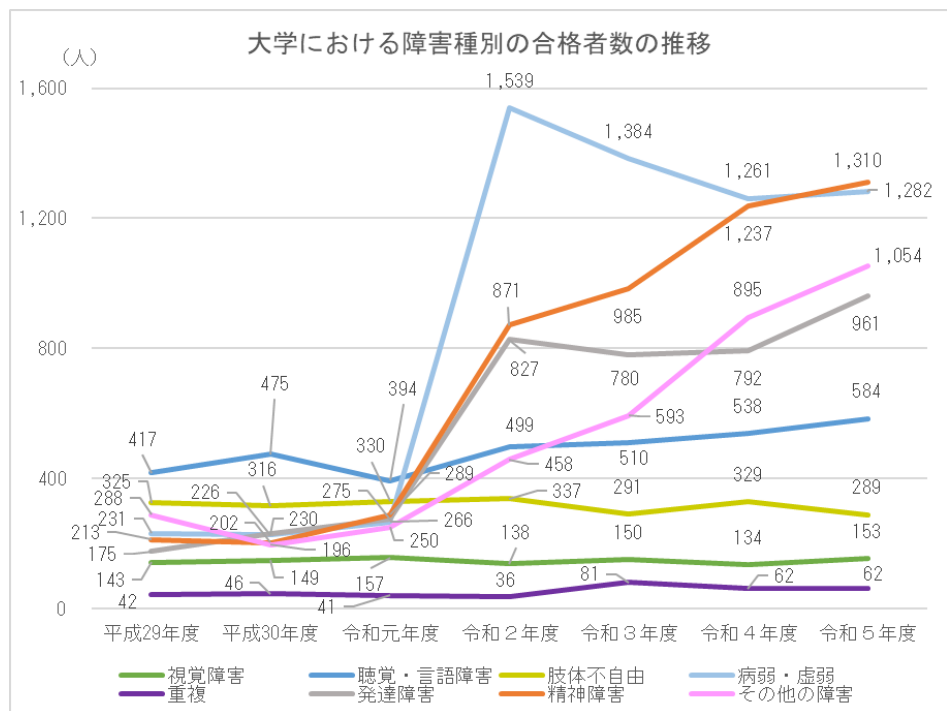
（2）学校種別・障害種別の状況

入学者数等について、学校種別でその多く占める大学における障害種別の状況をみると、「視覚障害」、「聴覚・言語障害」、「肢体不自由」及び「重複」は、令和2年度に減少又はほぼ横ばいの状態である。一方で、「病弱・虚弱」、「発達障害」及び「精神障害」は令和2年度に増加している。「その他の障害」は、令和2年度は、受験者数は横ばいで合格者数及び入学者数は増加している（図表3～図表5）。

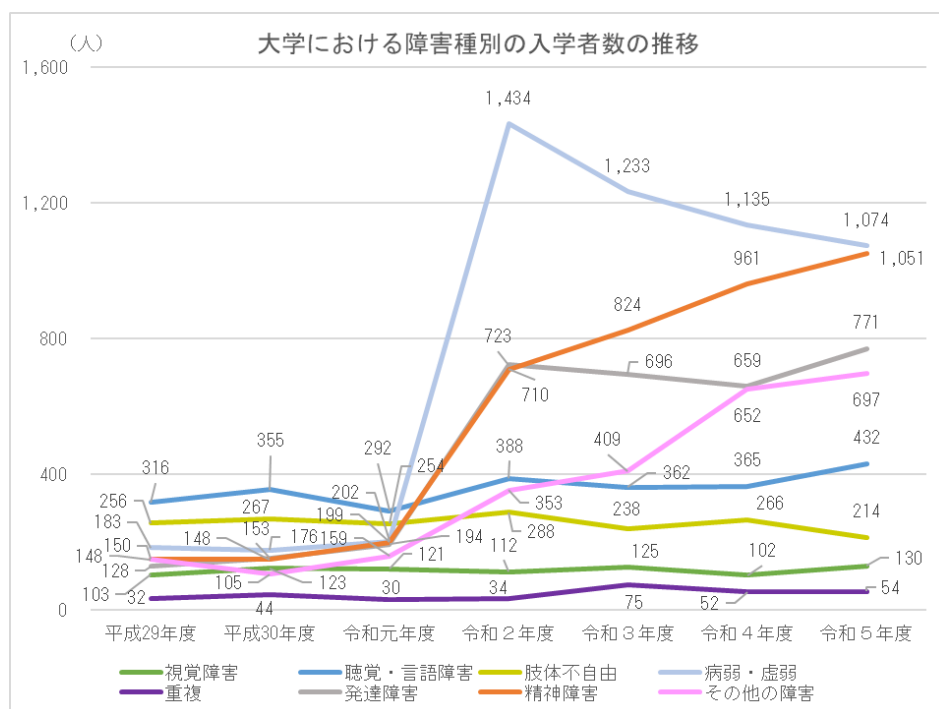
図表 3



図表 4



図表 5



令和2年度における「病弱・虚弱」、「発達障害」及び「精神障害」の入学者数等の大幅な増加については、大学等における本調査の回答作成の円滑化を目的として、同年度に「入力支援ツール」を導入したことが影響した可能性がある。同ツールは、大学等が回答を作成する際、あらかじめ同ツールにある情報入力シートに学生個々に関する情報を入力すると、それらの入力内容が、該当する調査票に自動的に回答として変換されるものである。同ツールを使用したことで、入学者選抜時には配慮の申出等がなく大学等が障害学生と認知していなかったが、入学後に障害があると判明した学生を「障害のある入学者等」に計上したと想定される。障害学生全体の合格率増加も同様の要因によるものと考えられる。

ただし、「病弱・虚弱」、「発達障害」及び「精神障害」については、令和3年度以降、当該の各障害学生数自体も増加しており、単一の要因では説明できない側面があるが、少なくとも入学者数等の増加の要因が入力支援ツールの使用による影響ばかりとは言えないと考える。

(3) 大学において受験上の配慮を行った受験者数及び合格者数に係る障害種別の状況

入学者数等の多く占める学校種が大学であることから、ここでは大学における受験上の配慮（以下「配慮」という。）を行った受験者数、合格者数に係る障害種別の状況をみるものとする。

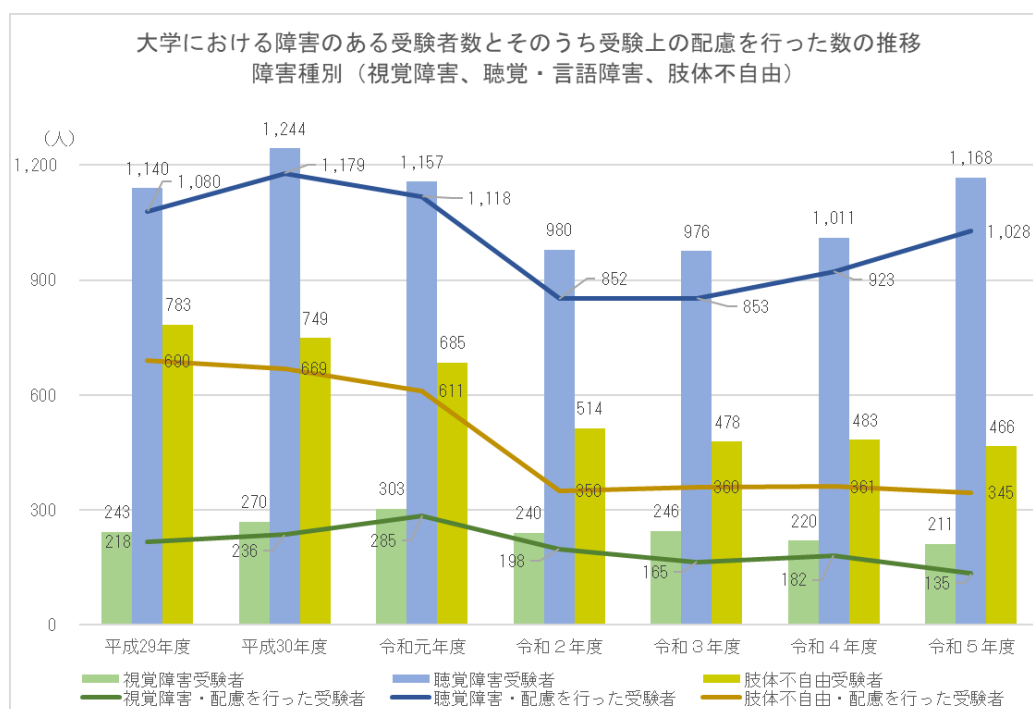
「視覚障害」について、平成29年度と令和5年度を比較すると、平成29年度の受験者数は243人で、そのうち配慮を行った数は218人である。また、合格者数は143

人でそのうち配慮を行った数は131人であった。令和5年度の受験者数は211人、うち配慮を行った数は135人である。合格者数は153人、うち配慮を行った合格者数は80人であり、合格者数を除き、平成29年度と令和5年度の間でそれぞれ減少している（図表6、図表7）。

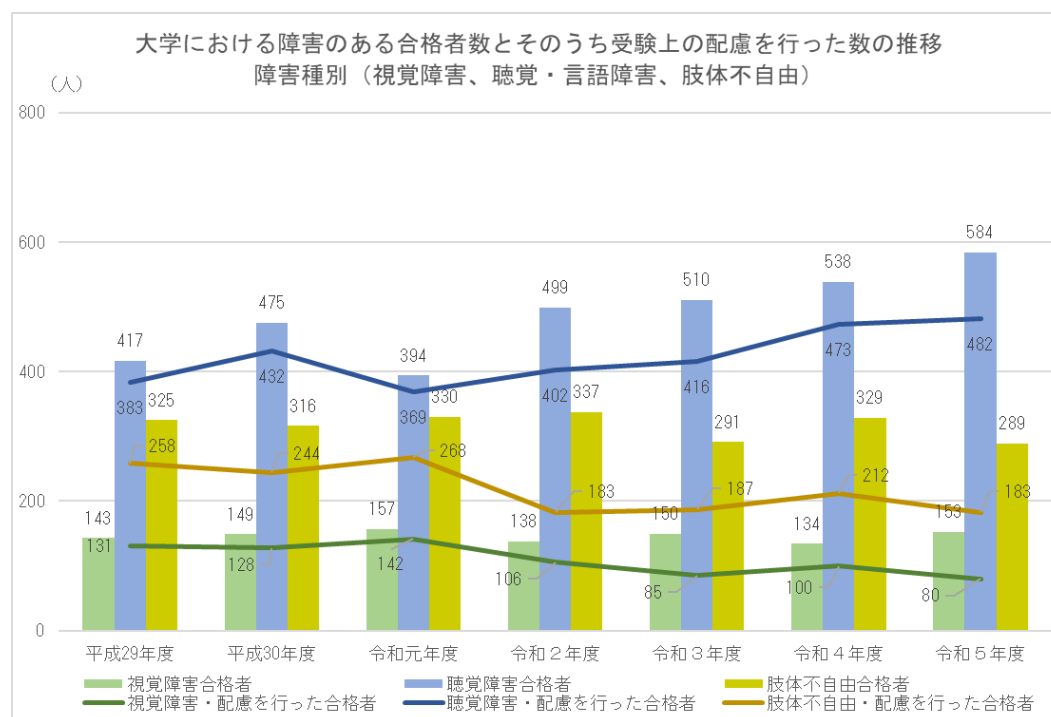
同様に比較すると、「聴覚・言語障害」については、平成29年度の受験者数は1,140人で、うち配慮を行った数は1,080人である。合格者数は417人、うち配慮を行った数は383人であった。令和5年度の受験者数は1,168人、うち配慮を行った数は1,028人である。合格者数は584人、うち配慮を行った数は482人であった。配慮を行った受験者数を除き増加している。

「肢体不自由」は、平成29年度の受験者数は783人、うち配慮を行った数は690人である。合格者数は325人、うち配慮を行った数は258人であった。令和5年度の受験者数は466人、うち配慮を行った数は345人である。合格者数は289人、うち配慮を行った数は183人で、それぞれ減少した。

図表6



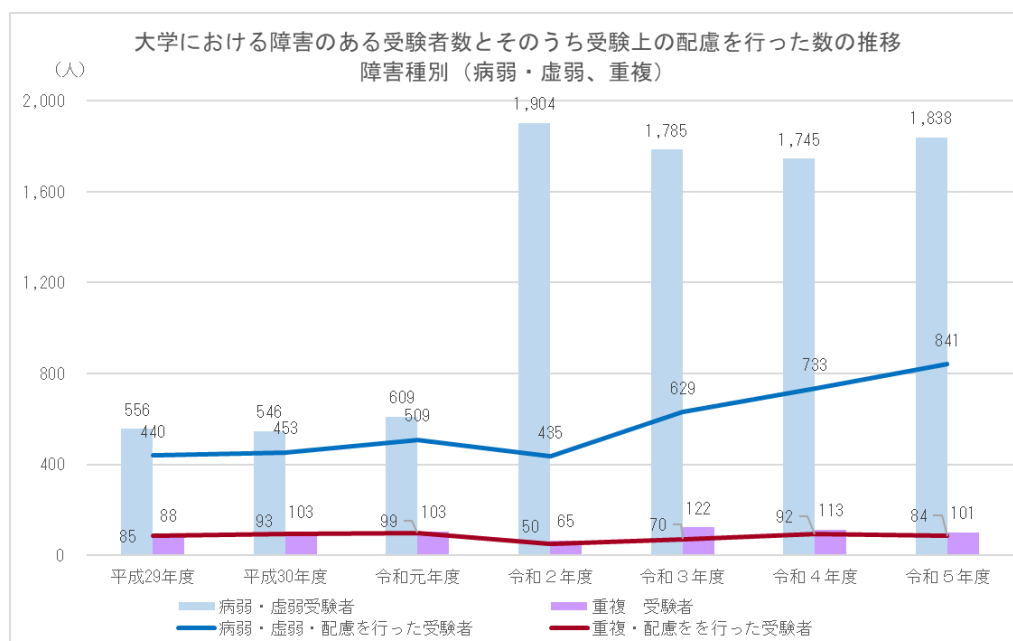
図表 7



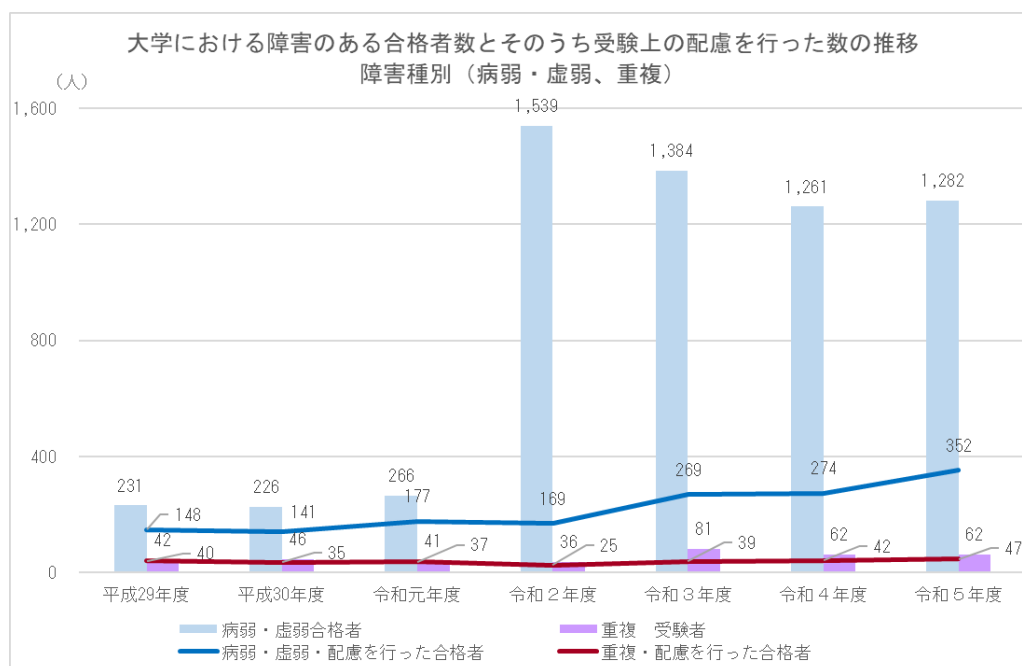
「病弱・虚弱」について、平成29年度と令和5年度を比較すると、同29年度の受験者数は556人、そのうち配慮を行った数は440人で受験者数に占める割合は79.1%である（図表8、図表9）。また、合格者数231人のうち配慮を行った数は148人で、同様に割合は64.1%であった。令和5年度の受験者数は1,838人、うち配慮を行った数は841人で受験者数に占める割合は45.8%である。合格者数1,282人のうち配慮を行った合格者数は352人でその割合は27.5%であった。平成29年度に比べ、令和5年度は受験者数、合格者数に占める配慮を行った数の割合がそれぞれ減少している。また、令和2年度から受験者数及び合格者数が大きく増加しているが、それぞれ配慮を行った数は同年度では減少しており、令和3年度以降ゆるやかに増加している。

「重複」について、同様に比較すると、平成29年度の受験者数は88人で、そのうち配慮を行った数は85人である。また、合格者数は42人でうち配慮を行った数は40人であった。令和5年度の受験者数は101人、うち配慮を行った数は84人である。合格者数は62人、うち配慮を行った合格者数は47人であった。いずれも平成29年度から令和5年度の間でほぼ横ばいの状態である。

図表 8



図表 9



「発達障害」について、平成 29 年度と令和 5 年度を比較すると、同 29 年度の受験者数は 436 人、そのうち配慮を行った数は 361 人で受験者数に占める割合は 82.8%である（図表 10、図表 11）。また、合格者数 175 人のうち配慮を行った数は 128 人で、同様に割合は 73.1%であった。令和 5 年度の受験者数は 1,464 人、うち配慮を行った数は 777 人でその割合は 53.1%である。合格者数 961 人のうち配慮を行った合格者数は 330 人で、同様に割合は 34.3%であった。受験者数及び合格者数は、令和 2 年度に

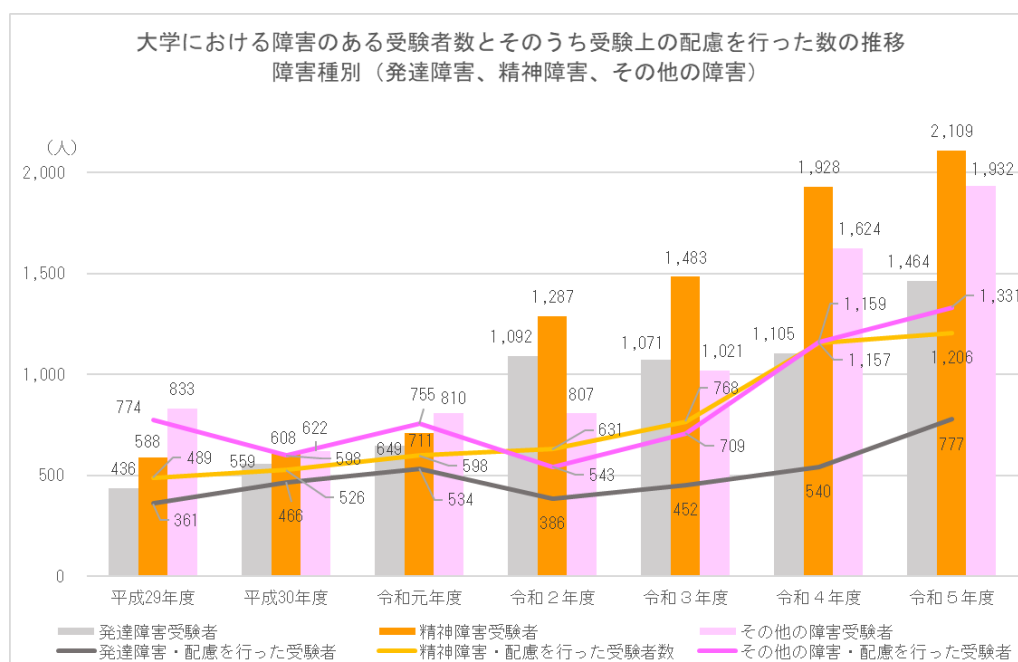
大きく増加するものの、同3年度から減少し同5年度に増加するが、それぞれ配慮を行った数は令和2年度に減少し、同3年度から増加する。

「精神障害」について、同様に比較すると、平成29年度の受験者数は588人、そのうち配慮を行った数は489人で受験者数に占める割合は83.2%である。また、合格者数213人のうち配慮を行った数は153人で、同様に割合は71.8%であった。令和5年度の受験者数は2,109人、うち配慮を行った数は1,206人でその割合は57.2%である。合格者数1,310人のうち配慮を行った合格者数は494人で、同様に割合は37.7%であった。発達障害と類似した傾向がみられるが、受験者数及び合格者数とそれぞれ配慮を行った数はともに令和2年度も含めて増加し、同5年度の配慮を行った合格者数のみ減少している点が発達障害との違いである。

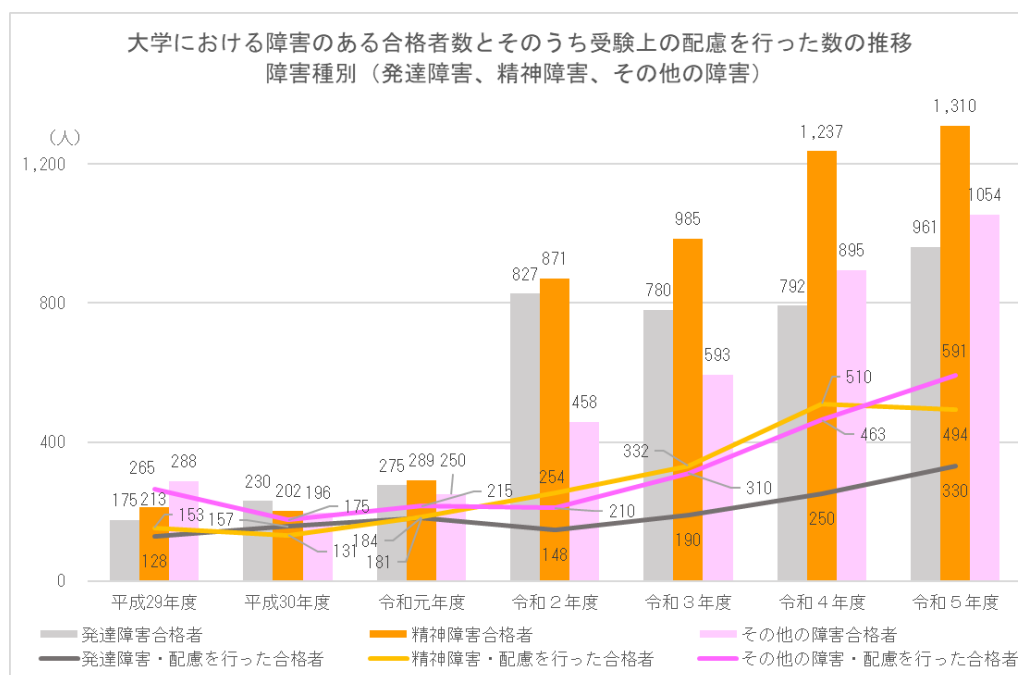
「その他の障害」は、平成29年度の受験者数は833人で、そのうち配慮を行った数は774人で受験者数に占める割合は92.9%である。また、合格者数は288人のうち配慮を行った数は265人で、同様に割合は92.0%であった。令和5年度の受験者数は1,932人、うち配慮を行った数は1,331人でその割合は68.9%である。合格者数は1,054人、うち配慮を行った合格者数は591人で、同様に割合は56.1%であった。受験者数及びうち配慮を行った数は令和4年度以降に大きく増加している一方で、合格者数及びうち配慮を行った数は令和2年度以降から増加している。

前章までで、発達障害や精神障害のある学生の増加傾向に言及してきたが、受験者や合格者においても同様の傾向があることから、高等学校など大学等に至るまでの教育機関においても、そうした特性のある生徒の把握や配慮が増加していることの影響が出ていると考えられる。

図表 10



図表 11



図表 12 大学における受験者数に占める配慮を行った数の割合の推移（障害種別）

	受験者数に占める配慮を行った数の割合						
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障害	89.7%	87.4%	94.1%	82.5%	67.1%	82.7%	64.0%
聴覚・言語障害	94.7%	94.8%	96.6%	86.9%	87.4%	91.3%	88.0%
肢体不自由	88.1%	89.3%	89.2%	68.1%	75.3%	74.7%	74.0%
病弱・虚弱	79.1%	83.0%	83.6%	22.8%	35.2%	42.0%	45.8%
重複	96.6%	90.3%	96.1%	76.9%	57.4%	81.4%	83.2%
発達障害	82.8%	83.4%	82.3%	35.3%	42.2%	48.9%	53.1%
精神障害	83.2%	86.5%	84.1%	49.0%	51.8%	60.0%	57.2%
その他の障害	92.9%	96.1%	93.2%	67.3%	69.4%	71.4%	68.9%

図表 13 大学における合格者数に占める配慮を行った数の割合の推移（障害種別）

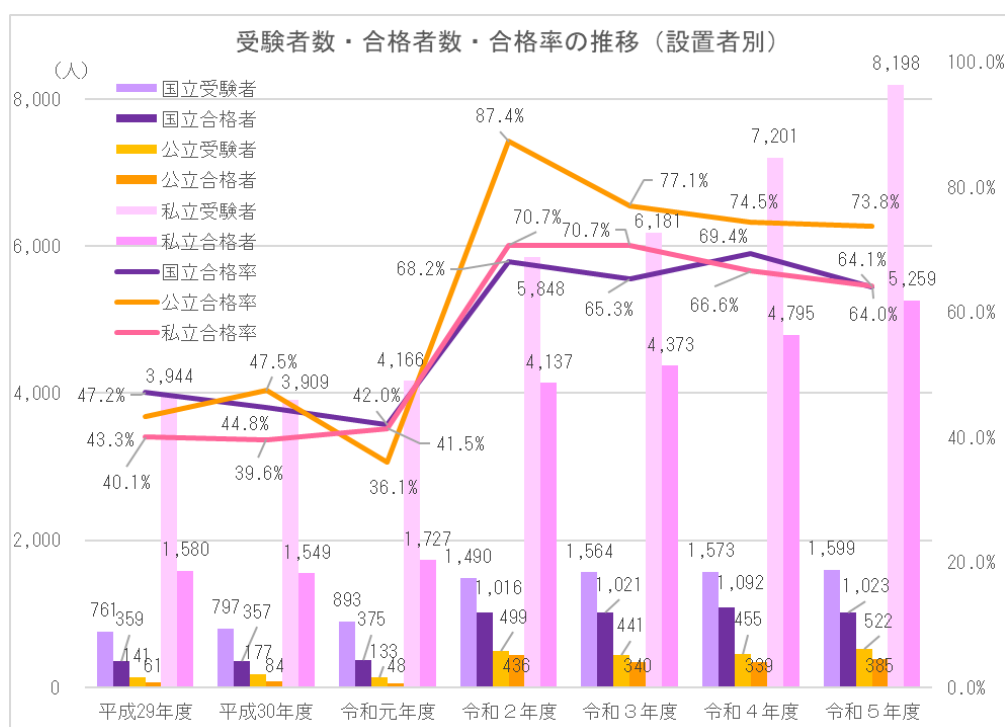
	合格者数に占める配慮を行った数の割合						
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障害	91.6%	85.9%	90.4%	76.8%	56.7%	74.6%	52.3%
聴覚・言語障害	91.8%	90.9%	93.7%	80.6%	81.6%	87.9%	82.5%
肢体不自由	79.4%	77.2%	81.2%	54.3%	64.3%	64.4%	63.3%
病弱・虚弱	64.1%	62.4%	66.5%	11.0%	19.4%	21.7%	27.5%
重複	95.2%	76.1%	90.2%	69.4%	48.1%	67.7%	75.8%
発達障害	73.1%	68.3%	65.8%	17.9%	24.4%	31.6%	34.3%
精神障害	71.8%	64.9%	63.7%	29.2%	33.7%	41.2%	37.7%
その他の障害	92.0%	89.3%	86.0%	45.9%	52.3%	51.7%	56.1%

（４）設置者別の状況

設置者別にみると、国立の受験者数は平成 29 年度から令和 5 年度までに 761 人から 1,599 人に増加した。合格者数も同期間に 359 人から 1,023 人に増加している。同様に、公立の受験者数は 141 人から 522 人に、合格者数は 61 人から 385 人に増加した。私立の受験者数は 3,944 人から 8,198 人に、合格者数は 1,580 人から 5,259 人に増加した。

なお、令和 2 年度に大きく増加しているのは、前述した入力支援ツールの使用による影響とみられるが、同 3 年度以降の増加は、障害学生数全体の増加に依拠するものとする。

図表 14



3. 入学者選抜における配慮

入学者選抜における配慮について、以下、（１）配慮に関する体制、（２）入学者選抜において実施可能な配慮、（３）入学者選抜において実施した配慮の内容の観点から概説する。

（１）配慮に関する体制

① 入試要項等における障害学生への配慮に関する記載状況

入学者選抜において、入試要項及び大学等のホームページに障害学生への配慮について記載している大学等は、平成 29 年度は 1,170 校中 748 校で全学校数に占める割合は 63.9%であった（図表 15）。令和 5 年度には 1,168 校中 933 校で割合は

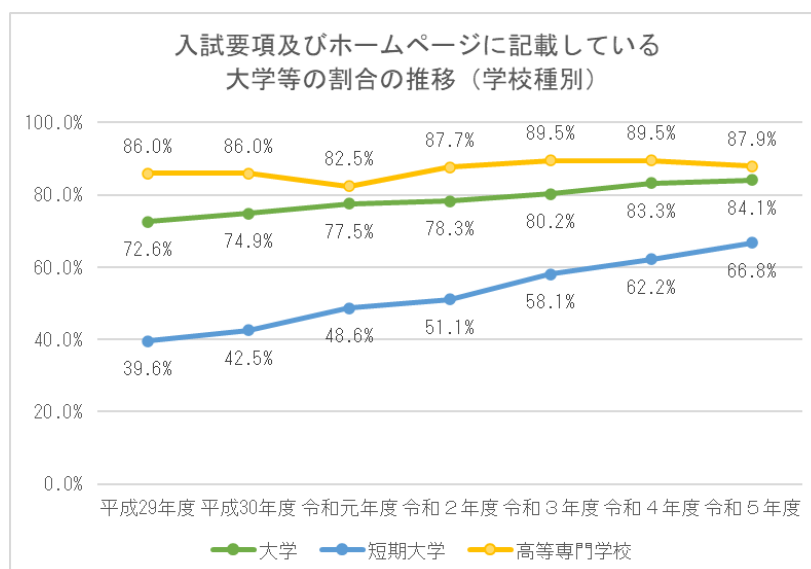
79.9%と、平成 29 年度に比べると 16.0 ポイント増加した。一方で、入試要項にもホームページにも記載していない大学等は、平成 29 年度に 196 校（16.8%）であったが、令和 5 年度には 102 校（8.7%）に減少している。

図表 15 入試要項等への障害学生への配慮に関する記載状況の推移（全体）

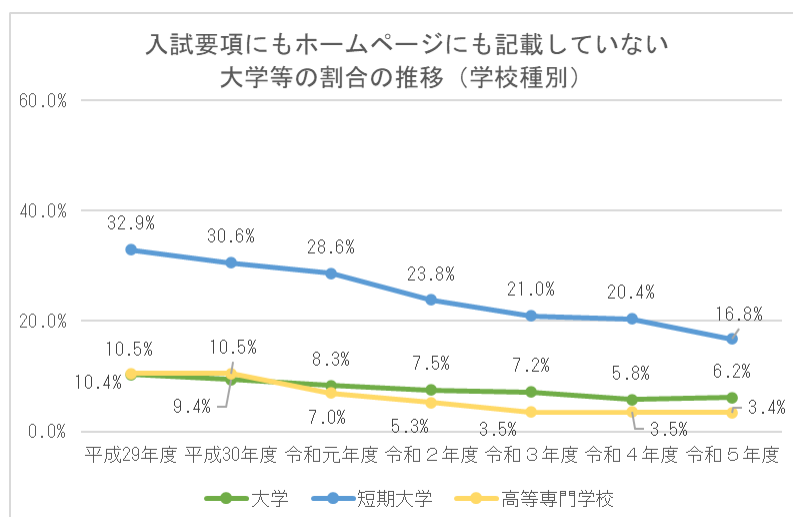
	全学校数 (校)	入試要項 及びHP に記載	全学校数 に占める 割合	入試要 項のみ に記載	全学校数 に占める 割合	記載なし	全学校数 に占める 割合
平成29年度	1,170	748	63.9%	210	17.9%	196	16.8%
平成30年度	1,169	776	66.4%	198	16.9%	180	15.4%
令和元年度	1,174	819	69.8%	170	14.5%	163	13.9%
令和2年度	1,173	838	71.4%	169	14.4%	138	11.8%
令和3年度	1,176	880	74.8%	145	12.3%	125	10.6%
令和4年度	1,174	917	78.1%	124	10.6%	111	9.5%
令和5年度	1,168	933	79.9%	115	9.8%	102	8.7%

学校種別にみると、入試要項及び大学等のホームページに障害学生への配慮について記載している大学は平成 29 年度の 72.6%から令和 5 年度には 84.1%に、同様に短期大学は 39.6%から 66.8%に増加した（図表 16、図表 17）。高等専門学校は平成 29 年度から 8 割以上で推移している。短期大学は、入試要項にもホームページにも記載していない学校数の割合が大学、高等専門学校に比べて高いが、令和 5 年度には 16.8%まで減少した。

図表 16



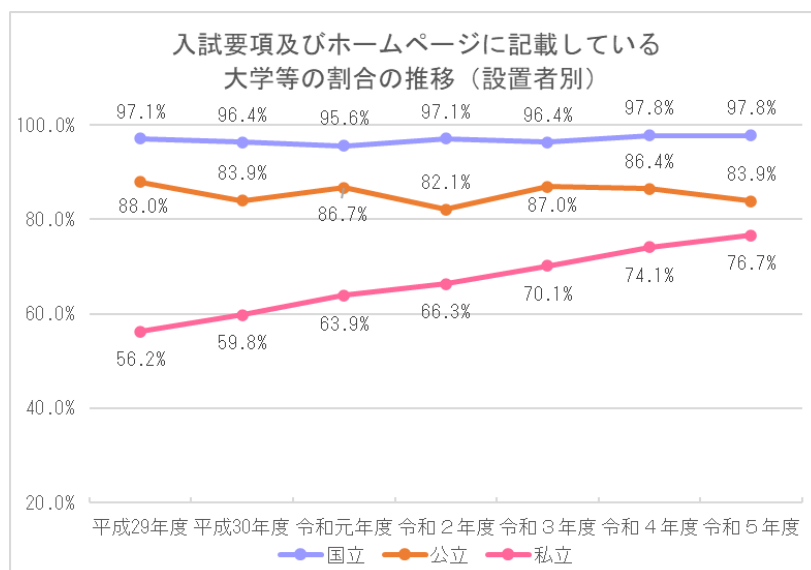
図表 17



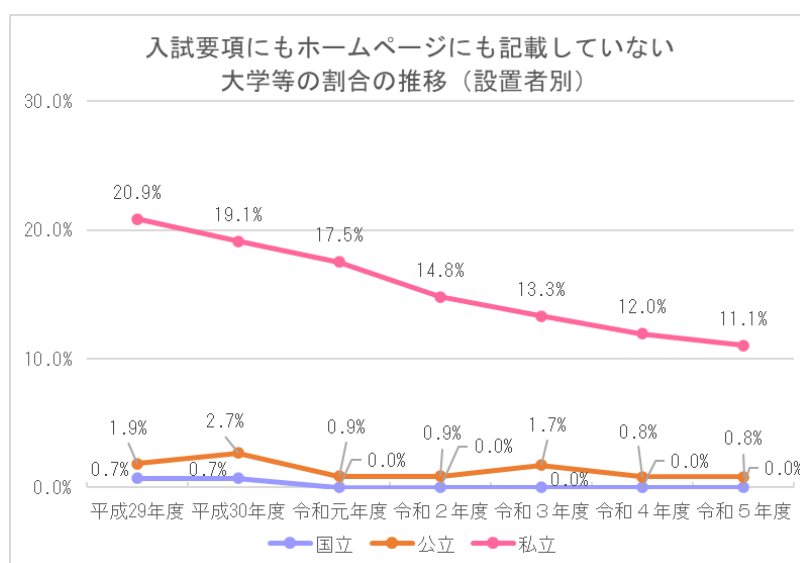
設置者別にみると、平成29年度から令和5年度まで、入試要項及び大学等のホームページに障害学生への配慮について記載している国立の大学等は95%以上で、公立は80%以上で推移している（図表18、図表19）。私立は、平成29年度の56.2%から令和5年度には76.7%となり、20.5ポイント増加した。あわせて、入試要項にもホームページにも記載していない学校数の割合は20.9%から11.1%に減少した。

この数年間で入試要項等において関連情報の情報公開が進んでいることは、大学等における支援体制の改善という点において評価できる点である。近年の障害学生の増加傾向に対して、大学等では障害学生の存在が例外的なニーズではなく、一定程度存在するニーズという捉え直しがあり、その認識がこのような改善につながっているものと考えられる。一方で、現時点においても入試要項やホームページで関連情報の記載がない大学等も残されており、早期に改善が必要であるとする。

図表 18



図表 19



② 入学者選抜における配慮についての事前相談の受付状況

入学者選抜における配慮についての事前相談の受付について、随時受け付けている大学等は、平成29年度は1,170校中354校で全学校数に占める割合は30.3%であった（図表20）。令和5年度には1,168校中384校で割合は32.9%と、平成29年度に比べ微増している。全学共通のルールで受け付けている大学等は、平成29年度に521校（44.5%）であったが、令和5年度には628校（53.8%）となり、9.3ポイント増加した。学部、学科等や入試形態によって違う大学等は、59校（5.0%）から47校（4.0%）へと微減した。告知していないが相談があれば対応する大学等は、236校（20.2%）から109校（9.3%）へと10.9ポイント減少した。

図表 20 入学者選抜における配慮についての事前相談の受付状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	随時	全学校数 に占める 割合	全学 共通	全学校数 に占める 割合	学部、学科 等により 違う	全学校数 に占める 割合	告知 なし	全学校数 に占める 割合
平成29年度	1,170	354	30.3%	521	44.5%	59	5.0%	236	20.2%
平成30年度	1,169	372	31.8%	523	44.7%	63	5.4%	204	17.5%
令和元年度	1,174	372	31.7%	549	46.8%	56	4.8%	186	15.8%
令和2年度	1,173	397	33.8%	546	46.5%	62	5.3%	161	13.7%
令和3年度	1,176	394	33.5%	576	49.0%	50	4.3%	152	12.9%
令和4年度	1,174	385	32.8%	603	51.4%	47	4.0%	135	11.5%
令和5年度	1,168	384	32.9%	628	53.8%	47	4.0%	109	9.3%

学校種別にみると、随時受け付けているとした大学は、平成29年度は30.4%、令和5年度は29.4%とあまり変化がない一方、短期大学は31.1%から43.0%へと11.9ポイント増加した（図表21）。高等専門学校は20%台から30%台で推移してい

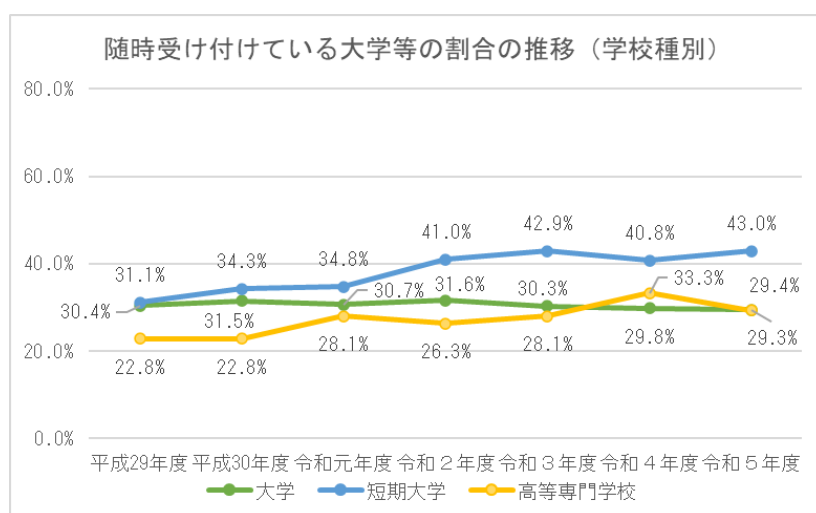
る。

全学共通のルールで受け付けている大学は、平成 29 年度の 48.7%から令和 5 年度には 58.3%と 9.6 ポイント増加し、短期大学も同様に 30.5%から 39.6%へと 9.1 ポイント増加した。高等専門学校はほぼ 60%台で推移している（図表 22）。

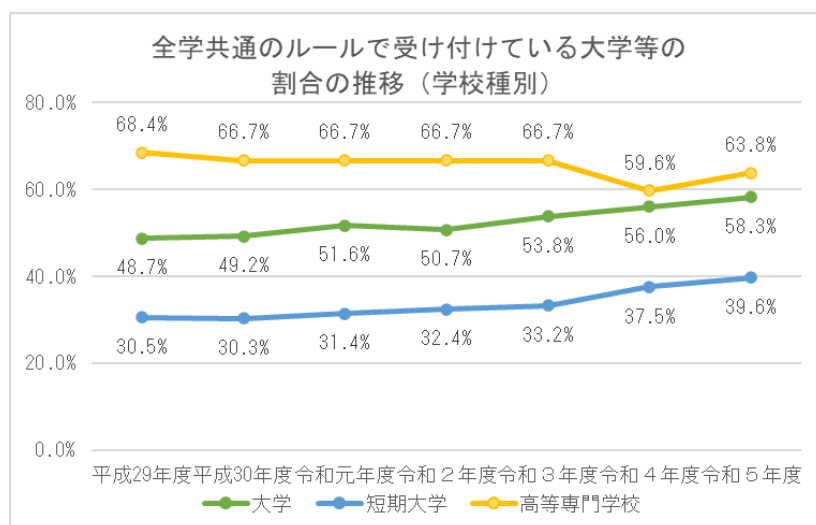
学部、学科等や入試形態によって違う大学は 7.4%から 5.2%へと減少した（図表 23）。短期大学は 1.0%前後で推移し、高等専門学校 0.0%だったものが 3.4%に増加した。

告知していないが相談があれば対応する大学は 13.4%から 7.1%へと、短期大学は 38.1%から 16.4%へとそれぞれ 6.3 ポイント、21.7 ポイント減少した（図表 24）。高等専門学校は 8.8%から 3.4%に減少した。

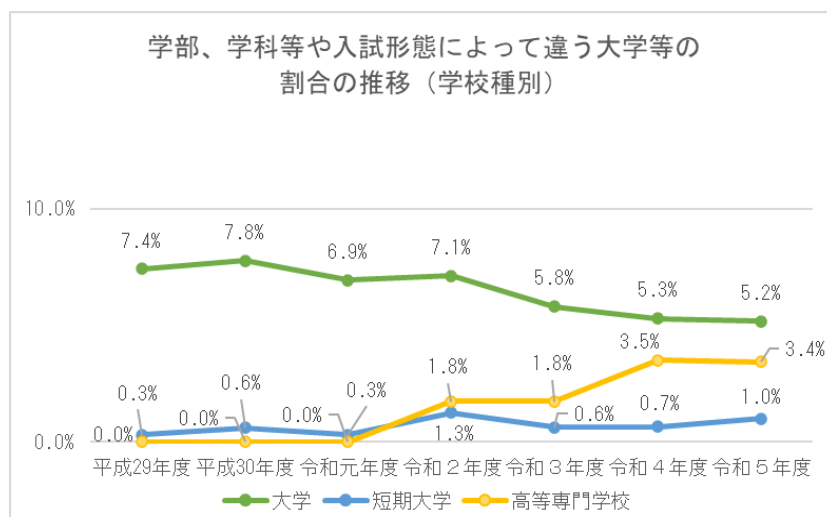
図表 21



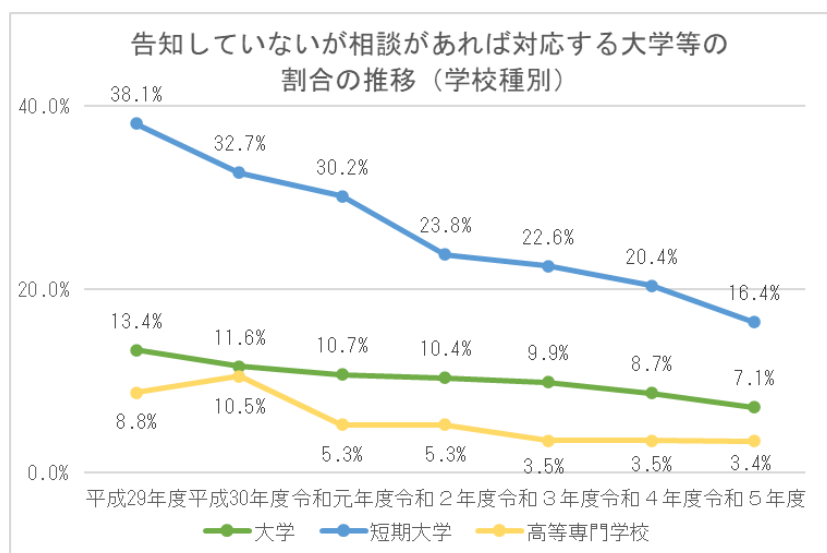
図表 22



図表 23



図表 24



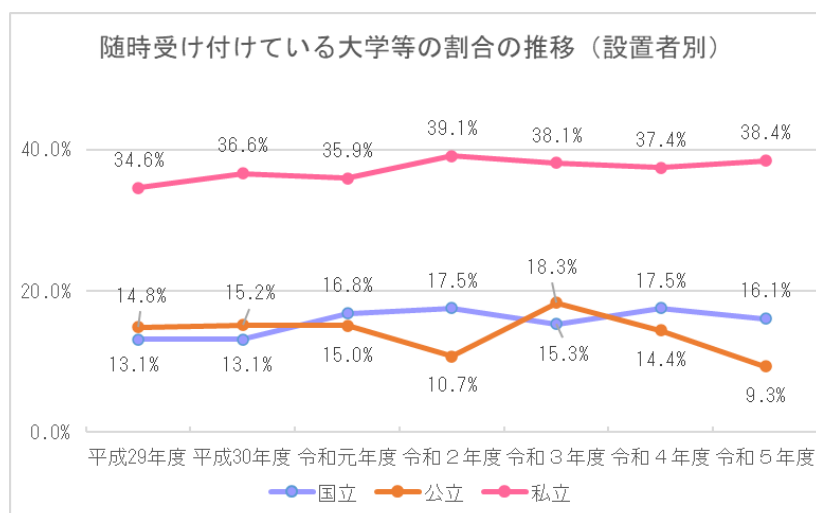
設置者別にみると、随時受け付けているとした国立の大学等は、平成 29 年度は 13.1%、令和 5 年度は 16.1%に微増し、公立は 14.8%から 9.3%に減少した（図表 25）。私立は、同じく 34.6%から 38.4%に増加しているが、いずれもほぼ横ばいの状態である。

全学共通のルールで受け付けている国立の大学等は 70%台で推移し、公立は 66.7%から 78.0%に、私立は 37.8%から 47.9%に増加した（図表 26）。

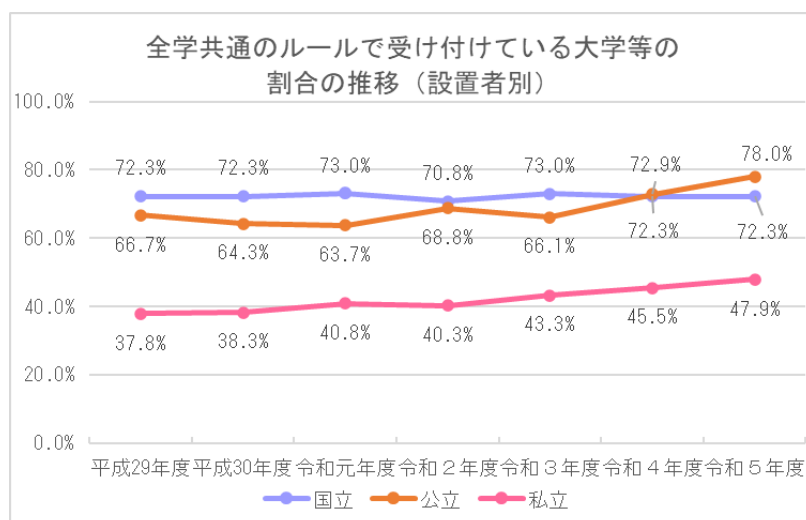
学部、学科等や入試形態によって違うとした国立の大学等は 10%台から 12%台で、私立は 2 %台で推移しており、公立は 15.7%から 11.0%に減少した（図表 27）。

告知していないが相談があれば対応する国立の大学等は 2.9%から 0.0%になった。公立は 2 %前後で推移しており、私立は 24.8%から 11.7%に減少した（図表 28）。

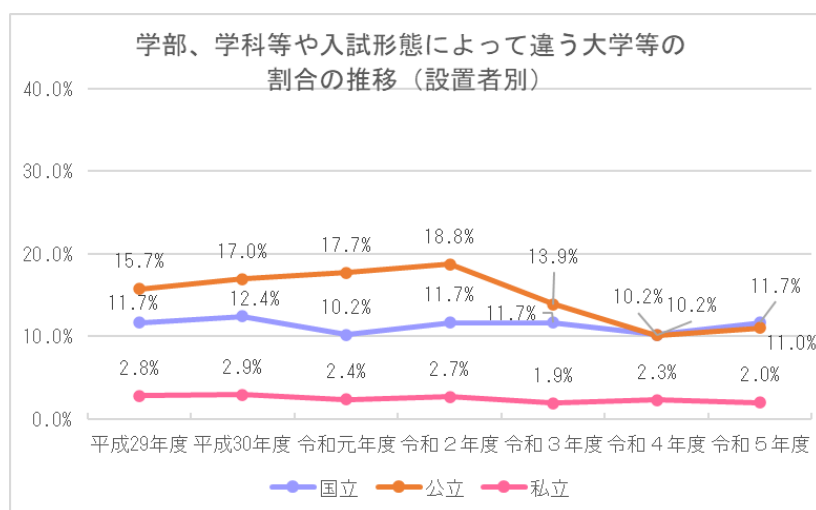
図表 25



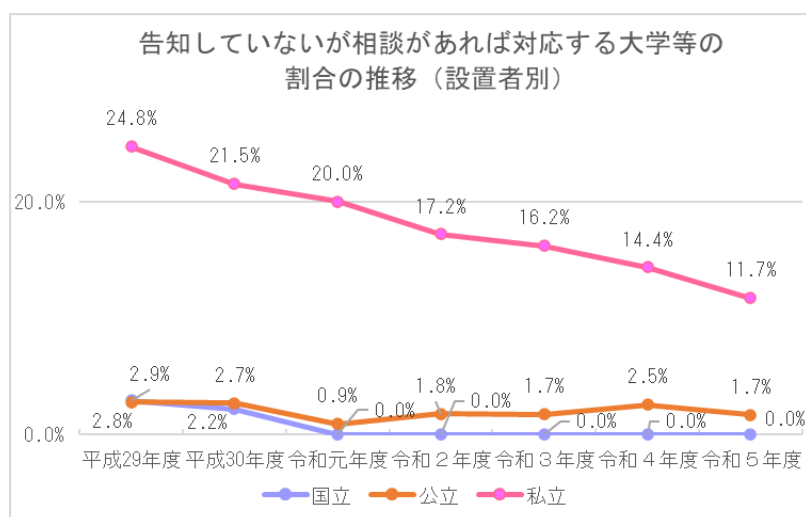
図表 26



図表 27



図表 28



（２）入学者選抜において実施可能な配慮

入学者選抜において受験者から申出があったら対応が可能であった配慮について、その他を含め計 23 項目を調査した（図表 29）。大学等全体の状況について平成 29 年度と令和 5 年度を比較すると、おおむね全ての項目で増加しているが、「A. 点字問題を点字で解答」、「O. 手話通訳者の付与」は減少している。

令和 5 年度について多い配慮内容は、「S. 別室を設定」977 件、「M. 松葉杖の持参使用」970 件、「L. 車椅子等の持参使用」969 件、「R. トイレに近接する試験室に指定」930 件、「V. 試験場への車での入構許可」916 件、「Q. 窓側の明るい席の指定」903 件、「K. 補聴器の持参使用」900 件となっている。

図表 29 平成 29 年度と令和 5 年度の入学者選抜において実施可能な配慮の回答件数の比較

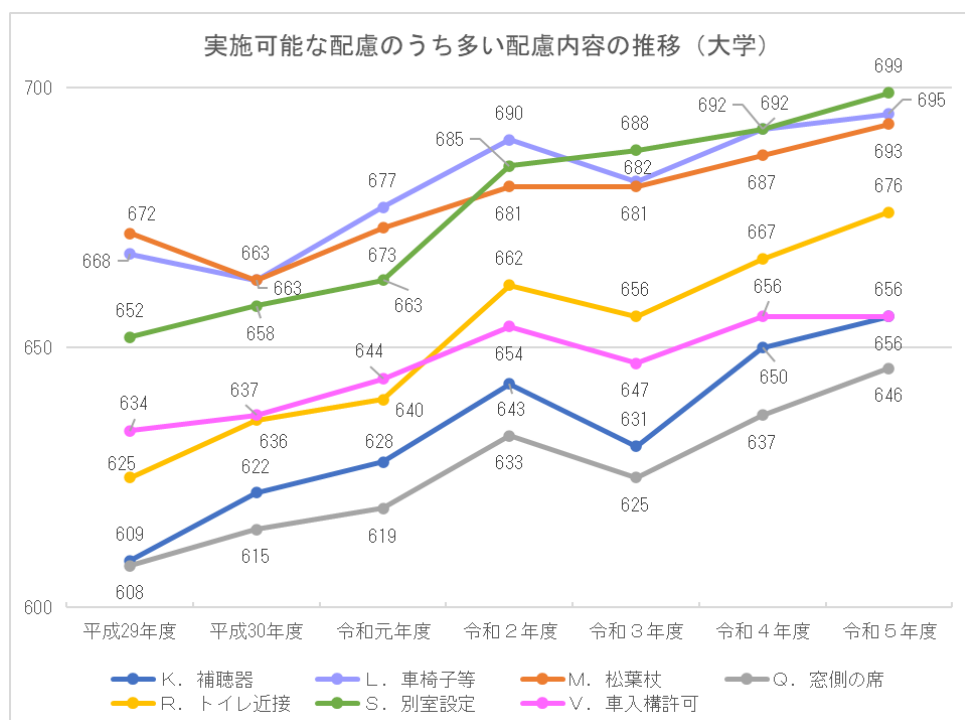
	平成 29 年度	令和 5 年度
A. 点字問題を点字で解答	153	144
B. 拡大文字問題の準備	550	676
C. 拡大解答用紙の準備	536	639
D. 音声で出題し音声で解答	60	74
E. マークシートに替えて文字で解答	144	194
F. チェック解答	182	242
G. 試験時間の延長	611	726
H. 照明器具の準備	434	442
I. 特製机の使用	388	457
J. 拡大鏡等の持参使用	737	771
K. 補聴器の持参使用	841	900

L. 車椅子等の持参使用	930	969
M. 松葉杖の持参使用	938	970
N. パソコン等の持参使用	186	225
O. 手話通訳者の付与	150	136
P. 文書による伝達	605	716
Q. 窓側の明るい席の指定	845	903
R. トイレに近接する試験室に指定	858	930
S. 別室を設定	906	977
T. 試験室を一階に設定	645	693
U. 介助者の付与	356	391
V. 試験場への車での入構許可	876	916
W. その他	232	265

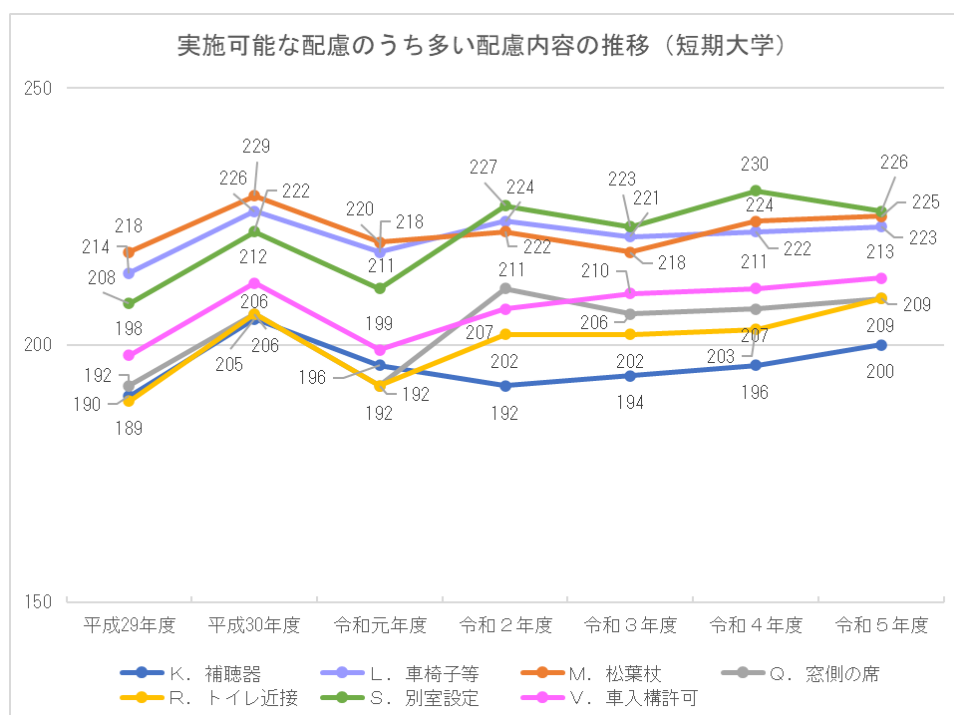
計 23 項目（その他を含む。）

学校種別にみると、大学は、実施可能な配慮のうち先に挙げた令和 5 年度に多い配慮内容の平成 29 年度から令和 5 年度の推移はそれぞれ増加の傾向にある。同期間における短期大学及び高等専門学校は微増又は横ばいである（図表 30～図表 32）。

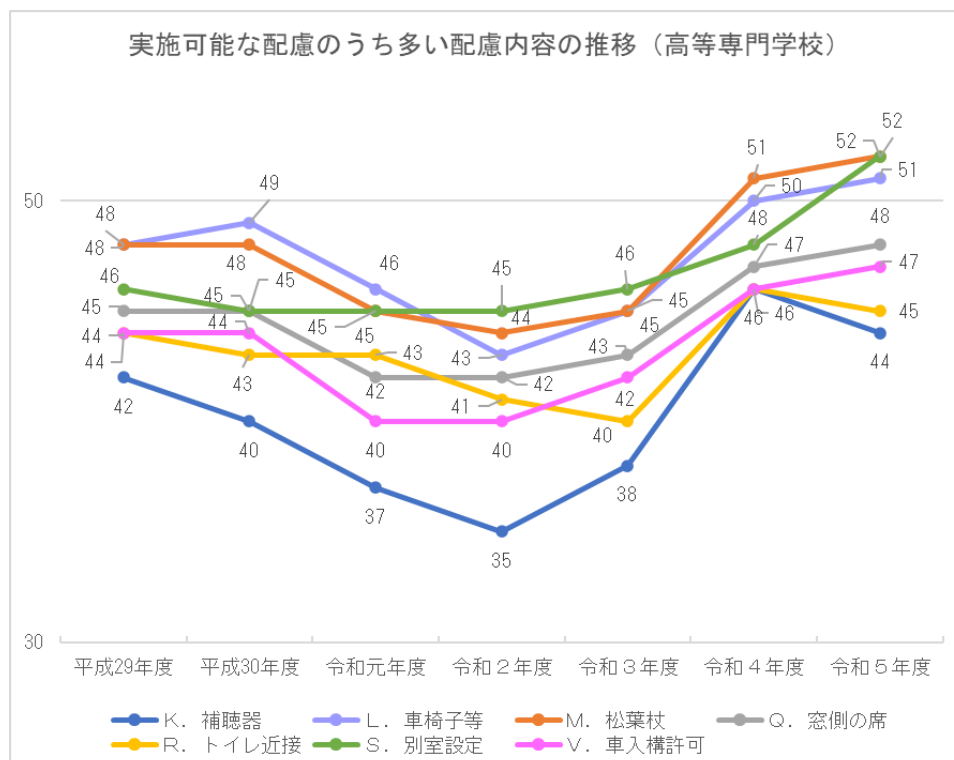
図表 30



図表 31



図表 32



申出があれば対応可能な配慮内容のうち、平成 29 年度から令和 5 年度にかけてその割合の増加が大きいものを設置者別にみると、国立は、「B. 拡大文字問題の準備」が 62.8%から 78.1%に、「C. 拡大解答用紙の準備」が 62.8%から 73.0%に、「E.

マークシートに替えて文字で解答」が 16.8%から 24.1%に、「F. チェック解答」が 15.3%から 27.0%に、「G. 試験時間の延長」が 67.9%から 83.2%に、「N. パソコン等の持参使用」が 27.0%から 35.8%になり、それぞれ 10 ポイント前後増加している（図表 33～図表 38）。

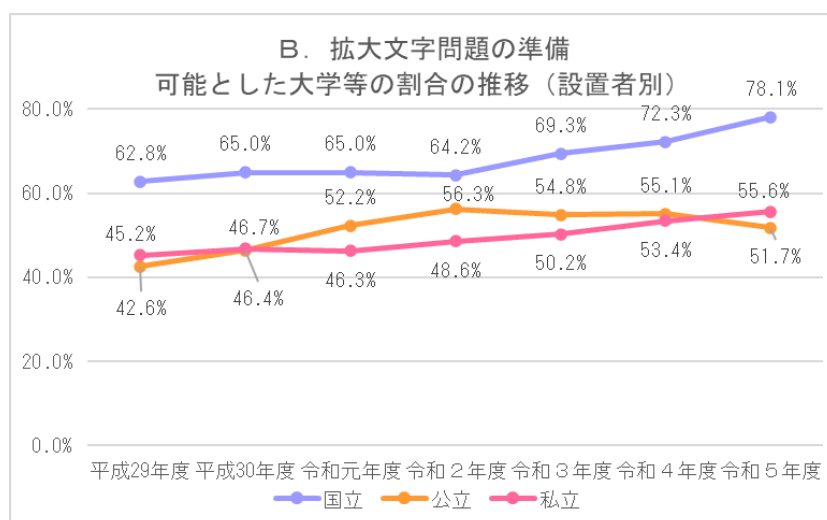
公立は、「B. 拡大文字問題の準備」が 42.6%から 51.7%に、「C. 拡大解答用紙の準備」が 40.7%から 50.8%に、それぞれ 10 ポイント前後増加している。

私立は、「B. 拡大文字問題の準備」が 45.2%から 55.6%に、「G. 試験時間の延長」が 49.4%から 58.7%に、それぞれ 10 ポイント前後増加した。

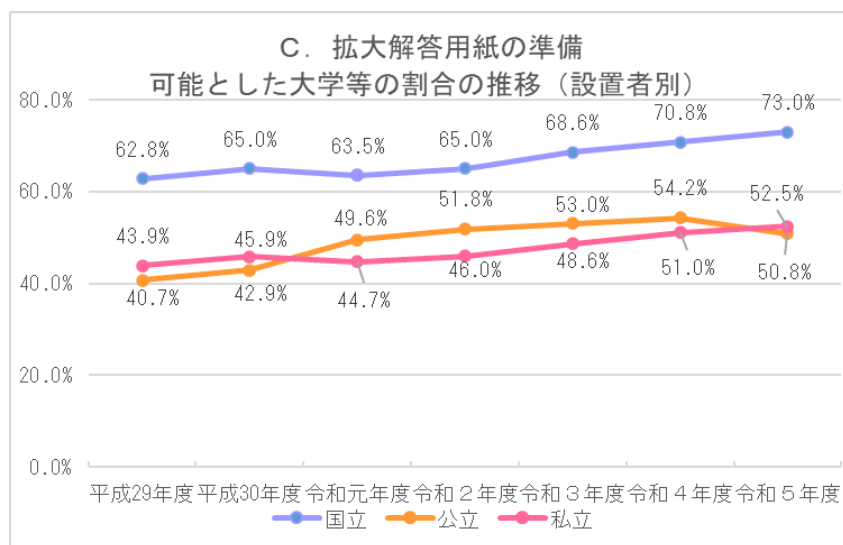
「P. 文書による伝達」は、国立は 70.8%から 79.6%に、公立は 53.7%から 63.6%に、私立は 48.6%から 58.3%に、それぞれ 10 ポイント近く増加している（図表 39）。

大学等全体で減少していた「A. 点字問題を点字で解答」は、国立は 19.0%から 24.1%に増加したものの、公立は 13.9%から 10.8%に、私立は 12.1%から 10.2%に減少した（図表 40）。同様に「O. 手話通訳者の付与」は、国立は 29.9%から 33.6%に増加した一方で、公立は 16.7%から 8.5%に、私立は 9.8%から 8.8%に減少した（図表 41）。公立及び私立においては申出があっても対応することが困難である配慮であることがうかがえるが、点字受験や手話通訳のように高い専門性が必要になる配慮については、以前から大学等のみで対応することが難しい配慮内容であり、地域社会のリソースを活用しなければ対応できない配慮内容でもある。つまり、このような対応においては、各大学等の事情のみならず、地域社会のリソースにも課題があるのではないかと考えられる。

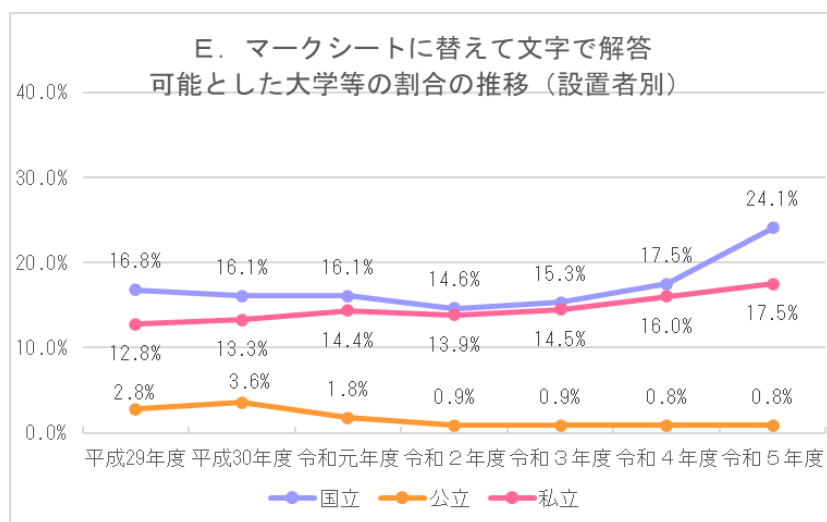
図表 33



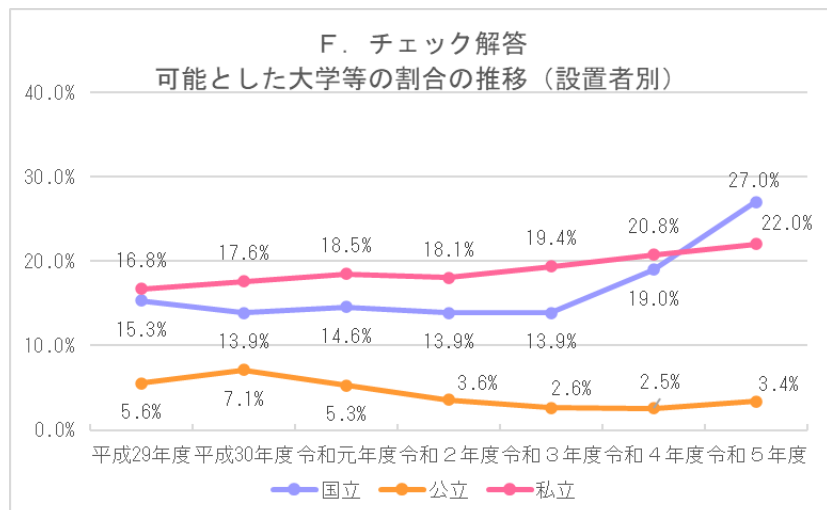
図表 34



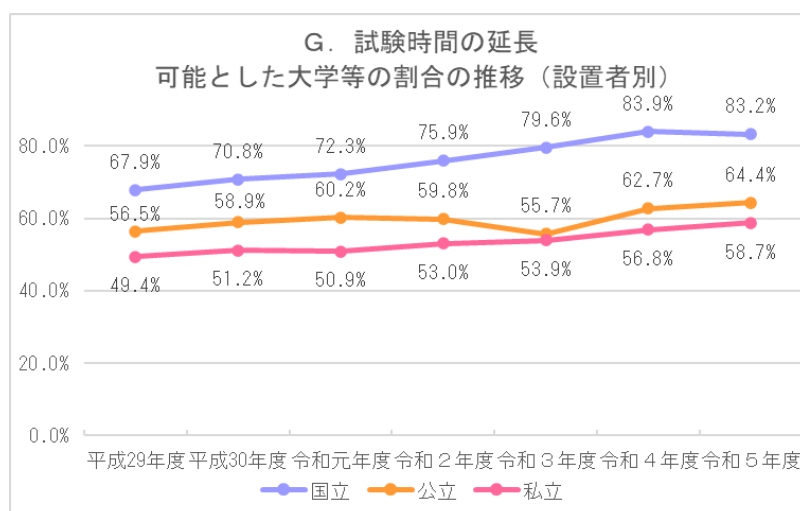
図表 35



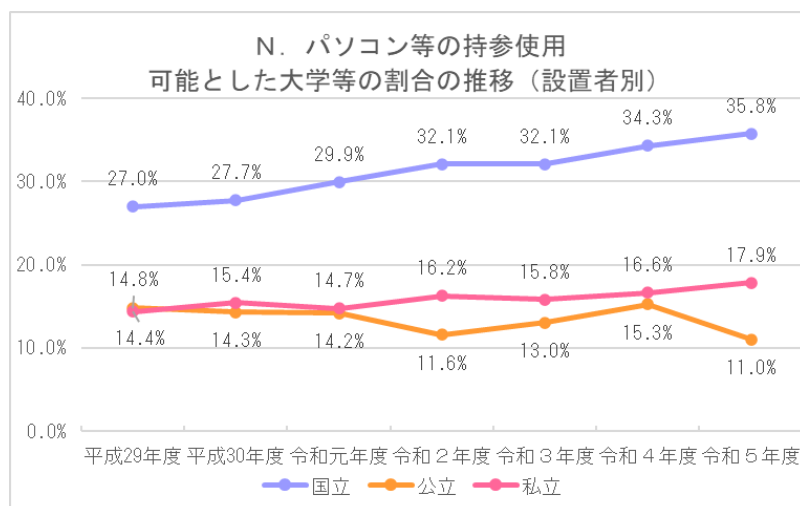
図表 36



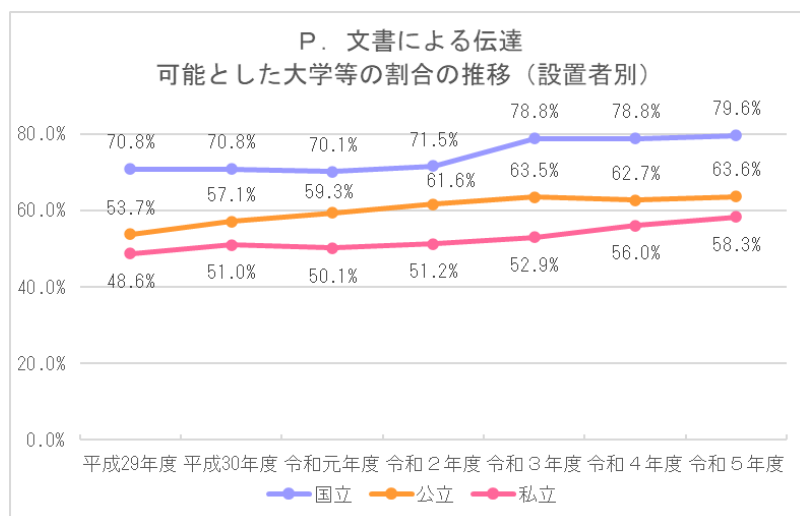
図表 37



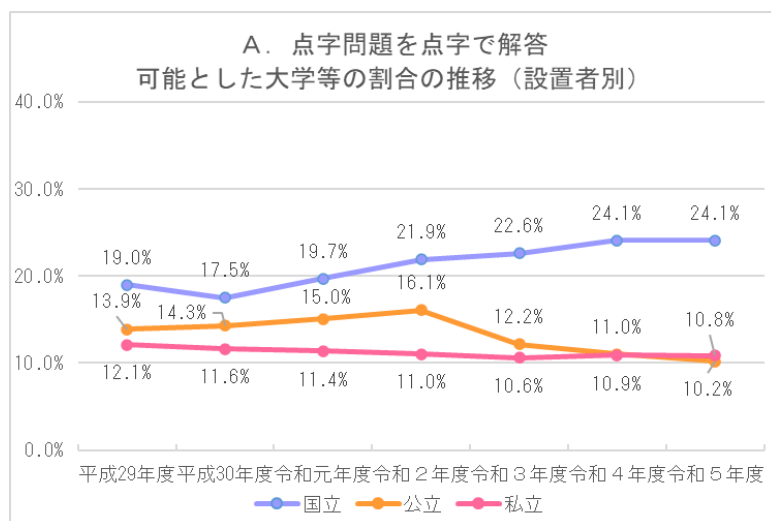
図表 38



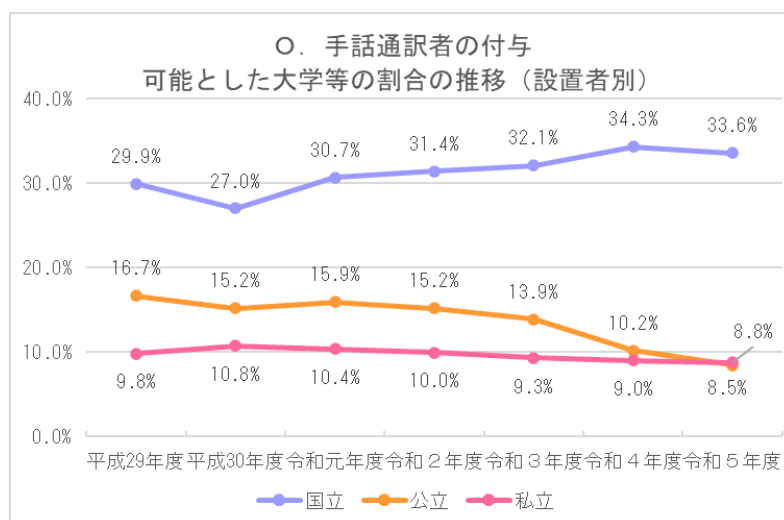
図表 39



図表 40



図表 41



（３）入学者選抜において配慮を実施した学校数及び配慮内容

実際に入学者選抜において配慮を実施した学校数は、平成 29 年度は 464 校であったが、令和 5 年度には 539 校となり、全学校数における実施率は 39.7% から 46.1% に増加した（図表 42）。

図表 42 入学者選抜において配慮を実施した学校数（学校種別）及び実施率の推移（全体）

(校)	全学校数	大学	短期大学	高等専門学校	計	実施率
平成 29 年度	1, 170	407	38	19	464	39. 7%
平成 30 年度	1, 169	407	37	15	459	39. 3%
令和元年度	1, 174	417	41	15	473	40. 3%
令和 2 年度	1, 173	391	44	21	456	38. 9%
令和 3 年度	1, 176	435	45	23	503	42. 8%

令和4年度	1, 174	443	40	21	504	42. 9%
令和5年度	1, 168	457	49	33	539	46. 1%

令和5年度に入学者選抜において実施した配慮の内容のうち、「W. その他」を除いて多いものは、「S. 別室を設定」285校、「K. 補聴器の持参使用」222校、「R. トイレに近接する試験室に指定」204校、「P. 文書による伝達」176校、「G. 試験時間の延長」168校、「V. 試験場への車での入構許可」162校、「L. 車椅子等の持参使用」137校である（図表43）。

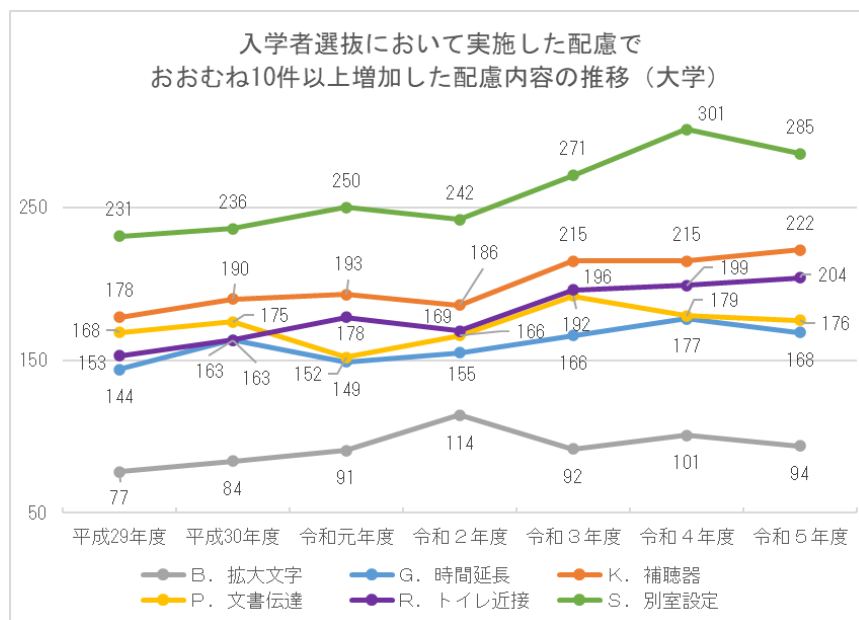
図表43 平成29年度と令和5年度の入学者選抜において実施した配慮の件数の比較

	平成29年度	令和5年度
A. 点字問題を点字で解答	22	15
B. 拡大文字問題の準備	77	94
C. 拡大解答用紙の準備	66	59
D. 音声で出題し音声で解答	0	2
E. マークシートに替えて文字で解答	10	10
F. チェック解答	47	53
G. 試験時間の延長	144	168
H. 照明器具の準備	12	5
I. 特製机の使用	78	86
J. 拡大鏡等の持参使用	57	50
K. 補聴器の持参使用	178	222
L. 車椅子等の持参使用	155	137
M. 松葉杖の持参使用	57	60
N. パソコン等の持参使用	27	24
O. 手話通訳者の付与	28	19
P. 文書による伝達	168	176
Q. 窓側の明るい席の指定	15	16
R. トイレに近接する試験室に指定	153	204
S. 別室を設定	231	285
T. 試験室を一階に設定	63	69
U. 介助者の付与	67	69
V. 試験場への車での入構許可	154	162
W. その他	292	352

計23項目（その他を含む。）

学校種別では、受験者数が多い大学についてみると、平成 29 年度から令和 5 年度にかけておおむね 10 件以上の増加がみられる配慮内容は、「B. 拡大文字問題の準備」、「G. 試験時間の延長」、「K. 補聴器の持参使用」、「P. 文書による伝達」、「R. トイレに近接する試験室に指定」、「S. 別室を設定」である（図表 44）。

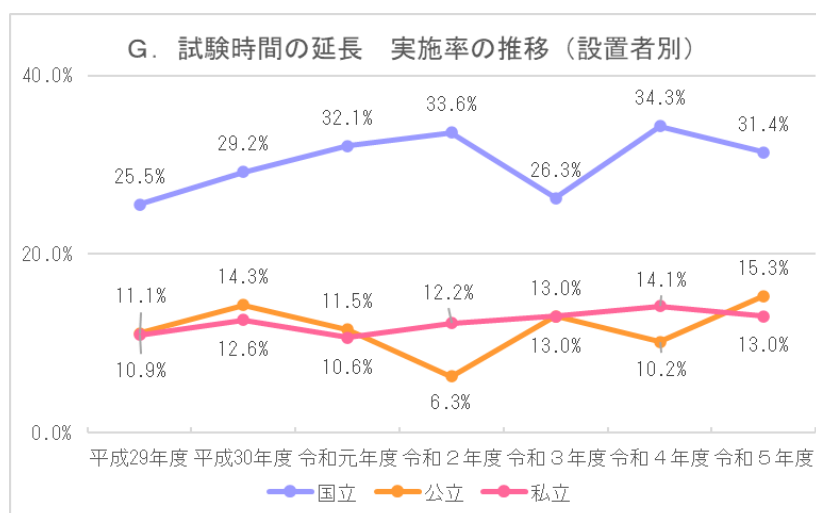
図表 44



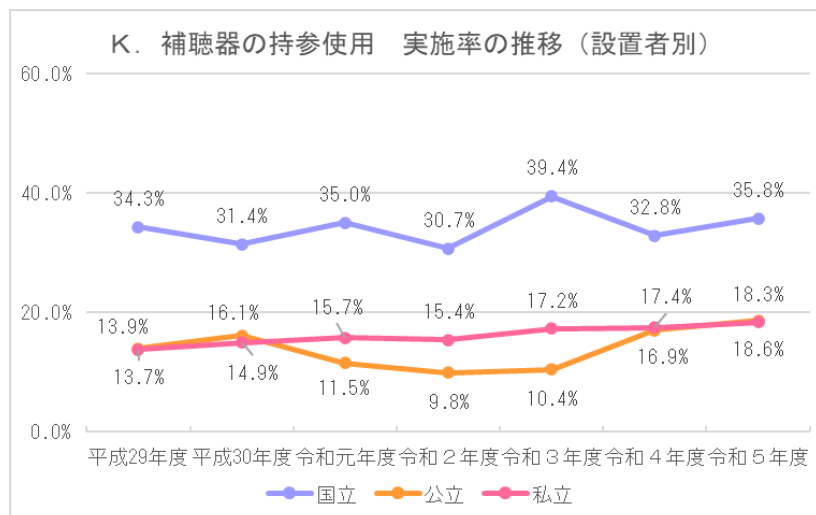
設置者別にみると、国立は、平成 29 年度から令和 5 年度の間の実施率が 3 割以上あった配慮内容は、「G. 試験時間の延長」、「K. 補聴器の持参使用」、「P. 文書による伝達」「R. トイレに近接する試験室に指定」、「S. 別室を設定」、「V. 試験場への車での入構許可」である（図表 45～図表 50）。

公立及び私立は、全体的に国立よりも比較的实施率が低くなっているが、国立で 3 割以上の実施率があった配慮内容については、おおむね 1 割から 2 割程度で推移している。

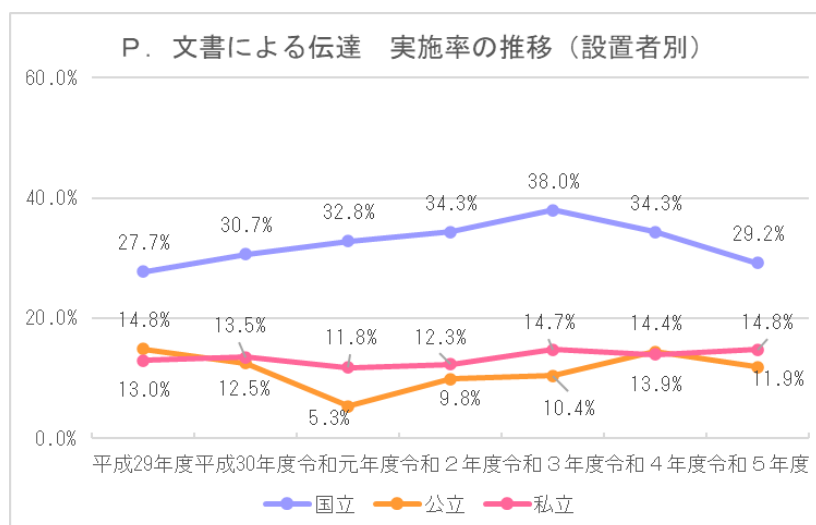
図表 45



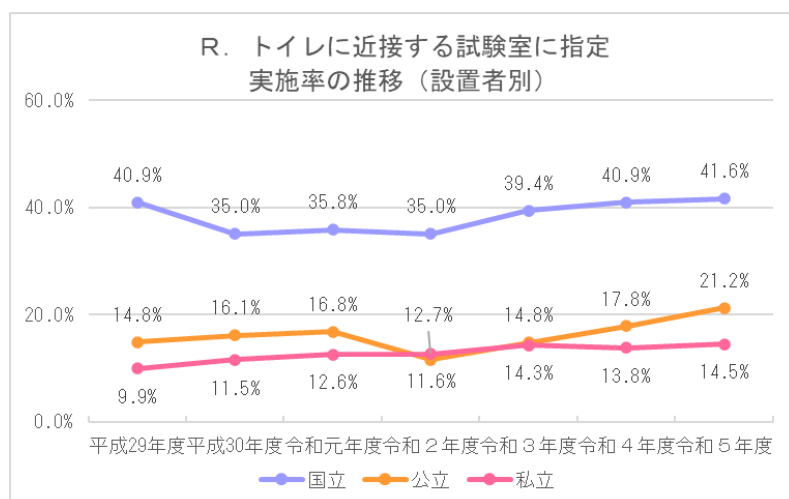
図表 46



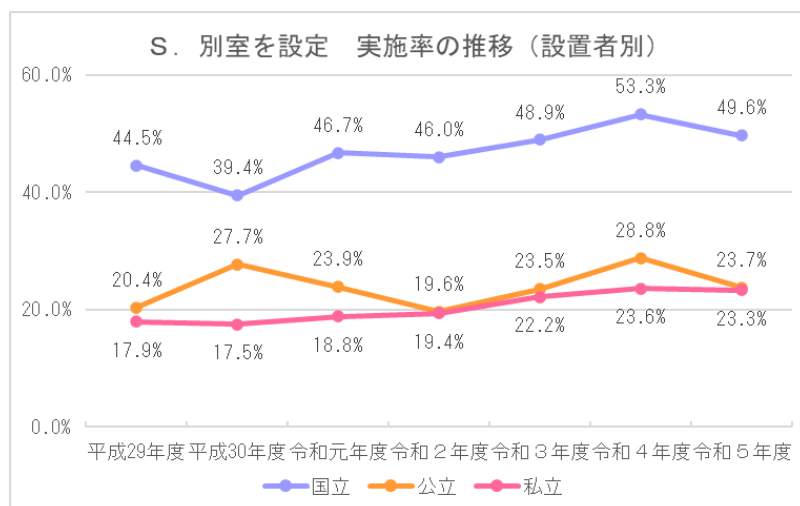
図表 47



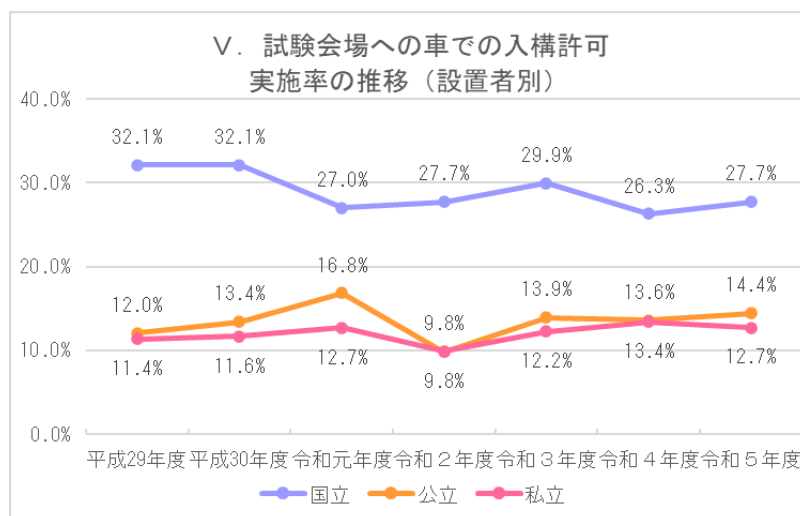
図表 48



図表 49

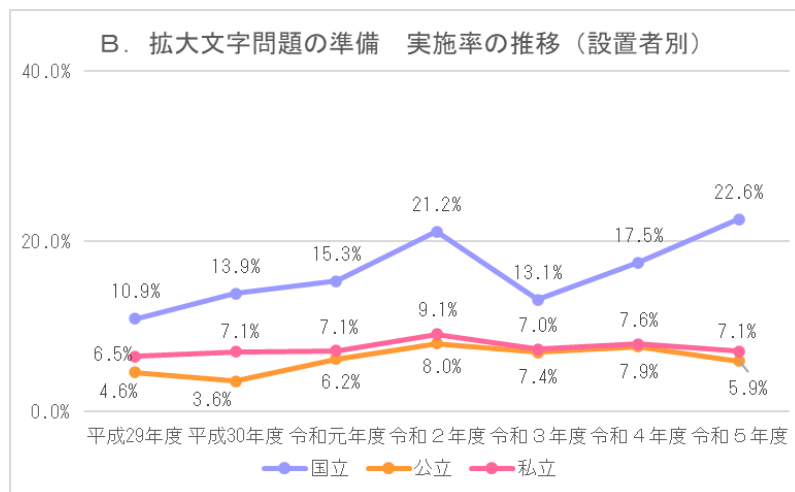


図表 50



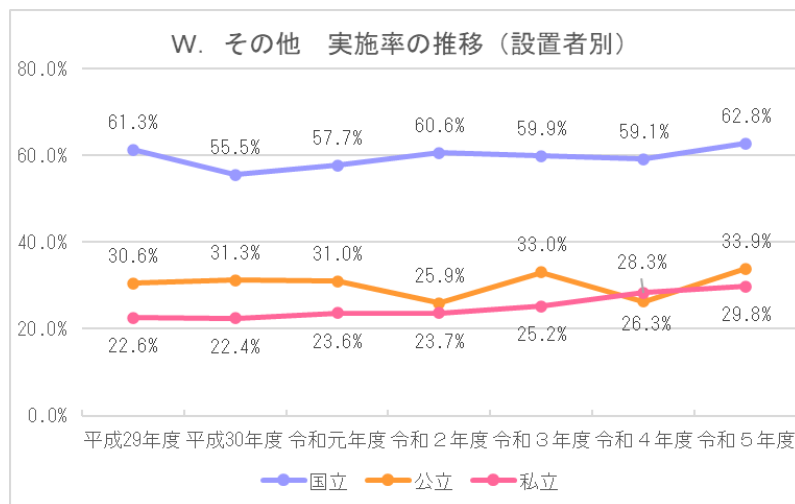
なお、国立について、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて実施率の増加が最も大きかった配慮内容は「B. 拡大文字問題の準備」であり、10.9%から 22.6%へと 11.7 ポイント増加した。公立及び私立については横ばいの状態である（図表 51）。

図表 51



また、各設置者において最も実施率が高かったものは「W. その他」である（図表 52）。A から V までに当たらない配慮が多く実施されたことがうかがえる。

図表 52



ここでは、入学者選抜において実施した配慮の内容について述べてきた。全体の実施率が向上していることは良い変化であると言えるが、それでも全ての大学等のうち半数以下であることを考えると、より多様な大学等において必要な配慮がなされることが、また、その前提として多様な大学等を目指す障害のある受験生が増加することが期待される。

また、実施された配慮の内容については、当然ながら本人のニーズに応じて検討されるものであるという側面を考えると、入学試験に至るまでの学校教育における対応や学習状況の影響が及んでいることも十分に想定できる。つまり、大学等において対応が可能かどうかという側面だけでなく、高等学校などの初等中等教育における実態やその変化についても鑑みる必要があるだろう。

4. 入学希望者に対する情報提供

オープンキャンパスなど入学希望者を対象とするイベントでの情報提供の状況について、(1) 経年推移、(2) 学校種別、設置者別の状況の観点から概説する。

(1) 経年推移

オープンキャンパスなど入学希望者を対象とするイベントでの情報提供を実施している大学等は、平成 29 年度は 306 校、26.2%だったが、令和 5 年度には 410 校、35.1%へと、8.9 ポイント増加した（図表 53）。

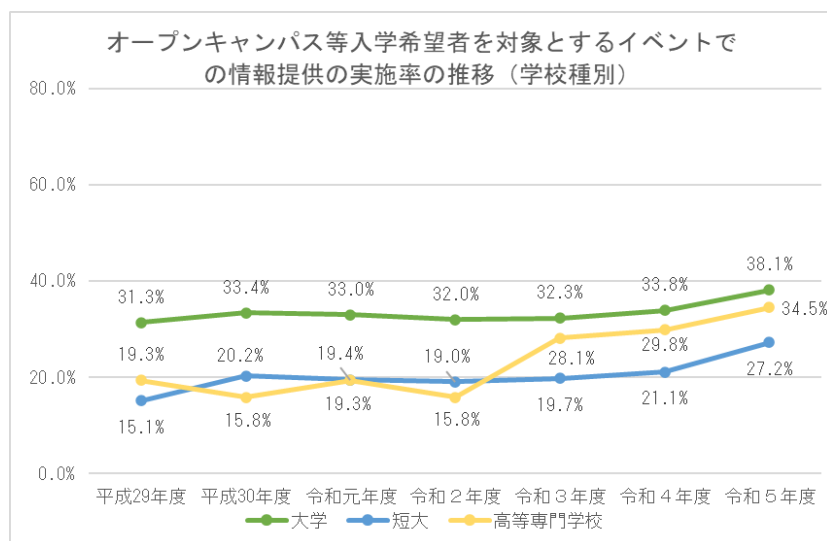
図表 53 オープンキャンパスなど入学希望者を対象とするイベントでの情報提供の実施状況の推移（全体）

	全学校数 (校)	実施校数	全学校数に 占める割合
平成 29 年度	1,170	306	26.2%
平成 30 年度	1,169	337	28.8%
令和元年度	1,174	335	28.5%
令和 2 年度	1,173	325	27.7%
令和 3 年度	1,176	338	28.7%
令和 4 年度	1,174	356	30.3%
令和 5 年度	1,168	410	35.1%

(2) 学校種別・設置者別の状況

学校種別に実施率をみると、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、大学は 31.3%から 38.1%に増加した。同期間に、短期大学は 15.1%から 27.2%へと 12.1 ポイント増加し、高等専門学校は 19.3%から 34.5%へと 15.2 ポイント増加した。短期大学と高等専門学校で増加の幅が大きい（図表 54）。

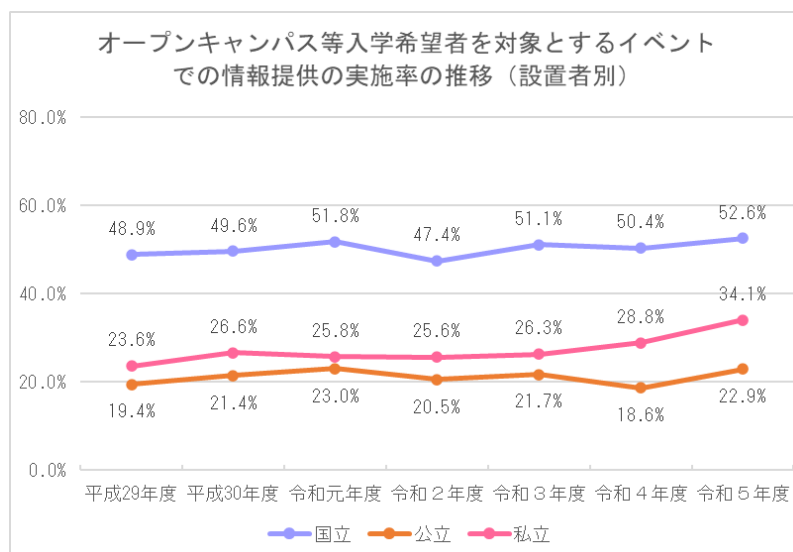
図表 54



設置者別に実施率をみると、平成29年度から令和5年度にかけて、国立は48.9%から52.6%に、公立は19.4%から22.9%に増加した（図表55）。私立は、23.6%から34.1%へと10.5ポイント増加し、国立及び公立に比べて増加の幅が大きい。

しかしながら、大学等への進学を希望する者にとって、オープンキャンパス等のようにその大学等を知るための重要な機会において支援に関する情報を十分に得ることができないという点は大きな課題である。数年間の経年変化で少しずつ取り組みが進みつつあることは読み取れるが、これらの動向が更に進んでいくことを期待したい。

図表 55



5. 入学後のガイダンス等における障害学生支援の手続などの周知

入学後のガイダンス等における、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事

例等の周知の状況について、（１）経年推移、（２）学校種別、設置者別の状況の観点から概説する。

なお、本項目は平成 30 年度から調査しているものである。

（１）経年推移

入学後のガイダンス等において、障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等は、平成 30 年度は 197 校、16.9%だったが、令和 5 年度には 378 校、32.4%へと、15.5 ポイント増加した（図表 56）。

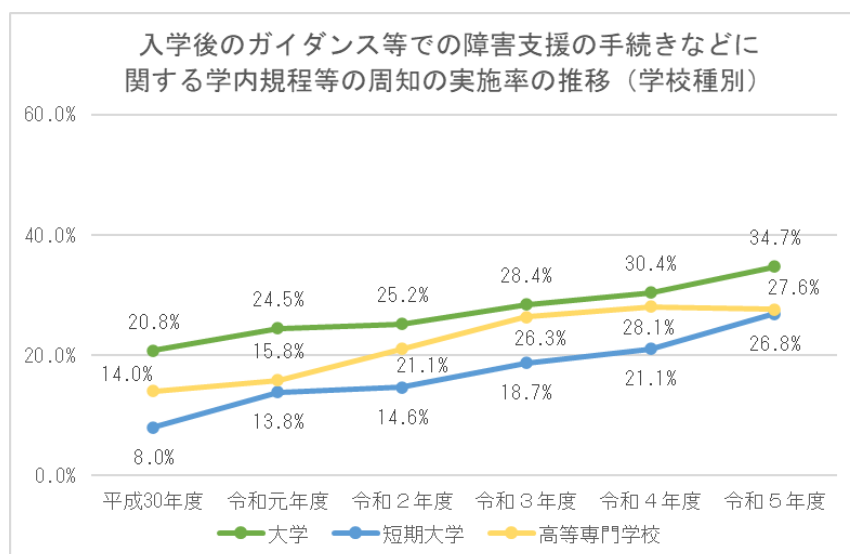
図表 56 入学後のガイダンス等での障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知の実施状況の推移

	全学校数 (校)	実施校数	全学校数に 占める割合
平成 30 年度	1,169	197	16.9%
令和元年度	1,174	248	21.1%
令和 2 年度	1,173	260	22.2%
令和 3 年度	1,176	303	25.8%
令和 4 年度	1,174	327	27.9%
令和 5 年度	1,168	378	32.4%

（２）学校種別・設置者別の状況

学校種別に実施率をみると、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて、大学は 20.8%から 34.7%へと 13.9 ポイント増加した。同期間に、短期大学は 8.0%から 26.8%へと 18.8 ポイント増加し、高等専門学校は 14.0%から 27.6%へと 13.6 ポイント増加した（図表 57）。各学校種を比較すると短期大学の増加が最も大きい。

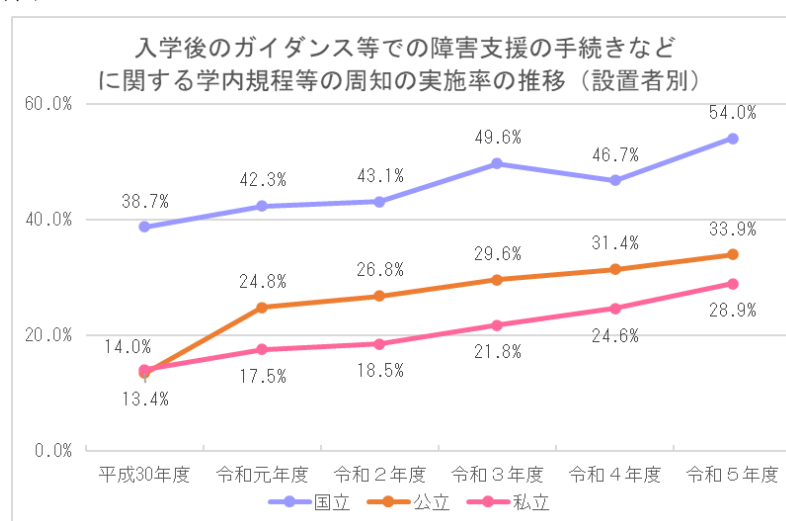
図表 57



設置者別に実施率をみると、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて、国立は 38.7% から 54.0%へと 15.3 ポイント増加した（図表 58）。同期間内に、公立は 13.4%から 33.9%へと 20.5 ポイント増加した。私立は 14.0%から 28.9%へと 14.9 ポイント増加した。設置者別に比較すると、公立の増加が最も大きい。

入学後の配慮については、当然ながら学生本人のそのニーズがあるかどうか、つまり困りごとがあるかどうかということが発端となるが、学生によっては困りごとや自分自身に生じているバリアを十分に認識することが難しい学生も少なくないだろう。大学等では学生からの相談を待つだけでなく、ガイダンス等を通じて障害学生支援に関する機能や窓口について十分に周知することが望まれる。

図表 58



6. まとめ

障害学生の在籍者数や支援ニーズが増加していることは各章における分析からも読み取ることができるが、そもそもいずれの学生にも受験を志願する段階、また、入学する前の段階で、進路選択や進学先の検討に際して障害学生支援に関する情報を確認したり、入学者選抜において配慮を要請したりするということは少なくないだろう。ただし、発達障害や精神障害のある学生の場合は、大学等への進学後に顕在化してくる学生も少なくないため、どのような障害学生でも入学前に障害学生支援に関する情報や対応が必要になるとまでは言えない。

しかしながら、障害のある受験希望者にとって、各大学等の状況がより詳しく把握できることは、進路や入学後に必要になる配慮等を検討する上でとても重要な情報になるだろう。今回の分析により、以前に比べると情報公開やオープンキャンパス等での対応がなされる大学等が増加していることなどは確認できたが、本調査においては各大学等から公開されている情報の質までを検証することはできない。各大学等においては入学後の障害学生支援や入学者選抜における配慮について、情報の量はもちろん、情報の質

についても向上されることが期待される。

また、入学者選抜における配慮の内容については、基本的には受験者本人の必要性から発露するという側面があることから、数字の増減そのもので単純に良し悪しを評価できるものではない。さらに、世代によって教育環境や教育方法、使用できる機器類等には違いがあるため、特定の配慮内容の実施状況に何らかの傾向が生じる可能性がある。今回の経年変化の分析においてはそのような状況までを十分に把握・考察するに至っていないが、今後、例えば、初等中等教育における GIGA スクール構想の影響や学習用デジタル教科書導入の動向などのほか、通級指導教室などの各学校における対応の多様化により、大学等における入学者選抜での配慮申請の内容などに変化が生じる可能性があることを考慮しておく必要があるだろう。

第4章 合理的配慮に関する諸課題

村田 淳

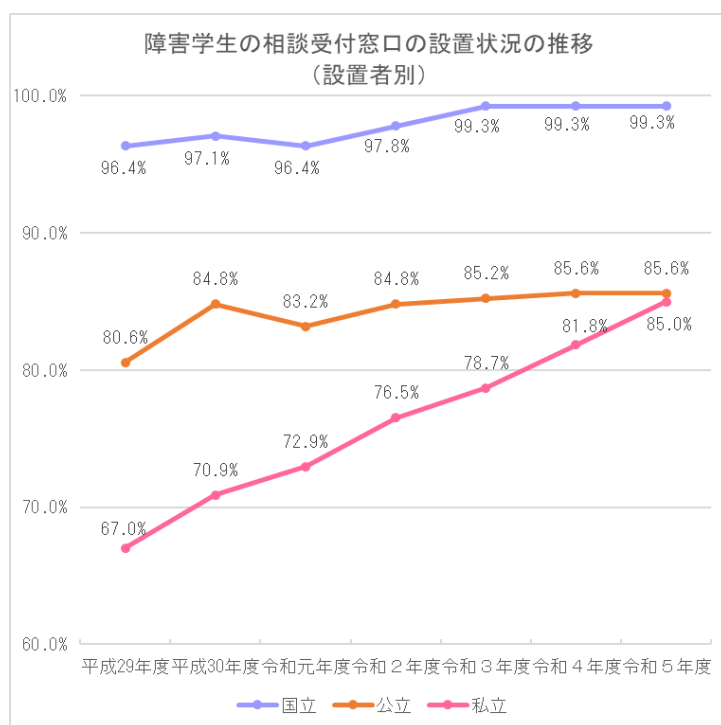
障害のある学生への修学支援を考える際、基礎的な環境整備を始めとした高等教育機関（以下「大学等」という。）としての前提を十分に確認し、組織としてのそのような基盤を充実させていくことが大切である。また、個別的な支援においても合理的配慮のみならず、総合的な視点を踏まえた相談、支援が行われることが大切であることは言うまでもない。大学等の本来の目的を果たす意味でも、また法整備の側面も踏まえても、合理的配慮の提供のみならず不当な差別的取扱いの禁止についても十分な理解とそれらが確保されるための組織的な改善が必須であろう。

一方で、そのような周辺の事柄を踏まえても、やはり多くの大学等で課題となるのは合理的配慮の提供ということになるだろう。文部科学省が令和6年3月に公表した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（以下「第三次まとめ」という。）においても合理的配慮に関する諸課題についていくつかの言及がなされている。本章では、第三次まとめの「2. 合理的配慮の提供における諸課題」で取り上げられているトピックスから、以下に六つの重要な項目を抜き出して、大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（以下「本調査」という。）のデータと関連付けながら述べることとする。

1. 合理的配慮の内容決定の長期化、配慮の固定化

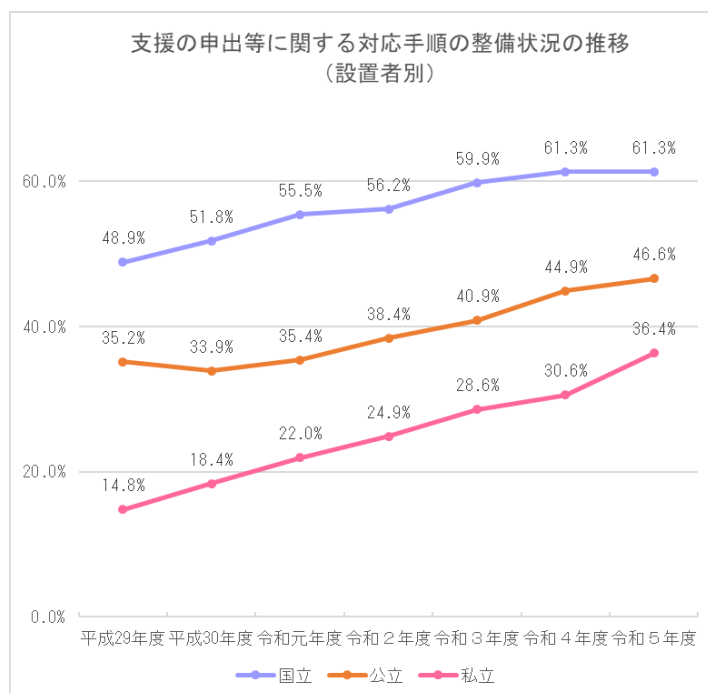
障害学生のニーズの増加、法整備等の後押しもあり、この間で障害学生向けの相談窓口を設置している大学等は増加傾向にある。以前から設置が進んでいた国立、公立の大学等に加えて、平成29年度から令和5年度にかけては、私立の大学等で相談窓口を設置している割合は67.0%から85.0%へと、18.0ポイントが増加している。平成29年度以降、国立は95%以上の大学等に、公立は8割以上の大学等に窓口が設置されている（図表1）。

図表 1



また、国立、公立、私立それぞれの大学等において、支援の申出等に関する対応手順の整備状況についても、図表2のように変化している。特に私立大学等における変化は顕著であり、平成29年度の14.8%から令和5年度の36.4%へと21.6ポイント増加している。

図表 2



このような変化により、障害学生に対する合理的配慮の提供については、一定のフローが構築されていることが読み取れる一方で、第三次まとめにおいては、以下のような言及があり、内容決定に関する運用、特に内容決定までの期間の長期化という課題が生じていることが読み取れる。

合理的配慮の内容決定においては、障害のある学生から意思表示を受けた後、

- 学内での協議や、そのための委員会の開催、決裁手続等に時間を要してしまい、その間、合理的配慮が提供されないまま時間が過ぎてしまう。
- 根拠資料の必要性を重視する余り、診断書等の提出を厳格に求め、それらの資料がそろえるまでの間、合理的配慮を提供しない。
- 障害のある学生の所属学部等と障害学生支援室の連携不足により、合理的配慮が提供されるまでに時間を要してしまう。

等により、合理的配慮の内容の決定に数か月かかる場合があるなど、障害のある学生が入学当初から合理的配慮を適切に受けられない事例や、休学中の学生が希望の時期からの復学ができない事例などが発生しているとの指摘がある。

（出典）文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和6年3月）（以下の引用について同様）

さらに、合理的配慮に係る対応の固定化についても、同様に言及されている。

一部の大学等では、

- 障害のある学生のニーズを固定的なものとして捉えており、一度、合理的配慮の内容を決定したら、簡単には変更ができない。
- 大学等が提供する合理的配慮の内容を固定していて、障害のある学生が個別の事情により、それ以外の合理的配慮を求めても、柔軟な対応を行わない。
- 合理的配慮の内容を決定する委員会等が、授業の本質の変更を伴うような配慮内容を担当教員不在のまま決定したことにより、障害のある学生と授業担当教員との間でトラブルが発生する。
- 入学時や大学等が指定した時期に合理的配慮の申請を行わなかったことを理由に、一律に合理的配慮の申請を受け付けない。
- 合理的配慮の申請や回答を、障害のある学生の個別の状況を考慮せずに一律に文書で行うこととし、学生が相談を申し出ても建設的対話に応じない。

などの場合があることが指摘されている。

各大学等において障害学生の相談窓口が整備され、かつ学内での支援のフローが構築・運用されることは非常にポジティブな変化である一方で、このような運用が長期化・固定化してしまうことによる新たな課題が生じている。大学等における合理的配慮の内容決定に当たっては、その判断に一定の時間がかかってしまう場合もあると想像されるが、その時間が必要以上に生じてしまうこと、また、画一的な判断や運用によって柔軟な合理的配慮の内容決定や適用がなされないことには留意することが必要になるだろう。

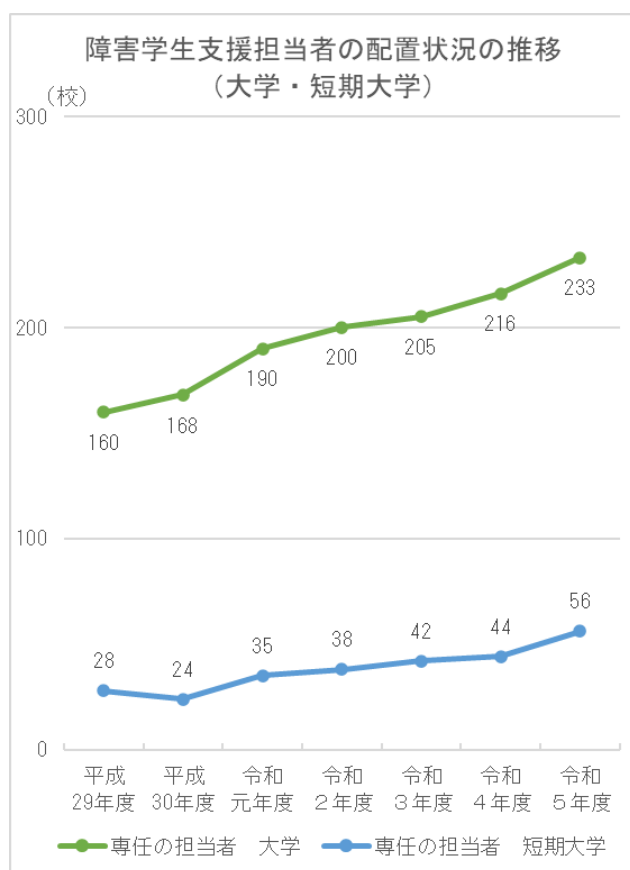
2. 合理的配慮の提供プロセスにおける本人の意向尊重（意思表示の課題）

前項でも述べた合理的配慮の内容決定のプロセスにおいて、本人の意向を尊重することが大切になるということは、広く理解されている事柄であるように思われる。しかしながら、第三次まとめにおいては、以下のような言及があり、障害学生が意思表示しやすい環境を構築していることの重要性が強調されている。

大学等は合理的配慮に関する情報発信や情報公開を積極的に行い、障害のある学生が支援部署にアクセスしやすい環境を整備するとともに、障害のある学生との建設的対話を早い段階から行うことにより、当面必要となる合理的配慮を決定の上、順次、その内容を更新していくことが重要である。

意思表示の働きかけに当たっては、多くの教職員の理解啓発や、学生全体に合理的配慮に関して繰り返し周知していくことなどが考えられるが、やはり相談先の明確化や専任の担当者の配置などにより、相談しやすい環境を具体的に作り出していくことが大切になるだろう。しかしながら、例えば大学や短期大学における障害学生支援の担当者の配置状況については、現時点でも専任の担当者より兼任の担当者が対応している大学等が多い。平成29年度から令和5年度にかけて、大学は160校から233校へ、短期大学は28校から56校へと、専任の担当者の配置が増加していることは読み取れるが、このような変化が継続していくことが期待される（図表3）。

図表 3



3. 大学院生の研究活動における合理的配慮

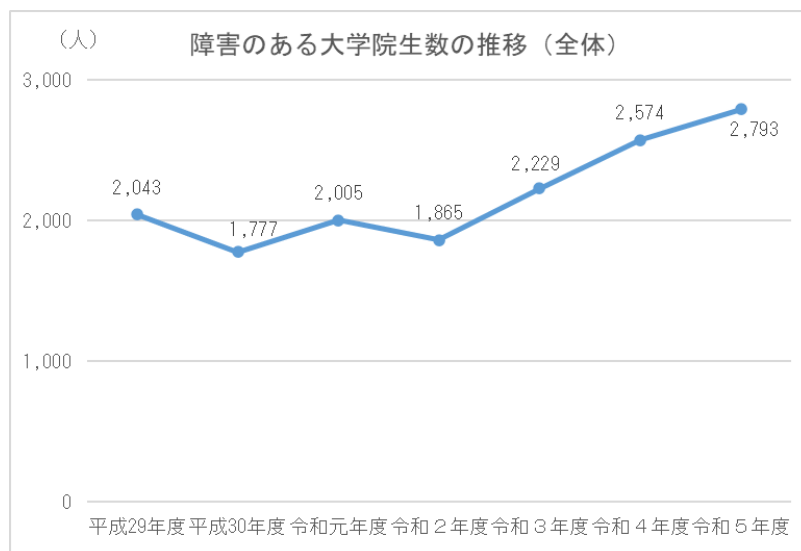
障害学生の合理的配慮については、学部等の課程では授業や試験における対応が中心となり、おおむね対象となる場面が明確であると言える。一方で、大学院課程においては、授業や試験といったシンプルな教育的場面のみならず、研究活動そのものにおける困難や、研究会や学会参加等においても障害学生の課題になることが生じる場合があり、第三次まとめにも以下のとおり言及がある。

大学院生に対する合理的配慮は、授業において提供されるものとどまらず、研究指導においてもより重要となる。例えば、研究室における合理的配慮の提供や、研究の礎となる資料等のアクセスを保障するため、読書バリアフリー法に基づく視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の提供等は、障害のある大学院生が研究指導を受ける上で、特に重要である。

本調査においても、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、障害のある大学院生の数が 2,043 人（平成 29 年度）から 2,793 人（令和 5 年度）へと 750 人増加していること

が把握されており、今後、大学院生に対する合理的配慮についても十分に検討がなされ、その提供に係る実践的な方法等が構築されていくことが望まれる（図表 4）。

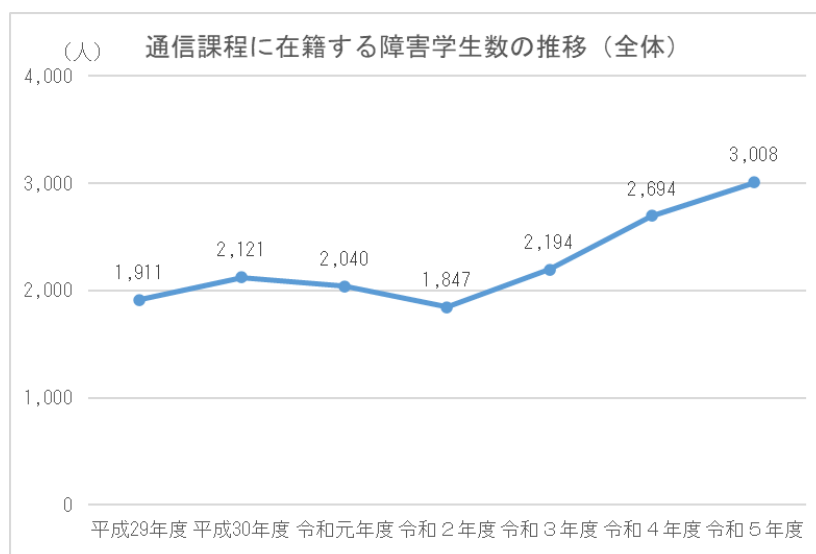
図表 4



4. 通信課程における合理的配慮

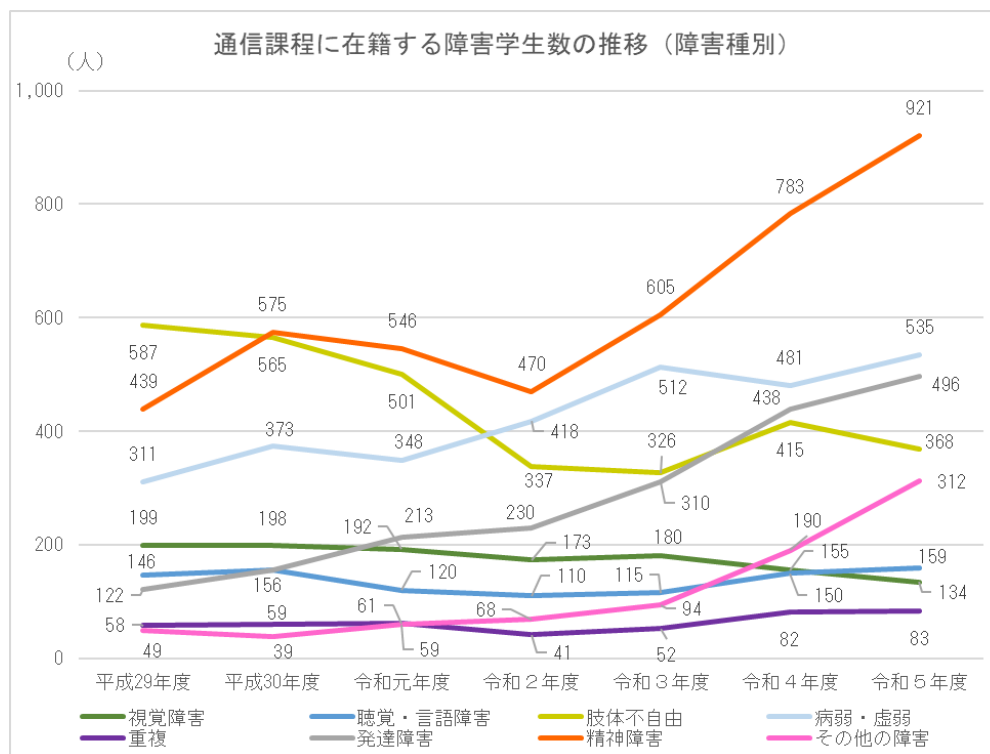
これまでの障害学生支援においては、主に通学課程に在籍する障害学生を前提としていることが多かったように思われるが、以前から通信課程においても障害学生は在籍し、必要に応じた支援等がなされてきた。平成 29 年度から令和 5 年度にかけても、通信課程に在籍する障害学生が 1,911 人（平成 29 年度）から 3,008 人（令和 5 年度）と増加傾向にある（図表 5）。

図表 5



また、通信課程における障害学生の種別については図表6のとおりとなっており、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「発達障害」、「その他の障害」が増加している。

図表 6



一方で、通信課程においては、第三次まとめにおいて以下のような言及があり、通学課程と併せて合理的配慮の提供等を進めていく必要性が指摘されている。

障害者差別解消法の改正に伴い、通信教育課程においても例外なく合理的配慮の提供が義務づけられることとなる。しかし（中略）学費が安価であること等を理由に合理的配慮の提供が困難であるとする場合があるなどの指摘もある。合理的配慮の提供は建設的対話を通じて判断されるものであることから、通信教育課程においても、障害学生支援の担当者（コーディネーター等）を配置することや、通学課程の障害学生支援担当部署と連携して対応に当たること、通学課程に有する人材や機器等のリソースを通信教育課程とも共有していくこと等、必要に応じて体制面での見直しを行うことが重要である。

また、通信教育課程の特性に鑑み、あらかじめ映像教材に字幕を付与したり、教材のテキストデータを配布したりするなど、合理的配慮と併せて環境の整備に取り組んでいくことも有効である。

また、本調査を補完するため複数の大学等を実施したヒアリング調査においては、通信課程のある大学の現状として、以下のような点が挙げられた。

- ・スクーリングで初めて困難さが顕在化することがあり、結果として対応が後手に回り、問題解決が難しくなる場合がある。
- ・通学課程に比べて対応が後手に回りがちなこと、把握（障害の有無、配慮の必要性等）が難しい。

通信課程で学ぶ障害学生も増加しており、第三次まとめでも合理的配慮等の必要性は指摘されているものの、通学課程に比べて学生の様子がわかりにくく、対応が後手になっている実態が見受けられる。通信課程においても、障害学生支援に関する周知等が大切になるだろう。

5. 合理的配慮とテクノロジーの活用

第三次まとめにおいては、以下のように障害学生の修学支援においてテクノロジーの活用に対する期待が述べられている。

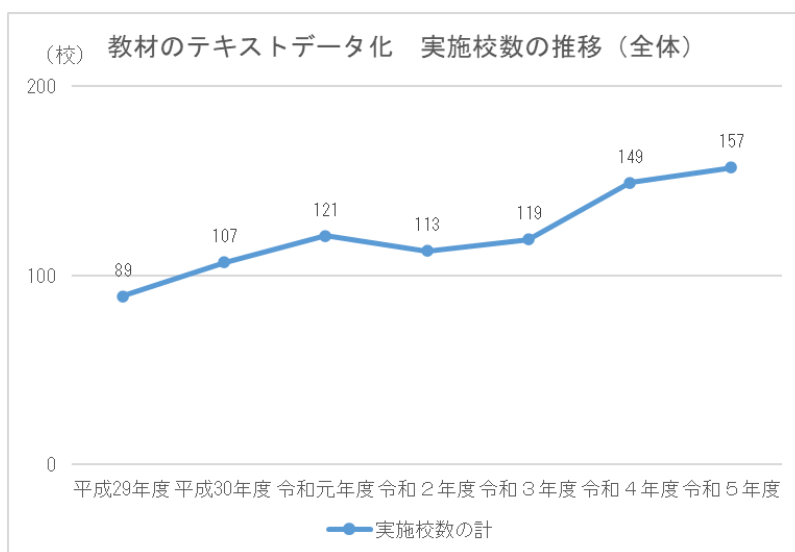
近年、障害者を支援する機器やアプリケーション等（以下、「機器等」という。）が、著しく発達している。テクノロジーを活用した支援は、大学等での授業、試験、学内のオンラインシステム及び図書や資料等のアクセシビリティの保障に留まらず、自宅や学外、オンライン学修等においても一貫して、学生本人の学修活動への参加におけるアクセシビリティの保障につながるため、大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整えることが期待される。

本項では、このようなテクノロジーの活用状況について、四つのトピックスを抽出し、この間の活用状況の変化をみていくこととする。

（1）教材のテキストデータ化

視覚障害や肢体不自由、また発達障害等により、印刷された文書を読むことが困難な学生、いわゆるプリント・ディスアビリティがある学生への対応として、教材等のテキストデータ化が必要になる場合がある。実際の対応状況についても、平成29年度には実施校数が89校であったが、令和5年度には157校へと増加している（図表7）。テキストデータ化については、以前に比べてOCRの精度の向上等によるデータ化の効率化や、読み上げ機能等の進歩により、活用の幅が広がっていることが考えられる。

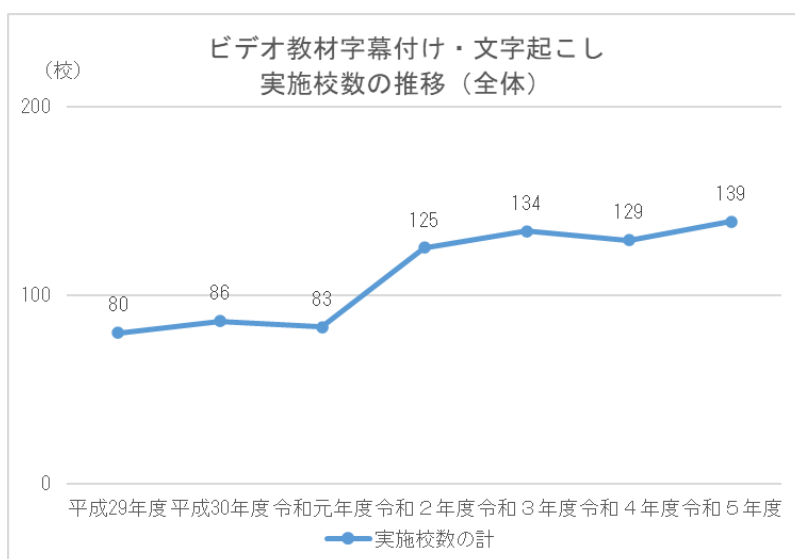
図表 7



（２）ビデオ教材字幕付け・文字起こし

大学等の授業においては、以前から映像教材が使用されることもあり、そのような場合、主に聴覚障害のある学生の学習機会の確保を想定した映像教材への字幕付与や文字起こしが必要になることがあった。また、近年ではコロナ禍やそれ以降の対応として、オンデマンド型の授業なども増加しており、同様の課題が生じていると考えられる。このような字幕付与や文字起こしについても、テクノロジーが活用できる選択肢が増えており、本調査の結果からも、図表 8 ように対応状況が変化していることが読み取れる。

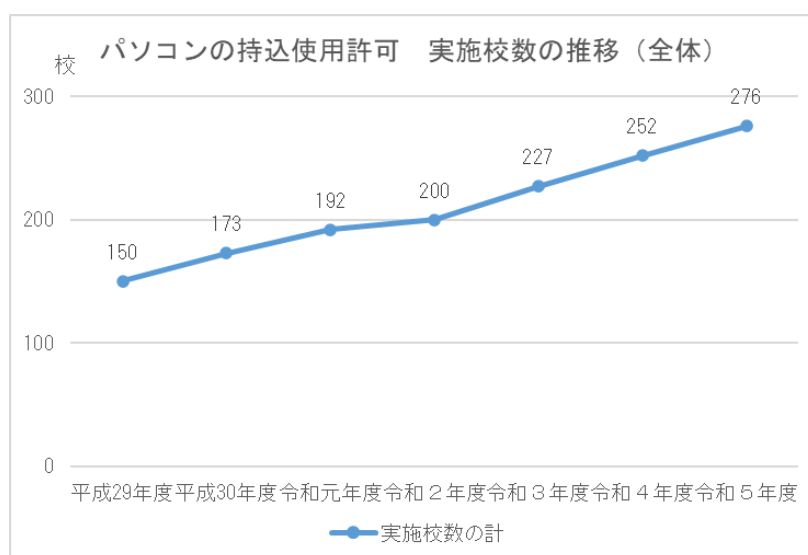
図表 8



(3) パソコンの持込使用許可

以前から、大学等の教育や学修においてパソコンの利用が広がっているが、障害学生の修学支援においても、パソコンの持込使用許可が選択肢となっており、本調査の結果からも図表9のように活用件数が増加していることが読み取れる。ただし、このような傾向については、パソコンのアクセシビリティ機能の向上等による後押しだけでなく、教育・学習場面においてパソコンの活用がより一般化しており、その状況に障害学生数の増加という要素が加わっているという要因が考えられる点に留意する必要がある。いずれにしても、障害学生の修学支援においてパソコンの活用が重要な選択肢になっていることは確かであろう。

図表9

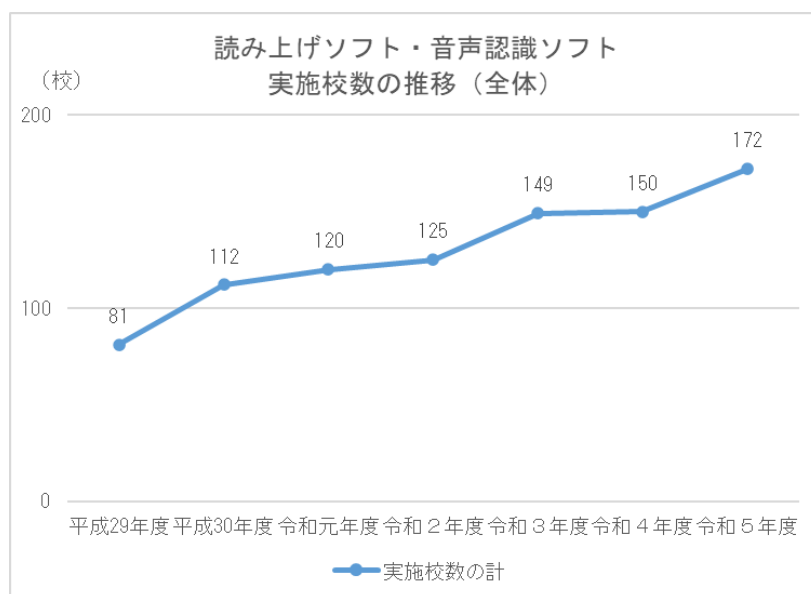


(4) 読み上げソフト・音声認識ソフト

近年の障害学生支援におけるテクノロジー活用において、音声認識技術は欠かせないトピックスとなるだろう。本調査では、「読み上げソフト・音声認識ソフト」と二つのトピックスにより調査項目が設けられているが、他の配慮内容の実施傾向を踏まえると特に音声認識技術の活用状況がこの項目の件数が変化していることの要因ではないかと考えられる。

本項目は、平成29年度の時点では81校であったが、令和5年度においては172校と、この間で2倍以上の増加となっている（図表10）。

図表 10



音声認識技術の活用場面としては、例えば、聴覚障害のある学生や発達障害のある学生など、音声情報へのアクセスに困難が生じるケースが考えられる。一方で、このようなテクノロジーの利用については、第三次まとめにおいて、以下のような言及があることにも留意する必要がある。

音声や文字認識機能を有するアプリケーション等、何らかの機器等を利用して障害学生の合理的配慮を実施する場合、場面や利用方法によっては、合理的配慮として十分な機能を果たしていないにもかかわらず、そのことが検証されないまま利用が続けられている例があるとの指摘もある。このような状態は、教育の質的低下にもつながりかねないため、テクノロジーを利用する場合には、障害のある学生に対して適宜モニタリングを行うなど、十分な質的評価を実施するとともに、人的支援と組み合わせて利用するなど、機器等のみに依存しない支援体制を構築していく必要がある。

このような指摘は、テクノロジーの活用に当たって全般的な課題であるとも言えるだろう。テクノロジーの発展は歓迎すべきことである一方で、テクノロジーのみの対応に依存してしまうことでより良い教育機会の保障という観点が損なわれてしまうという懸念もある。特に、障害学生個人がテクノロジーを活用して授業等に参加する場合は、授業担当教員としてもその状況を把握し、テクノロジーの活用のみに依存しない、又はテクノロジーがより良く活用できるような環境調整に資することも重要になるだろう。

6. 合理的配慮としてのオンライン学修

本調査の分析対象期間（平成 29 年度～令和 5 年度）のうち令和 2 年度以降においては、大学等は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を大きく受けており、障害学生への修学支援についても同様である。このような経緯から、オンライン学修という選択肢が合理的配慮になるかどうか、という点が多く大学等における課題となっていた。第三次まとめにおいても、本件については以下のように言及されている。

オンラインでの学修機会の提供（以下、「オンライン学修」という。）による授業への参加は、様々な障害のある学生にとって、通学等にかかる移動の負担等を軽減することで、授業に参加する上での障壁を解消する可能性がある変更・調整方法の一つである。

（中略）

一方で、個別のニーズに応じたオンライン学修の実施は、本来、対面で参加すべき授業における教育内容の本質を変更してしまう可能性や、本来対面で実施するように計画された授業を、オンライン又はブレンディッド型授業でも参加できるように授業の環境を個別に整えることが担当教員に過重な負担を生じさせることも想定される。すなわち、障害のある学生への合理的配慮として、画一的にオンライン参加を認めることは極めて困難である。そのため、障害のある学生の個別の状況と当該授業の個別の状況を総合的に考慮して、オンライン参加の可否を個別に判断しなければならない点に留意する必要がある。

（中略）

なお、例えば、学部等として一律に「オンラインへの代替希望には対応しない」と決定することや、シラバス等において「当該科目は、オンラインによる提供はかなる理由にかかわらず実施しない」といった記載をすることは、必要な調整を行うことなく一律に対応を断るものと解されるため、合理的配慮の提供義務違反に該当することとなる点に留意する必要がある。加えて、提供が容易であるなど、大学等の事情によって、本人の意向の尊重及び教育の質の担保の観点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適切ではない。

本調査においては、オンライン学修に特化した調査項目は設けていないものの、自由記述のなかにはオンライン学修に関する言及も少なくない。以下、令和 5 年度の本調査において、自由記述欄に回答されたオンライン学修に関する各大学等の状況について、その一部を記載する（一部改変）。

【各大学等の状況】

- ・コロナ禍でオンライン授業が増えたことにより、障害学生支援としてオンライン授業又はその他レポート代替等の支援を求められることが多くなったと感じる。
- ・オンライン／オンデマンドでの受講が精神障害や発達障害のある学生にとって大変負担を減らすこととなり、前向きに転じている例も見受けられる。
- ・合理的配慮として、対面授業をオンライン授業にしてほしいという要望が多い。
- ・コロナ禍におけるオンライン授業から今年度対面授業に戻ってきたものの、不安障害などにより、家から出られない、電車に乗ることが困難、教室に入ることができないなどで授業に参加できていない学生が増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症対策によりオンライン授業が導入されたが、現在は対面授業に戻ってきている。オンラインでの受講を引き続き希望をする等、以前にはなかった授業配慮の希望があった。

【各大学等の課題意識】

- ・対面授業に全く出席しないままで卒業させるわけにもいかないであろう。
- ・発達障害や精神障害があり、不登校傾向にある学生から合理的配慮申請があった際の対応が難しいと感じている（例えば登校できないので、可能な限りオンライン授業で対応してほしい等）。
- ・オンライン学修を展開していくに当たって、今後、より一層、多様な方法での支援が必要になってくると考えられ、対応に苦慮することが想像される。
- ・オンラインでのフォローを行うことのできる授業とできない授業があり困っている。
- ・障害や病気を理由に授業出席できない学生に対して、合理的配慮としてのオンライン／オンデマンド受講の適用範囲の判断基準が定まらず、現場で混乱が生じている。
- ・オンライン学修のルールやAT（支援機器）の有効活用など多様な学びの方法が常にアップデートされているが、本人へのアセスメントや使用中のモニタリングをするための専門性が必要である。現場のスタッフの専門性向上や理解啓発の機会が必要だと感じる。
- ・オンライン学修を合理的配慮として認めるべきか判断が難しい。

本調査回答におけるこのような記述からも、各大学等においてオンライン学修に関する判断や対応が課題になっていることが読み取ることができる。

7. まとめ

本章では、大学等における合理的配慮に関する諸課題について、第三次まとめで取り上げられたトピックスからいくつかの重要な項目を抜き出し、本調査のデータを用いて大学等の現状や経年的な変化について考察した。本調査のデータだけをみれば、法整備の影響もあり、組織的な取組は拡充されつつあることが確認できるが、第三次まとめでは表面的な情報にとどまらない課題について言及されている。このような点については、今後も本調査の読み取り方について留意していくことが必要であろう。

しかしながら、短い期間での経年変化にもかかわらず、専任の担当者の配置が増加傾向にあったり、テクノロジーの利用が広がっている実態を確認することができたりしたことは、本分野の状況としてポジティブな変化であると言える。さらには、合理的配慮としてのオンライン学修に関する実態も少なからず確認できるようになってきた。法整備等の社会的動向に加えて、障害学生の状況や各大学等の状況にも小さくない変化がみられ、それは今後も続いていくのではないだろうか。本調査においては、各大学等における合理的配慮等の修学支援について、その実態や変化、また本章で行ったような社会的動向と結びつける形で経年変化を確認することにより、引き続き、課題の抽出や本分野の展望を持つためのデータを公開していくことが期待される。

第5章 キャリア教育・就職支援

面高 有作

1. 障害学生支援におけるキャリア形成支援

障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援（以下「キャリア形成支援」という。）は、高等教育機関から社会への移行において極めて重要である。文部科学省が平成29年3月に公表した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」でその必要性が明示され、令和6年3月に公表した「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」では取組の進展が確認された。

日本学生支援機構が毎年行なっている「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（以下「本調査」という。）」によると、キャリア形成支援の実施率は全体として上昇傾向にあるが、学校の設置区分（国公立）、規模、地域により、支援の実施率に差異が生じているとの報告もある（面高2023¹⁾）。本調査により一括して報告されてきたキャリア形成支援の実態について、教育機関の特性や地域による違いを含めて、経年的に分析する。

¹⁾ 面高有作. (2023). 『大学における障害学生のキャリア支援に関する調査研究－規模及び地域別にみた実施状況のちがいとキャリア支援の展望－』. 日本特殊教育学会第61回大会.

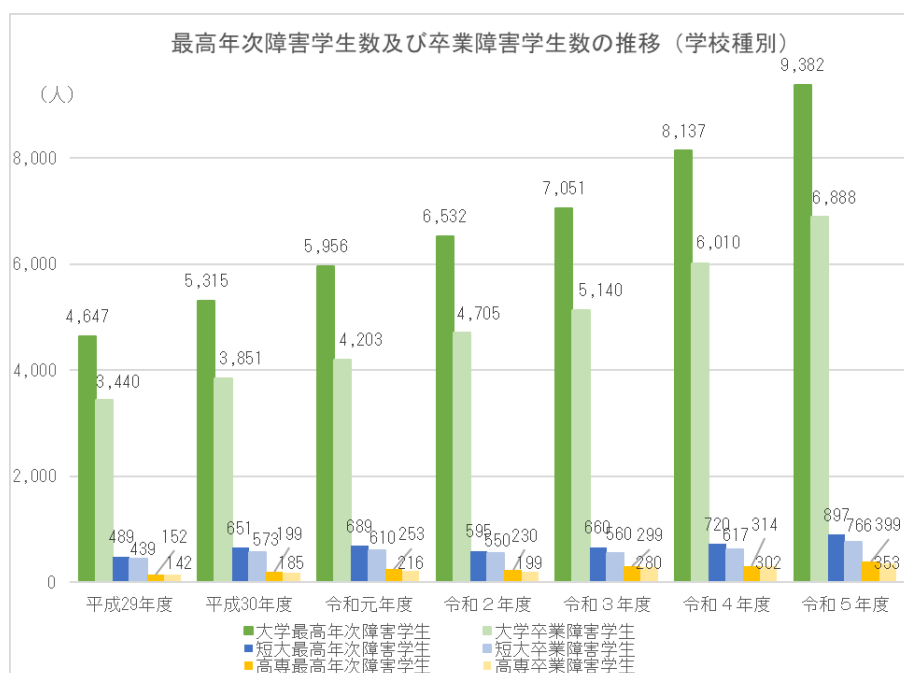
2. 最高年次障害学生数及び卒業障害学生数の推移

(1) 学校種別の状況

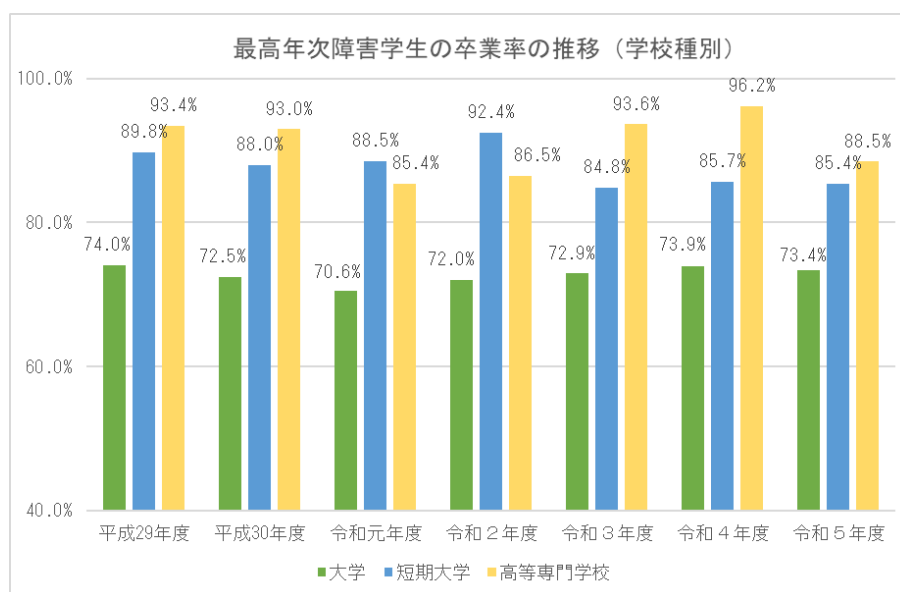
平成29年度から令和5年度年度までの最高年次障害学生数と、同年度に卒業した障害学生数（卒業障害学生数）の推移をみると、学生数は大学、短期大学、そして高等専門学校の順であった（図表1）。全ての学校種別において最高年次障害学生数及び卒業障害学生数が増加していた。

最高年次障害学生の卒業率（卒業障害学生数÷最高年次障害学生数×100）の推移についてみていくと、学校種別では、高等専門学校と短期大学に比べ、大学が低かった。これは平成29年度から令和5年度まで一貫していた（図表2）。

図表 1



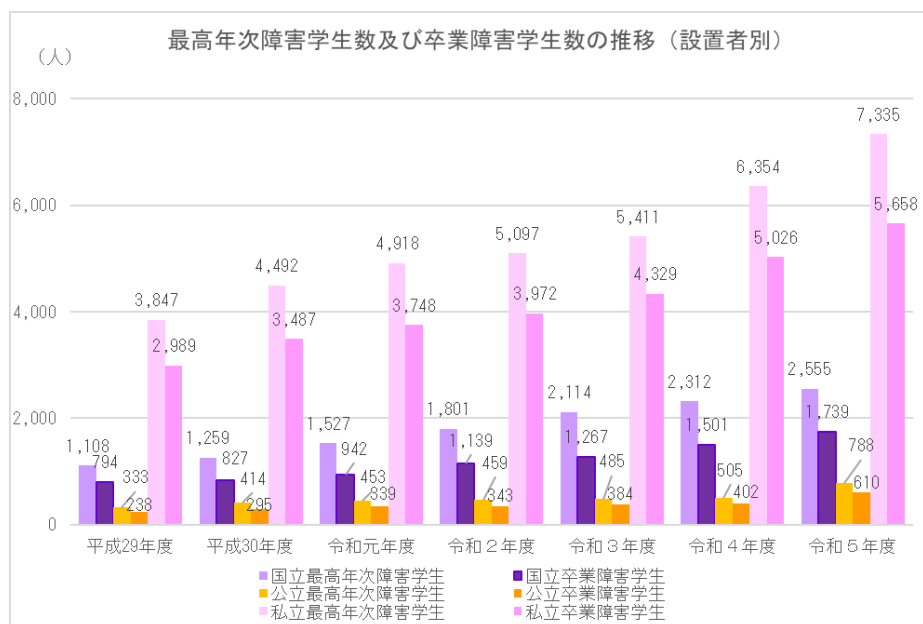
図表 2



（２）設置者別の状況

設置者別でみていくと、令和５年度の最高年次障害学生数は、多い順に、私立で7,335人、国立で2,555人、公立で788人となり、いずれにおいても平成29年度と比較して約2倍に達していた。卒業障害学生数も同様に増加しており、進学機会の拡大や修学支援体制の整備が進んでいることがうかがえた。高等教育の場における誰もが学びやすい環境づくりの推進が、これらの傾向を支えていると考える（図表3）。

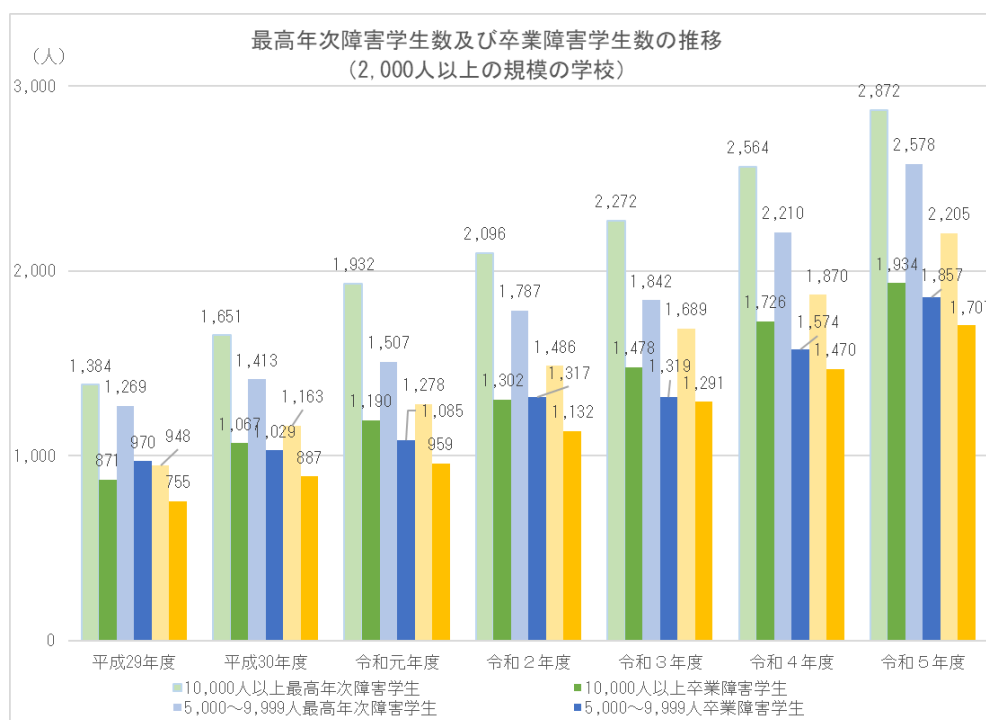
図表 3



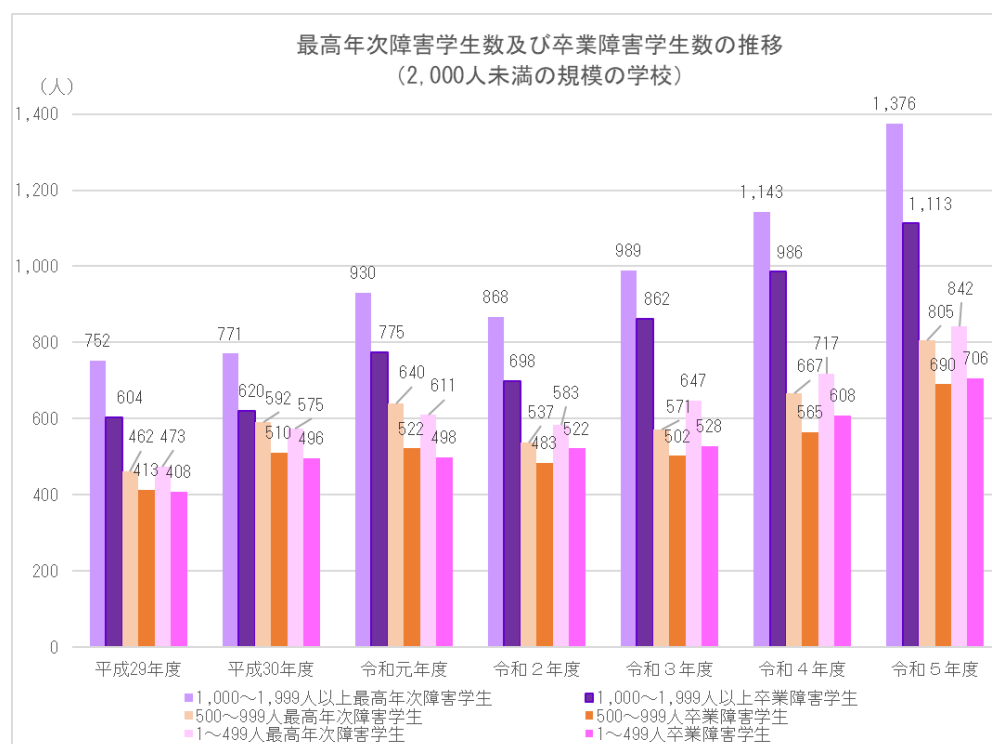
（３）学校規模別の状況

学校規模別にみると、最高年次障害学生数及び卒業障害学生数は、全ての学校規模において増加傾向を示していた。このことより、規模を問わず、個々の学生の特性に応じたキャリア形成支援の体制整備が急務であり、障害学生が修学から就労へ円滑に移行できる環境を構築することが必要であるとする（図表４、図表５）

図表 4



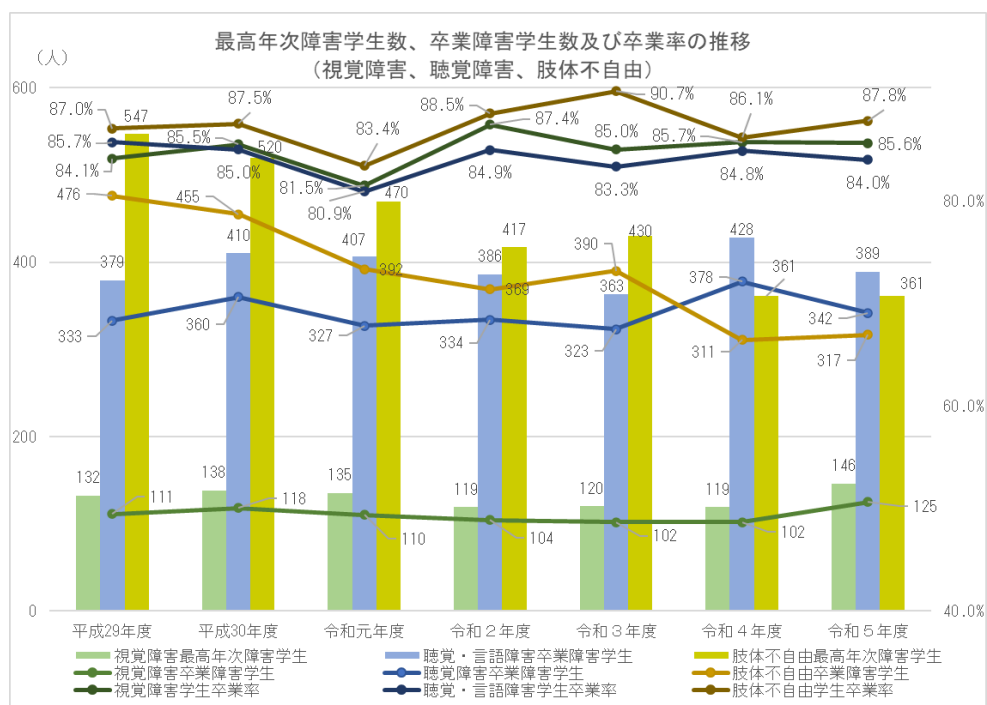
図表 5



(4) 障害種別の状況

障害種別にみると、発達障害及び精神障害のある学生は近年急増しており、令和5年度の最高年次障害学生数はそれぞれ2,458人、3,989人であった。他の障害種別と比して数が顕著に多い一方、卒業率（最高年次障害学生数に占める卒業障害学生数の割合）は相対的に低く、進級・修了の段階で課題を抱えている可能性が高いことが推察される。例えば、令和5年度の発達障害学生の卒業率は71.6%、精神障害学生では65.1%にとどまり、視覚障害（85.6%）、病弱・虚弱（87.7%）と比べて明確な差がある（図表6～図表8）。この傾向は、学修支援に加えて、精神的健康維持や対人関係への配慮、自己理解・自己権利擁護を支える多層的な支援体制の必要性を示していると考えられる。加えて、卒業後のキャリア移行に向けた継続的かつ個別化された支援が求められており、高等教育機関におけるキャリア形成支援の強化は喫緊の課題であると考えられる。

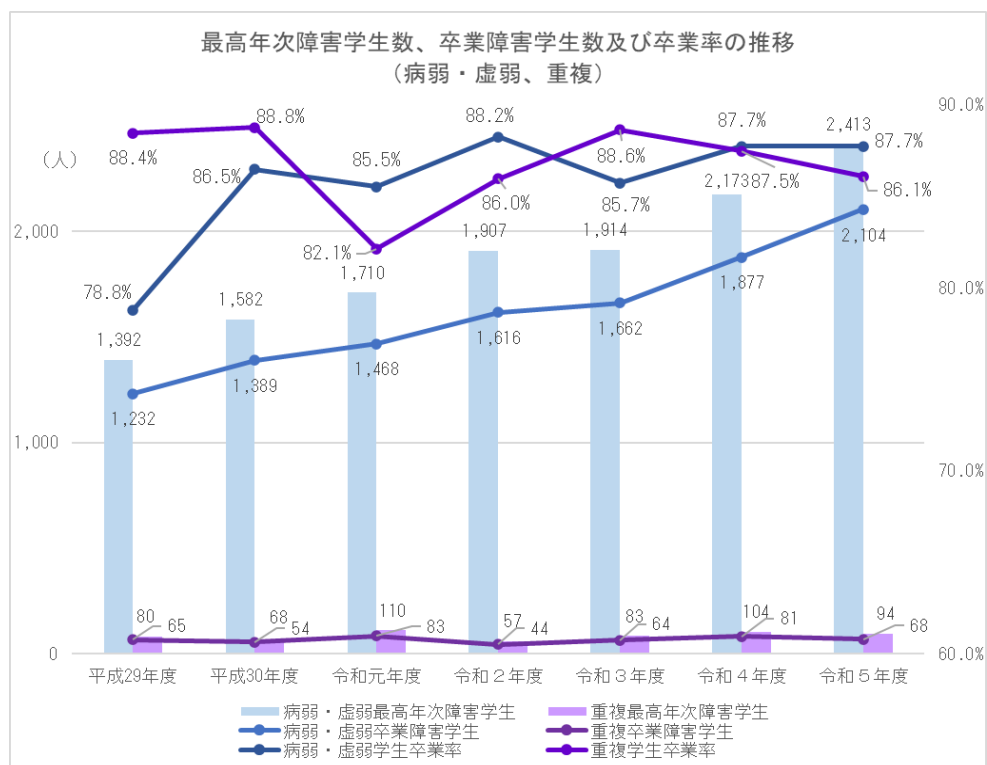
図表 6



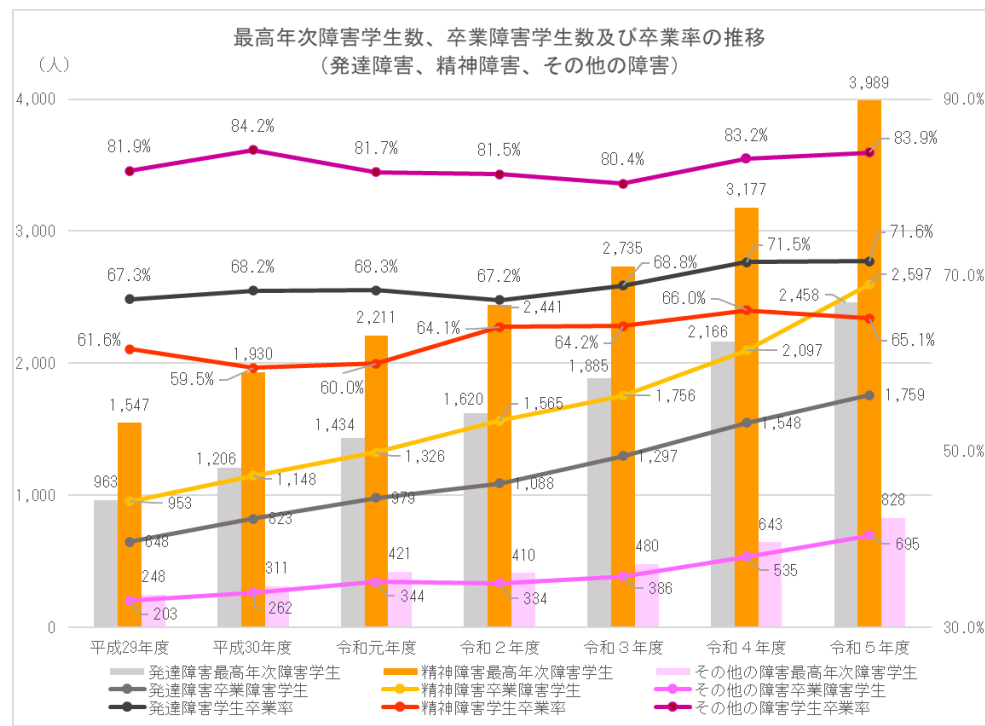
※卒業率：卒業障害学生数÷最高年次障害学生数×100（％）

（図表 8 まで同様）

図表 7



図表 8



3. 障害学生に対するキャリア形成支援

(1) 学校種別の状況

障害学生に対するキャリア形成支援の実施率は、大学、短期大学、高等専門学校のいずれにおいても年々増加している。令和5年度時点で、支援を実施している大学は71.4%（580校）であり、平成29年度の65.6%（513校）から約6ポイント増加した（図表9、図表10）。短期大学では66.4%（198校）、高等専門学校では62.1%（36校）が実施しており、各学校種において着実に支援が拡大していることがうかがえる。

図表 9

障害学生に対するキャリア形成支援の実施状況の推移（学校種別）

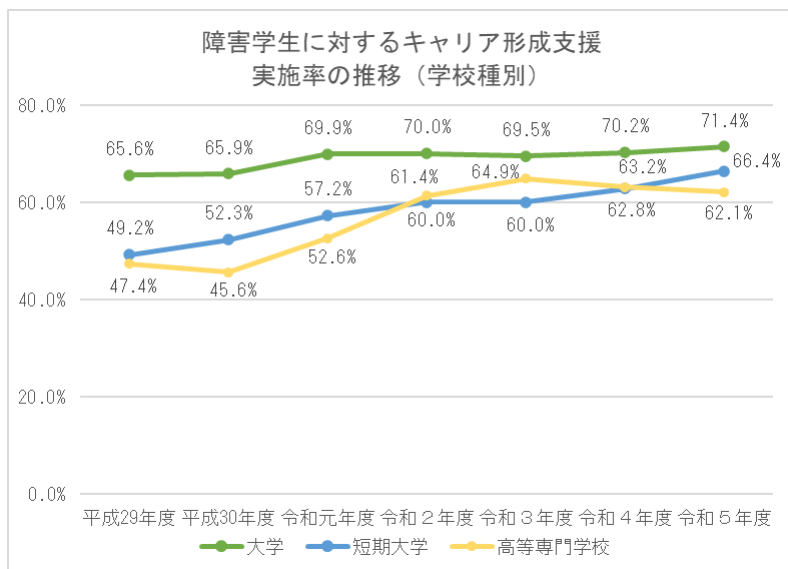
		全学校数 (校)	障害学生に対するキャリア形成支援	
			実施校数	実施率
大学	平成29年度	782	513	65.6%
	平成30年度	785	517	65.9%
	令和元年度	792	554	69.9%
	令和2年度	801	561	70.0%
	令和3年度	809	562	69.5%
	令和4年度	813	571	70.2%
	令和5年度	812	580	71.4%
短期大学	平成29年度	331	163	49.2%
	平成30年度	327	171	52.3%
	令和元年度	325	186	57.2%

高等専門学校	令和2年度	315	189	60.0%
	令和3年度	310	186	60.0%
	令和4年度	304	191	62.8%
	令和5年度	298	198	66.4%
	平成29年度	57	27	47.4%
	平成30年度	57	26	45.6%
	令和元年度	57	30	52.6%
	令和2年度	57	35	61.4%
	令和3年度	57	37	64.9%
	令和4年度	57	36	63.2%
	令和5年度	58	36	62.1%

※各項目の実施率：実施校数÷全学校数×100（％）

（図表 16 まで同様）

図表 10



（２）キャリア形成支援の内容ごとの状況

障害学生に対するキャリア形成支援の内容について、本調査では「学外機関との連携」、「一般就職ガイダンス、セミナー等における配慮の実施」、「障害学生向けガイダンス、セミナー等の実施」、「インターンシップ先、就職先の開拓、企業との連携」について回答を収集している。以下、特徴的な結果を抜粋して報告する。

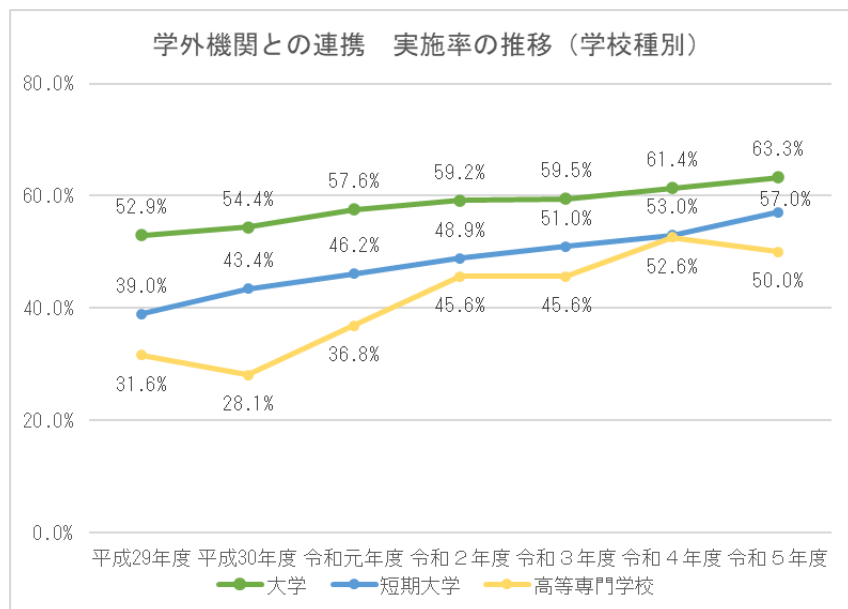
平成29年度から令和5年度にかけて実施率の推移をみていくと、「学外機関との連携」に代表されるように実施率が上昇している支援内容がある（大学：52.9%→63.3%、短期大学：39.0%→57.0%、高等専門学校：31.6%→50.0%）（図表 11）。

学外支援資源へのアクセス性を向上させるとともに、支援の質の充実化が求められる。一方で、「障害学生向けガイダンス、セミナー等の実施」のように全体としての実施率が低く、加えて、大学と短期大学で上昇傾向にあるものの高等専門学校で実施率が低いままであるといった差の固定化・拡大がみられた（図表 12）。

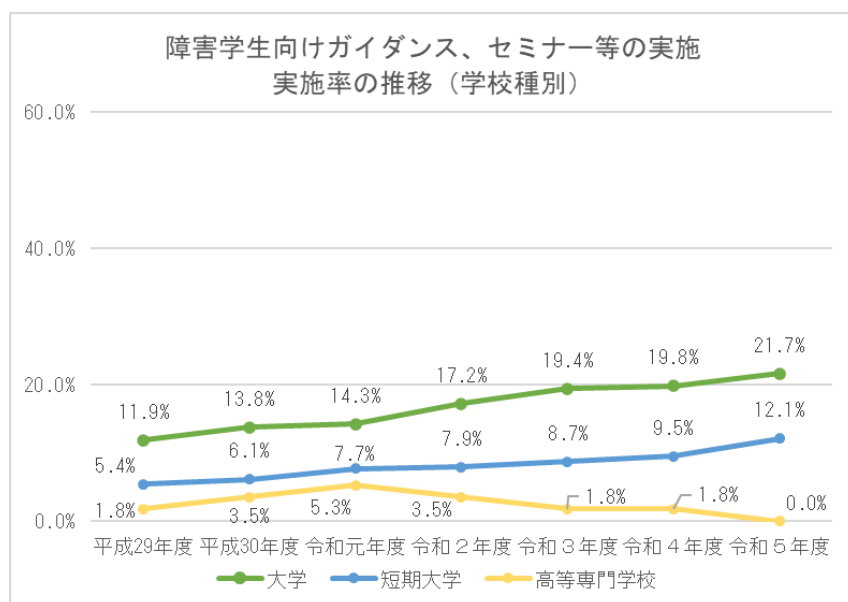
学校の特性により必要なキャリア形成支援の内容は異なるが、在籍する障害学生の

少なさからガイダンス等の学内実施が難しい場合もあると考えられる。地域の高等教育機関で連携してガイダンス等を開催した事例が出てきており、今後の全国的な広がりが期待される。

図表 11



図表 12



（3）設置者別の状況

設置者別にみると、「学外機関との連携」は、令和5年度時点で、国立 78.8%、公立 60.9%、私立 69.3%といずれも6割以上の実施率を維持し、「一般就職ガイダンス、セミナー等における配慮の実施」はいずれも5割以上の実施率であった（図表 13、図

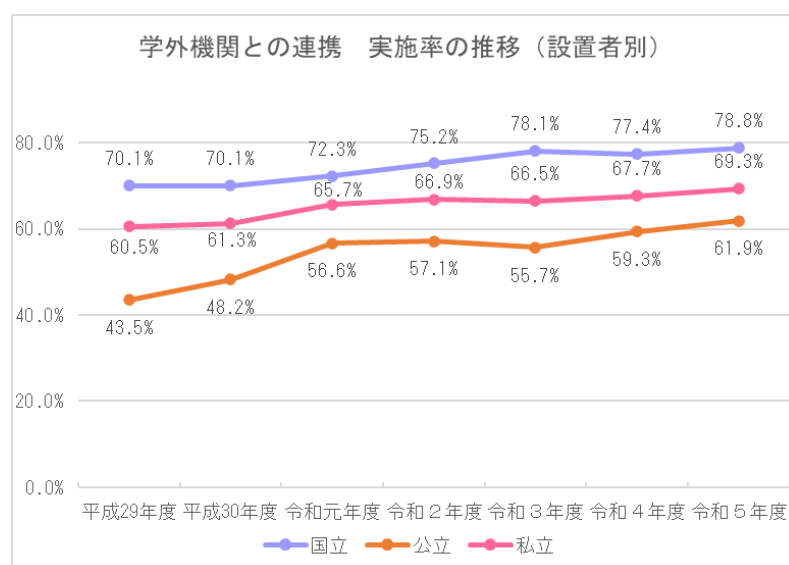
表 14)。「障害学生向けガイダンス、セミナー等の実施」、「インターンシップ先、就職先の開拓、企業との連携」など、学内組織が主体的に行うキャリア支援に関しては実施率が3割以下となっている。公立大学における実施率が一貫して低い傾向にある。

「障害学生向けガイダンス、セミナー等の実施」の実施率は、令和5年度に国立22.6%、私立27.5%であるのに対し、公立は17.8%とやや低く、「インターンシップ先・就職先の開拓」も、国立21.9%、私立19.3%に対し公立は5.1%と、私立に比して14.2ポイントの差があった（図表15、図表16）。

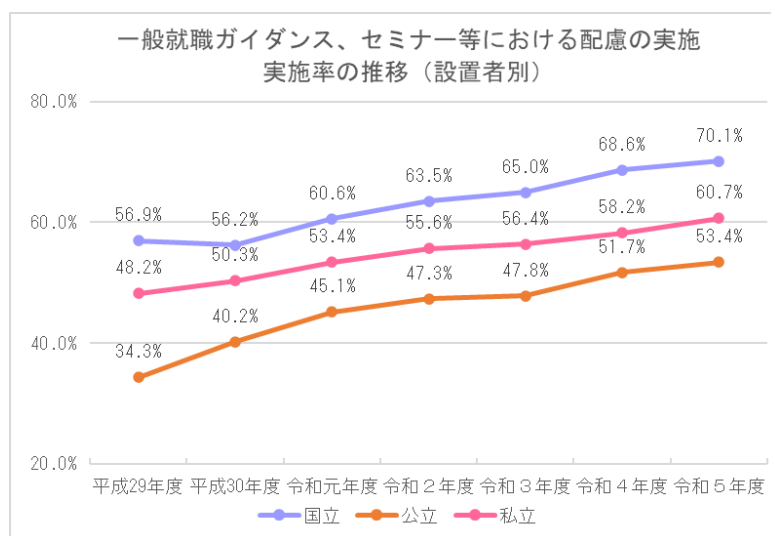
これらの背景として、公立の大学や短期大学の設置目的や学部構成の特性が影響している可能性がある。多くの公立大学等は、医療、福祉、教育など特定専門職への進路を前提とする学部を多く設置しており、これらの分野では国家資格取得や実習が制度化されていることから、就職支援の機能が学内の他の制度に吸収されている場合がある。

今後は、進路の多様化や発達障害及び精神障害の学生増加に伴い、従来の専門職養成モデルにとらわれない横断的なキャリア形成支援体制の構築が、公立大学等においても重要な課題となると考える。

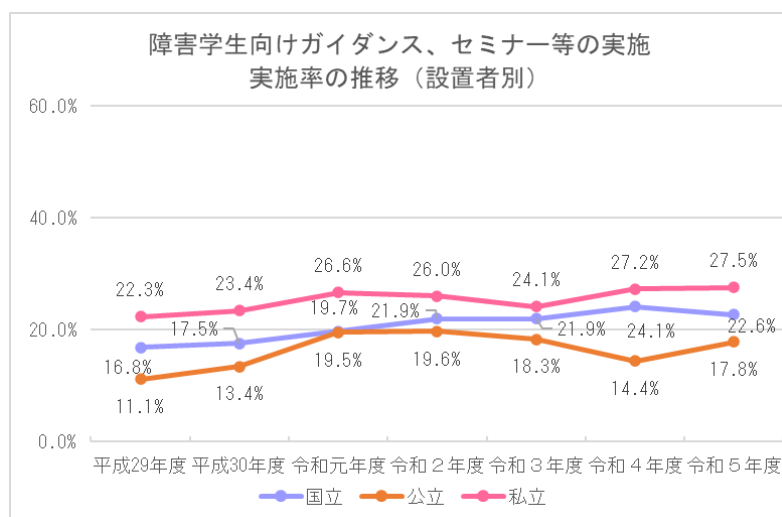
図表 13



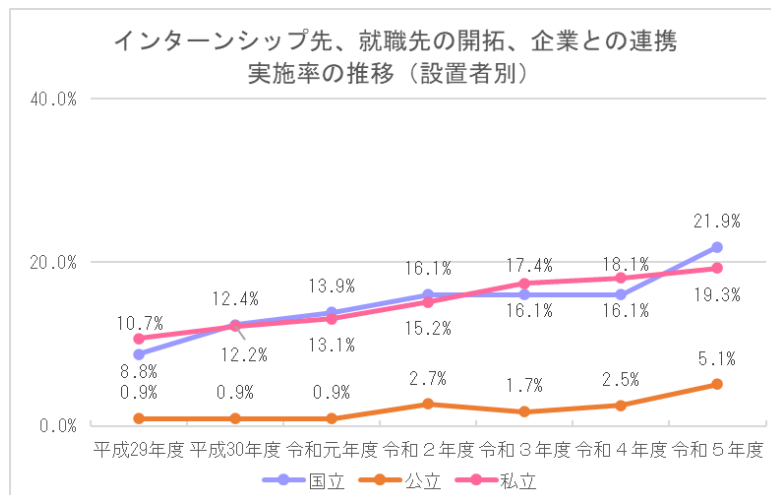
図表 14



図表 15



図表 16



（４）学校規模別の状況

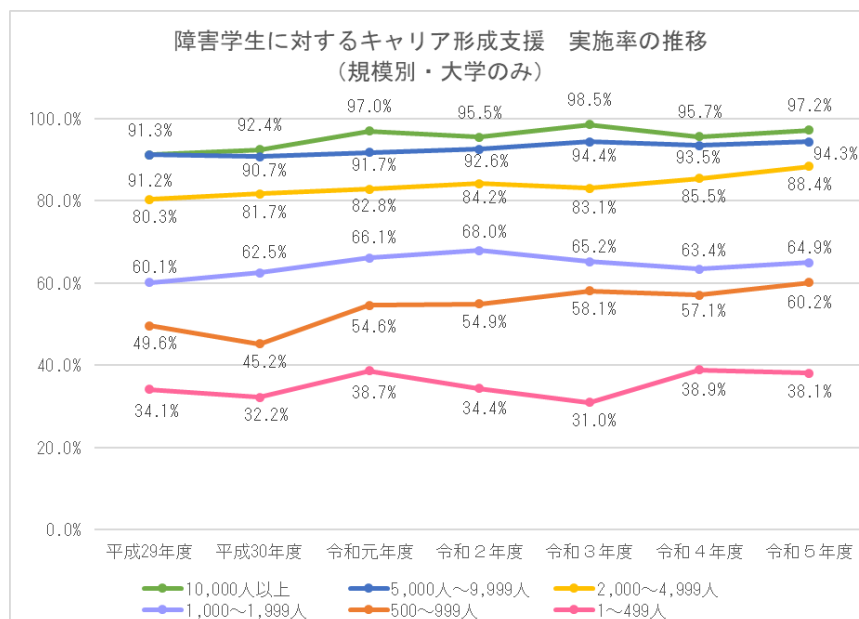
高等教育機関の中で短期大学と高等専門学校は小規模に分類されることが多いため、学校規模別の比較においては大学のみを対象としてみていく。

障害学生に対するキャリア形成支援の実施率は、平成 29 年度から令和 5 年度まで一貫して規模との関連がうかがえた。学生数 10,000 人以上の大規模校における令和 5 年度の実施率が 97.2%であるが、1,000 人～1,999 人で 64.9%、500 人～999 人で 60.2%、1～499 人で 38.1%となっていた（図表 17）。

「障害学生向けガイダンス、セミナー等の実施」の実施率も規模との関連がうかがえた。学生数 10,000 人以上の大規模校における令和 5 年度の実施率が 77.8%であるが、1,000 人～1,999 人で 9.3%、500 人～999 人で 6.0%、1～499 人で 3.0%となっている。重要な点として、大規模・中規模校では実施率が年々高まっているが、小規模校では横ばいであり、支援実施の差が広がっている（図表 18）。

本分析を行うに当たり、いくつかの大学等を対象としてヒアリングを行ったところ、小規模校ではガイダンスやセミナーといった集団対応ではなく、個別対応が主に実施されていることが認識できた。ヒアリングでは、個別対応によりきめ細やかな指導や助言が可能であるが、他の障害学生との交流からの気づきや学びを得にくいという課題も指摘された。今後は、①交流機会の創出（ピアサポートや合同ワークショップの導入）、②外部・地域資源との連携による支援の効率化、③オンラインを活用した大学間連携プログラムの整備といった方策を通じて、教育機関の規模を問わず継続的かつ持続可能な支援体制の確立を進める必要がある。

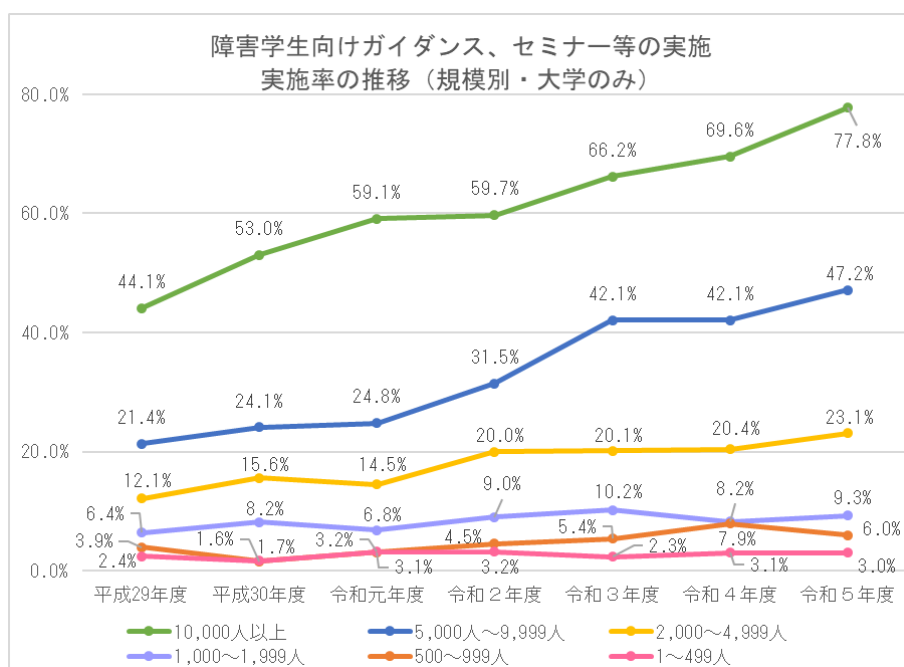
図表 17



※各項目の実施率：実施校数÷規模別全大学数×100（％）（規模別の全大学数に占める実施校数の割合）

（図表 18 も同様）

図表 18



（５）地域別の状況

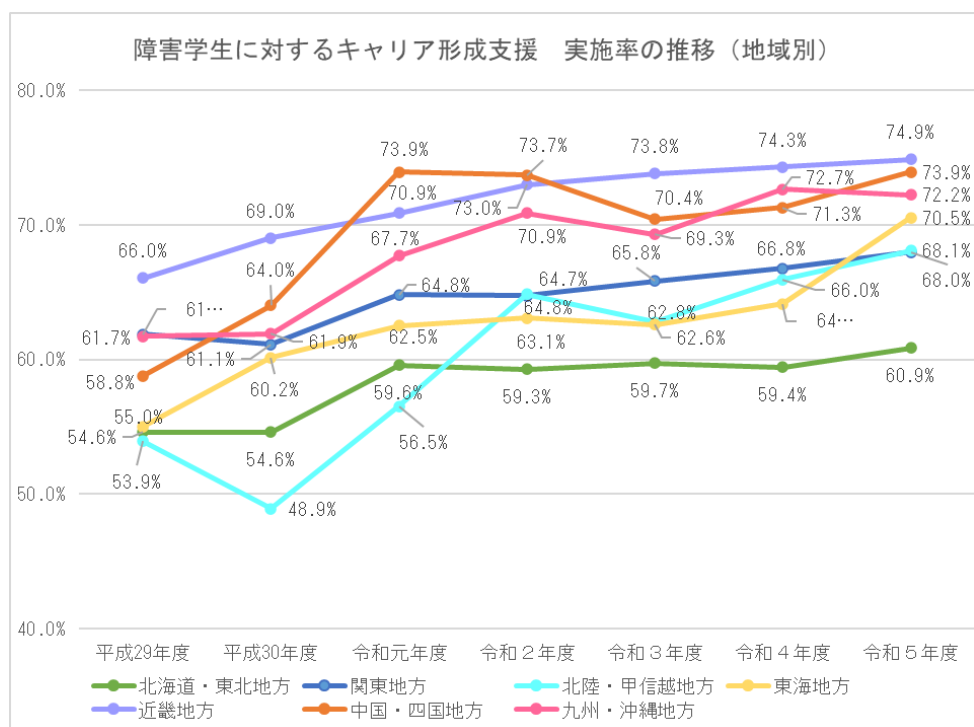
障害学生に対するキャリア形成支援の実施状況を地域別にみると、全体として実施校数が増加している一方で、地域間における実施率に差がみられた（図表 19）。

令和5年度の「障害学生向けガイダンス・セミナー等」の実施率は、近畿地方で26.1%と最も高く、北海道・東北地方では5.8%であった（図表 20）。他の支援項目についても、関東や近畿、東海など都市部では実施率が高く、地方では相対的に実施率が低い傾向にあった。

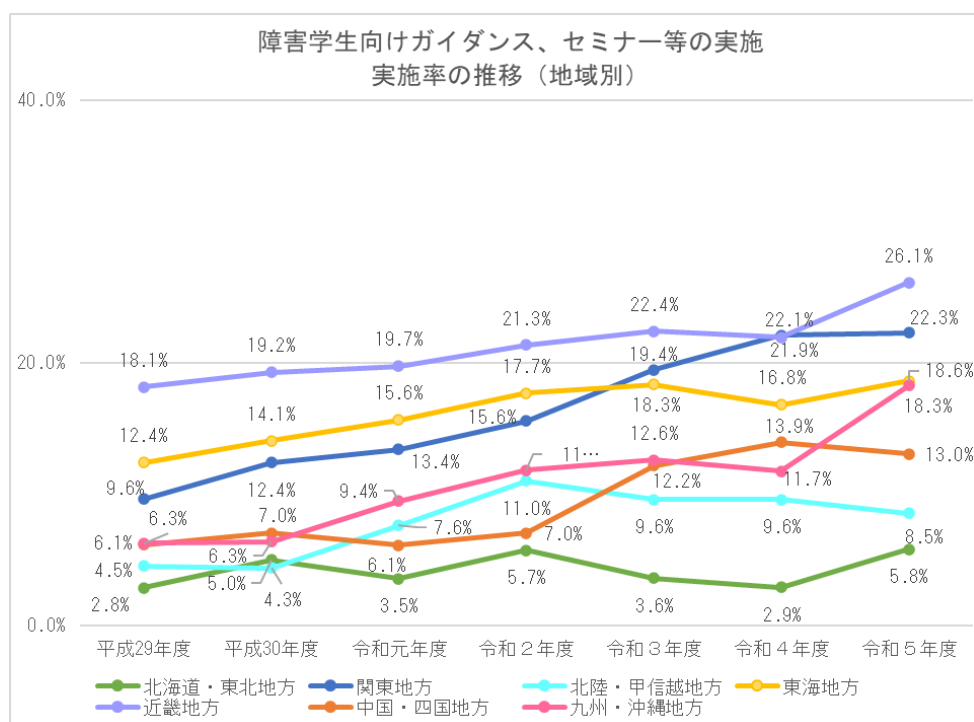
こうした地域差の背景には、①地域における社会福祉資源の差、②学外支援機関や企業との連携機会の多寡、③自治体や地域ネットワークによる支援体制の有無、などが複合的に影響していると考えられる。

今後は、こうした地域格差を是正するため、広域連携モデルの構築、国による包括的な支援制度の強化が求められる。

図表 19



図表 20



4. 障害学生に対するキャリア教育

（1）学校種別の状況

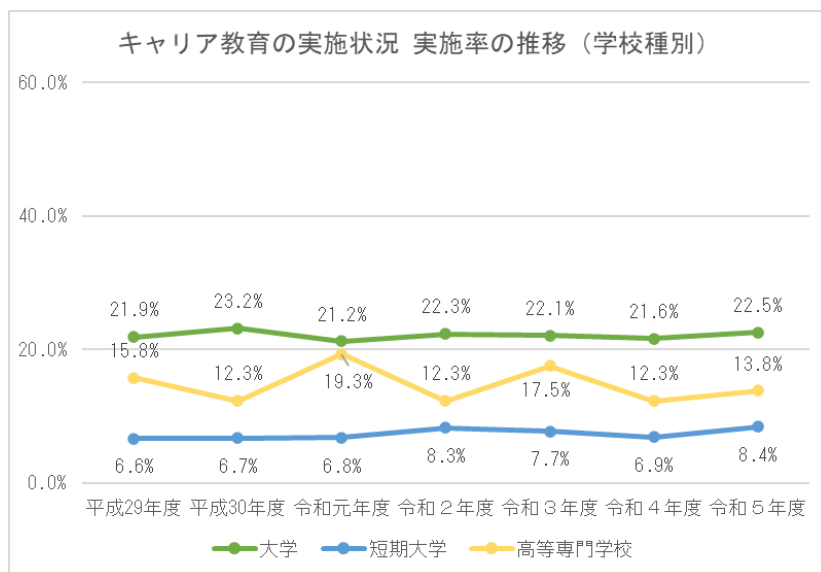
本調査において、授業以外の支援の一つとして把握しているキャリア教育について、実施校数は大学と短期大学でやや増加しているものの、大きな変化はみられなかった

(図表 21、図表 22)。

図表 21 キャリア教育の実施状況の推移（学校種別）

		全学校数 (校)	実施校数	実施率
大学	平成 29 年度	782	171	21.9%
	平成 30 年度	785	182	23.2%
	令和元年度	792	168	21.2%
	令和 2 年度	801	179	22.3%
	令和 3 年度	809	179	22.1%
	令和 4 年度	813	176	21.6%
	令和 5 年度	812	183	22.5%
短期大学	平成 29 年度	331	22	6.6%
	平成 30 年度	327	22	6.7%
	令和元年度	325	22	6.8%
	令和 2 年度	315	26	8.3%
	令和 3 年度	310	24	7.7%
	令和 4 年度	304	21	6.9%
	令和 5 年度	298	25	8.4%
高等専門学校	平成 29 年度	57	9	15.8%
	平成 30 年度	57	7	12.3%
	令和元年度	57	11	19.3%
	令和 2 年度	57	7	12.3%
	令和 3 年度	57	10	17.5%
	令和 4 年度	57	7	12.3%
	令和 5 年度	58	8	13.8%

図表 22

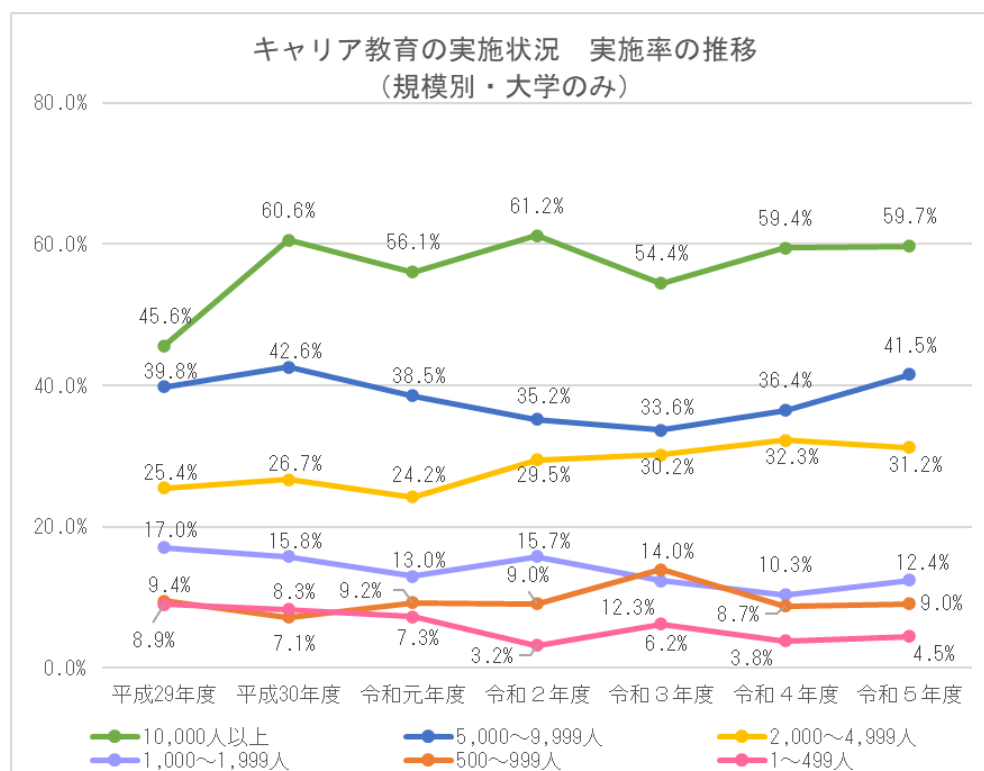


（２）学校規模別の状況

規模別でみると、実施率が最も高いのは 10,000 人以上の大規模校であり、令和 5 年度

の実施率は 59.7%であった。一方で、1,000 人未満の小規模校では 10%未満の実施率であり、障害学生に対するキャリア教育の導入が進みにくい実態が示唆された(図表 23)。これらの背景には、専任のキャリア教育担当者の不在、予算の制約、外部連携の難しさなどが想定される。教材の共有化や地域連携による授業提供(単位互換)など、共通基盤の整備が求められる。

図表 23



第6章 発達障害のある学生に関する現状と課題

高橋 知音

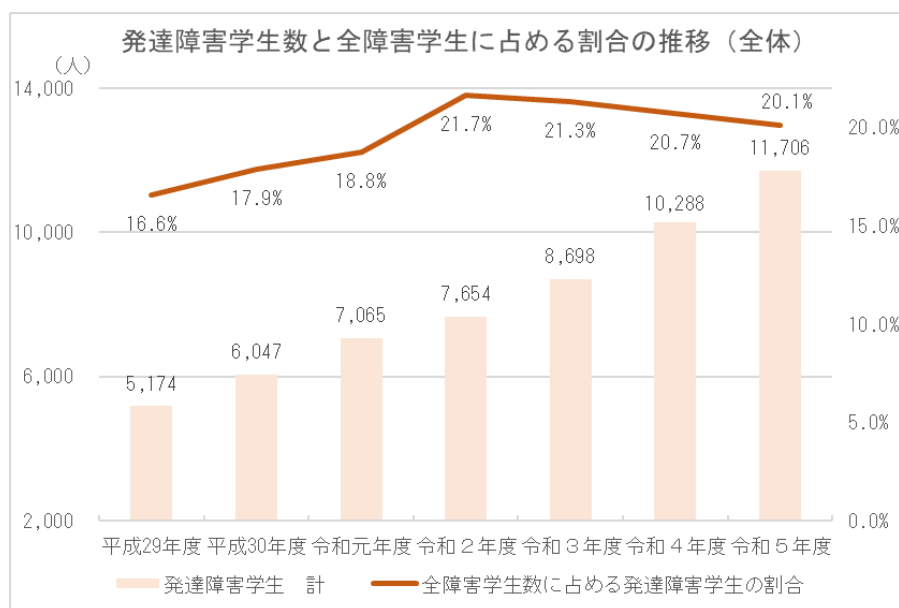
1. 発達障害のある学生の推移

(1) 全体の推移

「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（以下「本調査」という。）において、発達障害学生数は平成29年度の5,174人から一貫して増加し、令和5年度には11,706人と約2倍になっている（図表1）。

全障害学生数に占める発達障害学生の割合は、平成29年度に16.6%であったが、令和5年度には20.1%と3.5ポイント増加した。

図表1



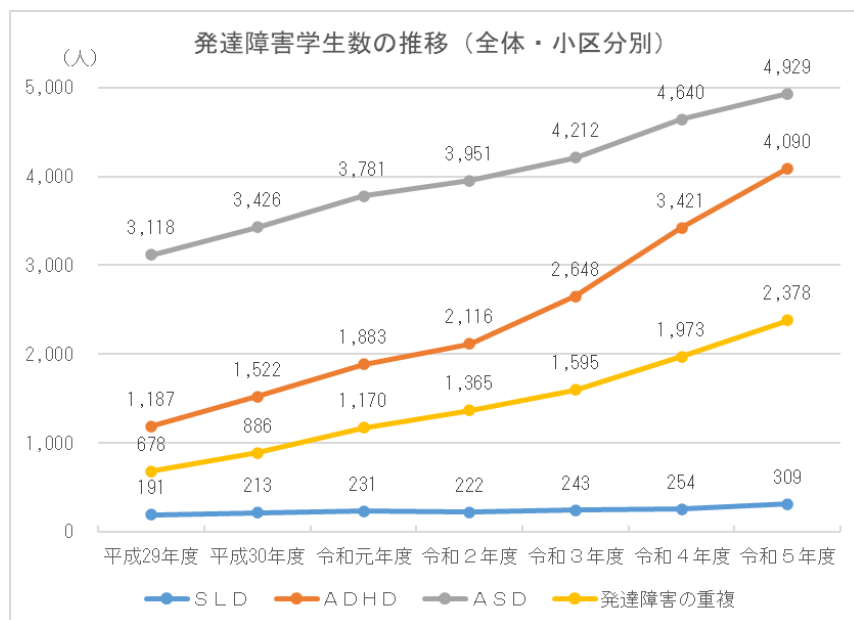
① 小区別の状況

発達障害の小区分は、「SLD（限局性学習症）」、「ADHD（注意欠如・多動症）」、「ASD（自閉スペクトラム症）」、「発達障害の重複」となっている。

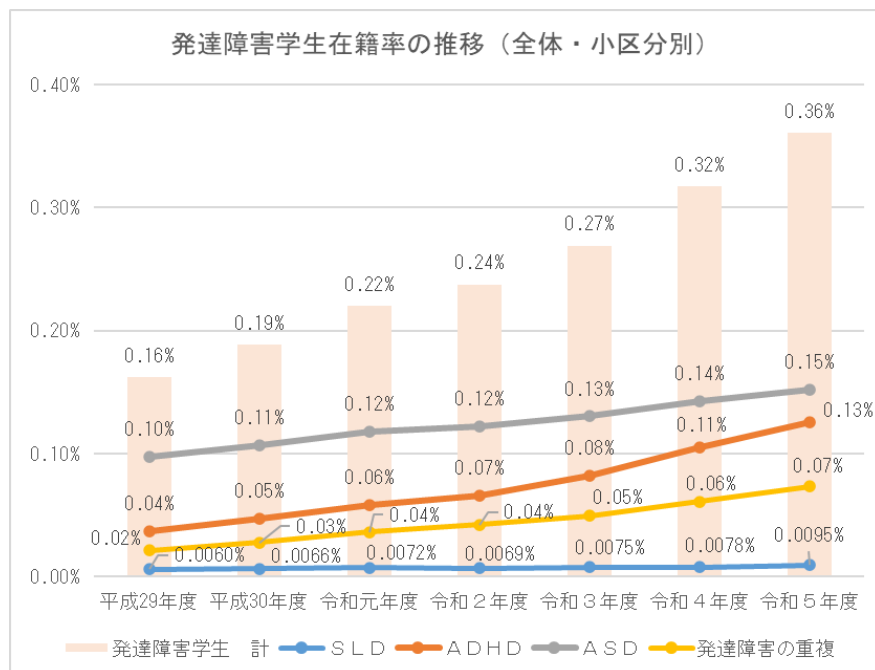
平成29年度から令和5年度の発達障害学生数における小区別の推移をまとめた。発達障害全体の数は増え続けており、全学生に対する在籍率で見ると、0.16%から0.36%と、2倍以上になっている（図表2、図表3）。この期間を通して、ASDが最も多く、ADHD、発達障害の重複と続き、SLDが最も少ないということは共通している。在籍率で見ると、ASDは平成29年度から0.1%台で推移しており、ADHDも令和4年度に0.1%台にとなった。これに対して、SLD単独

の診断がある学生は平成 29 年度で 0.006%であり、令和 5 年度は 0.0095%と、かなり小さい値で推移している。発達障害の重複が増えていることから、そこに S L Dが含まれている可能性はあるが、S L Dが十分に認知されていない状況に変化はない。

図表 2



図表 3



② 小区別の構成比

全ての小区分においてこの期間に人数の増加がみられるが、増加の仕方には小区

分間で違いがあり、ADHDの増加が他の小区分に比べて目立っている。そこで、増加の仕方において小区別に違いがあるかを検討するために χ^2 検定（カイ二乗検定）を行った。平成29年度と令和5年度の人数の割合の差は有意であり

($\chi^2(3) = 531.83$, $p < .001$, Cramer's $V = .168$)、残差分析の結果、ADHDと発達障害の重複の割合が増えていることがわかった。構成比でみると、ASDは60.3%から42.1%に減少する一方、ADHDは22.9%から34.9%へと増加している（図表4）。SLDは、人数としては1.5倍ほどに増えているものの、構成比では3.7%から2.6%へと減少した。発達障害の重複も13.1%から20.3%に増えていることから、この中にSLDが併存しているケースもあると考えられるが、SLD単独の診断がある学生数が非常に少ない傾向は変わっていない。

ADHDの診断のある学生が増えている理由の一つとして、医療機関における診断の増加が挙げられる。2010年から2019年の10年間で、日本国内の医療機関でADHDの診断が7-19歳で2.5倍、20歳以上で21.1倍に増加しているという報告もあり¹⁾、その影響が示唆される。

¹⁾ Sasayama, D., Kuge, R., Toibana, Y., & Honda, H. (2022). Trends in diagnosed attention-deficit/hyperactivity disorder among children, adolescents, and adults in Japan from April 2010 to March 2020. *JAMA Network Open*, 5(9), e2234179-e2234179.

図表4 平成29年度と令和5年度の発達障害小区別の学生数の比較

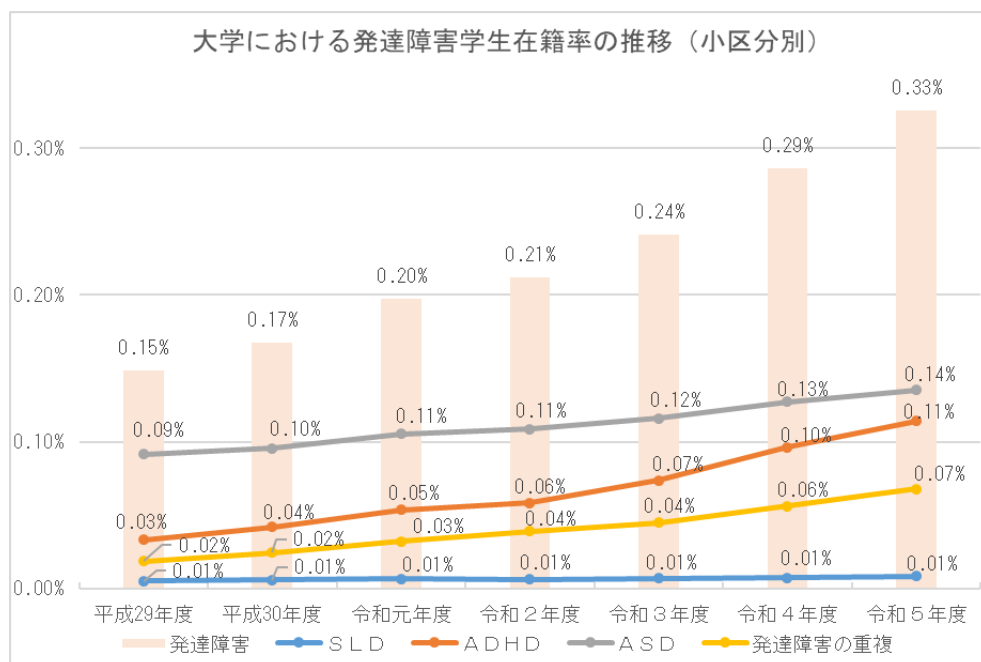
		SLD	ADHD	ASD	発達障害の重複
平成29年度	人数	191	1,187	3,118	678
	構成比	3.7%	22.9%	60.3%	13.1%
令和5年度	人数	309	4,090	4,929	2,378
	構成比	2.6%	34.9%	42.1%	20.3%

（2）発達障害学生在籍率の推移

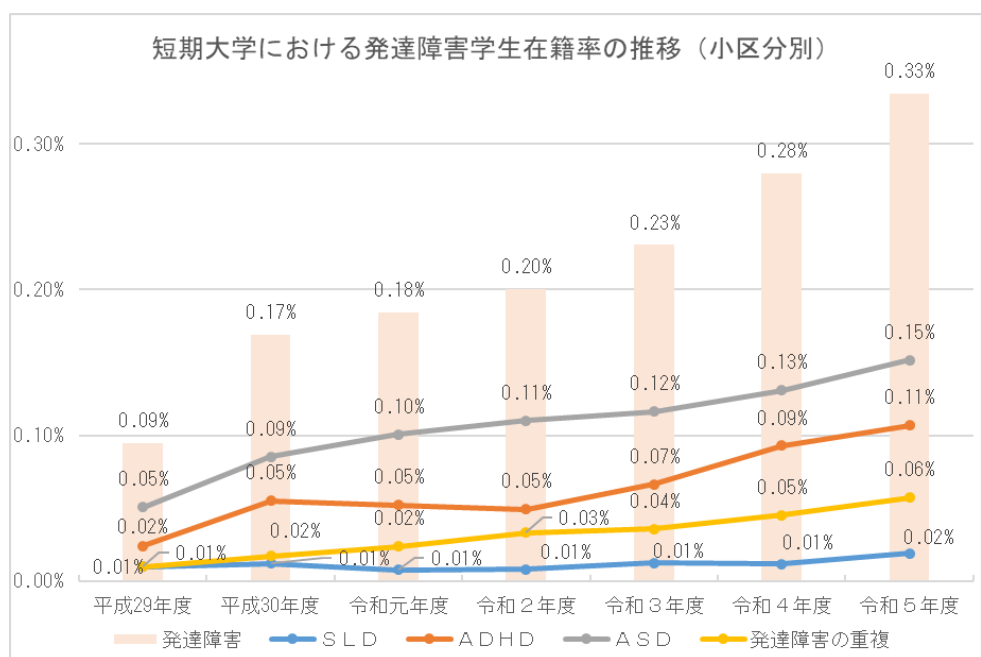
① 学校種別の状況

学校種別に小区分ごとの在籍率の推移を比較すると、おおむね全体の傾向と同様であると言える（図表5～図表7）。学校種別の在籍率を χ^2 検定により比較すると、平成29年度（ $\chi^2(2) = 2695.48$, $p < .001$, Cramer's $V = .029$ ）、令和5年度（ $\chi^2(2) = 6128.17$, $p < .001$, Cramer's $V = .043$ ）と在籍率の差は有意であり、残差分析の結果いずれの年度においても高等専門学校の在籍率が大学、短期大学より高かった（いずれも $p < .001$ ）。令和5年度をみると、大学と短期大学がいずれも0.3%程度であったのに対し、高等専門学校は2.3%である。高等専門学校の状況に関する詳しい分析は、第8章を参照してほしい。

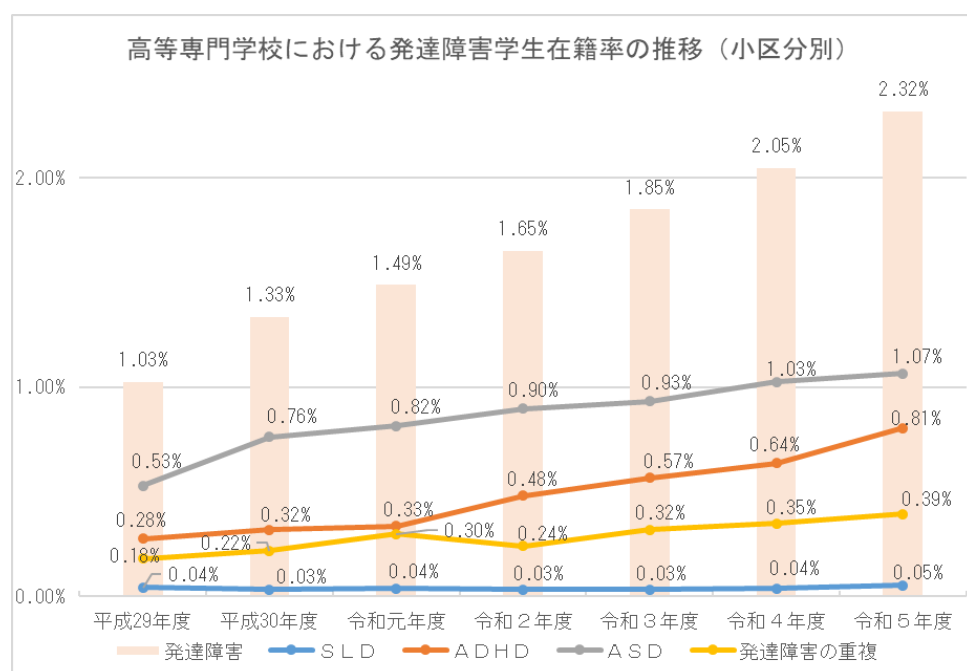
図表 5



図表 6



図表 7



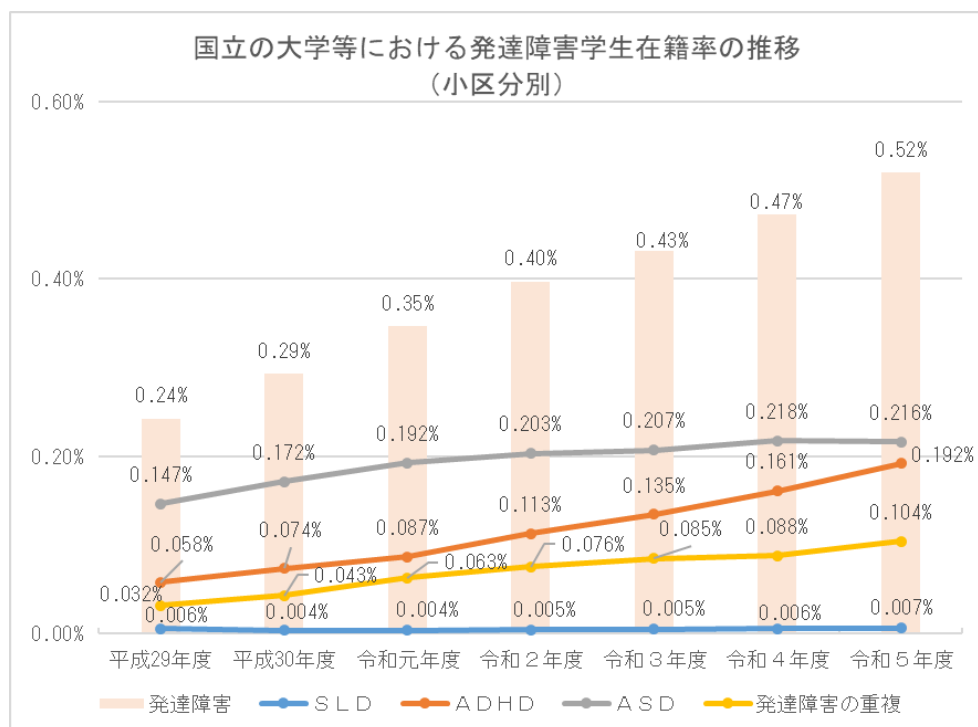
② 設置者別の状況

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）について設置者別に在籍率の推移をまとめた。令和5年度における発達障害全体の在籍率は、国立が0.52%と最も高く、私立が0.32%と最も低くなっている（ $\chi^2(2) = 588.20$, $p < .001$, Cramer's $V = .013$ ）（図表8～図表10）。この期間における在籍率の変化は、いずれの設置者においても2倍程度である。

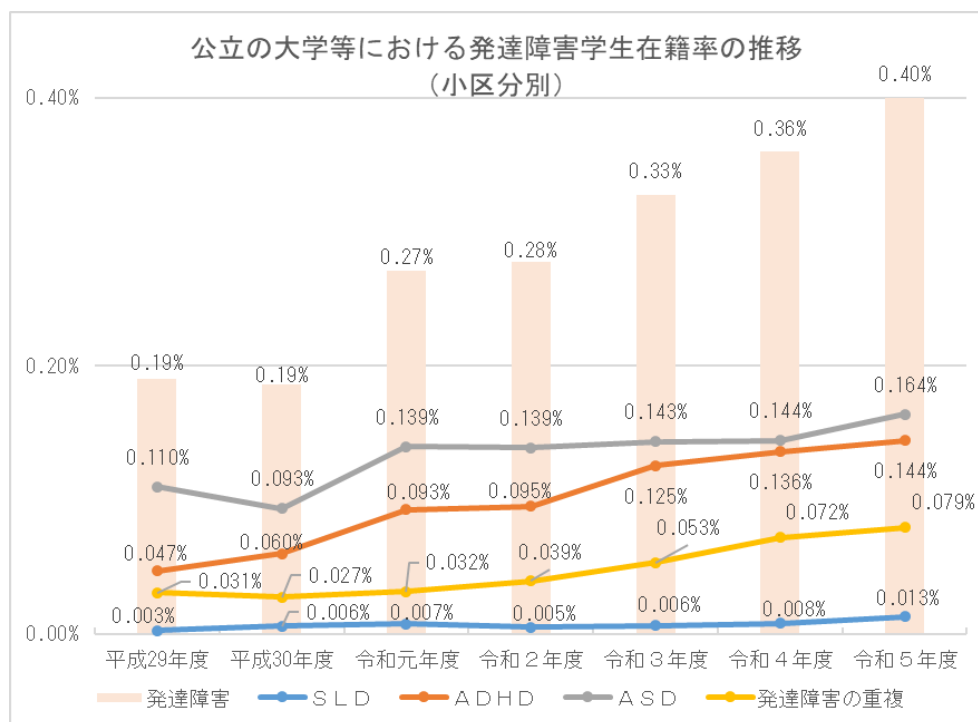
小区別では、ASD（ $\chi^2(2) = 226.15$, $p < .001$, Cramer's $V = .008$ ）とADHD（ $\chi^2(2) = 315.66$, $p < .001$, Cramer's $V = .010$ ）の在籍率は国立が最も高くなっているが（ASD：国立0.22%、公立0.16%、私立0.13%；ADHD：国立0.19%、公立0.14%、私立0.11%）、SLD（ $\chi^2(2) = 7.60$, $p < .001$, Cramer's $V = .002$ ）は国立が最も低い（国立0.007%、公立0.013%、私立0.010%）。

発達障害学生全体の国立の大学等における在籍率の高さは、第2章に示されているように、大学では専門部署があり障害学生在籍学校の割合が高いこと、発達障害学生在籍率の高い高等専門学校の多くが国立であることなどが関係していると思われる。一方、SLDでは国立の大学等の在籍率が低くなっている。その理由として、国立大学で大学入学共通テストを利用する受験者が多いことの影響も考えられる。

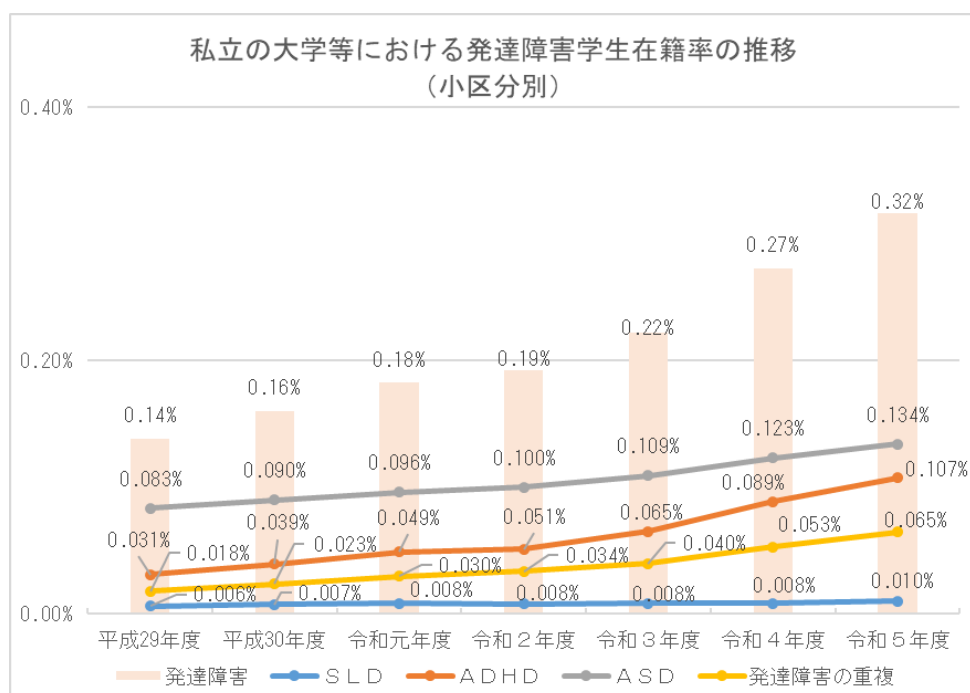
図表 8



図表 9



図表 10

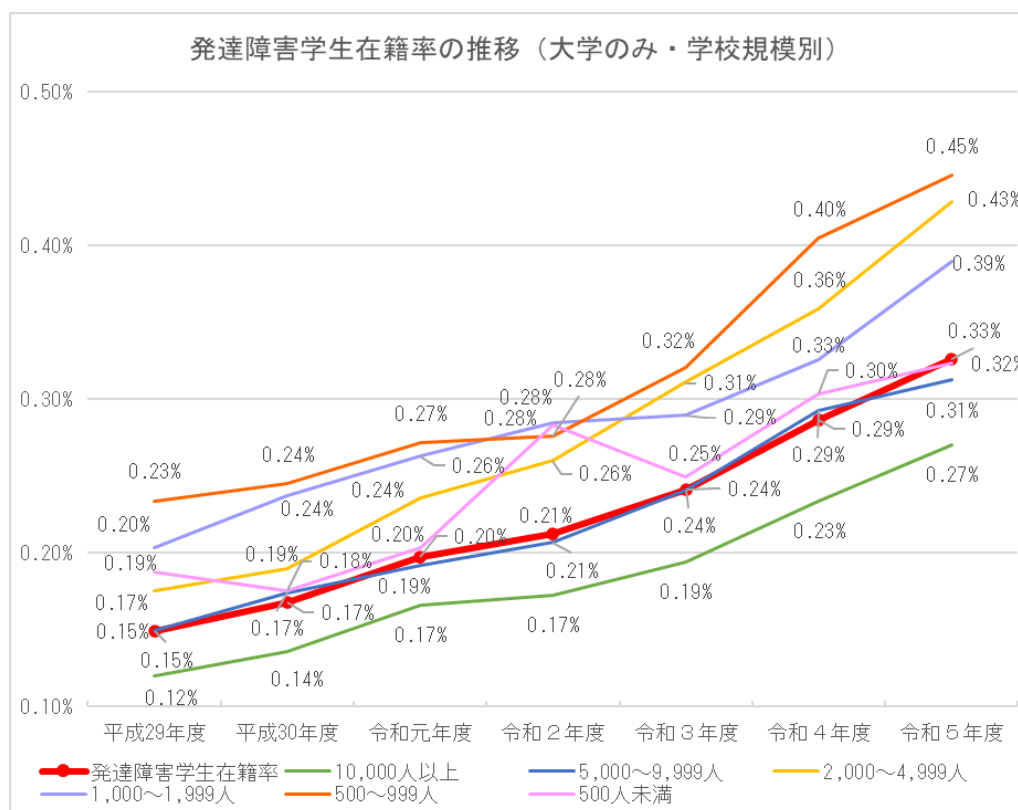


③ 大学における学校規模別の状況

短期大学と高等専門学校には規模の大きな学校がないため、大学のみで規模別に発達障害学生の在籍率の推移をまとめた。

平成29年度では、学生数5,000人未満の規模の大学（0.17～0.23％）で相対的に在籍率が高めであり、規模が大きい学生数10,000人以上（0.12％）では低めであった（ $\chi^2(5) = 202.64$, $p < .001$, Cramer's $V = .008$ ）（図表11）。令和5年度においても同様の傾向ではあったが、相対的に高めだったのは5,000人未満～500人以上の規模の大学（0.39～0.45％）で、低めだったのは5,000人以上の規模の大学（0.27～0.31％）であった（ $\chi^2(5) = 395.96$, $p < .001$, Cramer's $V = .011$ ）。規模が小さい大学では、個々の学生の様子を大学が把握しやすいことも理由の一つとして考えられる。

図表 11

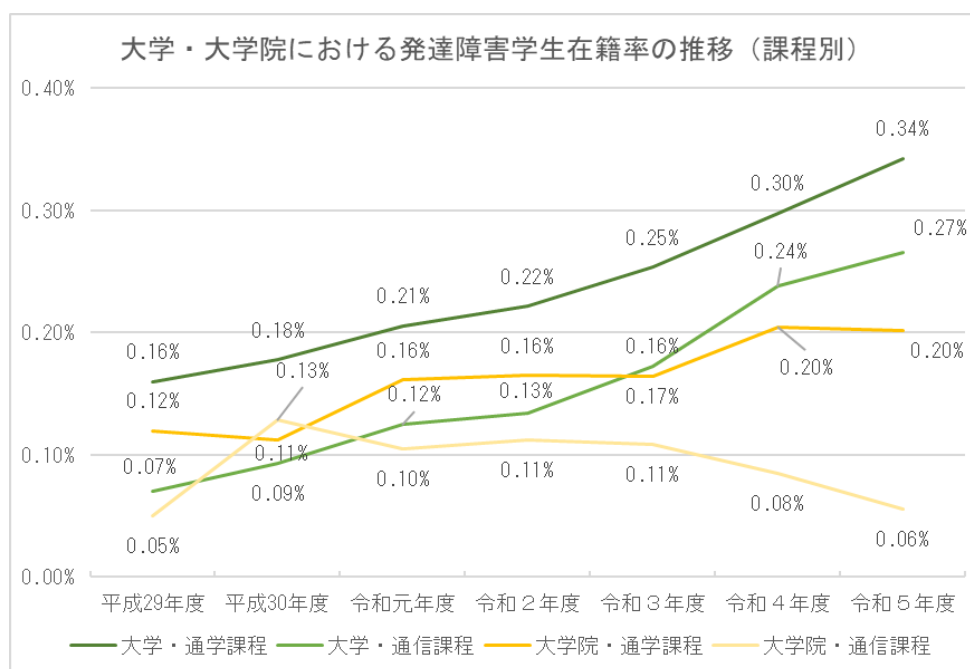


④ 大学及び大学院における課程別の状況

大学及び大学院における通学課程と通信課程で発達障害学生の在籍率の推移をまとめた。平成29年度では、最も在籍率が高いのは大学の通学課程（0.16％）で、大学の通信課程（0.07％）、大学院の通学課程（0.12％）、大学院の通信課程（0.05％）は相対的に在籍率がやや低めとなった（ $\chi^2(3) = 97.01$, $p < .001$, Cramer's $V = .006$ ）（図表12）。令和5年度も同様に、最も在籍率が高いのは大学の通学課程（0.34％）で、大学の通信課程（0.27％）、大学院の通学課程（0.20％）、大学院の通信課程（0.06％）は相対的にやや低めとなった（ $\chi^2(3) = 97.01$, $p < .001$, Cramer's $V = .006$ ）。

通信課程に在籍する学生の場合、主に自宅等で自分のペースで学修できるため、障害があっても大学に伝えていないケースもあると考えられる。

図表 12



⑤ 学科（専攻）別の状況

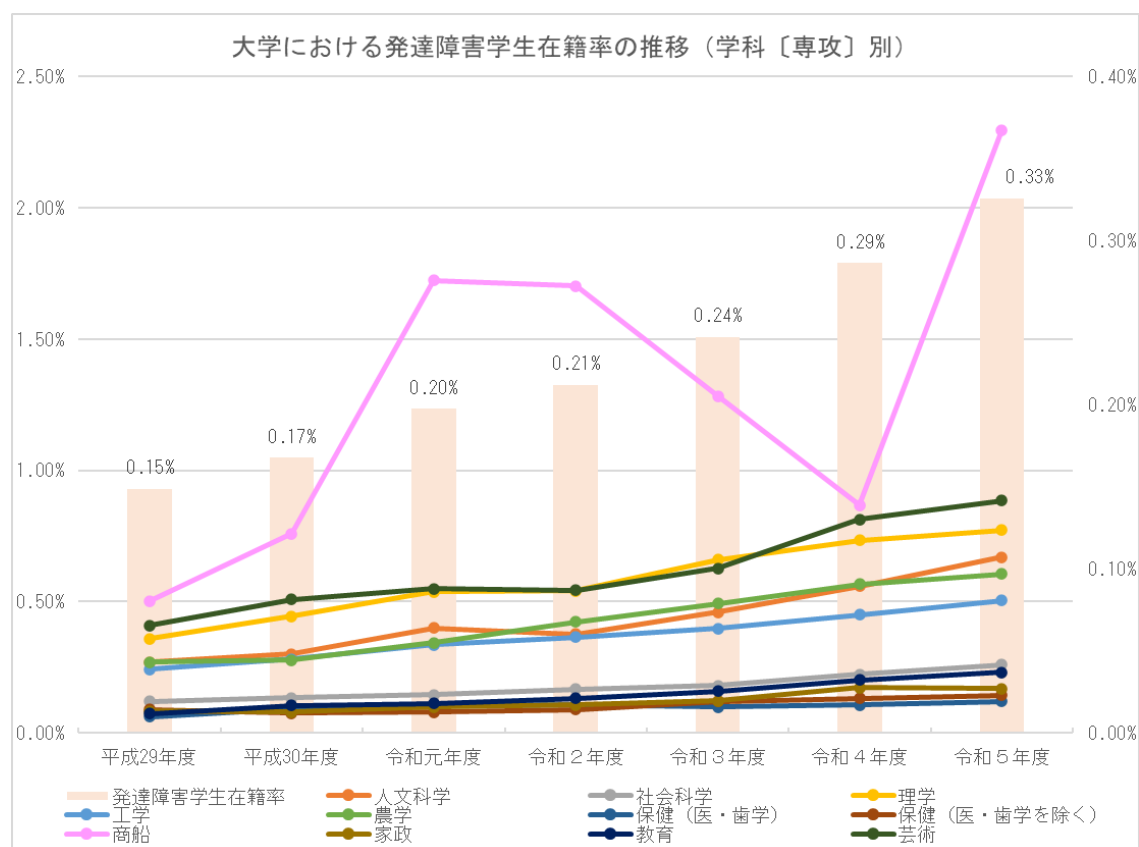
大学、短期大学において、学科（専攻）別の在籍率の推移をまとめた。高等専門学校は、学生の91%が工業系となっているために、分析の対象から外した。また、学科（専攻）別の在籍率の比較にあたり、平成29年度もしくは令和5年度のいずれかで、在籍学生数が1,000人を下回るものは分析から除外した。

大学では、商船を除いて比較した。平成29年度において全体の在籍率よりも高めだった学科（専攻）は、高い方から芸術（0.41%）、理学（0.36%）、農学（0.27%）、人文科学（0.27%）、工学（0.24%）であった。低めだった学科（専攻）は、低い方から保健（医・歯学）（0.06%）、教育（0.07%）、家政（0.08%）、保健（医・歯学を除く）（0.09%）、社会科学（0.12%）であった（ $\chi^2(10) = 1170.32$, $p < .001$, Cramer's $V = .021$ ）（図表13、図表14）。

令和5年度において全体の在籍率よりも高めだった学科（専攻）は、高い方から芸術（0.89%）、理学（0.77%）、人文科学（0.67%）、農学（0.60%）、工学（0.50%）であった。低めだった学科（専攻）は、低い方から保健（医・歯学）（0.12%）、保健（医・歯学を除く）（0.14%）、家政（0.17%）、教育（0.23%）、社会科学（0.26%）であった（ $\chi^2(10) = 2956.25$, $p < .001$, Cramer's $V = .034$ ）。

平成29年度と令和5年度では順位に若干の変動があるが、全体としては対人的な専門職を養成する学科（専攻）の在籍率が低めになっている。

図表 13



図表 14 大学における発達障害学生在籍率の推移（学科〔専攻〕別）

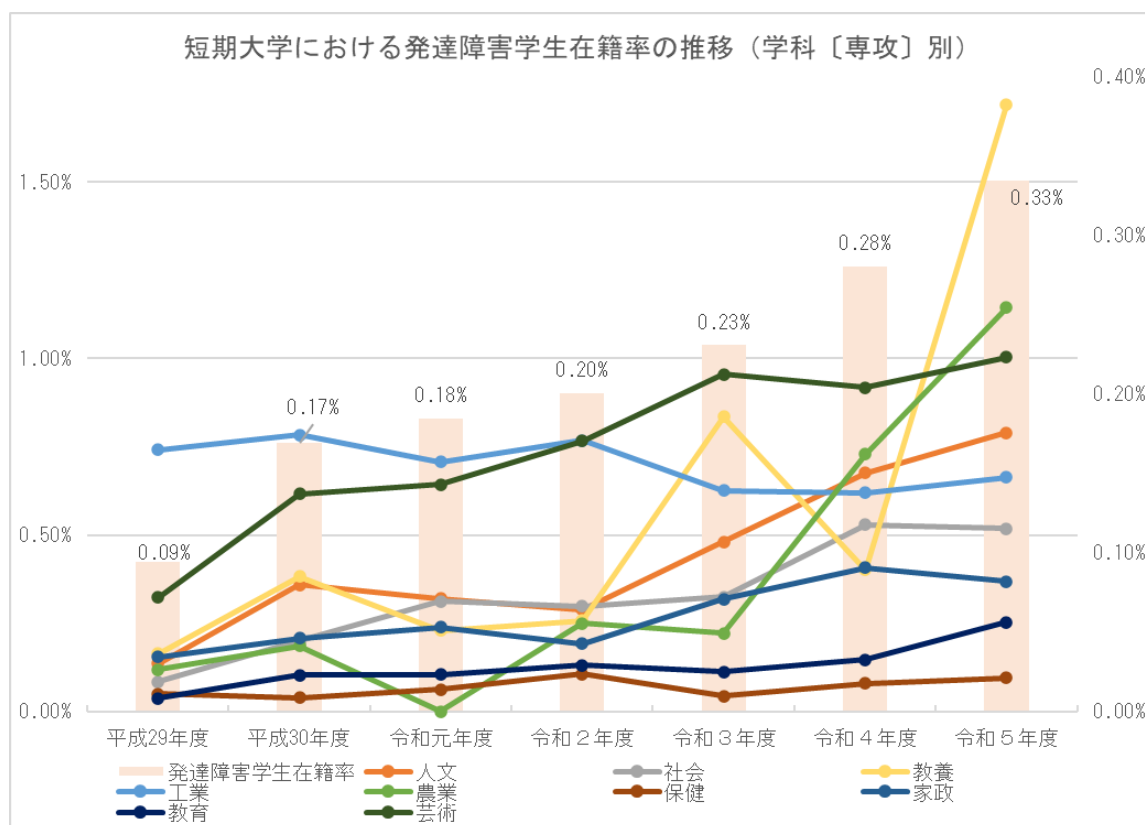
学科〔専攻〕	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
発達障害学生在籍率	0.15%	0.17%	0.20%	0.21%	0.24%	0.29%	0.33%
人文科学	0.27%	0.30%	0.40%	0.38%	0.46%	0.56%	0.67%
社会科学	0.12%	0.13%	0.14%	0.17%	0.18%	0.22%	0.26%
理学	0.36%	0.44%	0.54%	0.54%	0.66%	0.73%	0.77%
工学	0.24%	0.28%	0.34%	0.37%	0.40%	0.45%	0.50%
農学	0.27%	0.28%	0.34%	0.42%	0.49%	0.57%	0.60%
保健（医・歯学）	0.06%	0.09%	0.11%	0.11%	0.10%	0.11%	0.12%
保健 （医・歯学を除く）	0.09%	0.08%	0.08%	0.09%	0.12%	0.13%	0.14%
商船	0.50%	0.76%	1.72%	1.70%	1.28%	0.87%	2.30%
家政	0.08%	0.08%	0.10%	0.11%	0.12%	0.17%	0.17%
教育	0.07%	0.10%	0.11%	0.13%	0.16%	0.20%	0.23%
芸術	0.41%	0.51%	0.55%	0.54%	0.63%	0.81%	0.89%

短期大学では、教養と農業を除いて比較した。平成 29 年度において全体の在籍率よりも高めだった学科（専攻）は、高い方から工業（0.74%）、芸術（0.32%）、

家政（0.15％）であった。低めだった学科（専攻）は、低い方から教育（0.04％）、保健（0.05％）であった（ $\chi^2(7) = 151.78$, $p < .001$, Cramer's $V = .036$ ）（図表 15、図表 16）。令和 5 年度において全体の在籍率よりも高めだった学科（専攻）は、高い方から芸術（1.00％）、人文（0.79％）であった。低めだった学科（専攻）は、低い方から保健（0.10％）、教育（0.25％）であった（ $\chi^2(7) = 107.19$, $p < .001$, Cramer's $V = .036$ ）。全体的に増加している中で、短期大学の工業系のみ在籍率が減少していた。

短期大学は大学に比べると学生数が少なめで、この期間に募集停止とした、又は四年制大学に改組したところがあり、短期大学に在籍する学生数自体の変動も大きい（平成 29 年度の 14 万人台から令和 5 年度には 10 万人台に減少）。そのため、在籍率の変化についても慎重な検討が必要である。

図表 15



図表 16 短期大学における発達障害学生在籍率の推移（学科〔専攻〕別）

学科（専攻）	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
発達障害学生在籍率	0.09%	0.17%	0.18%	0.20%	0.23%	0.28%	0.33%
人文	0.14%	0.36%	0.32%	0.29%	0.48%	0.68%	0.79%
社会	0.08%	0.20%	0.31%	0.30%	0.32%	0.53%	0.52%
教養	0.16%	0.38%	0.23%	0.26%	0.83%	0.40%	1.72%
工業	0.74%	0.78%	0.71%	0.77%	0.63%	0.62%	0.66%
農業	0.12%	0.19%	0.00%	0.25%	0.22%	0.73%	1.15%
保健	0.05%	0.04%	0.06%	0.11%	0.04%	0.08%	0.10%
家政	0.15%	0.21%	0.24%	0.19%	0.32%	0.41%	0.37%
教育	0.04%	0.10%	0.11%	0.13%	0.11%	0.15%	0.25%
芸術	0.32%	0.62%	0.64%	0.77%	0.95%	0.92%	1.00%

2. 発達障害と精神障害の重複（主たる障害が発達障害）

令和5年度において、主たる障害が発達障害で精神障害を重複している学生の数（SLDと発達障害の重複は人数が少なかったため統合した。）を表にまとめた（図表17）。

発達障害の小区別に重複している精神障害の割合をみると、統計的に有意な差があった（ $\chi^2(8) = 42.21$, $p < .001$, Cramer's $V = .13$ ）。残差分析の結果、ADHDでは気分障害の割合が高く、ASDでは統合失調症等と神経症性障害等の割合が高かった。SLD・発達障害の重複では摂食障害・睡眠障害等の割合が高めだった。ただし、発達障害の重複については、その内訳が不明で、SLDも併せて分析していることから詳しい検討は控える。

ADHDとASDに関しては、研究報告にみられる傾向とおおむね一致した結果であった。統合失調症との重複はASDで多いことが示されている²⁾。

気分障害、不安障害（本調査では神経症性障害等に含まれる）は、ASDでもADHDでも重複することが多い。ASDでは強迫性障害（本調査では神経症性障害等に含まれる）の多さが特徴的で、ADHDでは物質関連症が多いとされる³⁾。また、自己報告であるが、国内の調査でASDとADHDの比較で、強迫症はASDで多く、うつ病、不眠障害、双極性障害、依存症はADHDが多かったとの報告もある⁴⁾。

図表 17

令和 5 年度の主たる障害が発達障害で精神障害を重複している学生数（小区分別）

(人)	統合失調症等	気分障害	神経症性障害等	摂食障害・睡眠障害等	他の精神障害
SLD・ 発達障害の重複	4	85	89	23	82
ADHD	3	184	135	21	116
ASD	18	133	209	25	156

- ²⁾ Zheng, Z., et al. (2018). "Association Between Schizophrenia and Autism Spectrum Disorder: A Systematic Review and Meta-Analysis." *Autism Research*, 11(10), 1339-1350.
- ³⁾ Solberg, B. S., Zayats, T., Posserud, M. B., Halmøy, A., Engeland, A., Haavik, J., & Klungsøyr, K. (2019). Patterns of Psychiatric Comorbidity and Genetic Correlations Provide New Insights Into Differences Between Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder and Autism Spectrum Disorder. *Biological psychiatry*, 86(8), 587-598.
- ⁴⁾ 厚生労働省（2021）．『成人の発達障害に合併する精神及び身体症状・疾患に関する研究（厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業 令和 2 年度 総括研究報告書）』 <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/192131> より 2025 年 10 月 24 日取得．

3. 発達障害学生への授業支援

（1）大学において令和 5 年度に実施率の高い授業支援

発達障害の小区分別にどのような授業支援が行われているかを比較する。学校種は大学のみとして、発達障害の各小区分の学生に対し何らかの授業支援を実施した学校数を分母として、支援内容ごとの実施率を示した。10%を超えるものだけを高い順に表にまとめた（図表 18）。

いずれの小区分でも、「配慮依頼文書の配付」が最も多かった点は共通しているが、二位以下はカテゴリーごとに特徴が出ている。SLDでは、録音許可や板書撮影許可を含む「講義に関する配慮」が二番目に多く、「解答方法配慮」や「試験時間延長・別室受験」といった、試験に関する配慮も 30%を超える大学が提供していた。ADHDとASDは配慮内容が似ていた。30%以上の実施率がある項目として、「授業内容の代替、提出期限延長等」「出席に関する配慮」「講義に関する配慮」「注意事

項等文書伝達」「学習指導」「履修支援」が共通していた。A S Dでは、「教室内座席配慮」が41.1%の大学で提供されているという点で、A D H D（26.6%）と異なっていた。A S Dのある学生に対しては、S L DやA D H Dに比べ「実技・実習配慮」「学外実習・フィールドワーク配慮」を提供している大学の割合が高いのも特徴的である。

図表 18 令和5年度における発達障害学生に対する実施率の高い授業支援（大学）

S L D		A D H D	
配慮依頼文書の配付	78.6%	配慮依頼文書の配付	80.6%
講義に関する配慮	44.4%	授業内容の代替、提出期限延長等	60.9%
解答方法配慮	38.1%	出席に関する配慮	55.2%
授業内容の代替、提出期限延長等	33.3%	講義に関する配慮	40.3%
試験時間延長・別室受験	31.7%	注意事項文書伝達	34.1%
パソコンの持込使用許可	31.0%	学習指導	30.9%
教材の拡大	15.9%	履修支援	30.0%
学習指導	15.9%	教室内座席配慮	26.6%
注意事項等文書伝達	15.1%	試験時間延長・別室受験	17.7%
教材のテキストデータ化	11.1%	実技・実習配慮	11.0%
出席に関する配慮	11.1%		
A S D		発達障害の重複	
配慮依頼文書の配付	79.6%	配慮依頼文書の配付	84.4%
出席に関する配慮	56.2%	授業内容の代替、提出期限延長等	58.4%
授業内容の代替、提出期限延長等	55.6%	講義に関する配慮	51.6%
講義に関する配慮	48.9%	出席に関する配慮	51.6%
教室内座席配慮	41.1%	注意事項等文書伝達	39.7%
注意事項等文書伝達	36.9%	教室内座席配慮	35.9%
学習指導	32.7%	学習指導	30.6%
履修支援	31.6%	試験時間延長・別室受験	30.0%
試験時間延長・別室受験	25.6%	履修支援	29.1%
実技・実習配慮	22.4%	パソコンの持込使用許可	22.2%
学外実習・フィールドワーク配慮	13.6%	解答方法配慮	19.4%
解答方法配慮	12.4%	実技・実習配慮	13.1%
パソコンの持込使用許可	10.0%		

（2）学校規模別の授業支援の実施率の推移

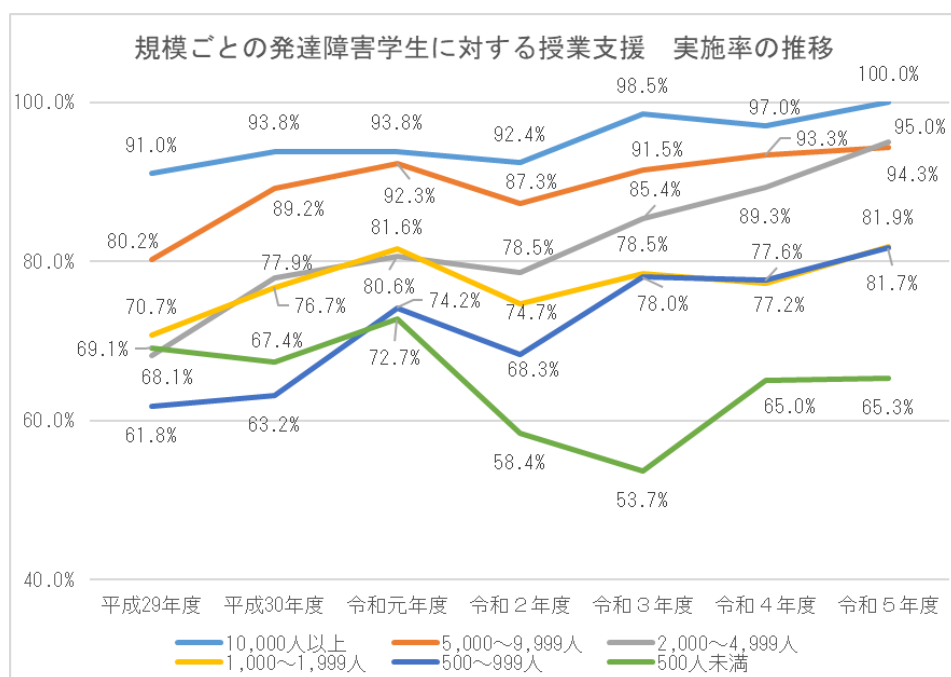
学校規模別の発達障害学生に対する授業支援の実施率について、平成29年度から令和5年度にかけてどのように推移したかまとめた（図表19）。

この分析では、短期大学、高等専門学校も含まれており、学生数2,000人以上の学校では短期大学が4校のみで他は全て大学（大学院大学を含む。）であるのに対し、1,000～1,999人では大学194校、短期大学5校、高等専門学校30校、500～999人で

は大学 133 校、短期大学 35 校、高等専門学校 26 校、499 人以下では大学 134 校、短期大学 254 校、高等専門学校 2 校と、学校種別の構成比が学校規模で異なることに留意する必要がある。

障害学生が在籍している学校において何らかの授業支援を実施している学校の数、この 7 年間でおおむね増加傾向にある。10,000 人以上の大規模校では令和 5 年度に 100% に達した。それに次ぐ 2,000 人以上 10,000 人未満の中規模校では、70～80% 程度の実施率から、90% 半ばまで上昇している。500 人以上 2,000 人未満の学校は 60～70% 程度から 80% 前半まで上昇している。一方、500 人未満の小規模校では、60% 台から 50% 台半ばの範囲で上下しており、上昇傾向がみられない。500 人未満の小規模校には短期大学が多く、また短期大学から四年制に改組した大学や、特徴的な専門領域に特化した学校、大学院大学も含まれている。少人数で学生支援の専任の担当者を配置することが難しいことも理由の一つとして挙げられる。例えば、専門部署・機関を設置しているのは大学 31.9% に対して短期大学は 22.8%、専任の担当者を配置しているのは大学 28.7% に対して短期大学は 18.8% である。

図表 19



4. 発達障害学生への授業以外の支援

(1) 大学において令和 5 年度に実施率の高い授業以外の支援

発達障害の小区別に、授業以外の支援の実施状況について比較する。学校種は大学のみとして、授業以外の支援の内容について、発達障害の各小区分の学生に対し何らかの授業以外の支援を実施した学校数を分母として、支援内容ごとの実施率を示した。10%を超えるものだけを高い順に表にまとめた（図表 20）。

いずれの小区分でも、最も多いものは「専門家によるカウンセリング」であった。ただ、その割合をみると、SLDのみ40%台で、他の小区分は70%台の実施率だった。

SLDでは30%台のものがなかったが、「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」、「キャリア教育」、「障害学生向け求人情報の提供」など就職関係の支援であった。「自己管理指導」、「対人関係配慮」、「個別支援情報の収集」、「居場所の確保」といった読み書きと直接関係ない支援も比較的多くの大学で提供されていた。

ADHDとASDともに、二番目に実施率が高かった支援は「自己管理指導」で、三番目は「就職支援情報の提供、支援機関の紹介」、四番目は「対人関係配慮」である。これらはそれぞれの障害の特性と関係した支援であり、実施率に差がみられる。「自己管理指導」はADHDでは5割を超えているが、ASDでは45.0%である。「対人関係配慮」は、ADHDでは23.6%であるのに対し、ASDでは34.7%となっている。「医療機関との連携」「居場所の確保」もADHD、ASDともに多くの大学で実施されている。順位に多少の変化はあるが、ADHDのある学生とASDのある学生で、実施される授業以外の支援に大きな違いはないとも言える。

図表 20

令和5年度における発達障害学生に対する実施率の高い授業以外の支援（大学）

SLD		ADHD	
専門家によるカウンセリング	47.5%	専門家によるカウンセリング	71.2%
自己管理指導	23.7%	自己管理指導	52.4%
就職支援情報の提供、支援機関の紹介	23.7%	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	27.9%
キャリア教育	22.0%	対人関係配慮	23.6%
障害学生向け求人情報の提供	22.0%	医療機関との連携	22.4%
就職先の開拓、就職活動支援	22.0%	キャリア教育	21.2%
対人関連配慮	15.3%	就職先の開拓、就職活動支援	20.9%
個別支援情報の収集	13.6%	居場所の確保	19.1%
インターンシップ先の開拓	11.9%	障害学生向け求人情報の提供	17.3%
居場所の提供	10.2%	情報取得支援	14.5%
情報取得支援	10.2%	日常生活支援	13.0%
		休憩室・治療室の確保等	12.7%
ASD		発達障害の重複	
専門家によるカウンセリング	75.6%	専門家によるカウンセリング	70.2%
自己管理指導	45.0%	自己管理指導	50.0%
就職支援情報の提供、支援機関の紹介	39.3%	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	39.3%
対人関係配慮	34.7%	対人関係配慮	35.5%
キャリア教育	29.8%	キャリア教育	30.6%
就職先の開拓、就職活動支援	28.7%	障害学生向け求人情報の提供	29.8%
居場所の確保	26.6%	就職先の開拓、就職活動支援	26.9%

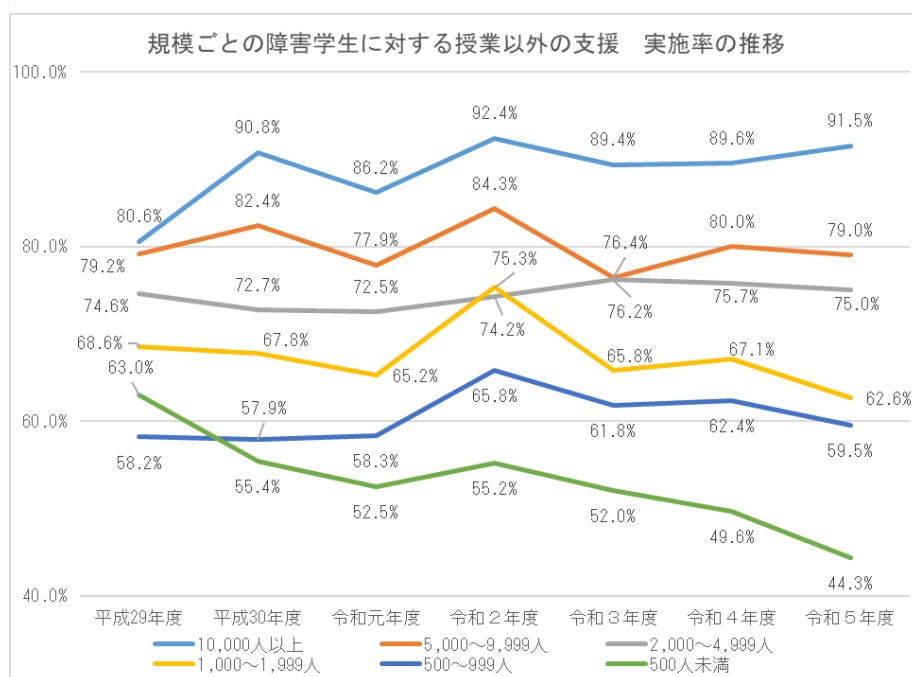
医療機関との連携	25.2%	医療機関との連携	25.6%
障害学生向け求人情報の提供	24.4%	情報取得支援	21.5%
情報取得支援	21.2%	居場所の確保	20.2%
休憩室・治療室の確保等	16.3%	休憩室・治療室の確保等	14.9%
個別支援情報の収集	14.3%	日常生活支援	14.0%
インターンシップ先の開拓	12.6%	個別支援情報の収集	12.0%
日常生活支援	12.0%		

(2) 学校規模別の授業以外の支援の実施率の推移

学校規模別の発達障害学生に対する授業以外の支援の実施率について、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、どのように推移したかまとめた（図表 21）。

授業支援と同様に、規模が大きくなるほど実施率が高い傾向にあることがみてとれる。しかし、令和 5 年度では、10,000 人以上の大規模校でも 91.5%、2,000 人以上 10,000 人未満の中規模校では 70% 台、500 人以上 2,000 人未満の学校では 60% 前後となっている。大規模校ではこの期間に 10% 程度増加しているものの、それ以外は横ばいとなっている。500 人未満の学校では、この間に減少傾向がみられ、63.0% から 44.3% まで低下している。小規模校では教員と学生の距離が近く、専門的な支援を提供していなくても、学生の個々の状況に応じたきめ細やかな教育的対応がなされている可能性はある。小規模校における障害学生の支援の状況については、より詳しい状況の把握とともに、リソースが限られた中でどのように学生の学びを保証するか、検討が必要である。

図表 21



第7章 精神障害のある学生に関する現状と課題

丸田 伯子

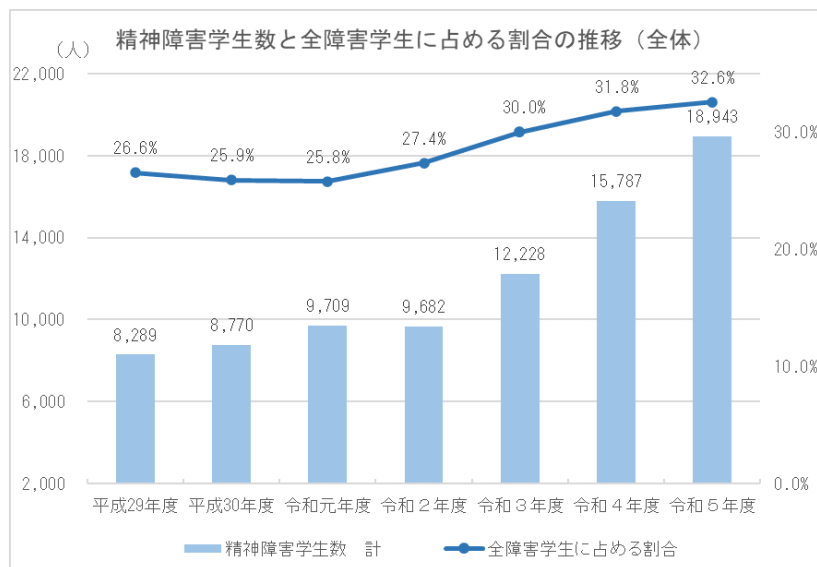
1. 精神障害のある学生の推移

(1) 全体の推移

「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（以下「本調査」という。）において、精神障害学生数は平成29年度に8,289人であった。令和元年度から令和2年度にかけて微減したが令和3年度から増加を続け、令和5年度に18,943人に達した。平成29年度と比較すると2.29倍に増加している（図表1）。

大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）における全障害学生に占める精神障害学生の割合は、平成29年度に26.6%であったが令和5年度は32.6%と6ポイント増加した。

図表1

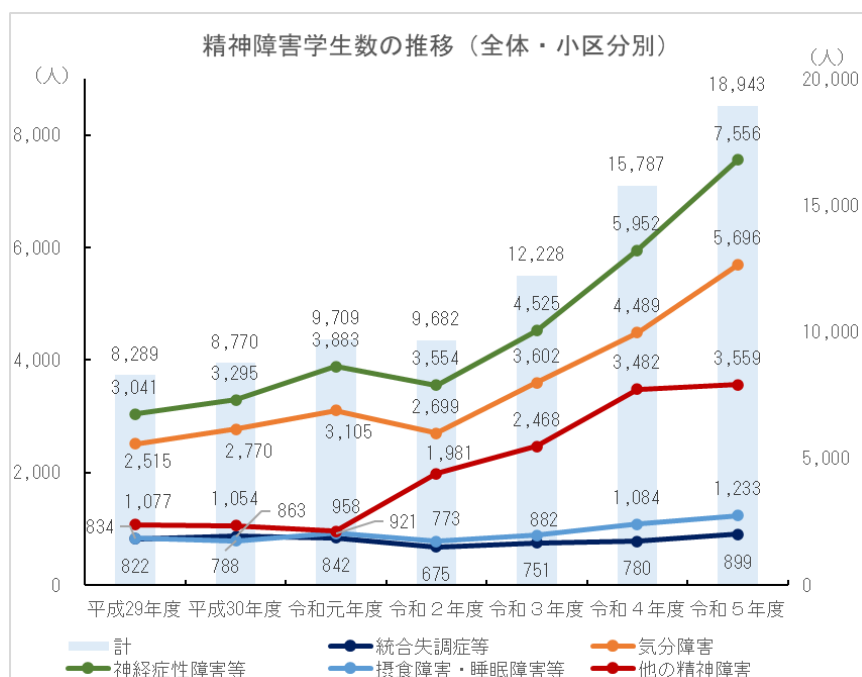


① 小区別の状況

本調査における精神障害の小区分は「統合失調症等」、「気分障害」、「神経症性障害等」、「摂食障害・睡眠障害等」、「他の精神障害」となっている。

小区別にみた学生数の推移を平成29年度と令和5年度で比較すると、統合失調症等は822名から899名（1.09倍）、気分障害は2,515名から5,696名（2.26倍）、神経症性障害等は3,041名から7,556名（2.48倍）、摂食障害・睡眠障害等は834名から1,233名（1.48倍）、他の精神障害は1,077名から3,559名（3.30倍）と程度の差はあるがいずれの障害区分においても増加した（図表2）。

図表 2



② 小区別の構成比

平成 29 年度と令和 5 年度について精神障害学生数に占める小区別の割合の推移を比較した。

統合失調症等の割合は 9.9%から 4.7%へ 5.2 ポイント低下し、気分障害は 30.3%から 30.1%とほぼ変わっていない（図表 3）。神経症性障害等は 36.7%から 39.9%へと 3.2 ポイント増加した。摂食障害・睡眠障害等は 10.1%から 6.5%へと 3.6 ポイント低下した。他の精神障害は 13.0%から 18.8%へと 5.8 ポイント増加した。

図表 3 平成 29 年度と令和 5 年度における精神障害学生数に占める小区別の割合

(人)	平成 29 年度		令和 5 年度	
	小区別の学生数	精神障害学生数に占める割合	小区別の学生数	精神障害学生数に占める割合
統合失調症等	822	9.9%	899	4.7%
気分障害	2,515	30.3%	5,696	30.1%
神経症性障害等	3,041	36.7%	7,556	39.9%
摂食障害・睡眠障害等	834	10.1%	1,233	6.5%
他の精神障害	1,077	13.0%	3,559	18.8%
精神障害学生数 計	8,289		18,943	

精神障害学生数が増加を続ける中で小区別に動向を確認したところ、神経症性障害等が際立って増加する一方、気分障害は高水準のまま推移した。摂食障害・睡

眠障害等と統合失調症等は比較的低い水準から微増にとどまった。他の精神障害は、平成 29 年度時点から神経症性障害等と気分障害に次いで三番目に多い区分にとどまりつつ増加傾向を示した。

ちなみに、厚生労働省が実施する一般人口を対象とした「患者調査¹⁾」においても精神疾患は増加している。同調査によれば、精神疾患に罹患した患者総数は平成 29 年度に 419.3 万人、令和 5 年度に 603.3 万人となり 1.44 倍となった。年齢階級別では、高等教育機関に在籍する年代を含む 0 歳～24 歳の階級において平成 29 年度の 38.5 万人から令和 5 年度 83.7 万人と調査期間内に 2.17 倍となった。本調査で高等教育機関における精神障害学生の在籍数が平成 29 年度から令和 5 年度までに 2.29 倍となったことは患者調査の結果と同様の傾向を示している。

なお、精神障害学生の増加に伴い、支援を受ける精神障害学生も相当程度増加したことから、平成 28 年 4 月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されたことで、大学等における支援体制が整備され、精神障害学生の修学継続の可能性を高めたことが影響していると考えられる。

¹⁾ 患者調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/23/dl/kanjya.pdf>

（２）精神障害学生在籍率の推移

① 小区別の状況

精神障害学生の在籍率は、平成 29 年度の 0.26%から令和 5 年度の 0.58%へと増加した（図表 4）。

小区別で平成 29 年度から令和 5 年度への推移をみると、神経症性障害等は 0.10%から 0.23%へ、気分障害は 0.08%から 0.18%へと増加している（図表 5）。摂食障害・睡眠障害等は 0.03%から 0.04%へと微増にとどまる。統合失調症等については平成 29 年度から令和元年度まで 0.03%であったのが令和 2 年度から令和 4 年度まで 0.02%となり、令和 5 年度に 0.03%となった。他の精神障害等は、0.03%から 0.11%と増加している。

図表 4 精神障害学生在籍率の推移

(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全学生数	3,198,451	3,212,010	3,214,814	3,228,488	3,233,301	3,246,852	3,247,212
精神障害学生数	8,289	8,770	9,709	9,682	12,228	15,787	18,943
在籍率	0.26%	0.27%	0.30%	0.30%	0.38%	0.49%	0.58%

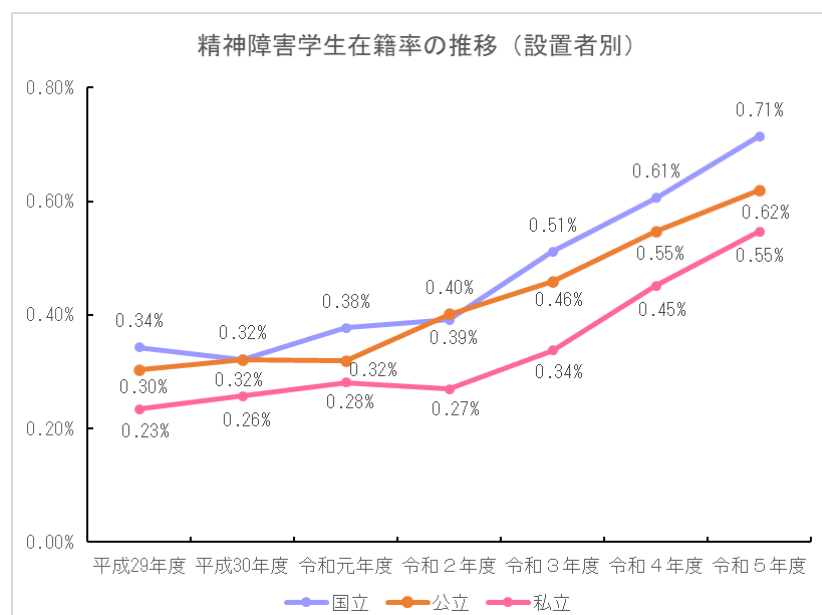
図表 5 精神障害学生在籍率の推移（小区分別）

(人)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
統合失調症等	学生数	822	863	842	675	751	780	899
	在籍率	0.03%	0.03%	0.03%	0.02%	0.02%	0.02%	0.03%
気分障害	学生数	2,515	2,770	3,105	2,699	3,602	4,489	5,696
	在籍率	0.08%	0.09%	0.10%	0.08%	0.11%	0.14%	0.18%
神経症性障害 等	学生数	3,041	3,295	3,883	3,554	4,525	5,952	7,556
	在籍率	0.10%	0.10%	0.12%	0.11%	0.14%	0.18%	0.23%
摂食障害・ 睡眠障害等	学生数	834	788	921	773	882	1,084	1,233
	在籍率	0.03%	0.02%	0.03%	0.02%	0.03%	0.03%	0.04%
他の精神障害	学生数	1,077	1,054	958	1,981	2,468	3,482	3,559
	在籍率	0.03%	0.03%	0.03%	0.06%	0.08%	0.11%	0.11%

② 設置者別の状況

平成 29 年度から令和 5 年度への設置者別の推移を見ると、国立は 0.34%から 0.71%へ、公立は 0.30%から 0.62%へ、私立は 0.23%から 0.55%へといずれも 0.3 ポイント以上増加して 2 倍以上となった。在籍率の高さは、国立、公立、私立の順となっている（図表 6）。

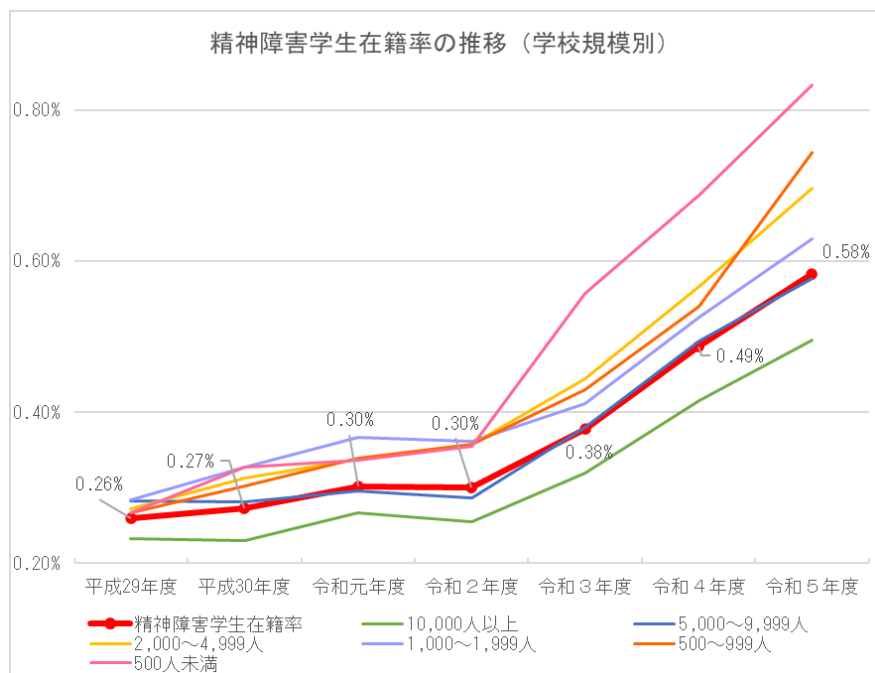
図表 6



③ 学校規模別の状況

在籍率を学校規模別にみると、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、全ての規模において増加傾向が認められる（図表 7、図表 8）。規模 500 人未満の在籍率が最も増加が大きく、0.27%から 0.83%へと 0.56 ポイント増加している。

図表 7



図表 8 学校規模別の精神障害学生在籍率

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体	0.26%	0.27%	0.30%	0.30%	0.38%	0.49%	0.58%
10,000人以上	0.23%	0.23%	0.27%	0.26%	0.32%	0.42%	0.50%
5,000～9,999人	0.28%	0.28%	0.30%	0.29%	0.38%	0.49%	0.58%
2,000～4,999人	0.27%	0.31%	0.34%	0.36%	0.44%	0.57%	0.70%
1,000～1,999人	0.28%	0.33%	0.37%	0.36%	0.41%	0.53%	0.63%
500～999人	0.27%	0.30%	0.34%	0.36%	0.43%	0.54%	0.74%
500人未満	0.27%	0.33%	0.34%	0.35%	0.56%	0.69%	0.83%

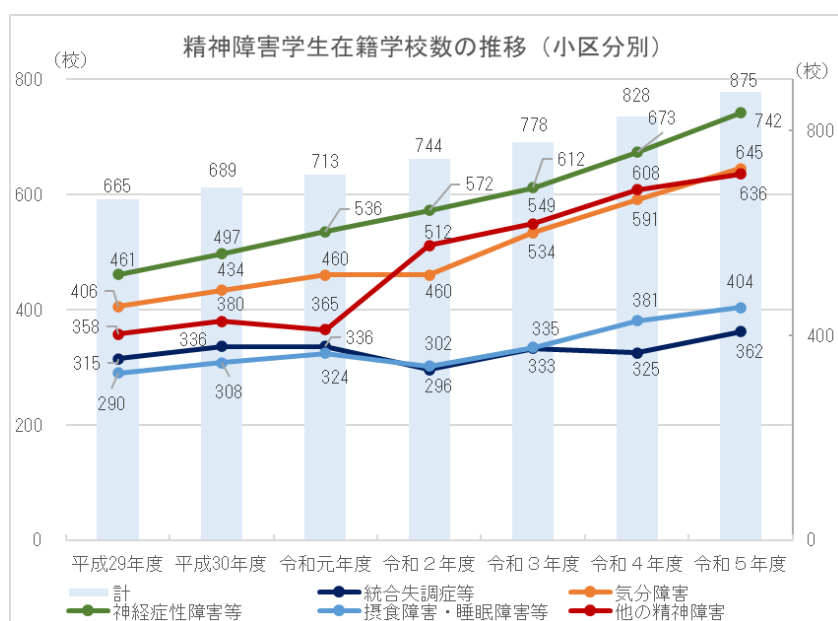
（3）精神障害学生在籍学校数の推移

① 小区分別の状況

平成29年度と令和5年度を比較すると、精神障害学生が在籍する学校数は665校から875校（1.32倍）へと増加している（図表9）。

平成29年度と令和5年度について小区分別に比較すると、神経症性障害等が461校から742校（1.60倍）、気分障害は406校から645校（1.59倍）、統合失調症等は315校から362校（1.15倍）、摂食障害・睡眠障害等は290校から404校（1.39倍）、他の精神障害は358校から636校（1.78倍）と推移した。なかでも神経症性障害等、気分障害、他の精神障害で増加が著しい。

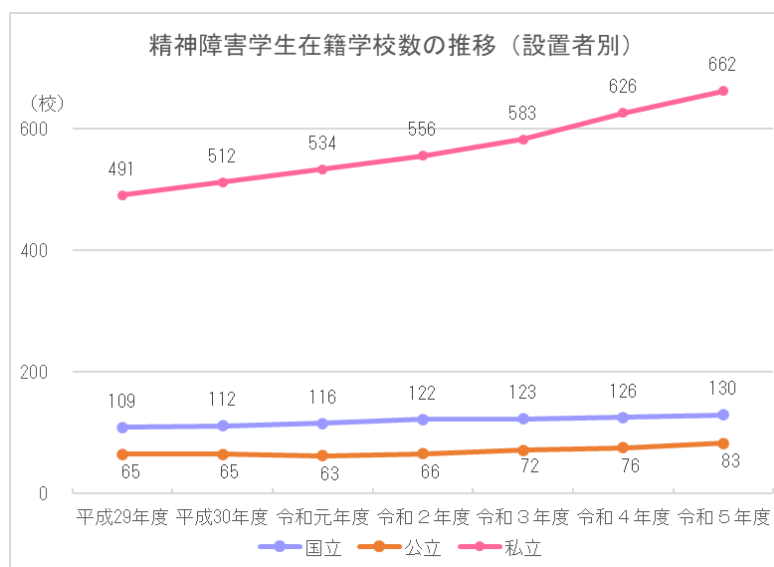
図表 9



② 設置者別の状況

平成 29 年度と令和 5 年度を設置者別に比較すると、国立が 109 校から 130 校（1.19 倍）、公立が 65 校から 83 校（1.28 倍）、私立が 491 校から 662 校（1.35 倍）と推移している（図表 10）。とりわけ私立で増加が目立っている。

図表 10

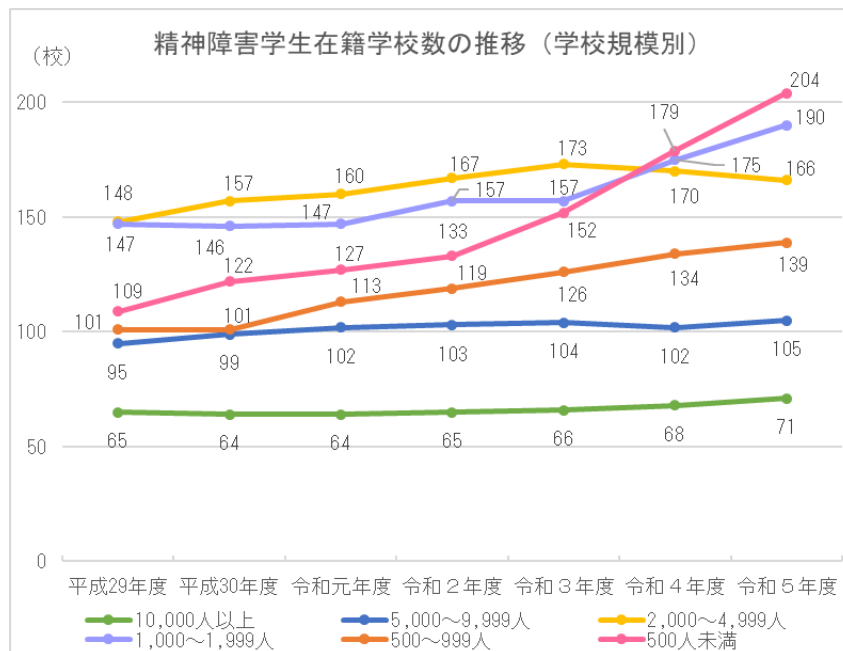


③ 学校規模別の状況

平成 29 年度と令和 5 年度を学校規模別で比較した。学生数 500 人未満は 109 校から 204 校（1.87 倍）、500～999 人は 101 校から 139 校（1.38 倍）、1,000 人～1,999 人では 147 校から 190 校（1.29 倍）、2,000～4,999 人は 148 校から 166 校（1.12

倍)、5,000～9,999人では95校から105校(1.11倍)、10,000人以上では65校から71校(1.09倍)と推移し、総じて規模の小さい学校ほど精神障害学生の在籍が増加している(図表11)。

図表 11

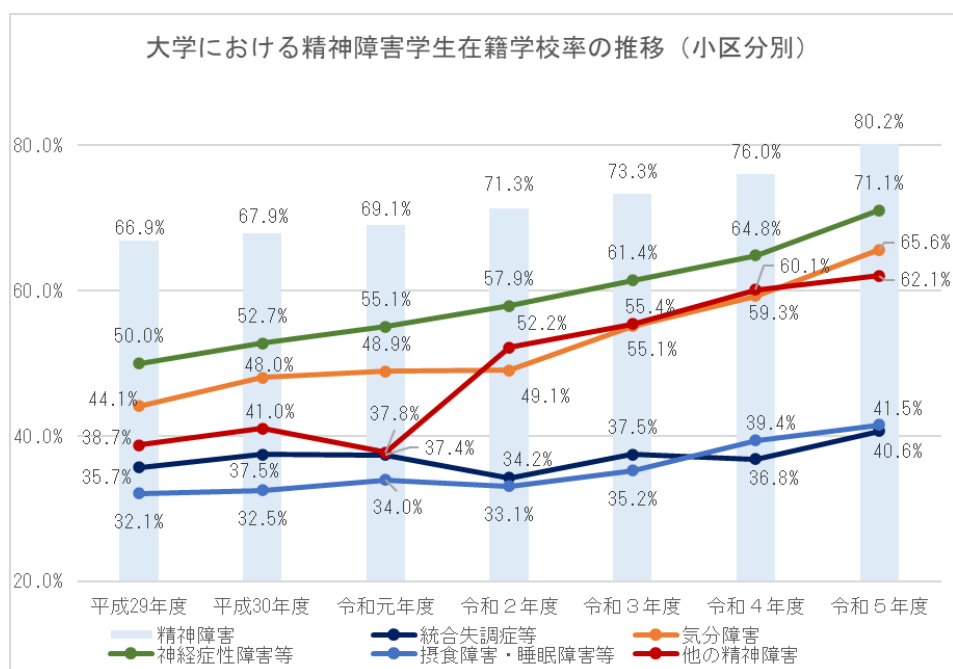


(4) 大学における精神障害学生在籍学校率の推移

平成29年度と令和5年度を比較すると、大学における精神障害学生の在籍学校率は66.9%から80.2%へ13.3ポイントの増加で推移している(図表12)。

小区分別の在籍学校率をみるといずれの区分も増加している。気分障害44.1%から65.6%、神経症性障害等が50.0%から71.1%、摂食障害・睡眠障害等は32.1%から41.5%、統合失調症等は35.7%から40.6%、他の精神障害は38.8%から62.1%といずれも増加している。増加の程度は他の精神障害が最大であり、次に気分障害、神経症性障害等が続く。摂食障害・睡眠障害等と統合失調症等は増加の程度が比較的小さい。

図表 12

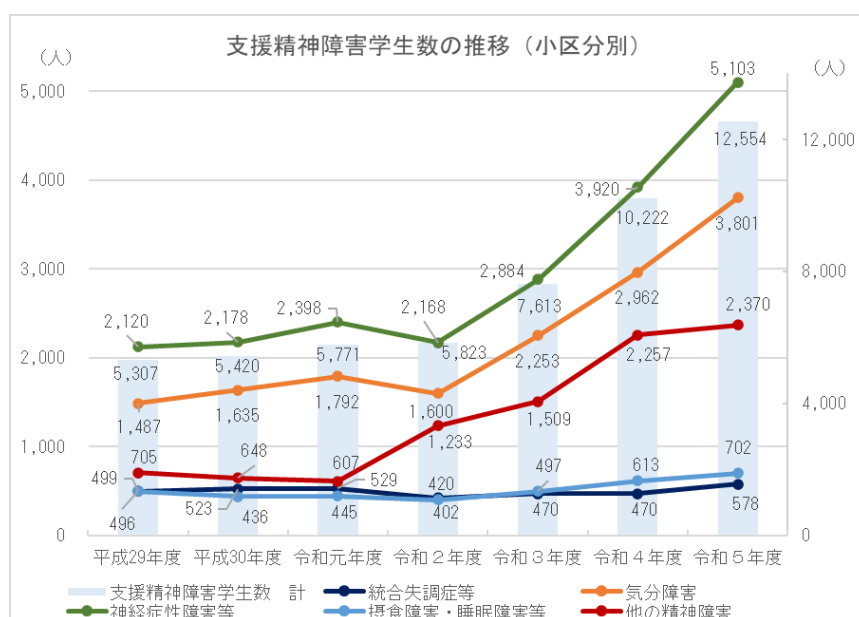


（５）支援精神障害学生数の推移

① 小区別の状況

支援障害学生数について平成29年度から令和5年度までの推移をみると、5,307人から12,554人へと2.37倍に増加している（図表13）。小区別では、統合失調症等（1.16倍）、気分障害（2.56倍）、神経症性障害等（2.41倍）、摂食障害・睡眠障害等（1.42倍）、他の精神障害（3.36倍）といずれも増加した。なかでも令和2年度以降、神経症性障害等、気分障害、他の精神障害等の増加が目立っている。全ての小区分について増加が認められる中で、他の精神障害の増加の割合が最大であり、気分障害と神経症性障害等の増加がこれに続く。統合失調症等は、支援障害学生数自体が最小であり、かつ、増加の割合も最も小さい。摂食障害・睡眠障害等についてみると、増加の割合が更に小さいことが分かる。

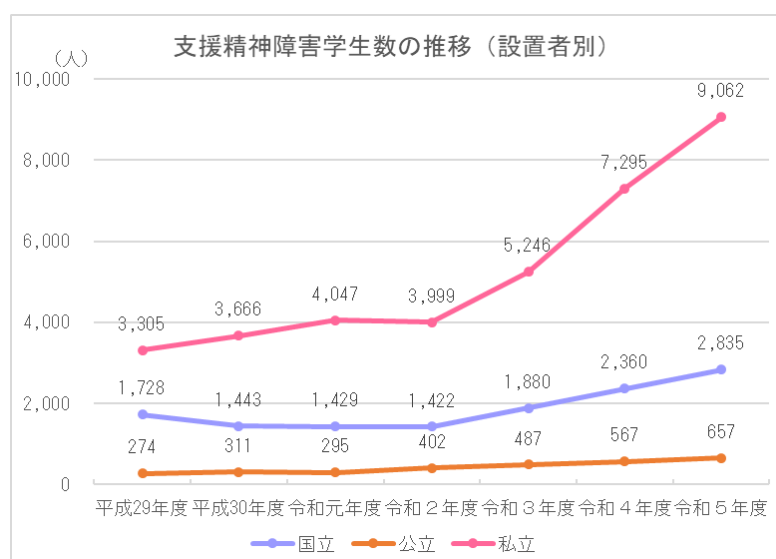
図表 13



② 設置者別の状況

平成 29 年度と令和 5 年度を設置者別に比較すると、国立は 1.64 倍であるのに対し、公立は 2.40 倍、私立は 2.74 倍とより多くなっている（図表 14）。この背景として、国立は平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法による合理的配慮の提供の義務化があると考えられる。その一方、私立では合理的配慮の提供が努力義務であったため、支援体制の準備とその達成効果が反映されるのにタイムラグが生じた可能性が高い。そのため平成 29 年度以降に高めの増減率が認められると考えられる。

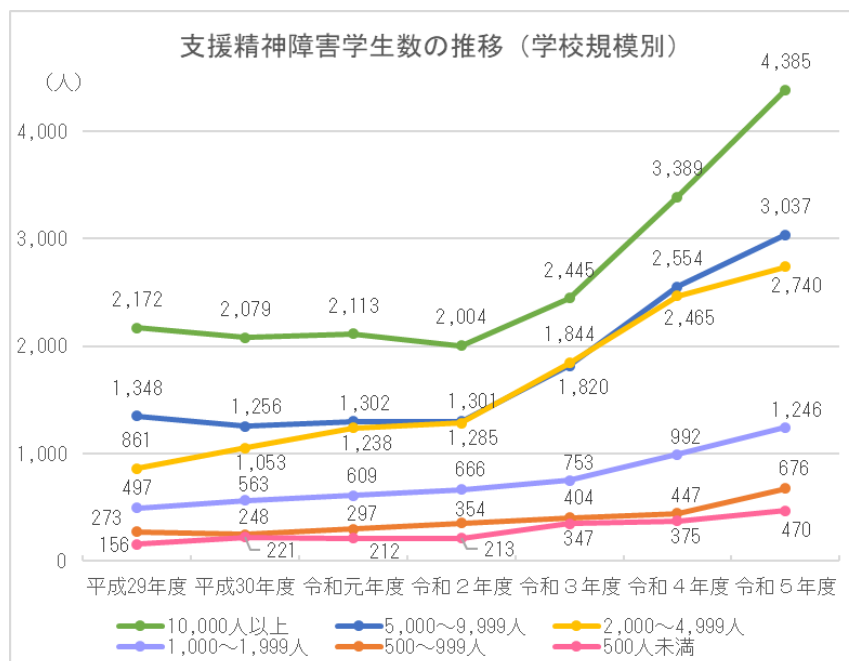
図表 14



③ 学校規模別の状況

学校規模別にみると、規模の大小にかかわらず、平成 29 年度から令和 5 年度で 2 倍以上になった（図表 15）。特に増加したのは学生数 2,000 人～4,999 人（3.18 倍）と 500 人未満（3.01 倍）である。続いて 1,000 人～1,999 人（2.51 倍）と 500 人～999 人（2.48 倍）で増加の割合が高く、5,000 人～9,999 人（2.25 倍）と 10,000 人以上（2.02 倍）では増加の割合が比較的小さい。

図表 15



④ 課程別の状況

大学では、学部（通学）と大学院（通学）で在籍数が多い（図表 16）。学部（通信）にも一定数存在しているが大学院（通信）と専攻科は比較的少ない。短期大学では、学科（通学）で多い一方、学科（通信）と専攻科では少ない。高等専門学校も本科（通学）では多く、専攻科は少ない。

図表 16 支援精神障害学生数の推移（課程別）

(人)		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
学校種別	計	5,307	5,420	5,771	5,823	7,613	10,222	12,554
大学	計	5,080	5,132	5,448	5,454	7,189	9,699	11,958
	学部（通学）	4,209	4,372	4,749	4,811	6,413	8,779	10,890
	学部（通信）	164	215	259	233	242	304	345
	大学院（通学）	706	544	437	405	529	612	718
	大学院（通信）	1	0	1	1	2	4	1
	専攻科	0	1	2	4	3	0	4

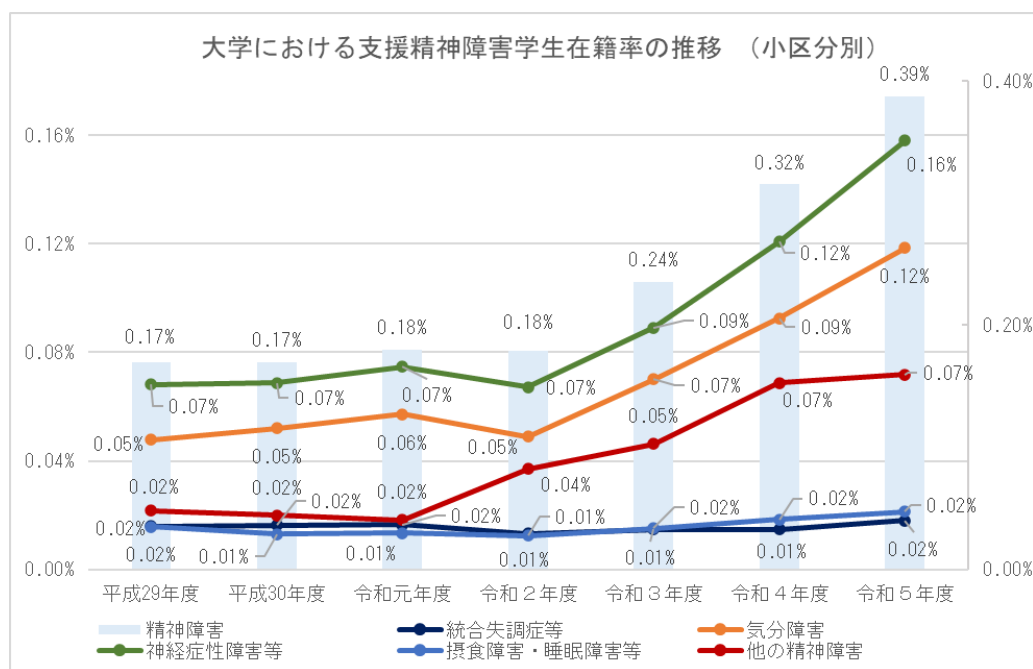
短期大学	計	153	197	211	231	289	362	408
	学科（通学）	151	197	205	226	285	359	398
	学科（通信）	1	0	2	3	0	2	1
	専攻科	1	0	4	2	4	1	9
高等専門学校	計	74	91	112	138	135	161	188
	本科（通学）	66	85	104	129	128	155	182
	専攻科	8	6	8	9	7	6	6

（６）支援精神障害学生在籍率の推移

① 大学における小区別の状況

大学における支援精神障害学生在籍率は、平成 29 年度から令和 5 年度の間に 0.17% から 0.39% へと推移している（2.29 倍）（図表 17）。小区別では、統合失調症等と摂食障害・睡眠障害等はいずれも平成 29 年度と令和 5 年度で 0.02% のままである。気分障害は 0.05% から 0.12% となり（2.4 倍）、神経症性障害等は 0.07% から 0.16%（2.29 倍）、他の精神障害は 0.02% から 0.07% と推移した（3.5 倍）。すなわち、他の精神障害、気分障害、神経症性障害で増加が目立つと言える。

図表 17



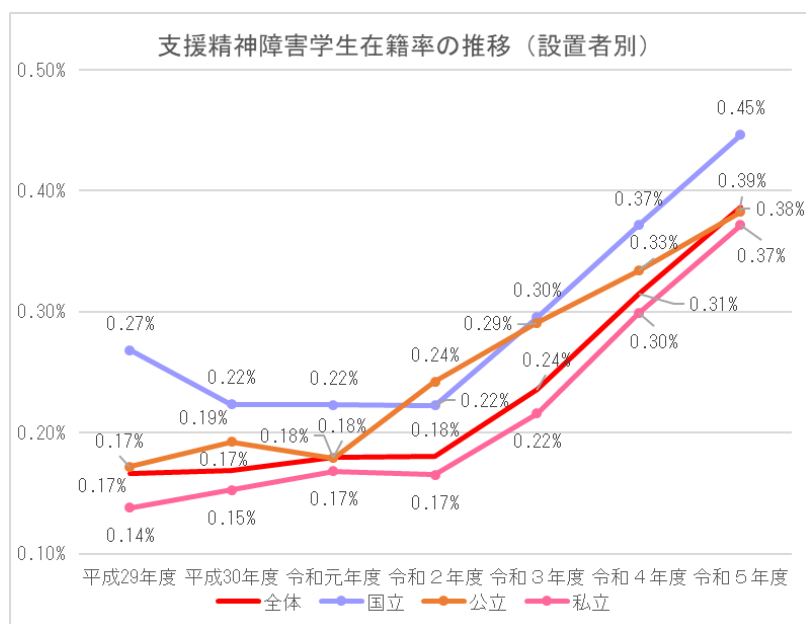
（注）支援精神障害学生在籍率：支援精神障害学生数÷全学生数×100（%）

② 設置者別の状況

全体の支援精神障害学生在籍率は、平成 29 年度は 0.17%、令和 5 年度は 0.39% で 2.29 倍となっている（図表 18）。設置者別では国立が 0.27% から 0.45%（1.67 倍）、公立が 0.17% から 0.38%（2.24 倍）、私立が 0.14% から 0.37%（2.64 倍）となった。したがって支援精神障害学生の在籍率の増加は国立より公立と私立で著し

いと言える。

図表 18

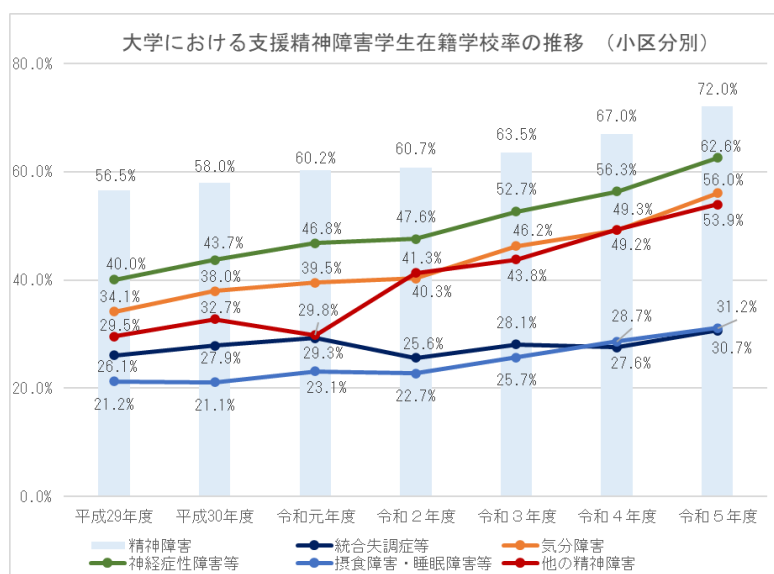


③ 大学における支援精神障害学生在籍学校率

大学における支援精神障害学生在籍学校率は、平成 29 年度の 56.5%から令和 5 年度の 72.0%へと推移した（1.27 倍）（図表 19）。

小区分別では、気分障害が 34.1%から 56.0%へ（1.64 倍）、神経症性障害等が 40.0%から 62.6%へ（1.57 倍）、摂食障害・睡眠障害等は 21.2%から 31.2%へ（1.47 倍）、統合失調症等は 26.1%から 30.7%へ（1.18 倍）と、他の精神障害は 29.5%から 53.9%へ（1.83 倍）といずれも増加を示している。

図表 19



2. 大学における精神障害と発達障害の重複（主たる障害が精神障害）

主たる障害が精神障害で発達障害を重複している学生の数について、調査対象年度を令和3年度から令和5年度までの3年間として大学のみについて検討した。

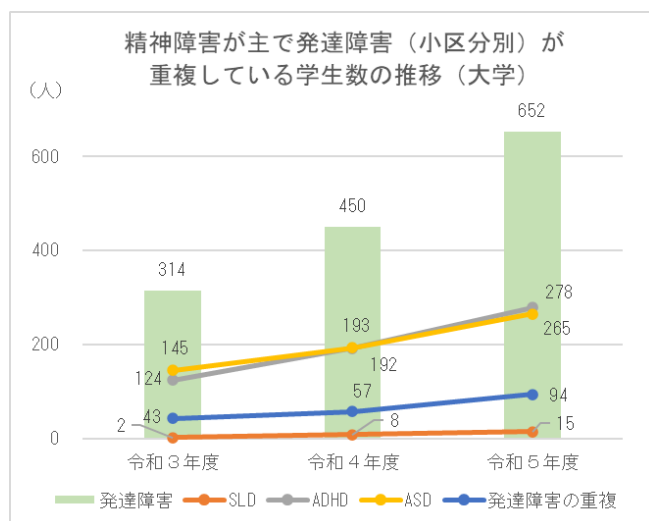
令和3年度は314人、令和4年度は450人、令和5年度は652人と推移し、総数は341人から652人へと増加している（1.91倍）（図表20）。

さらに、主たる障害が精神障害で、発達障害の各小区分において重複している学生の数を令和3年度と令和5年度で比較した。令和3年度はSLDが2人、ADHDが124人、ASDが145人、発達障害の重複が43人であった。令和5年度は、SLDが15人、ADHDが278人、ASDが265人、発達障害の重複が94人であった。令和3年度はASDが最多で、ADHD、発達障害の重複と続き、SLDが最少となった。一方で、令和5年度はADHDが最多で、ASD、発達障害の重複と続きSLDが最少となっており、ADHDの増加がASDのそれを上回ったことが分かる。

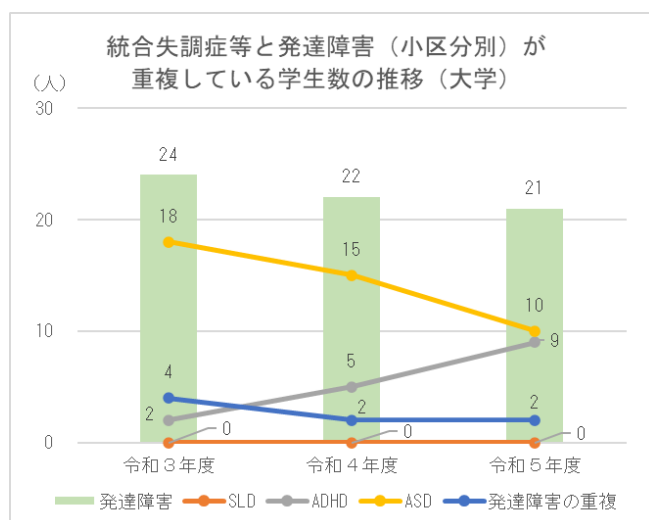
精神障害の小区分別で発達障害を重複している学生数をみると、統合失調症等は令和3年度に24人、令和5年度に21人と僅かに減少した（図表21）。気分障害は令和3年度に110人で令和5年度に242人、神経症性障害等は令和3年度の94人から令和5年度の220人、摂食障害・睡眠障害等は令和3年度の16人から令和5年度の38人、他の精神障害は令和3年度の70人から令和5年度の131人となった（図表22～図表25）。すなわち、気分障害、神経症性障害等では発達障害を重複している数は比較的多くかつ増加しており、また、摂食障害・睡眠障害等及び他の精神障害では、数は多くないものの増加傾向を示している。

次に、重複する発達障害の小区分別に令和3年度と令和5年度を比較した。統合失調症等はASDとの重複が多かったが、ADHDとの重複も増加している。気分障害と神経症性障害等では、ASD、ADHD、発達障害の重複がいずれも増加している。摂食障害・睡眠障害等ではADHDの増加が目立つが、他の小区分も微増している。他の精神障害では、ASDとADHDの増加に加え、SLD、発達障害の重複も微増している。

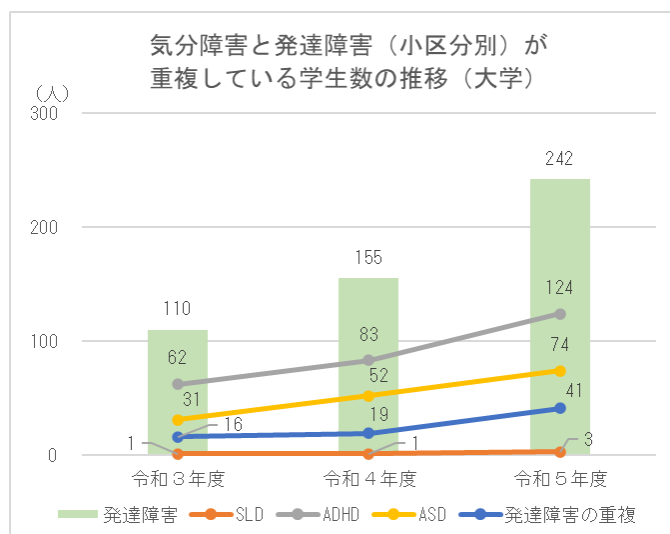
図表 20



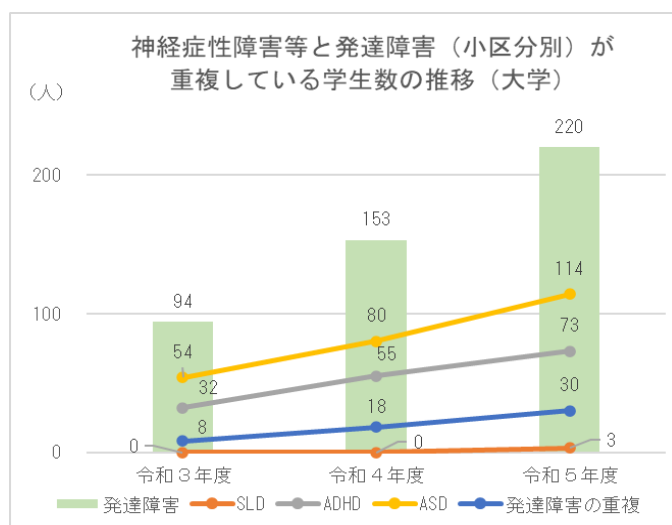
図表 21



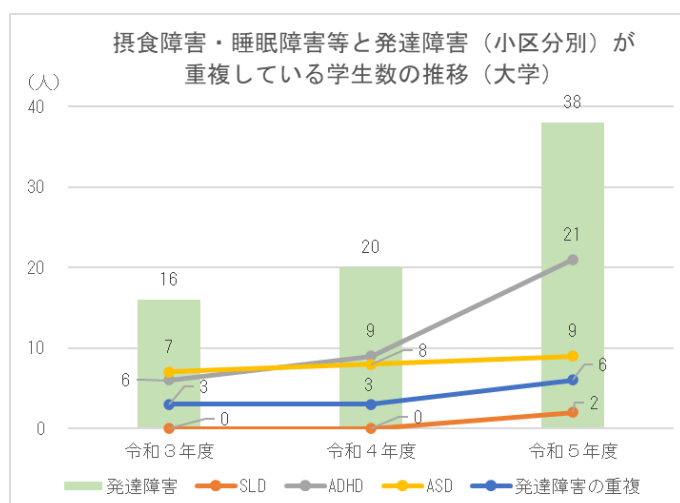
図表 22



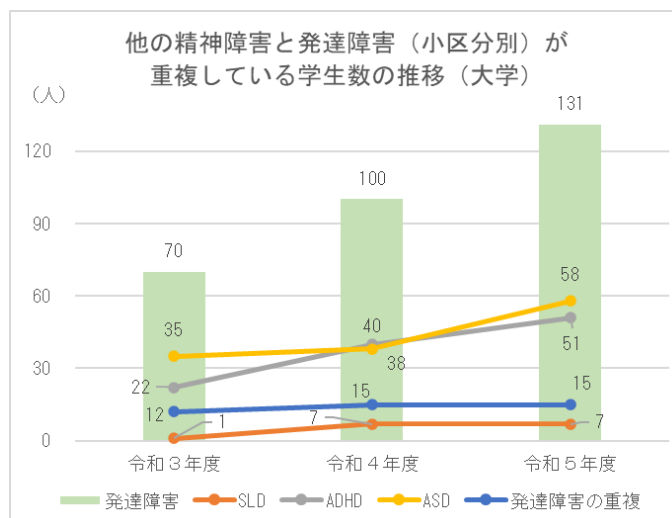
図表 23



図表 24



図表 25



図表 26 令和 3 年度と令和 5 年度の主たる障害が精神障害で発達障害を重複している
学生数と精神障害学生数に占める小区分ごとの割合（全体）

(人)		令和 3 年度		令和 5 年度	
		学生数	割合	学生数	割合
主たる障害	精神障害	344		681	
	統合失調症等	25	7.3%	22	3.2%
	気分障害	120	34.9%	253	37.2%
	神経症性障害等	101	29.4%	230	33.8%
	摂食障害・睡眠障害等	20	5.8%	40	5.9%
	他の精神障害	78	22.7%	136	20.0%

3. 精神障害学生への授業支援

(1) 授業支援実施校数及び実施率の推移

授業支援を実施する学校数は平成 29 年度から令和 5 年度までおおむね増加傾向を示した（図表 27）。令和 2 年度のみ前年度より微減しているが、これは新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言による体制変更が影響した可能性が考えられる。

大学等全体の実施校数を見ると平成 29 年度の 428 校から令和 5 年度の 724 校へと推移した（1.69 倍）。実施率は 36.6%から 62.0%となった。

図表 27 精神障害学生に対する授業支援実施校数と実施率の推移

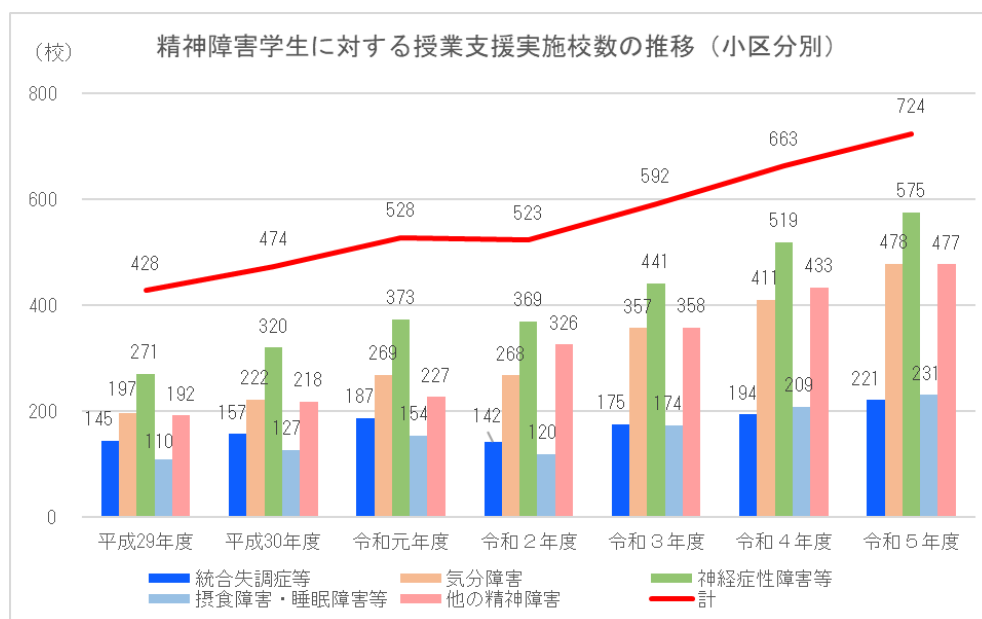
(校)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全学校数	1,170	1,169	1,174	1,173	1,176	1,174	1,168
実施校数	428	474	528	523	592	663	724
実施率	36.6%	40.5%	45.0%	44.6%	50.3%	56.5%	62.0%

実施率：実施校数÷全学校数×100（%）

① 小区分別の状況

授業支援の実施状況について小区分別にみると、統合失調症等は 145 校から 221 校（1.52 倍）、気分障害は 197 校から 478 校（2.43 倍）、神経症性障害等は 271 校から 575 校（2.12 倍）、摂食障害・睡眠障害等は 110 校から 231 校（2.10 倍）、他の精神障害は 192 校から 477 校（2.48 倍）と実施校数が増加している（図表 28）。増加の度合いが大きいのは、他の精神障害、気分障害、神経症性障害等と言える。

図表 28



② 設置者別の状況

平成 29 年度から令和 5 年度まで全ての設置者で授業支援の実施校数が増加した（図表 29）。国立は 80 校から 113 校（1.41 倍）、公立は 39 校から 72 校（1.85 倍）、私立は 309 校から 539 校（1.74 倍）となった。国立よりも公立と私立で増加の度合いが大きいことが分かる。

図表 29 精神障害学生に対する授業支援実施校数の推移（設置者別）

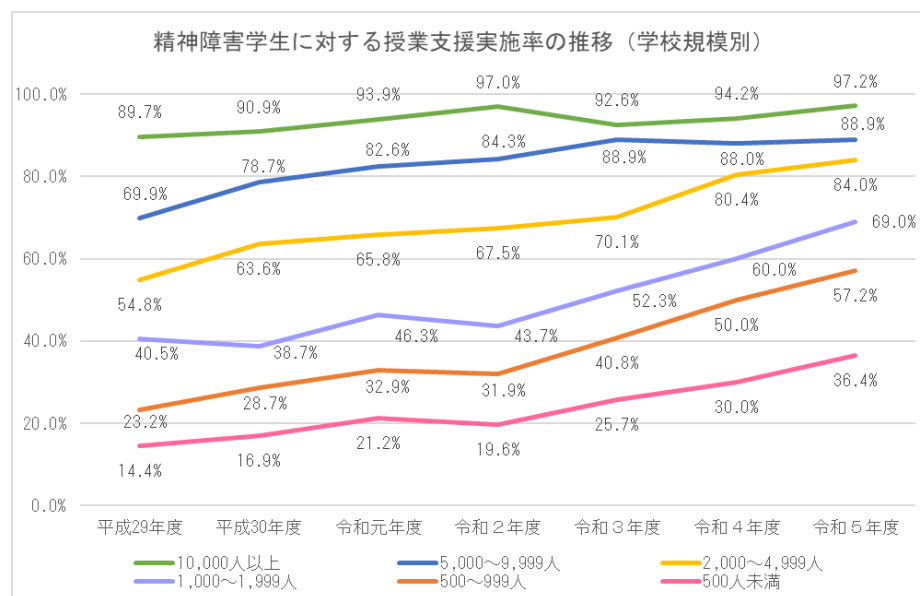
（校）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計	428	474	528	523	592	663	724
国立	80	94	97	87	98	107	113
公立	39	43	44	45	56	63	72
私立	309	337	387	391	438	493	539

③ 学校規模別の状況

平成 29 年度から令和 5 年度まで、学校規模別に授業支援の実施率の推移を見ると、いずれの規模においても増加した（図表 30）。

学生数 10,000 人以上で 89.7%から 97.2%へ、5,000 人～9,999 人で 69.9%から 88.9%へ、2,000 人～4,999 人で 54.8%から 84.0%へ、1,000 人～1,999 人で 40.5%から 69.0%へ、500 人～999 人で 23.2%から 57.2%へ、そして 500 人未満で 14.4%から 36.4%へといずれも増加した。なかでも規模の小さい学校等での実施率の増加が目覚ましい。

図表 30



（２）大学における授業支援の実施校数の推移

大学における授業支援の実施校数を平成29年度と令和5年度について比較すると、360校から557校へと増加した（1.55倍）（図表31）。統合失調症等では134校から204校（1.52倍）、気分障害では175校から412校（2.35倍）、神経症性障害等は240校から474校（1.98倍）、摂食障害・睡眠障害等は98校から202校（2.06倍）、他の精神障害は165校から401校（2.43倍）といずれも増加している。

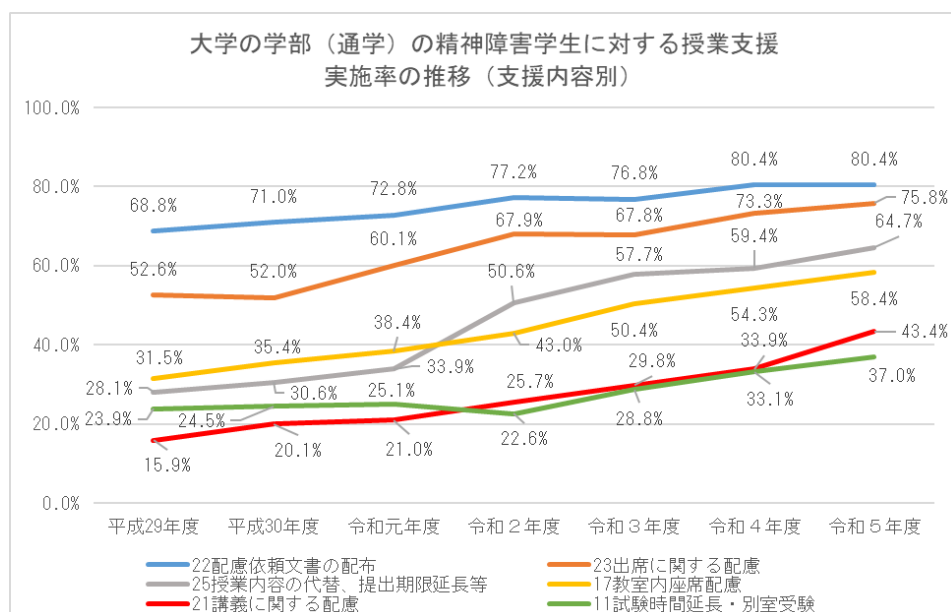
図表 31 平成29年度と令和5年度の授業支援実施校数の比較及び倍率

	(校)	平成29年度	令和5年度	倍率
精神障害		360	557	1.55
統合失調症等		134	204	1.52
気分障害		175	412	2.35
神経症性障害等		240	474	1.98
摂食障害・睡眠障害等		98	202	2.06
他の精神障害		165	401	2.43

（３）大学における授業支援の内容

大学の学部（通学）の課程を例として、実施率が高い支援内容に着目すると、令和5年度の上位6項目は「配慮依頼文書の配付」、「出席に関する配慮」、「授業内容の代替・提出期限延長等」、「教室内座席配慮」、「講義に関する配慮」、「試験時間延長・別室受験」であった（図表32）。

図表 32



（注 1）令和 5 年度における支援率上位 6 の支援内容を選定

（注 2）実施率（支援内容別）：

各支援内容の実施校数÷精神障害学生に対する授業支援実施校数×100（％）

※図表 33 から図表 38 まで同様

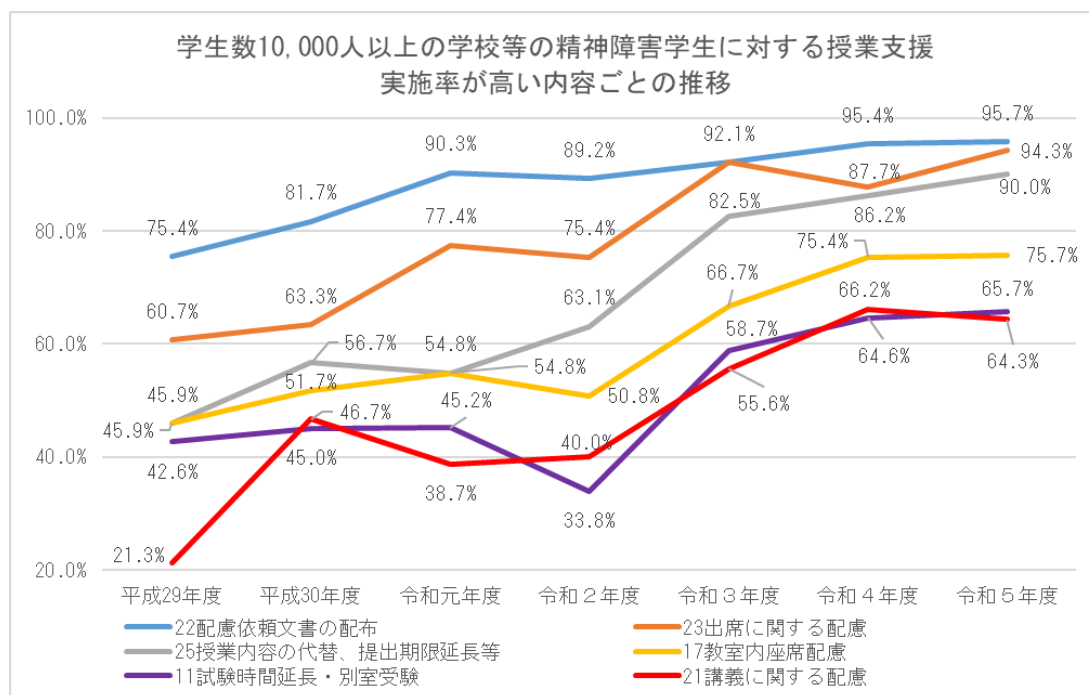
（４）学校規模別の授業支援の内容の推移

学校規模別に平成 29 年度から令和 5 年度までの推移をみると、規模が大きいほど授業支援の実施率が高かった。その一方で、規模によらず上位を占める支援内容として、「配慮依頼文書の配布」、「出席に関する配慮」、「授業内容の代替・提出期限延長等」、「教室内座席配慮」、「試験時間延長・別室受験」、「講義に関する配慮」がある（図表 33～図表 38）。

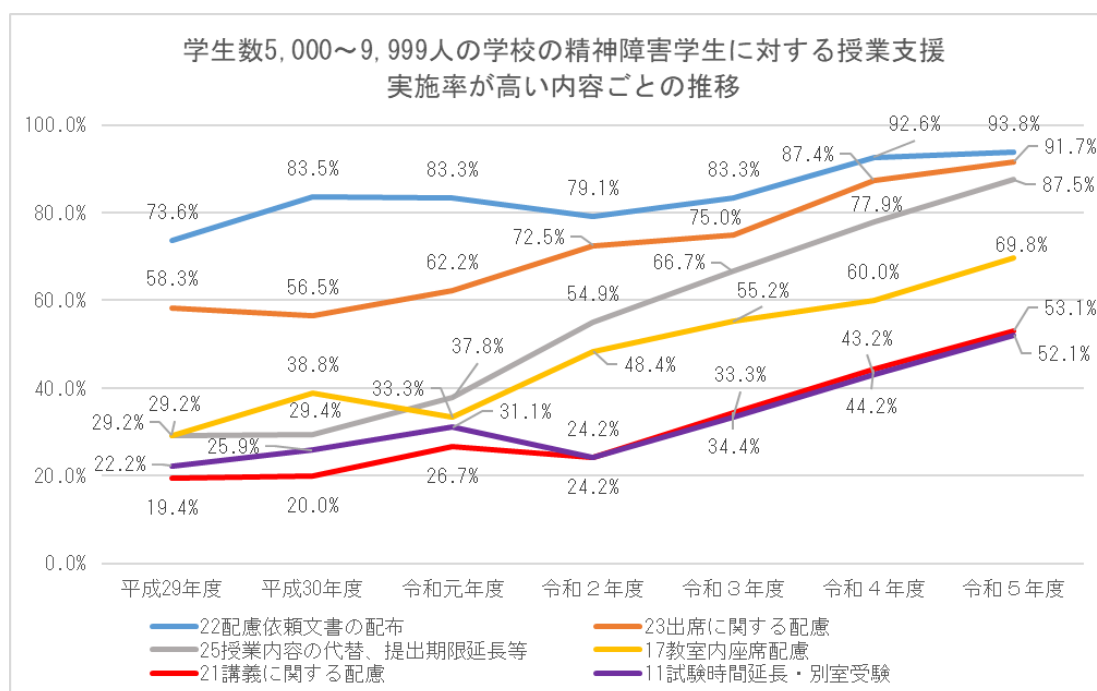
令和 5 年度について、学生数 1,000 人以上の学校（10,000 人以上から 1,000 人～1,999 人）での「授業内容の代替・提出期限延長等」の実施率をみると、規模の大きい方が高く、大きいものから順に 90.0％、87.5％、68.7％、48.7％である。他方、学生数 1,000 人未満の学校（500～999 人と 500 人未満）では「教室内座席配慮」の実施率がそれぞれ 45.9％、45.1％となっており、いずれも「授業内容の代替・提出期限延長等」より高い。

上位にある六つの支援内容について、平成 29 年度と令和 5 年度の学校規模別の実施率を比較すると、ほぼ全てで増加がみられる。

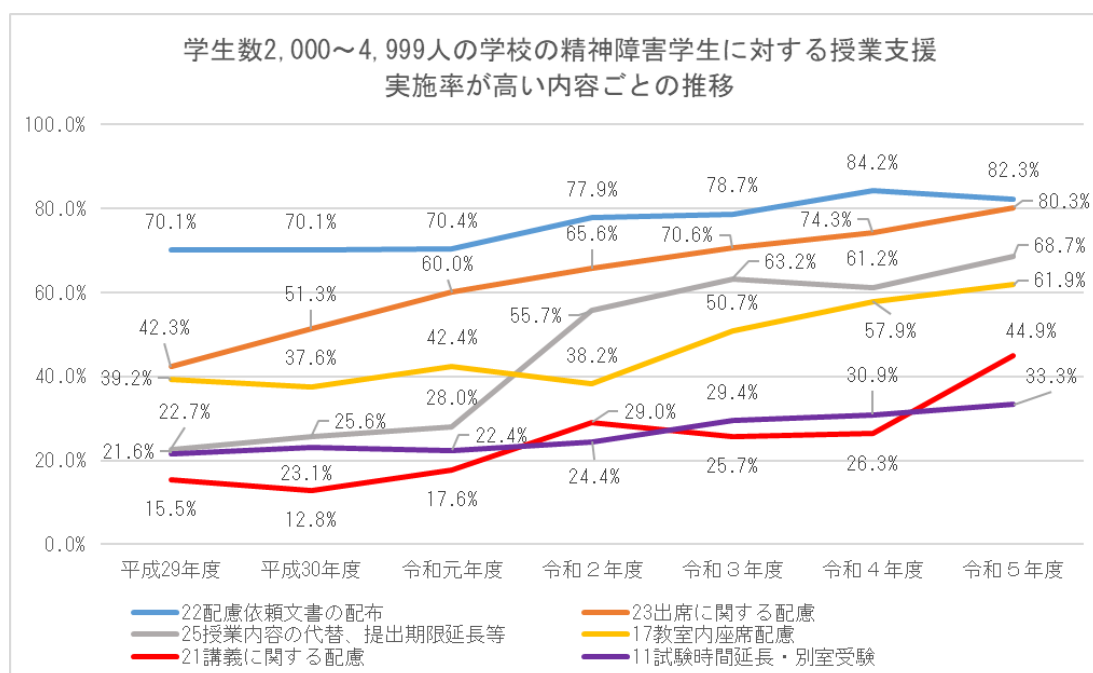
図表 33



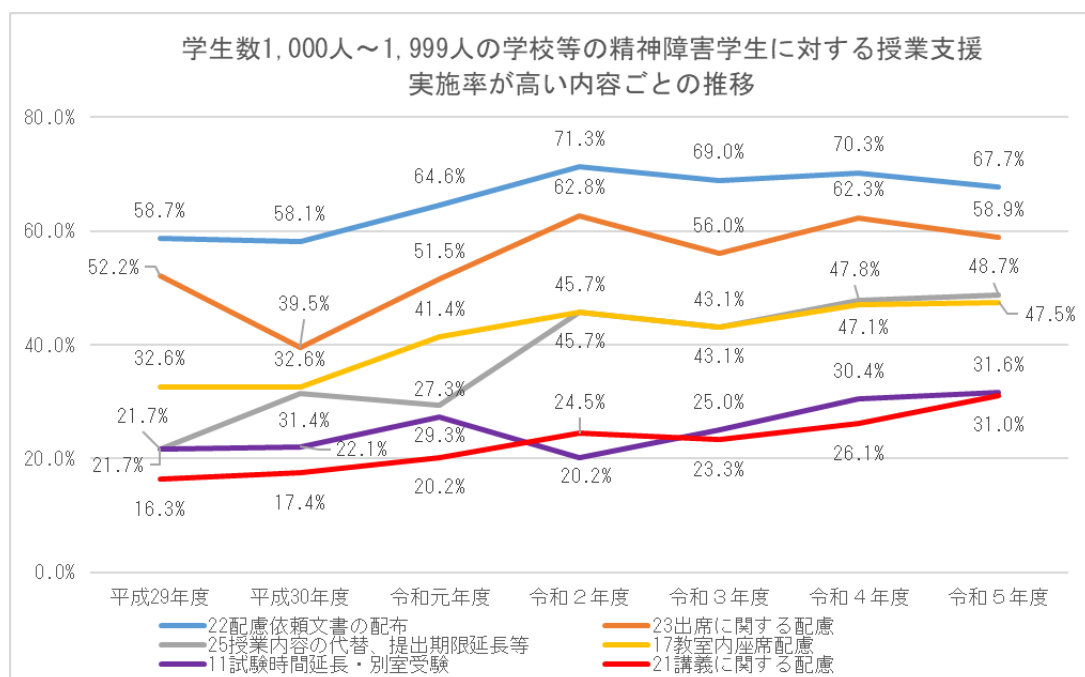
図表 34



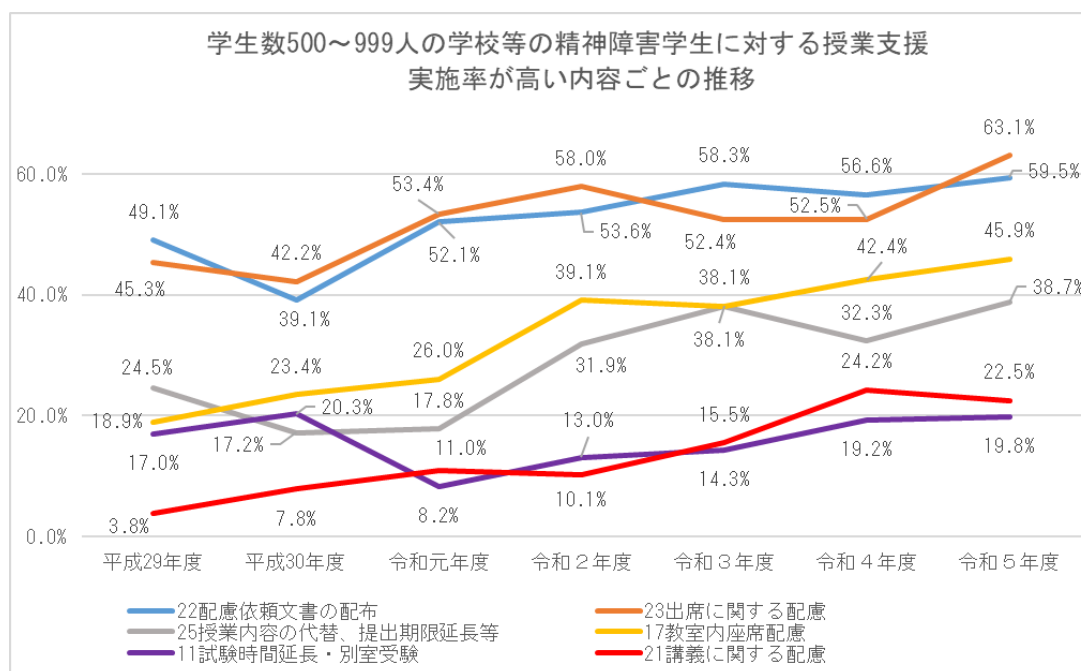
図表 35



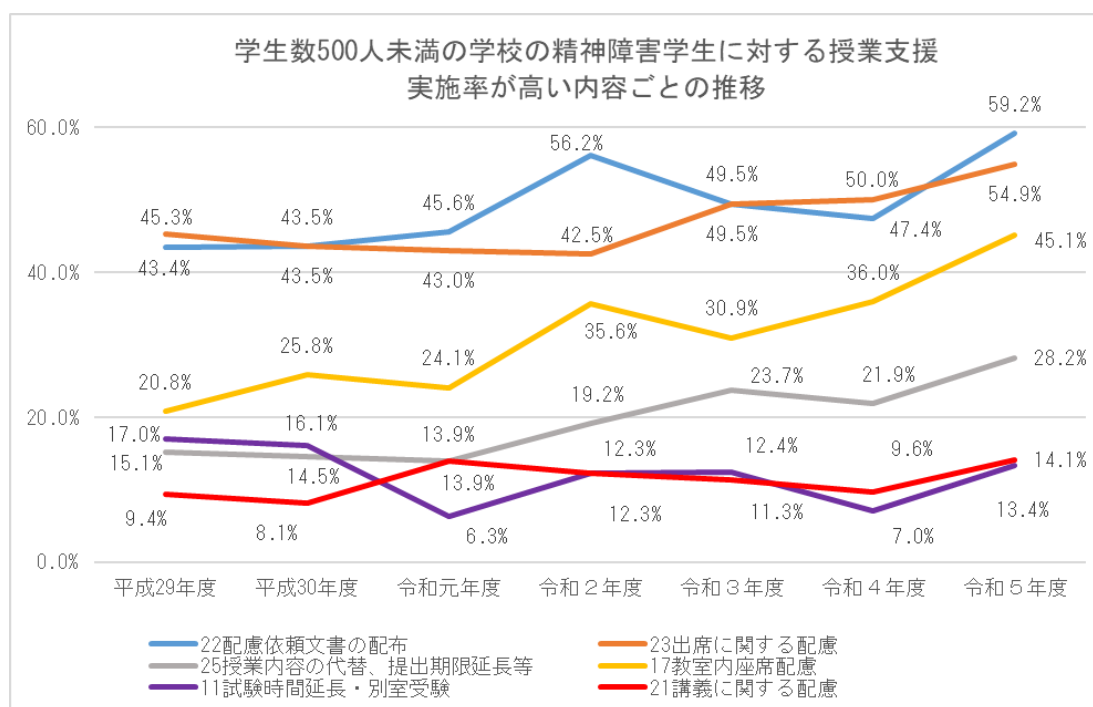
図表 36



図表 37



図表 38



4. 精神障害学生への授業以外の支援

(1) 授業以外の支援の実施校数の推移

平成29年度から令和5年度までに授業以外の支援を実施している学校は総数で426校から537校へと推移した（1.26倍）（図表39）。

図表 39 授業以外の支援実施校数の推移（設置者別）

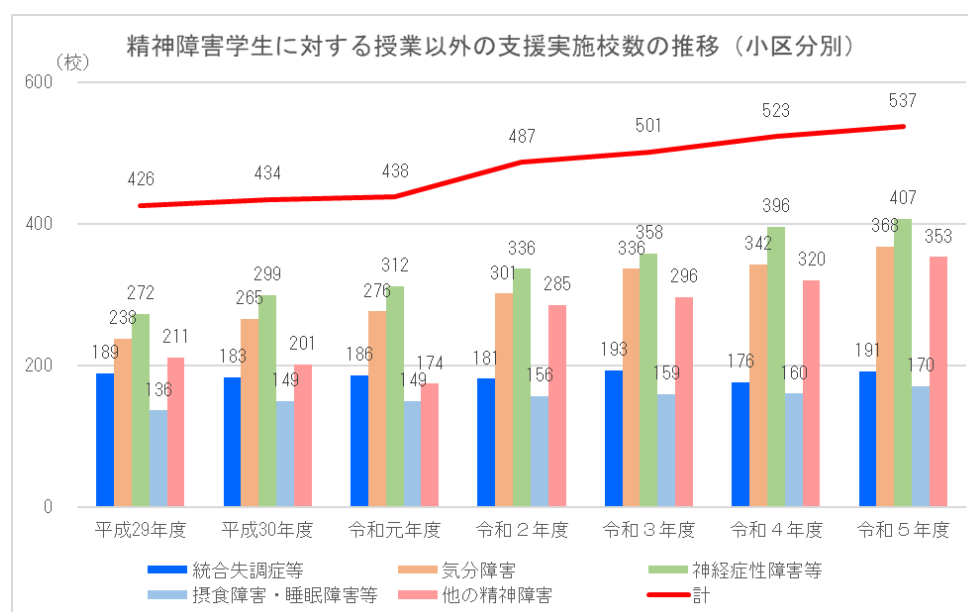
(校)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	426	434	438	487	501	523	537
国立	78	80	84	91	90	93	106
公立	40	40	41	43	43	50	50
私立	308	314	313	353	368	380	381

① 小区別の状況

平成 29 年度から令和 5 年度までの実施校数を小区別にみると、統合失調症等では目立った増減はなく、摂食障害・睡眠障害等では実施校数が微増傾向を示した（図表 40）。気分障害、神経症性障害等、他の精神障害は実施校数が増加した。

すなわち、増加したものは、気分障害が 238 校から 368 校（1.55 倍）、神経症性障害等が 272 校から 407 校（1.50 倍）、摂食障害・睡眠障害等が 136 校から 170 校（1.25 倍）であり、他の精神障害は 211 校から 353 校（1.67 倍）と最多であった。一方、ほぼ横ばいであるのが統合失調症等（1.01 倍）であった。

図表 40



② 設置者別の状況

平成 29 年度と令和 5 年度を設置者別に比較すると、精神障害学生への授業以外の支援の実施校数は 1.26 倍に増加した（図表 41）。国立 1.36 倍、公立 1.25 倍、私立 1.24 倍であり設置者による差はほとんどない。

小区別にみると、気分障害は国立が 1.70 倍増加、神経症性障害等は国立が 1.57 倍増加と、公立及び私立より倍率が高い。摂食障害・睡眠障害等は国立が 1.52 倍、

公立が 1.07 倍、私立が 1.20 倍増加している。他の精神障害は国立が 1.89 倍、公立が 1.25 倍、私立が 1.67 倍の増加であった。統合失調症等以外は国立の倍率が最も高い。

図表 41 平成 29 年度をもとにした令和 5 年度の授業以外の支援実施校数の増加に係る倍率（設置者別・小区別）

	計	統合失調症等	気分障害	神経症性障害等	摂食障害・睡眠障害等	他の精神障害
計	1.26	1.01	1.55	1.50	1.25	1.67
国立	1.36	1.00	1.70	1.57	1.52	1.89
公立	1.25	0.71	1.56	1.48	1.07	1.25
私立	1.24	1.06	1.50	1.48	1.20	1.67

（２）授業以外の支援の実施率の推移

① 小区別の状況

統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、他の精神障害それぞれについて実施された支援内容をみると、実施率が減少した項目が認められ、特に統合失調症等は全ての項目で減少している（図表 42～図表 46）。

他方、実施率が増加したものとして、気分障害の「自己管理指導」（16.8%から 25.8%）と「対人関係配慮」（21.4%から 21.7%）、神経症性障害等の「自己管理指導」（15.4%から 22.1%）がある。また摂食障害・睡眠障害等の「自己管理指導」（16.2%から 18.2%）も微増した。他の精神障害では「自己管理指導」（16.6%から 24.9%）に加えて「医療機関との連携」（23.7%から 24.9%）、「休憩室・治療室の確保等」（15.6%から 20.7%）、「専門家によるカウンセリング」（62.6%から 67.7%）が増加している。

総じて小区分によらず「専門家によるカウンセリング」の実施率が 65%以上と最も高率を示しており、さらに「医療機関との連携」が 20%以上を超えている。

図表 42 統合失調症等の学生に対する授業以外の支援実施率の推移（支援内容別）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
8 専門家によるカウンセリング	74.6%	76.5%	74.7%	74.0%	65.8%	65.3%	66.0%
9 医療機関との連携	36.0%	36.6%	34.4%	30.4%	28.0%	27.8%	26.7%
5 自己管理指導	16.9%	20.2%	19.4%	16.6%	18.1%	13.6%	16.2%
11 休憩室・治療室の確保等	22.8%	19.7%	24.2%	17.1%	17.1%	15.3%	14.1%
6 対人関係配慮	21.7%	21.3%	23.7%	17.1%	17.1%	15.3%	13.1%
1 居場所の確保	23.3%	24.0%	25.3%	20.4%	13.0%	11.9%	13.1%

（注）令和 5 年度における支援率上位 6 つの支援内容を選定

実施率（支援内容別）：各支援内容の実施校数÷精神障害学生に対する授業支援実施校数×100（%）

※図表 43 から図表 45 まで同様

図表 43 気分障害の学生に対する授業以外の支援実施率の推移（支援内容別）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8 専門家によるカウンセリング	80.7%	78.9%	78.3%	79.1%	81.3%	77.5%	76.1%
9 医療機関との連携	35.7%	35.5%	38.4%	36.2%	36.0%	31.9%	32.9%
5 自己管理指導	16.8%	19.2%	22.8%	21.9%	22.9%	22.8%	25.8%
11 休憩室・治療室の確保等	23.9%	21.1%	29.7%	18.6%	20.5%	15.2%	21.7%
6 対人関係配慮	21.4%	21.9%	23.6%	15.9%	20.5%	20.8%	21.7%
1 居場所の確保	21.8%	21.9%	26.8%	17.9%	17.3%	16.4%	20.1%

図表 44 神経症性障害等の学生に対する授業以外の支援実施率の推移（支援内容別）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8 専門家によるカウンセリング	78.3%	78.6%	80.8%	81.8%	79.9%	74.7%	76.9%
9 医療機関との連携	33.8%	32.4%	29.5%	29.5%	28.5%	28.8%	29.7%
5 自己管理指導	15.4%	17.1%	21.8%	23.2%	20.4%	20.5%	22.1%
11 休憩室・治療室の確保等	23.9%	20.7%	28.2%	22.3%	23.5%	22.7%	25.8%
6 対人関係配慮	27.2%	23.7%	24.4%	23.5%	22.6%	20.5%	24.3%
1 居場所の確保	21.7%	25.4%	26.3%	22.3%	20.4%	16.7%	20.6%

図表 45

摂食障害・睡眠障害等の学生に対する授業以外の支援実施率の推移（支援内容別）

(%)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8 専門家によるカウンセリング	71.3%	75.8%	73.2%	70.5%	73.0%	75.0%	71.2%
9 医療機関との連携	31.6%	32.9%	28.2%	26.9%	30.2%	32.5%	31.2%
5 自己管理指導	16.2%	18.1%	18.8%	14.7%	14.5%	13.1%	18.2%
11 休憩室・治療室の確保等	15.4%	16.1%	22.1%	19.2%	18.9%	14.4%	14.7%
6 対人関係配慮	14.0%	15.4%	14.8%	9.6%	7.5%	5.0%	12.4%
1 居場所の確保	14.7%	15.4%	16.8%	8.3%	6.9%	10.6%	12.4%

図表 46 他の精神障害の学生に対する授業以外の支援実施率の推移（支援内容別）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8 専門家によるカウンセリング	62.6%	66.2%	63.8%	66.7%	71.3%	67.8%	67.7%
9 医療機関との連携	23.7%	24.4%	20.7%	23.2%	30.7%	28.4%	24.9%
5 自己管理指導	16.6%	19.4%	21.3%	22.5%	22.6%	21.6%	24.9%
11 休憩室・治療室の確保等	15.6%	14.9%	17.2%	15.4%	18.6%	18.4%	20.7%
6 対人関係配慮	22.7%	18.4%	27.0%	19.3%	19.6%	19.4%	18.4%
1 居場所の確保	22.7%	18.9%	21.8%	16.8%	13.9%	16.3%	19.3%

② 設置者別の状況

平成 29 年度から令和 5 年度までの設置者別の実施率を比較する（図表 47）。平成 29 年度は国立 56.9%、公立 37.0%、私立 33.3%であったが、令和 5 年度は国立 77.4%、公立 42.4%、私立 41.7%となった。いずれも増加したが、とりわけ国立で増加が著しい。

図表 47 授業以外の支援実施率の推移（設置者別）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国立	56.9%	58.4%	61.3%	66.4%	65.7%	67.9%	77.4%
公立	37.0%	35.7%	36.3%	38.4%	37.4%	42.4%	42.4%
私立	33.3%	34.1%	33.9%	38.2%	39.8%	41.3%	41.7%

実施率：実施校数÷設置者別学校数×100（%）

③ 課程別の状況

大学の課程（学部（通学）と学部（通信））ごとに平成 29 年度と令和 5 年度の実施率を比較した（図表 48）。いずれも増加したが、学部（通学）では 46.3%から 53.6%だったが、学部・通信は 19.0%から 19.6%となっている。

図表 48 大学における授業以外の支援実施率の推移（課程別）

	平成29年度	令和5年度
大学 学部(通学)	46.3%	53.6%
大学 学部(通信)	19.0%	19.6%

実施率：実施校数÷課程別学校数×100（%）

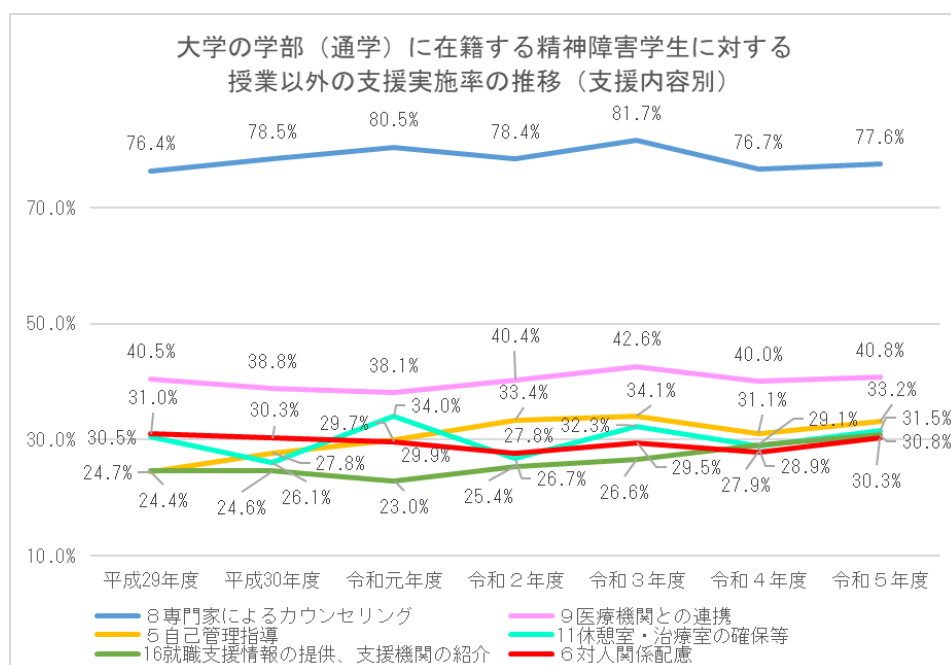
学部（通学）で実施率の高い上位 6 項目を見ると、「専門家によるカウンセリング」（76.4%から 77.6%）「医療機関との連携」（40.5%から 40.8%）「自己管理指導」

(24.4%から33.2%)「休憩室・治療室の確保等」(30.5%から31.5%)「就職支援情報の提供・支援機関の紹介」(24.7%から30.8%)「対人関係配慮」(31.0%から30.0%)であった(図表49)。

一方、学部(通学)では、「通学支援」(50.0%から44.4%)「介助者の入構・入室許可」(12.5%から44.4%)「専門家によるカウンセリング」(37.5%から33.3%)「自己管理指導」(12.5%から22.2%)「対人関係配慮」(12.5%から22.2%)「就職支援情報の提供・支援機関の紹介」(12.5%から22.2%)が実施率の上位だった(図表50)。

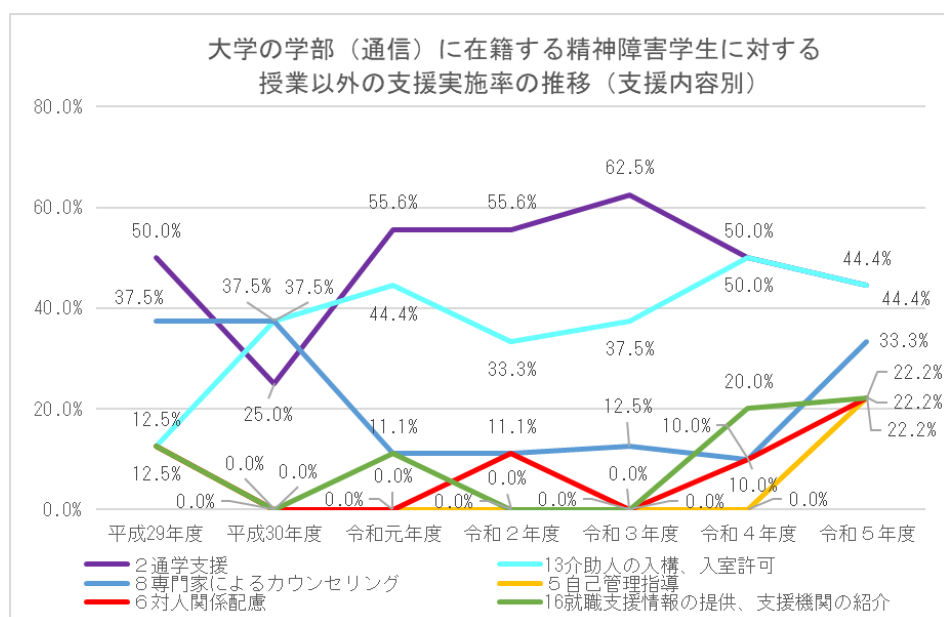
通学と通信ともに「就職支援情報の提供・支援機関の紹介」の実施率が上位に含まれ、平成29年度から令和5年度にかけて増加した。

図表 49



(注) 令和5年度における支援率上位6つの支援内容を選定

図表 50



（注）令和5年度における支援率上位6つの支援内容を選定

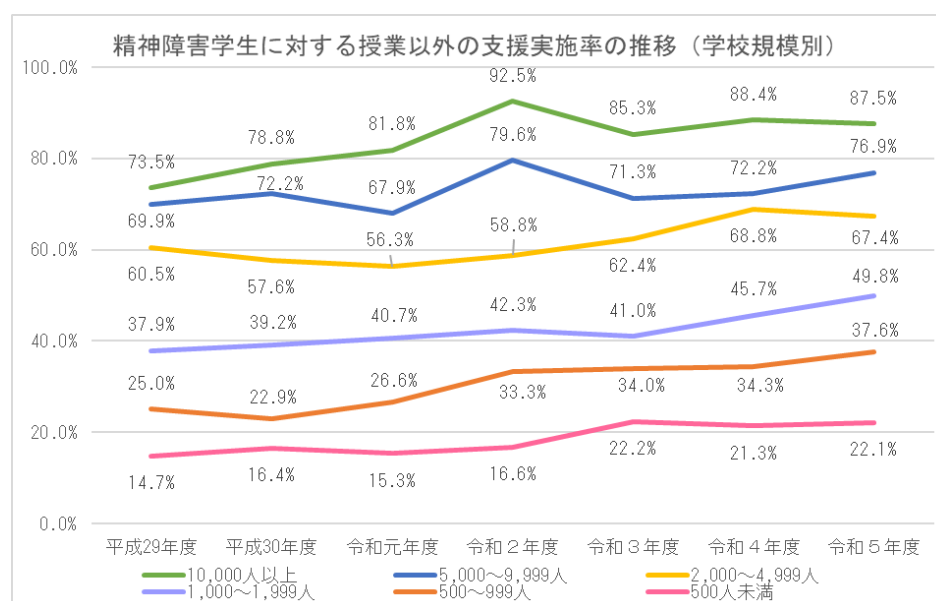
④ 学校規模別の状況

学校規模別に実施率をみると、規模の大きい学校では高い割合で実施され、規模が小さくなるほど割合が小さいという傾向がある。平成29年度の実施率は、学生数500人未満は14.7%であるが、10,000人以上は73.5%となっている（図表51）。令和5年度までに、500人未満の22.1%から10,000人以上の87.5%と、全ての規模において実施率は増加している。

令和5年度には、規模10,000以上の学校で87.5%、5,000人～9,999人で76.9%、規模2,000人～4,999人で67.4%、規模1,000人～1,999人で49.8%、規模500人～999人で37.6%、規模500人未満では22.1%となった。規模が大きい学校で87.5%、規模が小さい学校では22.1%と相当の違いが見てとれる。

授業以外の支援の内容について、専門家によるカウンセリング、医療機関との連携、自己管理指導、休憩室・治療室の提供が規模によらず上位を占める。また、就職支援情報の提供・就職支援機関の紹介、対人関係配慮、居場所の提供も同様に規模によらず実施されていることがうかがえる。

図表 51



⑤ 支援としてのカウンセリングの対応

小区分別や課程別でみてきたとおり、授業以外の支援では「専門家によるカウンセリング」が極めて高い割合で実施されている。カウンセリングの実施場所は学内の相談部門（学生相談室、障害学生支援室、保健管理センター等）と考えられる。相談部門に所属するカウンセラーにとって、職業倫理に基づく守秘義務の取扱いと、支援に必要な組織内連携のためのルールのあり方が複雑となる可能性があるが、精神障害学生を含めた障害学生全体に対する健康への配慮が基本的に重要である。カウンセリング担当者には、体調によっては医療機関と連携を急ぐ必要があることや、服薬と体調の関連をできるだけ把握することが必要であるという認識が求められる。

また、精神障害の重複、発達障害の重複、精神障害と発達障害の重複が増加する可能性もあり、これらの支援に関連して、症状の理解に加え、特性の客観的な把握や根拠資料の作成が学内で求められることも考えられる。根拠資料の作成が学内で行われるものであれば支援導入がよりスムーズにできる。学外に作成を依頼する場合は、診療の予約や診断結果の入手までに時間が必要となることも視野に入れるべきであろう。医療機関等で実施される場合は、連携の範囲で診断や治療も含めた情報の共有が期待できる。学内外のいずれで実施することが相応しいかは個別の検討を要する。留意点として、精神症状（うつ状態等）が未治療で学習能力に影響がある時点では、心理的アセスメントを実施することは控えるべきである。したがって、支援を受ける学生のカウンセリングを担う専門の教職員等には、精神障害や発達障害に関する知識や対応について一定程度理解していることが期待される。

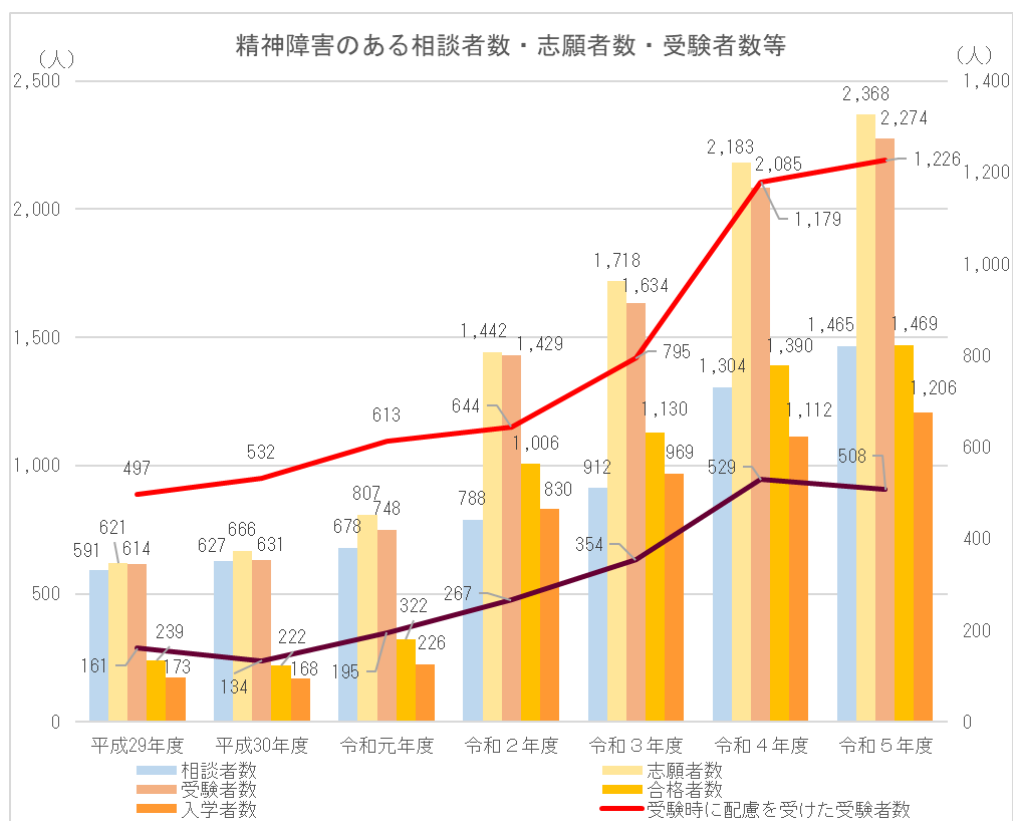
5. 入学及び卒業に関わる支援

(1) 入学前の支援の状況

精神障害のある相談者、志願者、受験者（受験上の配慮を行った者）、合格者（受験上の配慮を行った者）、入学者（受験上の配慮を行った者）は平成 29 年度から令和 5 年度にかけて増加した（図表 52）。

すなわち、相談者は 591 人から 1,465 人（2.48 倍）、志願者は 621 人から 2,368 人（3.81 倍）、受験者の数は 614 人から 2,274 人（3.70 倍）といずれも大幅に増加を示した。さらに、受験上の配慮を行った学生数は 497 人から 1,226 人（2.47 倍）、合格者の中で受験上の配慮を行った学生数は 161 人から 508 人（3.16 倍）となった。

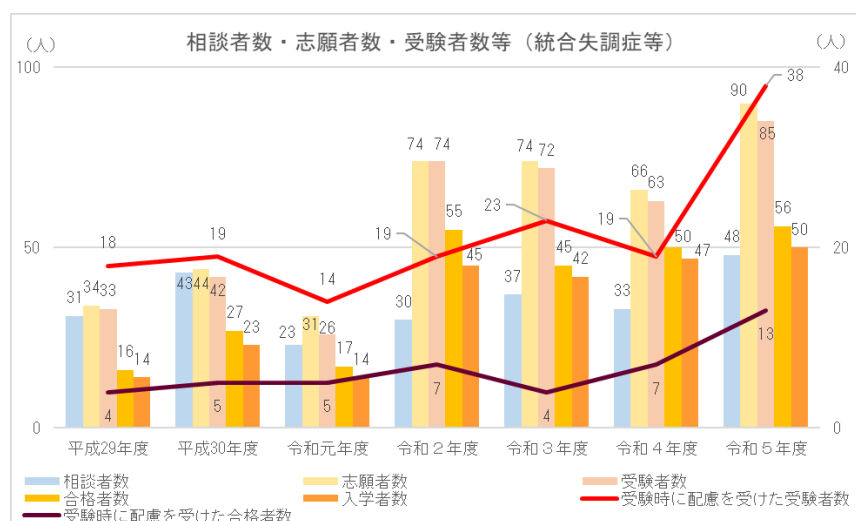
図表 52



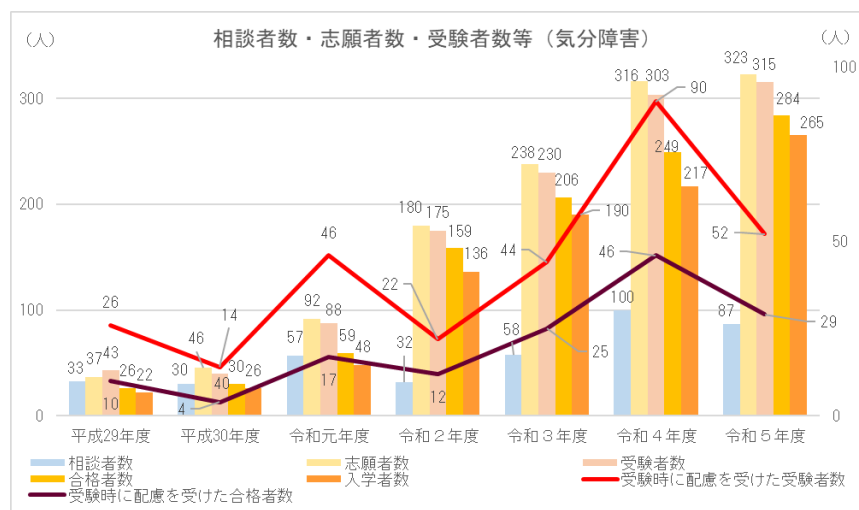
小区別にみるといずれの区分でも増加傾向を示していることが分かる（図表 53～図表 57）。相談者数、志願者数、受験者数、合格者数及び入学者数数のいずれも神経症性障害等が最多で、これに他の精神障害、気分障害が続く。

精神障害学生が入学者選抜時に受験上の配慮を申請するようになったのは比較的最近と言える。大学入試センターにおける配慮申請の整備が先行し、さらにそれ以外の入学試験時にも合理的配慮を申請することが社会的に承認されてきたことの証左と考えられる。

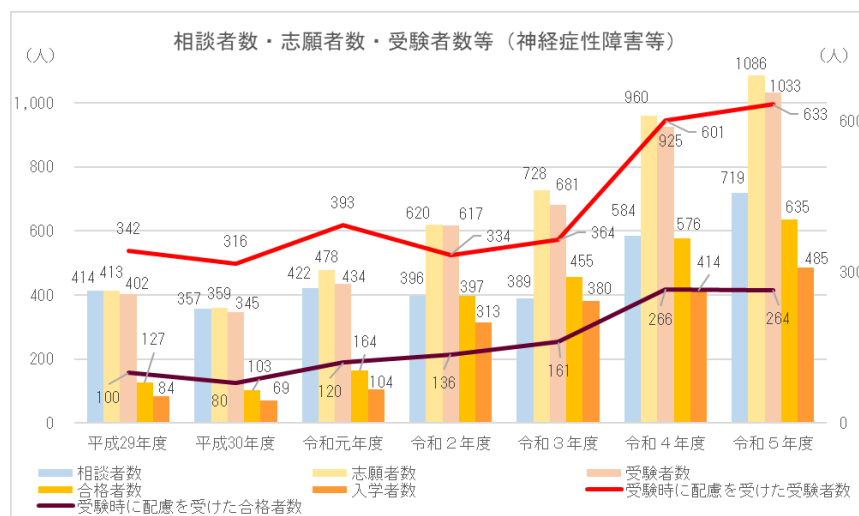
図表 53



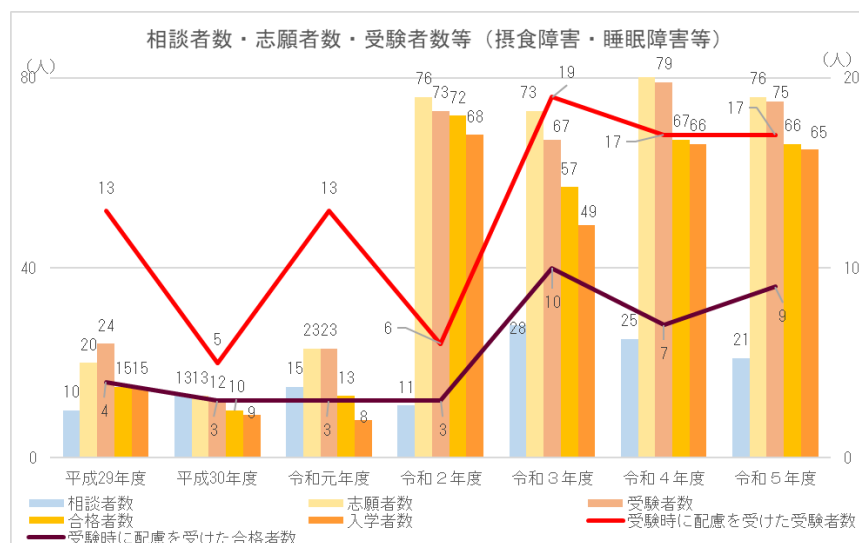
図表 54



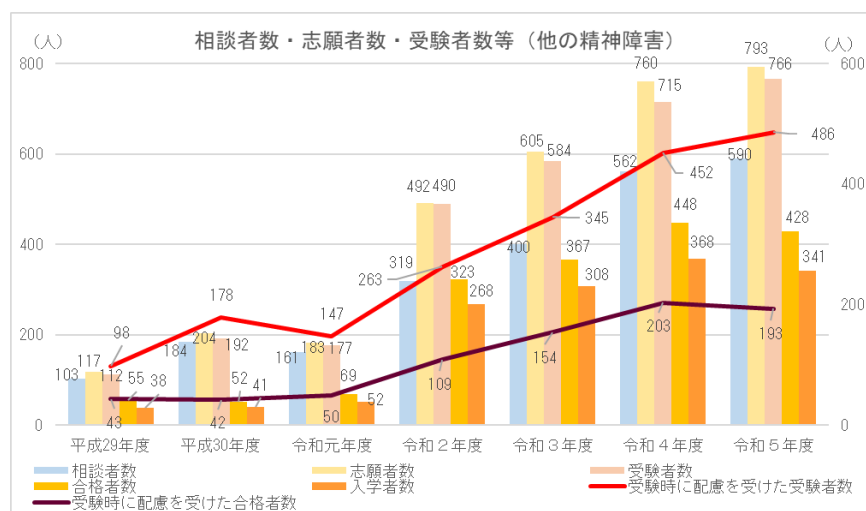
図表 55



図表 56



図表 57



（2）卒業及び就職の状況

平成 29 年度と令和 5 年度について、精神障害の小区分別の最高年次障害学生数、卒業学生数（卒業率）、就職希望者数（就職希望率）、就職者数（就職率）を比較した（図表 58、図表 59）。

なお、卒業率、就職希望率、就職率は次のとおり算出した。

卒業率：卒業学生数÷最高年次障害学生数×100

就職希望率：就職希望者数÷卒業学生数×100

就職率：就職者数÷就職希望者数×100

精神障害学生の卒業率は、平成 29 年から令和 5 年度までに 61.6%から 65.1%へと推移したが、令和 5 年度時点の 65.1%は同年の他の障害種と比べて最も低い（図表 60）。就職希望率は 61.3%から 66.0%と推移したが、令和 5 年度の発達障害の 65.1%

との差は 0.9 ポイントで、これらの両障害は比較すると他の障害より低くなっている。精神障害学生の就職率は 73.3%から 79.2%へと 5.9 ポイント増加しているが、それでも発達障害の 74.8%に続いて低い。

精神障害は症状の変動により治療期間が長期化することがあり、症状が悪化したり不安定になったりする期間に、試験やレポート、論文の提出が重なる可能性が避け切れず、休学や留年が月単位もしくは学期単位に及ぶ場合があること、また復学までに年月を要すると在籍期間の限度を超えてしまうことがある。一部の大学等で認められている長期履修制度や通信制大学等への編入等は、精神障害学生の支援を考える上で検討される意義のある制度的対応である。

小区別にみると、平成 29 年度の卒業率は、気分障害（57.1%）と統合失調症等（59.8%）で低く、摂食障害・睡眠障害等（66.7%）で高かった。就職希望率は摂食障害・睡眠障害等（56.1%）が低く気分障害で高かった（62.1%）。就職率は統合失調症等で低く（59.4%）、他の精神障害で高かった（80.4%）。

令和 5 年度になると、卒業率は気分障害（59.9%）で低く、摂食障害・睡眠障害等（69.1%）で高かった。就職希望率は気分障害（62.7%）で低く、摂食障害・睡眠障害等（73.3%）で高かった。就職率は統合失調症等（58.1%）で低く、摂食障害・睡眠障害等（88.1%）で高かった。

図表 58 平成 29 年度の精神障害学生の卒業率、就職希望率及び就職率（小区別別）

	最高年 次障害 学生数	卒業 学生数	就職希 望者数	就職 者数	卒業率	就職 希望率	就職率
精神障害 (人)	1,547	953	584	428	61.6%	61.3%	73.3%
統合失調症等	174	104	64	38	59.8%	61.5%	59.4%
気分障害	513	293	182	129	57.1%	62.1%	70.9%
神経症性障害等	480	306	189	143	63.8%	61.8%	75.7%
摂食障害・睡眠障害等	99	66	37	28	66.7%	56.1%	75.7%
他の精神障害	281	184	112	90	65.5%	60.9%	80.4%

図表 59 令和 5 年度の精神障害学生の卒業率、就職希望率及び就職率（小区別別）

	最高年 次障害 学生数	卒業 学生数	就職希 望者数	就職 者数	卒業率	就職 希望率	就職率
精神障害 (人)	3,989	2,597	1713	1357	65.1%	66.0%	79.2%
統合失調症等	214	136	86	50	63.6%	63.2%	58.1%
気分障害	1,315	788	494	378	59.9%	62.7%	76.5%
神経症性障害等	1,390	949	640	513	68.3%	67.4%	80.2%
摂食障害・睡眠障害等	233	161	118	104	69.1%	73.3%	88.1%
他の精神障害	837	563	375	312	67.3%	66.6%	83.2%

図表 60 令和 5 年度の障害学生卒業率、就職希望率及び就職率（障害種別）

	卒業率	就職希望率	就職率
計	75.0%	70.5%	83.3%
視覚障害	85.6%	74.4%	89.2%
聴覚・言語障害	87.9%	77.2%	87.1%
肢体不自由	87.8%	75.4%	84.1%
病弱・虚弱	87.2%	77.5%	91.0%
重複	72.3%	75.0%	82.4%
発達障害	71.6%	65.1%	74.8%
精神障害	65.1%	66.0%	79.2%
その他の障害	83.9%	72.9%	88.2%

6. 「他の精神障害」に計上される疾患（参考）

小区分における「他の精神障害」は、平成 29 年度は 1,077 人、令和 5 年度は 3,559 人で 3.30 倍に増加している。また、平成 29 年度の精神障害学生数の 12.6%を占めていたが、令和 5 年度には精神障害学生数の 18.8%となった（1.49 倍）。これらのことから、「他の精神障害」は、実人数としても精神障害の小区分の構成比としても著しく増加していることが分かる。そこで「他の精神障害」がどのような疾患で構成されているかを検討した（重複計上あり）。

平成 29 年度時点で多かったのは、「性同一性障害・性別違和等」（令和元年度から本調査の対象外）、「うつ状態・うつ傾向等」、「知的障害・精神遅滞等」、「緘黙」、「高次脳機能障害」、「パーソナリティ障害」、「トゥレット症候群」、「吃音」であった。

令和 5 年度になると「うつ状態・うつ傾向」、「吃音」、「知的障害・精神遅滞等」、「緘黙」、「高次脳機能障害」、「パーソナリティ障害」、「トゥレット症候群」、「不安障害・不安症等」、「知覚過敏、聴覚過敏、感覚過敏等」、「パニック障害等」、「聴覚情報処理障害」、「過換気症候群等」、「チック」、「双極性障害等」が多かった。

平成 29 年度から令和 5 年度への推移をみると、「うつ状態・うつ傾向等」が大幅に増加したこと、「知的障害・精神遅滞等」「吃音」が目立って増加したこと、また令和 5 年度では「不安障害・不安症等」「パニック障害等」「過換気症候群等」「双極性障害等」が加わったことである。そして最終的な診断としてこれらの多くは神経症性障害等や気分障害に分類される可能性がある。

第8章 高等専門学校

矢澤 睦

令和5年度における全国の高等専門学校（以下「高専」という。）58校に在籍する学生数は56,491人である（図表1）。設置者別では国立が51校で50,953人、公立が3校で3,810人、私立が4校で1,728人、それぞれ在籍している。また、課程別では中学校卒業後に入学できる5年（商船高専は5年半）の本科課程に53,371人、本科卒業後に入学できる2年の専攻科課程に3,120人が在籍している。本章では、本科と専攻科を合わせた数値を用いる。

全国の高専の学校数は、令和4年度までは57校、令和5年度には1校増えて58校である。その大半を占める国立高専51校は、平成16年度以降、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構本部」という。）により設置・運営されている。高専機構本部からは、障害学生支援に関する対応要領の配布、各種規定などの雛形の展開や作成依頼、主催研修会の開催、合理的配慮の対応支援などが各国立高専に対して行われている。以下、大学や短期大学の状況との比較にも時折言及しながら、高専の状況を概説する。

なお、令和元年度から令和2年度にかけて、数値が減少する又はほぼ横ばいで推移する状況が散見されるが、この背景として、令和2年度に政府から新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う緊急事態宣言が発表されたことの影響があったと推測される。

図表1 高専の学生数の推移（設置者別）

（人）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	56,721	56,686	57,020	56,921	56,903	56,653	56,491
国立	51,568	51,540	51,196	51,164	51,315	51,134	50,953
公立	2,953	2,979	3,778	3,799	3,771	3,780	3,810
私立	2,200	2,167	2,046	1,958	1,817	1,739	1,728

1. 高専における障害学生の在籍状況の推移

高専における障害学生の在籍状況の推移について、以下、（1）障害学生数及び支援障害学生数の状況、（2）障害種別の障害学生及び支援障害学生の在籍率の状況、（3）障害学生及び支援障害学生の在籍学校数の観点から概説する。

（1）障害学生数及び支援障害学生数の状況

① 障害学生数・障害学生在籍率

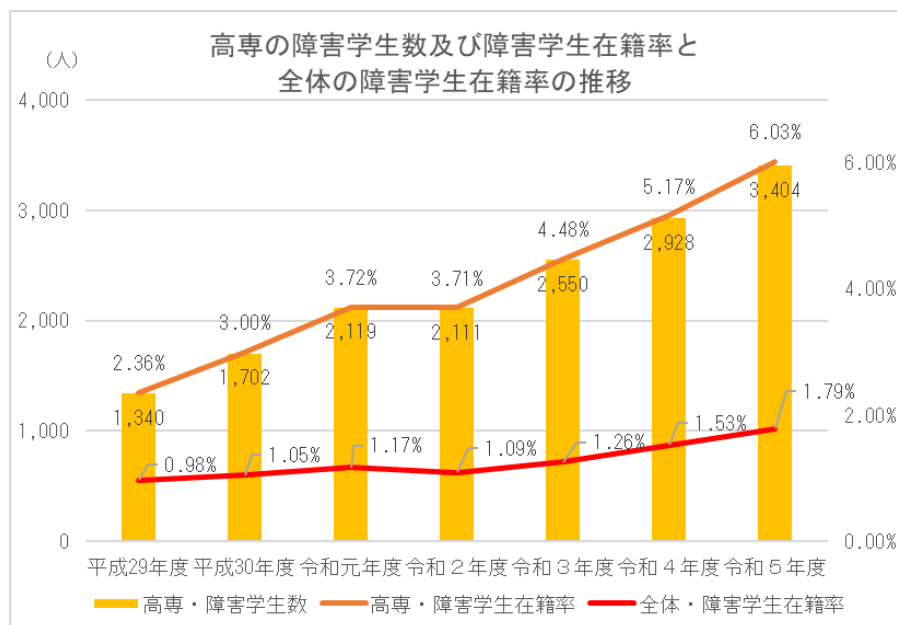
高専における障害学生数・障害学生在籍率は、令和元年度から令和2年度を除き増加傾向で推移している。平成29年度の障害学生数は1,340人で障害学生在籍率

が 2.36%だったのに対して、令和 5 年度はそれぞれ 3,404 人と 6.03%になっている（図表 2、図表 3）。障害学生数は 2,064 人、障害学生在籍率は 3.67 ポイントの増加であり、どちらも 2.5 倍強の増加となる。大学や短期大学を含む障害学生全体の在籍率が、平成 29 年度は 0.98%、令和 5 年度は 1.79%と 0.81 ポイント増加した。平成 29 年度から 1.8 倍強の増加であることから、高専の障害学生在籍率と増加率は大学や短期大学より高い傾向にある。

図表 2 高専における障害学生数の推移（障害種別）

(人)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害学生数計	1,340	1,702	2,119	2,111	2,550	2,928	3,404
視覚障害	38	40	33	13	27	35	46
聴覚・言語障害	65	60	81	61	73	69	108
肢体不自由	30	38	55	41	50	52	42
病弱・虚弱	408	543	671	555	686	798	919
重複	9	7	10	4	16	9	16
発達障害	582	756	848	939	1,052	1,160	1,309
精神障害	129	154	192	229	271	305	350
その他の障害	79	104	229	269	375	500	614

図表 3



高専・障害学生在籍率：高専の障害学生数÷高専の学生数×100（％）

全体・障害学生在籍率：全体の障害学生数÷全体の学生数×100（％）

② 支援障害学生数・支援障害学生在籍率

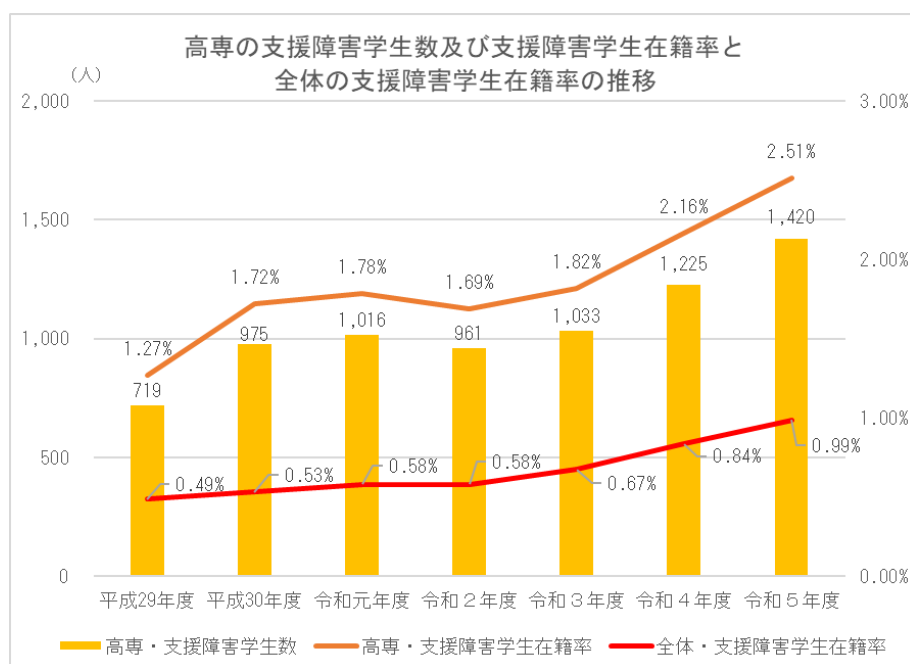
高専における支援障害学生数・支援障害学生在籍率は、障害学生数・障害学生在籍率と同様に、令和元年度から令和2年度までを除いて増加傾向で推移している。平成29年度の支援障害学生数は719人で支援障害学生在籍率が1.27%であったのに対して、令和5年度はそれぞれ1,420人と2.51%になっている(図表4、図表5)。支援障害学生数は701人、支援障害学生在籍率は1.24ポイントの増加であり、いずれも約2倍の増加となる。大学や短期大学を含む支援障害学生全体の在籍率が、平成29年度は0.49%、令和5年度は0.99%と0.50ポイント増加しており、こちらも約2倍の増加であることから、高専の支援障害学生在籍率と増加率は大学や短期大学とほぼ同じ傾向にある。

令和5年度の障害学生数は3,404人、支援障害学生数は1,420人であることから、高専の障害学生支援率は41.7%となる(図表6)。令和5年度における大学の障害学生支援率は56.6%、短期大学の障害学生支援率は41.4%であることから、高専の障害学生支援率は大学より低く、短期大学とほぼ同じである。

図表4 高専における支援障害学生数の推移(障害種別)

(人)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
支援障害学生数 計	719	975	1,016	961	1,033	1,225	1,420
視覚障害	14	25	13	6	12	13	14
聴覚・言語障害	43	37	32	34	27	29	41
肢体不自由	18	26	32	22	28	23	21
病弱・虚弱	236	344	328	281	303	370	390
重複	9	7	5	2	8	4	7
発達障害	291	402	419	383	414	461	575
精神障害	74	91	112	138	135	161	188
その他の障害	34	43	75	95	106	164	184

図表 5



高専・支援障害学生在籍率：高専の支援障害学生数÷高専の学生数×100（％）

全体の支援障害学生在籍率：全体の支援障害学生数÷全体の学生数×100（％）

図表 6 令和5年度の支援障害学生数と支援障害学生在籍率（学校種別）

(人)	障害学生数	支援障害学生数	障害学生支援率
大学	52,087	29,486	56.6%
短期大学	2,650	1,096	41.4%
高等専門学校	3,404	1,420	41.7%

障害学生支援率：支援障害学生数÷障害学生数×100（％）

（2）障害種別の障害学生及び支援障害学生の在籍率の状況

① 障害種別の障害学生在籍率

障害種別の障害学生在籍率の経年推移について、令和5年度で多い順にみる。最も多いのは「発達障害」で、増加の幅も大きい。経年推移でも常に「発達障害」が最も多く、平成29年度の1.03%（582人）が、令和5年度は2.32%（1,309人）になった（図表7）。同じ令和5年度で、大学で最も多いのは「精神障害（0.58%・17,917人）」、短期大学で最も多いのは「病弱・虚弱（0.95%・993人）」であることと比較すると、「発達障害」が最も多くかつ2%超であることは、高専の特徴である。この背景として、実験・実習を中心とした専門的・実践的な教育を大学受験にとらわれず5年間かけて受けることができる環境を、高専が有していることが推測される。特定の分野に強い興味や集中力を持つ発達障害の特性を持つ中学生にとって、進学の実選択肢として高等学校の環境よりも魅力的に映り得ることが、「発達障害」が高専

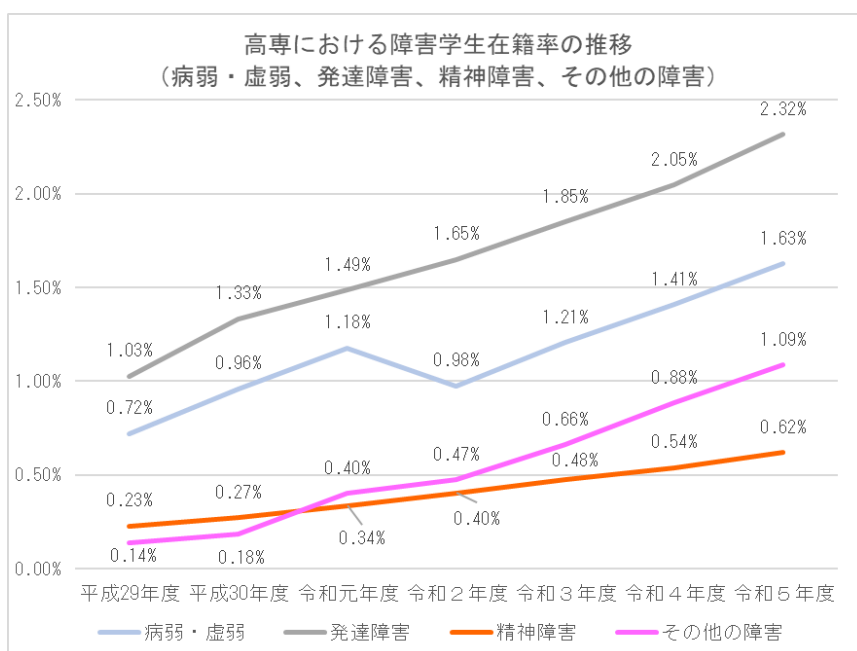
で最も多い障害種である特徴の背景となっている可能性がある。

二番目に多いのが「病弱・虚弱」であり、平成 29 年度の 0.72%（408 人）が、令和 5 年度は 1.63%（919 人）になり、令和 2 年度を除いて増加している。

三番目に多いのが「その他の障害」である。平成 29 年度は 0.14%（79 人）で障害種としては「精神障害」に次ぐ四番目だったのが、令和元年度に「精神障害」を上回り、以降は三番目に多いまま推移して、令和 5 年度は 1.09%（614 人）になり、人数において 7 倍超と突出して増加している。一貫して増加傾向にあり、令和元年度に 0.40%（229 人）に急増して以降、特に増加の幅が大きい。「その他の障害」には、他の障害種に該当しない障害が計上されており、「過敏性腸症候群」や「起立性調節障害」などが含まれる。増加の幅が大きい背景として、近年、これらの診断が増加傾向にあることが推測される。

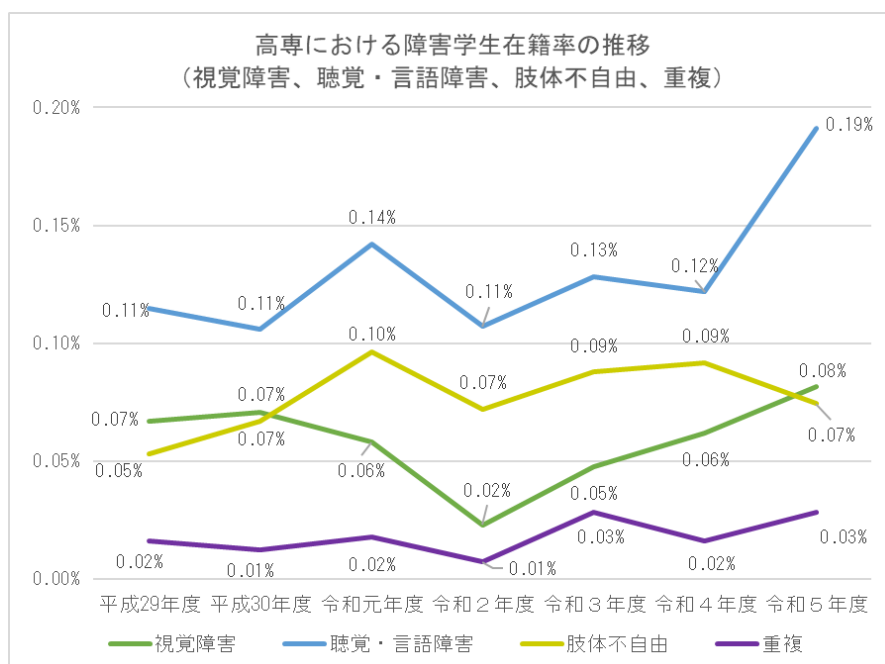
四番目に多いのが「精神障害」であり、平成 29 年度は三番目に多い 0.23%（129 人）だったのが、令和 5 年度は 0.62%（350 人）になった。令和元年度に「その他の障害」が「精神障害」を上回ったものの、一貫して増加傾向にある。

図表 7



上記の四つの障害種はいずれも 2 倍以上の増加であるのに対し、これら以外の障害種の増加の幅は小さい。五番目に多いのが「聴覚・言語障害」で、平成 29 年度の 0.11%が、令和 5 年度は 0.19%になった（図表 8）。以下、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、「視覚障害」は 0.07%が 0.08%に、「肢体不自由」は 0.05%が 0.07%に、「重複」は 0.02%が 0.03%と、ほぼ横ばいの状態である。

図表 8



② 障害種別の支援障害学生在籍率

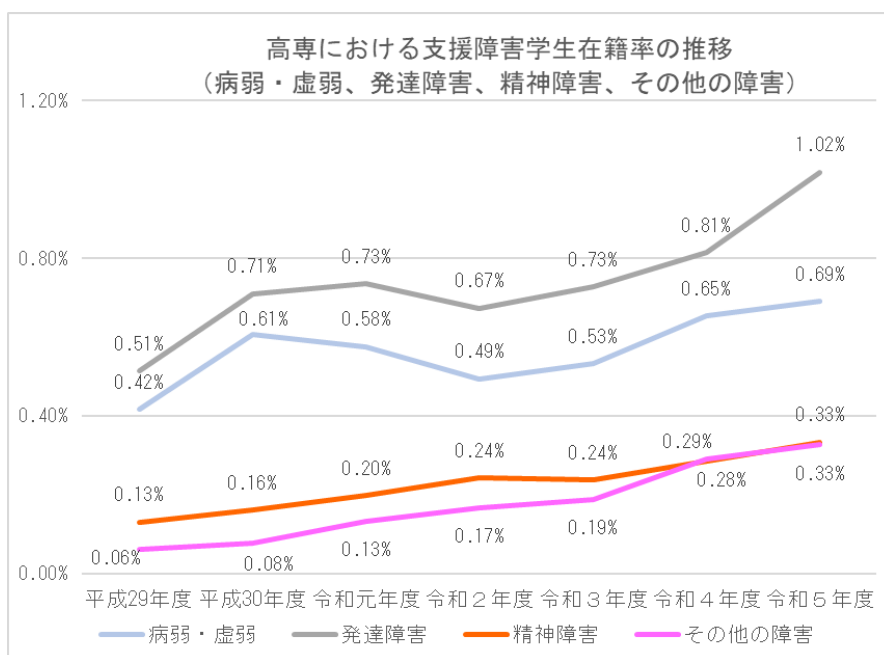
障害種別の支援障害学生在籍率の経年推移について令和5年度に多い順にみると、①の障害学生在籍率の経年推移とほぼ同じ傾向となっている。

最も多いのは「発達障害」で、増加の幅も大きい。経年推移でも常に「発達障害」が最も多く、平成29年度の0.51%（291人）が、令和5年度は1.02%（575人）になった（図表9）。同じ令和5年度の大学と短期大学ではともに「精神障害」が最も多く、在籍率及び支援障害学生数はそれぞれ0.39%と11,958人、0.39%と408人であることと比較すると、支援障害学生に関しても「発達障害」の割合が最も多いことは、高専の特徴である。

二番目に多いのが「病弱・虚弱」であり、平成29年度は0.42%（236人）だったのが、令和5年度は0.69%（390人）になった。経年推移でも常に二番目に多い。

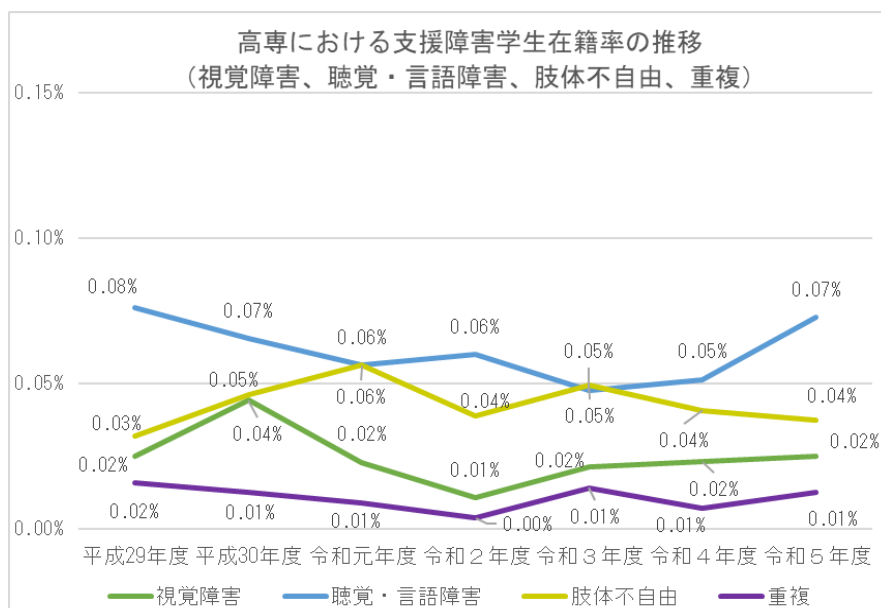
三番目に多いのが同率で「精神障害」と「その他の障害」である。「精神障害」は、平成29年度は0.13%（74人）だったのが、令和5年度は0.33%（188人）になった。「その他の障害」は、平成29年度は0.06%（34人）で「聴覚・言語障害」よりも少なかったが、令和5年度は0.33%（184人）になり、人数において5倍超と突出して増加している。平成30年度に「聴覚・言語障害」を上回り、令和4年度以降は「精神障害」とほぼ同率で推移している。増加の幅が大きい背景として、近年、「その他の障害」に計上される障害の診断が増加傾向にあることが推測される。

図表 9



上記の四つの障害種以外は、年度により変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移している。五番目に多いのが「聴覚・言語障害」で、平成 29 年度の 0.08%が令和 5 年度は 0.07%になっている（図表 10）。以下、平成 29 年度から令和 5 年度にかけて、「肢体不自由」は 0.03%が 0.04%に、「視覚障害」はともに 0.02%、「重複」は 0.02%が 0.01%になっている。

図表 10



③ 障害種別の障害学生在籍率と支援障害学生在籍率の比較

障害学生在籍率と支援障害学生在籍率について、在籍率が高い四つの障害種の傾向を比較すると、在籍率が一番目と二番目に高い障害種はどちらも一貫して「発達障害」と「病弱・虚弱」である。障害学生在籍率では、平成 29 年度に四番目だった「その他の障害」が、同じく三番目だった「精神障害」を令和元年度に上回り、以降は「その他の障害」が三番目、「精神障害」が四番目で推移している。一方で、支援障害学生在籍率では、平成 29 年度に三番目だった「精神障害」に、令和 4 年度に「その他の障害」がほぼ同率で並び、令和 5 年度に至っている。

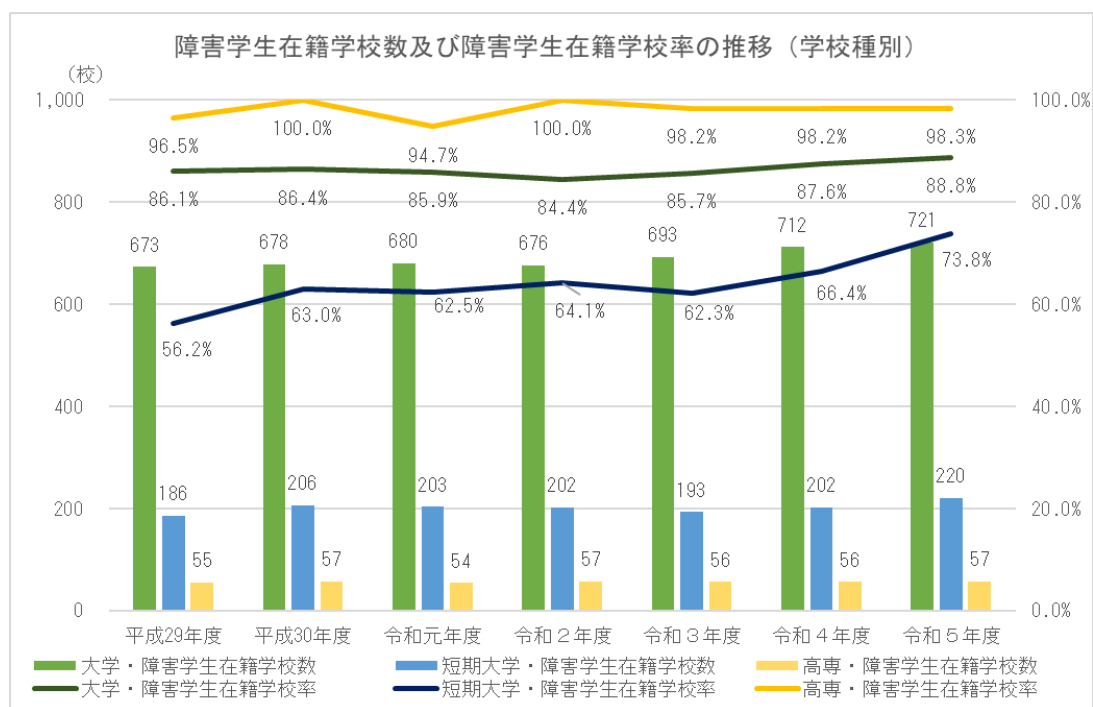
障害学生在籍率では「その他の障害」が「精神障害」よりも高いことに対し、支援障害学生在籍率では両者がほぼ同率である背景として、「その他の障害」に計上される学生は増加傾向にあるものの、支援を必要としない学生、あるいは組織的な支援を受けるまでに至っていない学生が存在すると推測される。

経年推移をみると、この四つの障害種のいずれの在籍率もほぼ一貫して上昇傾向にある中、令和 5 年度は、「発達障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の支援障害学生在籍率が障害学生在籍率の半分以上の数値となっている。一方で、「精神障害」は障害学生在籍率 0.62%に対し支援障害学生在籍率は 0.33%であり、四つの障害種で「精神障害」だけが障害学生在籍率の半分強の数値となっている。

(3) 障害学生及び支援障害学生の在籍学校数

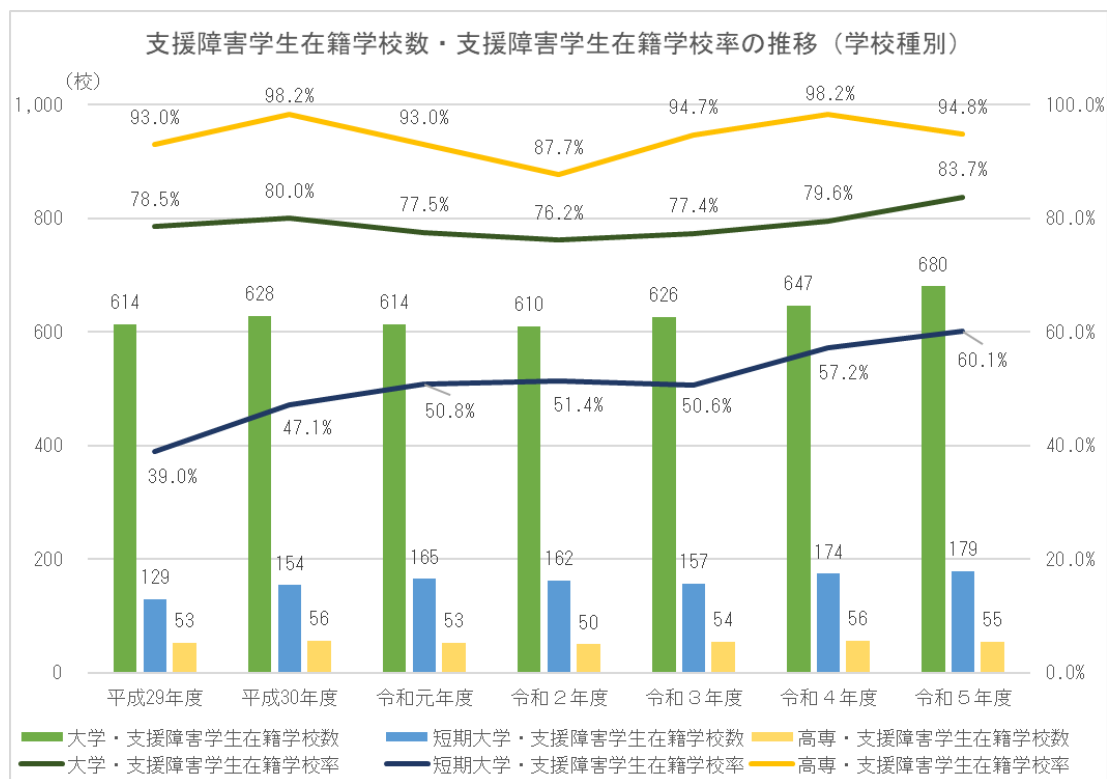
障害学生はほぼ全ての高専に在籍しており、支援障害学生も大半の高専に在籍している（図表 11、図表 12）。学校種別の障害学生及び支援障害学生の在籍学校率の経年推移をみると、令和 2 年度の支援障害学生の在籍学校率を除き、どの年度も 90%台以上であり、100%の年度もある。これは、大学（経年推移で 70%台後半から 80%台後半）や短期大学（経年推移で 30%台後半から 70%台前半）より高い。その背景として、小規模機関である高専は、学生一人一人の様子や特性を把握しやすい環境にあるため、障害学生の状況を正確に把握しやすい環境にあることが推測される。また、多くの高専でクラス担任制や学生相談体制が長年にわたり整備されてきており、面談や関係者の連携、情報共有による見守り体制の充実などに、継続的に取り組んできた影響も推測される。

図表 11



障害学生在籍学校率：障害学生在籍学校数÷全体の学校数×100（％）

図表 12



支援障害学生在籍学校率：支援障害学生在籍学校数÷全体の学校数×100（％）

2. 高専における授業支援及び授業以外の支援

高専における授業支援と授業以外の支援について、以下、(1) 授業支援及び授業以外の支援の実施率、(2) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の実施校数、(3) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の状況の観点から概説する。

(1) 授業支援及び授業以外の支援の実施率

高専における授業支援は、令和5年度は55校で実施されており、実施率は94.8%である(図表13)。平成29年度以降の推移をみると、令和2年度に若干の減少があったものの、常に80%台後半以上の実施率を保っている。また、授業以外の支援は、令和5年度は51校で実施されており、実施率は87.9%である。平成29年度から令和元年度は70%台、令和2年度以降は80%台後半で実施されている。

図表13 高専における授業支援及び授業以外の支援の実施校数と実施率の推移

(校)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全体の学校数	57	57	57	57	57	57	58
授業支援実施校数	50	54	53	49	53	54	55
授業支援実施率	87.7%	94.7%	93.0%	86.0%	93.0%	94.7%	94.8%
授業以外の支援実施校数	45	43	40	49	49	51	51
授業以外の支援実施率	78.9%	75.4%	70.2%	86.0%	86.0%	89.5%	87.9%

(2) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の実施校数

高専における授業支援実施校数は、障害種では「発達障害」が最も多く、平成29年度の37校から増加傾向にあり、令和5年度は55校中50校で実施されている(図表14)。次に多いのは「精神障害」であり、平成29年度は19校で、令和2年度に一旦減少したが、令和3年度からは再び増加して令和5年度は39校で実施されている。三番目に多いのが「病弱・虚弱」であり、平成29年度は19校だったのが、令和5年度は35校で実施されている。四番目は「その他の障害」で、平成29年度は13校だったのが令和5年度は33校で実施されている。「その他の障害」は障害学生数においては「精神障害」よりも多く、支援障害学生数においては「精神障害」と同率で三番目だが、授業支援の実施校数は「精神障害」より少ない。「その他の障害」は、まだ組織的な支援環境の整備が進んでいない可能性が推測される。

図表 14 高専における授業支援実施校数の推移

(校)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害種別	50	54	53	49	53	54	55
視覚障害	9	10	10	5	10	9	11
聴覚・言語障害	15	14	19	19	15	19	23
肢体不自由	11	11	16	13	17	18	16
病弱・虚弱	19	26	29	24	26	32	35
重複	4	4	5	1	2	2	1
発達障害	37	44	43	43	46	47	50
精神障害	19	30	30	19	31	35	39
その他の障害	13	14	19	15	26	30	33

(注) 複数回答あり

授業以外の支援実施校数も、障害種別では「発達障害」、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の順に多い（図表 15）。実施校数は授業支援実施校より少ないが、いずれの障害種も増加傾向にある。「発達障害」は平成 29 年度の 38 校から令和 5 年度は 47 校に、「精神障害」は平成 29 年度の 22 校から令和 5 年度は 36 校に、「病弱・虚弱」は平成 29 年度の 12 校から令和 5 年度は 29 校に、「その他の障害」は平成 29 年度の 7 校から令和 5 年度は 23 校に、それぞれ増加している。

図表 15 高専における授業以外の支援実施校数の推移

(校)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害種別	45	43	40	49	49	51	51
視覚障害	2	3	0	1	4	3	4
聴覚・言語障害	4	6	6	7	5	7	11
肢体不自由	6	5	6	8	10	10	9
病弱・虚弱	12	20	20	29	29	29	29
重複	2	2	3	1	3	2	1
発達障害	38	37	35	47	43	46	47
精神障害	22	22	25	31	32	33	36
その他の障害	7	6	8	14	19	23	23

(注) 複数回答あり

(3) 障害種別の授業支援及び授業以外の支援の内容

① 令和 5 年度における実施数の多い授業支援

令和 5 年度における障害種別の授業支援の内容について、実施校 55 校において校数が多い「発達障害」、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の順に、10 校以上で実施されている支援内容を概観する。

「発達障害（50校実施。以下、校数の数字のみ）」の支援内容は、順に「22. 配慮依頼文書の配付(31)」、「24. 学習指導(27)」、「25. 授業内容の代替、提出期限延長等(21)」、「17. 教室内座席配慮(20)」が多い(図表 16)。他に「16. 実技・実習配慮(19)」、「14. 注意事項等文書伝達(17)」、「23. 出席に関する配慮(16)」、「11. 試験時間延長・別室受験(15)」、「21. 講義に関する配慮(15)」、「13. パソコンの持込使用許可(10)」が10校以上で実施されている。

「精神障害(39)」の支援内容は、「22. 配慮依頼文書の配付(17)」が多く、他に「23. 出席に関する配慮(14)」、「25. 授業内容の代替、提出期限延長等(13)」、「11. 試験時間延長・別室受験(11)」、「17. 教室内座席配慮(10)」、「24. 学習指導(10)」が10校以上で実施されている。

「病弱・虚弱(35)」の支援内容は、「22. 配慮依頼文書の配付(16)」、「16. 実技・実習配慮(15)」、「23. 出席に関する配慮(15)」が多い。「病弱・虚弱」は、体力面で実技や実習への参加に困難を抱えやすいことから、参加の代替となる配慮が実施されている可能性が推測される。他に「17. 教室内座席配慮(10)」、「25. 授業内容の代替、提出期限延長等(10)」が10校以上で実施されている。

「その他の障害(33)」の支援内容は、「17. 教室内座席配慮(13)」、「22. 配慮依頼文書の配布(12)」、「23. 出席に関する配慮(12)」が10校以上で実施されている。「その他の障害」に計上される障害は多様であるため、特定の支援内容に偏らない傾向にあることが推測される。

図表 16 令和5年度の高専における授業支援実施校数（支援内容別）

(校)		実施校数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	重複	発達障害	精神障害	その他の障害
授業支援実施校		55	11	23	16	35	1	50	39	33
1	点訳・墨訳	0	0	－	－	－	0	－	－	－
2	教材のテキストデータ化	3	1	0	0	0	0	2	0	0
3	教材の拡大	10	3	0	0	1	0	6	0	0
4	ガイドヘルプ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	リーディングサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	手話通訳	0	0	0	－	－	0	－	－	－
7	ノートテイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	パソコンテイク	3	0	0	0	0	0	3	0	0
9	ビデオ教材字幕付け・文字起こし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	チューター又はティーチング・アシスタントの活用	3	0	0	1	0	0	2	0	0
11	試験時間延長・別室受験	28	2	2	2	8	0	15	11	7
12	解答方法配慮	12	0	1	2	0	0	8	1	1
13	パソコンの持込使用許可	12	1	0	2	2	0	10	0	0
14	注意事項等文書伝達	18	0	0	0	3	0	17	4	1
15	使用教室配慮	16	0	3	5	4	0	3	0	4
16	実技・実習配慮	34	5	9	12	15	0	19	6	8
17	教室内座席配慮	40	11	17	7	10	1	20	10	13
18	FM補聴器・マイク使用	14	－	13	－	－	1	－	－	－
19	専用机・イス・スペース確保	5	0	0	3	1	0	0	0	1
20	読み上げソフト・音声認識ソフト	3	1	0	0	0	0	0	2	0
21	講義に関する配慮	19	1	3	2	1	0	15	3	4
22	配慮依頼文書の配付	33	3	7	5	16	1	31	17	12
23	出席に関する配慮	33	1	0	4	15	0	16	14	12
24	学習指導	31	0	0	3	6	0	27	10	4
25	授業内容の代替、提出期限延長等	29	0	0	3	10	0	21	13	8
26	履修支援	3	0	0	0	0	0	2	1	1
27	学外実習・フィールドワーク配慮	10	1	2	3	7	0	3	2	1

(注) 複数回答あり

② 令和5年度における実施数の多い授業以外の支援

令和5年度における障害種ごとの授業以外の支援内容についても、実施校51校において校数が多い「発達障害」、「精神障害」、「病弱・虚弱」、「その他の障害」の順に、10校以上で実施されている支援内容を概観する。授業以外の支援内容は四つの大項目に分類されるが、「進路・就職指導」は15校と実施が少ない中、「発達障害」のみ14校であり、「発達障害」固有の特徴と推測される（図表17）。そこで、以下においては「進路・就職指導」を除く大項目の支援内容内訳について、順に概観する。

「発達障害(47)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(41)」、「社会的スキル指導(35)」、「学生生活支援(31)」の順に多い。「保健管理・生活支援(41)」は、「8. 専門家によるカウンセリング(40)」、「9. 医療機関との連携(22)」、「11. 休憩室・治療室の確保等(14)」の順に多い。「社会的スキル指導(35)」は、「5. 自己管理指導(30)」、「6. 対人関係配慮(28)」の順に多い。「学生生活支援(31)」は「1. 居場所の確保(23)」が最多で、「3. 個別支援情報の収集(14)」が続く。

「精神障害(36)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(28)」、「社会的スキル指導(14)」、「学生生活支援(10)」の順に多く、「保健管理・生活支援」のみ実施率が高い。「保健管理・生活支援(28)」は、「8. 専門家によるカウンセリング(28)」、「9. 医療機関との連携(14)」の順に多い。「社会的スキル指導(14)」と「学生生活支援(10)」は、ともに実施率40%以下であり、いずれも10校以上で実施されている支援内容内訳はない。

「病弱・虚弱(29)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(23)」、「社会的スキル指導(9)」、「学生生活支援(7)」の順に多く、「保健管理・生活支援」のみ実施率が高い。「保健管理・生活支援(23)」は、「11. 休憩室・治療室の確保等(13)」が最多で、「9. 医療機関との連携(11)」が続く。他の三つの障害種と異なり「8. 専門家によるカウンセリング(9)」は相対的に低く、主に医療的支援を必要とする様子が推測される。

「その他の障害(23)」の支援内容大項目は、「保健管理・生活支援(21)」、「社会的スキル指導(6)」、「学生生活支援(4)」の順に多く、「保健管理・生活支援」のみ実施率が高い。「保健管理・生活支援(21)」は、「8. 専門家によるカウンセリング(19)」のみが突出している。

図表 17 令和 5 年度の高専における授業以外の支援実施校数（支援内容別）

(校)		実施 校数	視覚 障害	聴覚・ 言語 障害	肢体 不自 由	病弱・ 虚弱	重複	発達 障害	精神 障害	その 他の 障害
授業以外の支援実施校		51	4	11	9	29	1	47	36	23
学生生活支援		34	1	3	4	7	1	31	10	4
1	居場所の確保	25	0	1	1	4	0	23	7	3
2	通学支援	5	0	0	4	1	0	0	0	0
3	個別支援情報の収集	15	1	2	1	3	1	14	2	1
4	情報取得支援	9	0	0	0	1	1	9	1	1
社会的スキル指導		37	0	1	1	9	0	35	14	6
5	自己管理指導	32	0	0	0	4	0	30	9	3
6	対人関係配慮	28	0	1	0	5	0	28	9	2
7	日常生活支援	12	0	0	1	3	0	9	2	1
保健管理・生活支援		47	3	8	6	23	1	41	28	21
8	専門家によるカウンセリング	41	0	8	5	9	0	40	28	19
9	医療機関との連携	31	3	0	0	11	1	22	14	5
10	医療機器、薬剤の保管等	11	0	0	1	9	0	2	0	0
11	休憩室・治療室の確保等	22	0	0	2	13	0	14	7	5
12	生活介助	1	－	－	1	0	0	－	－	0
13	介助人の入構、入室許可	3	0	0	3	0	0	0	0	0
進路・就職指導		15	0	0	0	2	0	14	3	0
14	キャリア教育	8	0	0	0	1	0	7	2	0
15	障害学生向け求人情報の提供	7	0	0	0	2	0	5	2	0
16	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	10	0	0	0	2	0	9	1	0
17	インターシップ先の開拓	5	0	0	0	0	0	4	1	0
18	就職先の開拓、就職活動支援	10	0	0	0	1	0	9	1	0

（注）複数回答あり

3. 障害学生支援に関する体制等の整備

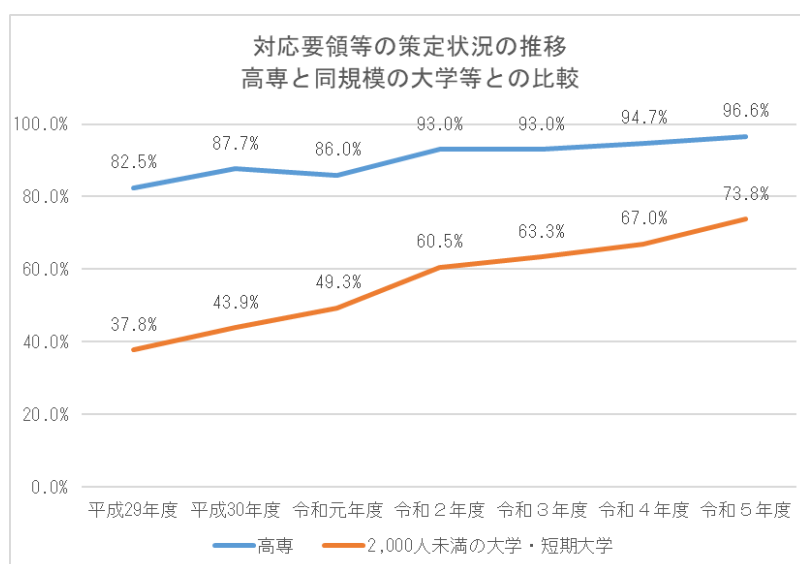
高専における障害学生支援に関する体制等の整備について、以下、（１）障害者差別解消法に関する対応要領等の策定、（２）専門委員会等の設置、（３）紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置、（４）障害学生支援担当部署の設置、（５）障害学生支援担当者の配置の観点から概説する。なお、本項目では、高専と同様に小規模機関である学生規模 2,000 人未満の大学・短期大学（以下「小規模大学等」という。）の状況とも比較して概観する。小規模大学等の学校数は、平成 29 年度は 765 校、令和 5 年度は 755 校であり、それぞれの学校数が各年度の実施率算出の母数に当たる。

（１）障害者差別解消法に関する対応要領等の策定

障害者差別解消法に関する対応要領等がある高専は、平成 29 年度の 82.5% (47 校) が、令和 5 年度は 96.6% (56 校) に増加した（図表 18）。対応要領がない高専は平成 29 年度には 7 校だったが令和 5 年度は 1 校に、策定予定の高専は平成 29 年度の 3 校が令和 5 年度は 1 校に、それぞれ減少した。対応要領等の策定が進んだ背景として、国立高専では、高専機構本部が制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が配布、周知されたことの影響が推測される。また、私立高専では、令和 6 年度からの改正障害者差別解消法の施行による合理的配慮提供の義務化への対応として、策定が進んだことが推測される。

対応要領等がある小規模大学等は、平成 29 年度の 37.8% が、令和 5 年度は 73.8% に増加しており、増加の幅が大きい。対応要領等の整備は、高専は小規模大学等より早い時期から進んでいる。

図表 18



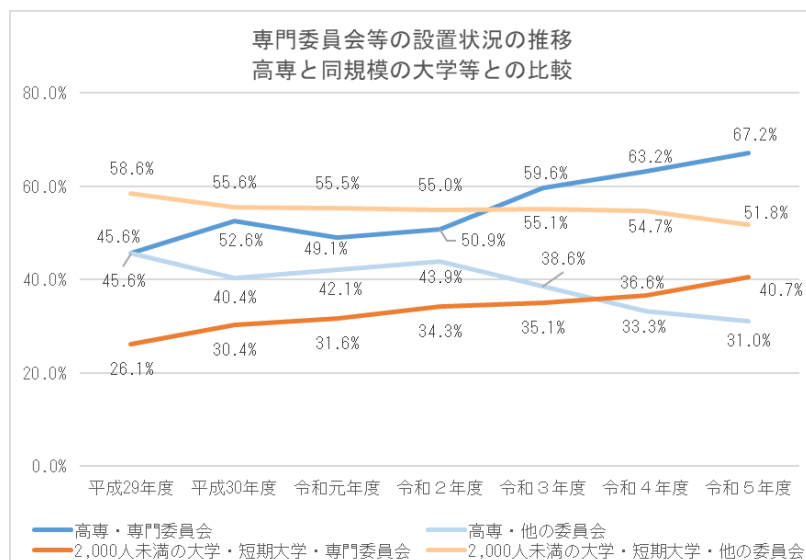
（２）専門委員会等の設置

障害学生支援に関する専門委員会等の設置状況について、専門委員会がある高専は、平成 29 年度の 45.6% (26 校) が、令和 5 年度は 67.2% (39 校) に増加した（図表 19）。他の委員会が対応している高専は、平成 29 年度は専門委員会がある高専と同率で 45.6% (26 校) であったが、平成 30 年度以降は専門委員会がある高専の方が多くなり、令和 5 年度には 31.0% (18 校) に減少した。専門委員会と他の委員会を合わせると、高専は 1 校を除きいずれかに該当している。

専門委員会がある小規模大学等は、平成 29 年度の 26.1% が、令和 5 年度は 40.7% に増加した。他の委員会が対応している小規模大学等は、平成 29 年度の 58.6% が、令和 5 年度は 51.8% に減少した。高専では、平成 30 年度以降、専門委員会がある割

合が他の委員会が対応している割合を上回っているのに対して、小規模大学等では、他の委員会が対応している割合が、専門委員会がある割合を上回ったまま推移している。専門委員会と他の委員会を合わせると、いずれかに該当する小規模大学等は増加しているものの、対応する委員会がないところがいまだ1割程度あることから、高専は小規模大学等より委員会等の設置対応が進んでいる。

図表 19

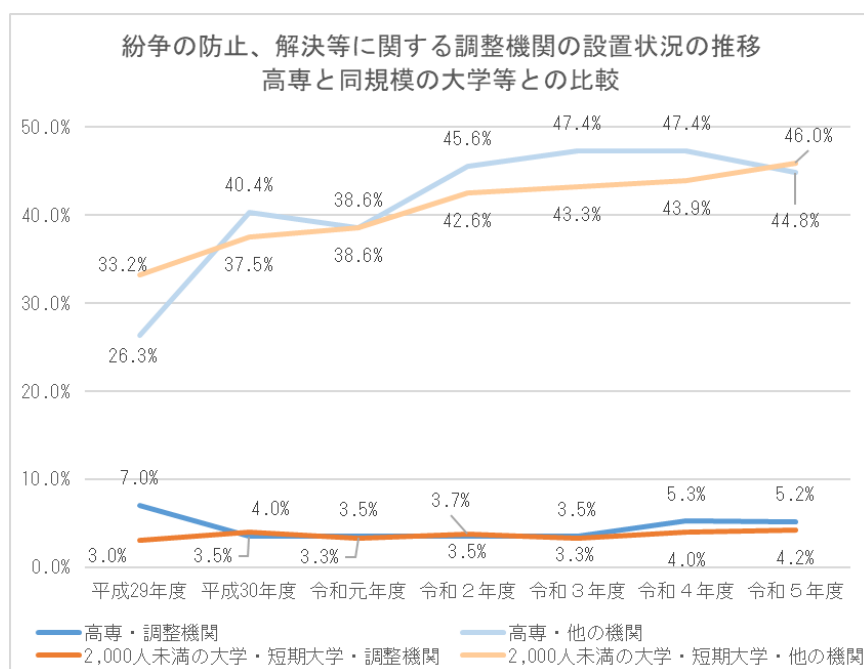


(3) 紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置

紛争の防止、解決等に関する調整機関の設置状況について、大学、短期大学、高専全てにおいて、第三者的視点の調整機関の設置はあまり進んでいない。調整機関がある高専は、平成29年度は7.0%（4校）、令和5年度は5.2%（3校）でほぼ変化がない（図表20）。一方で、他の機関が対応している高専は、平成29年度の26.3%（15校）が、令和5年度は44.8%（26校）に増加した。対応する機関がない高専は、平成29年度は38校あったが、令和5年度は29校に減少した。対応する機関の設置は少しずつ進んでいるが、令和5年度でも調整機関と他の機関を合わせて29校であり、機関がない高専も29校で50%ずつである。この背景として、小規模である高専は、単独で、しかも専門の調整機関を設置するには人的資源が不足していること、実際に紛争が生じないと調整機関の必要性の理解が進みにくいことなどが推測される。

小規模大学等も状況は高専と似ている。調整機関がある小規模大学等は、平成29年度は3.0%、令和5年度は4.2%でほぼ変化がない。一方で、他の機関が対応している小規模大学等は、平成29年度の33.2%が令和5年度は46.0%に増加した。小規模大学等でも、対応する機関がない状況は改善されてきているが、調整機関と他の機関を合わせて50.2%の設置状況である。高専と同様に、人的資源の不足により単独で調整機関を設置することが難しい背景の存在が推測される。

図表 20

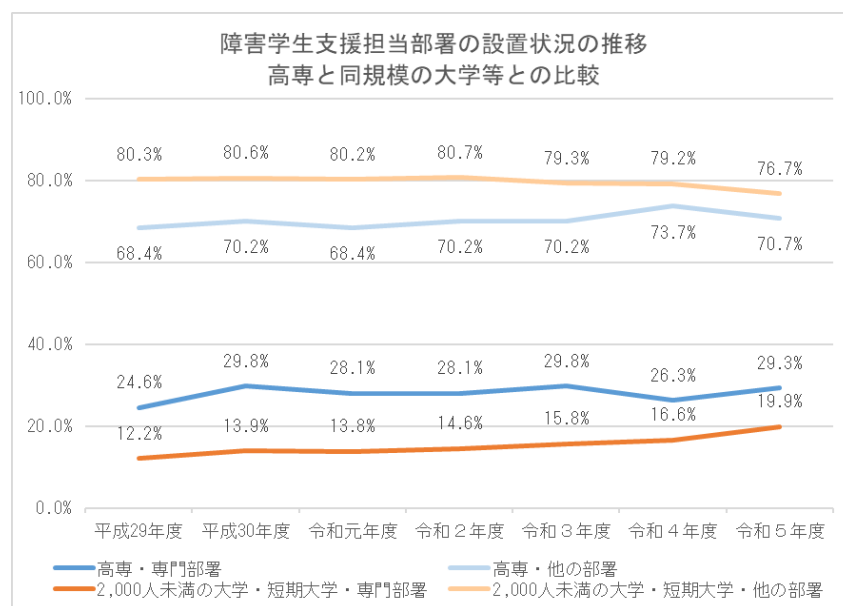


(4) 障害学生支援担当部署の設置

障害学生支援担当部署の設置状況について、専門部署がある高専は、平成29年度の24.6%（14校）が、令和5年度は29.3%（17校）に増加した（図表21）。他の部署が対応する高専も、平成29年度の68.4%（39校）が、令和5年度は70.7%（41校）に増加しており、令和3年度以降は全ての高専に担当部署が設置されている。令和5年度において7割以上の高専で他の部署が障害学生支援も担当している背景として、高専では中学校卒業後の学生を受け入れており、また学生寮で生活する学生も多いことから、よりきめ細やかな相談・見守り体制が必要とされ、早い時期から学生相談部署の設置が進んできたことが推測される。また、クラス担任制により、担任教員と学生相談部署が連携することで、障害の有無に関わらず対応する体制が構築されてきたことも、高専固有の背景として推測される。加えて、人的資源が潤沢ではない高専においては、障害学生支援担当者の配置などの充実を図りつつ、既存の学生相談部署において対応するという、実現可能な環境整備をしてきたことが推測される。

小規模大学等も状況は高専と似ている。専門部署がある小規模大学等は、平成29年度の12.2%が、令和5年度は19.9%に増加した。一方で、他の部署が対応する小規模大学等は、平成29年度の80.3%が、令和5年度は76.7%に減少した。令和5年度は、専門部署と他の部署を合わせて96.6%の設置状況である。専門部署の設置の割合は、高専は小規模大学等よりも若干高い。

図表 21



（５）障害学生支援担当者の配置

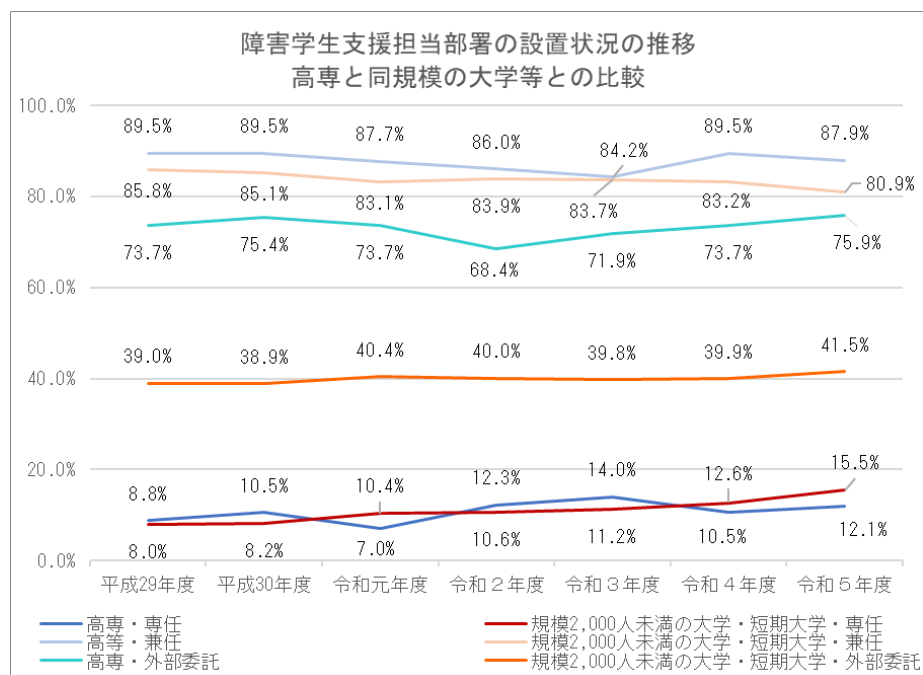
① 障害学生支援担当者の配置

障害学生支援担当者について、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上している。兼任の担当者のみを配置しているものは「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。したがって、「専任の担当者を配置している学校」と「兼任の担当者を配置している学校」の合計が支援担当者を配置している学校となる。

専任の担当者の配置は、大学、短期大学、高専全てにおいて、あまり進んでいない。令和5年度は全ての高専に支援担当者が配置されているが、支援担当者の専任、兼任、外部委託の割合は横ばいで推移している（図表 22）。専任の担当者が配置されている高専は、平成29年度は8.8%（5校）、令和5年度は12.1%（7校）である。兼任の担当者が配置されている高専は、平成29年度は89.5%（51校）、令和5年度は87.9%（51校）であり、外部委託は、平成29年度は73.7%（42校）、令和5年度は75.9%（44校）である。高専の障害学生支援の大半は、兼任の担当者及び外部委託によって担当されている。

兼任の担当者が多く専任の担当者が少ない状況は、小規模大学等も同じである。専任の担当者が配置されている小規模大学等は、平成29年度の8.0%が、令和5年度は15.5%に増加しており、高専より増加の幅は大きい。兼任の担当者が配置されている小規模大学等は、平成29年度の85.8%が、令和5年度は80.9%に減少した。令和5年度は、専任の担当者と兼任の担当者を合わせて96.4%の配置である。

図表 22

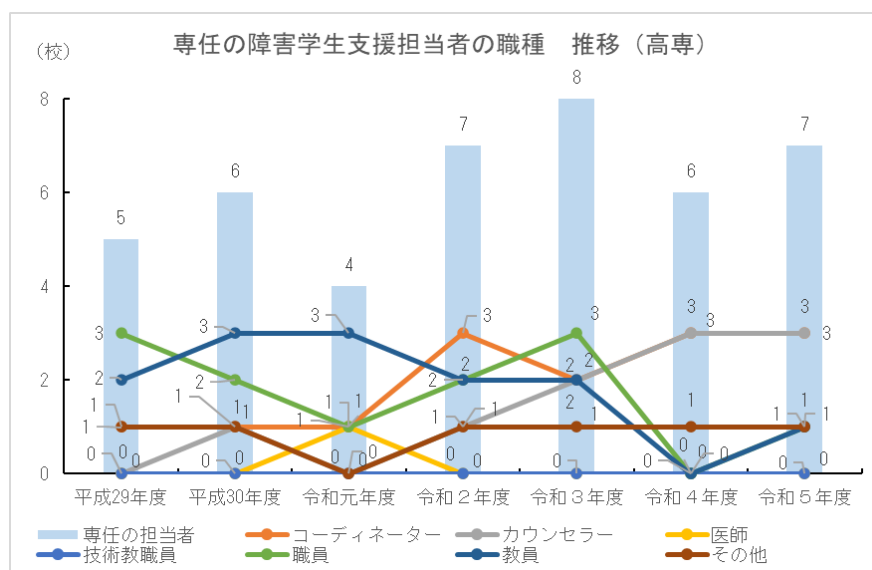


② 障害学生支援担当者の職種

専任スタッフの職種について、前述のとおり、本項目では、専任の担当者のみを配置又は専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置しているものを「専任の担当者を配置している学校」として計上しつつ、専任の担当者と兼任の担当者の両方を配置又は兼任の担当者のみを配置している学校を「兼任の担当者を配置している学校」として計上している。

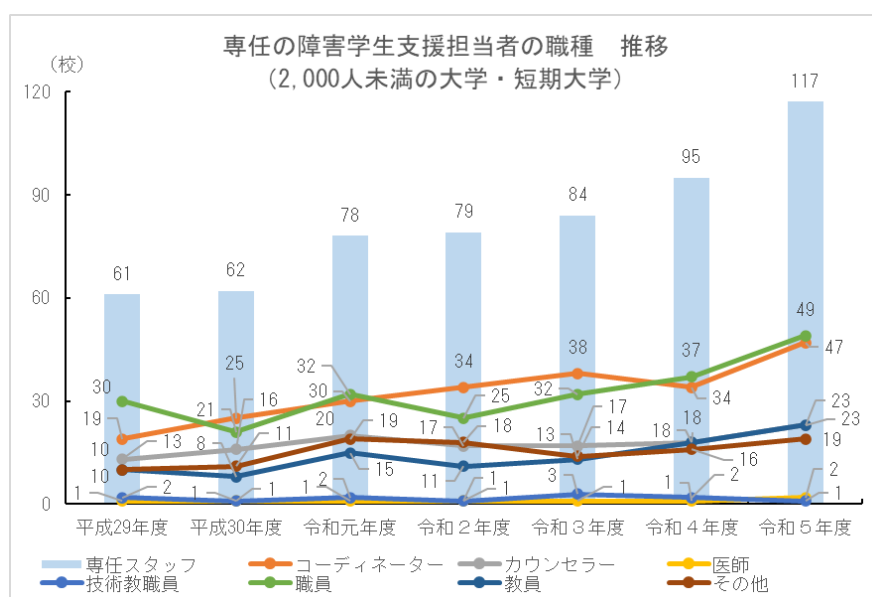
専任の担当者が配置されている高専が経年推移で5校から7校と少なく、最も多い職種でも3校しかない（図表 23）。平成 29 年度には0校か1校だったコーディネーターとカウンセラーが令和5年度は3校ずつになり、専門家を専任の担当者として雇用することが、僅かながら行われている可能性はある。高専ではコーディネーターとカウンセラーの配置がほぼ同数で推移しているのに対して、小規模大学等では、コーディネーターの配置が47校、カウンセラーの配置が23校であり、コーディネーターの配置の方が約2倍多い（図表 24）。このことから、支援担当者の職種は、小規模大学等を含む大学や短期大学ではカウンセラーよりもコーディネーターが中心であるのに対し、専任の担当者の配置自体が困難である高専では、カウンセラーよりもコーディネーターの配置を優先する傾向はないことが推測される。

図表 23



(注) 複数回答あり

図表 24



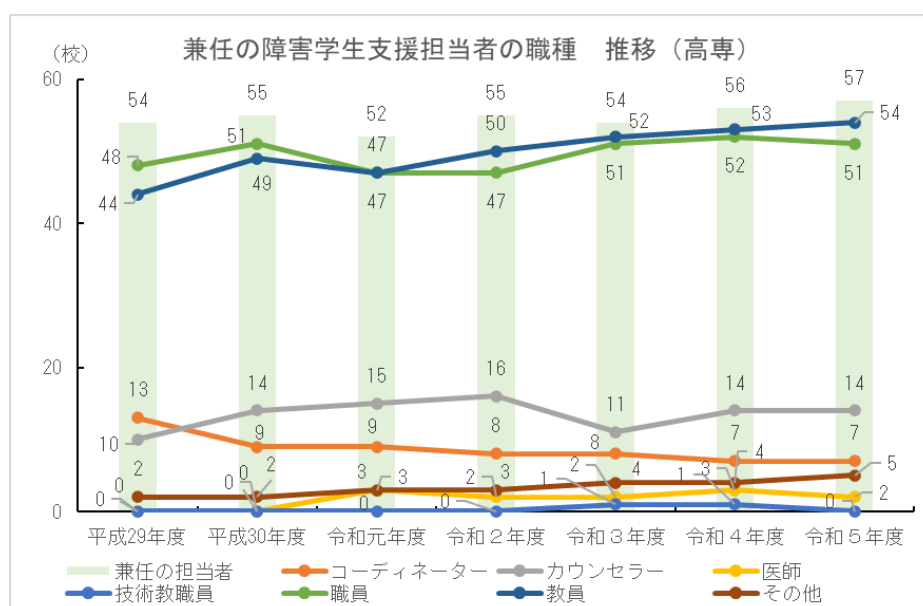
(注) 複数回答あり

兼任の担当者の職種について、兼任の担当者が配置されている高専（専任と兼任の両方が配置されている高専も含む。）は、平成29年度の54校（94.7%）が、令和5年度は57校（98.3%）に増加しているが、その職種には、小規模大学等を含む大学や短期大学と異なる特徴がみられる（図表25）。

小規模大学等では、兼任の担当者の職種として最も多いのが職員で、令和5年度は633校、二番目に多いのが教員で同じく449校であり、職員が教員を大きく上回っている（図表26）。一方で、高専では、最も多い職種として教員と職員がほぼ同

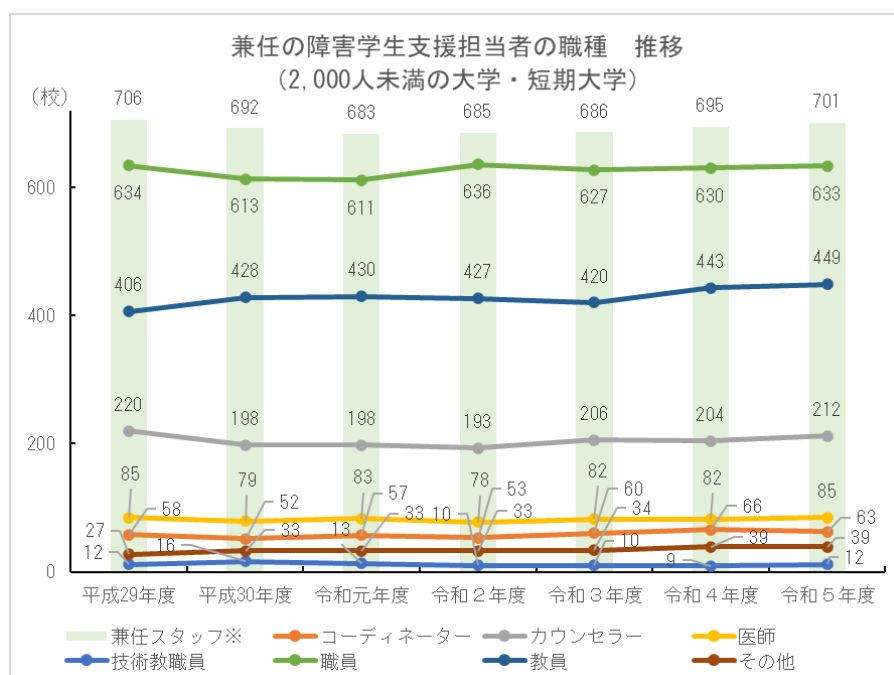
数という特徴があり、令和5年度は教員が54校、職員が51校で、教員が職員を若干上回っている。このことから、高専では教員が支援担当者として大きく関わっていることが推測される。しかし、高専は工学系を中心とした専門分野により構成されており、障害学生支援を専門とする教員は稀少である。高専では、障害学生支援を専門としない教員が、兼任の担当者として障害学生支援に大きく関わっている状況が推測される。これは、大学や短期大学において教員が障害学生支援に関わる状況とはかなり異なる特徴である。また、大学や短期大学と同様に、教員と職員に次ぐ兼任の担当者の職種はカウンセラーだが、令和5年度においてカウンセラーの配置は14校（24.6%）である。小規模大学等では701校中212校と30%以上の配置であることと比較すると、その割合は少ない。

図表 25



（注）複数回答あり

図表 26



(注) 複数回答あり

4. 障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施

令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の取組は、58校全ての高専で実施されている（図表27）。活動や取組の実施状況について、以下、（1）実施率が6割以上の項目、（2）実施率が1割未満の項目、（3）他に特徴がみられる項目の観点から概説する。

図表 27 令和5年度の障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施状況（高専）

		実施校数 (校)	実施率
	障害学生支援に関する研修や啓発活動の実施	58	100.0%
①	不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組	46	79.3%
②	社会的障壁を理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組	38	65.5%
③	支援情報の公開（学外者が見られるホームページで公開している。）	51	87.9%
④	障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援	36	62.1%
⑤	他大学等との連携	22	37.9%
⑥	学外機関との連携	36	62.1%
⑦	相談対応・懇親会等（障害学生・支援スタッフ向け）	21	36.2%
⑧	障害学生支援に関する（学内）研修	25	43.1%
⑨	障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣	41	70.7%

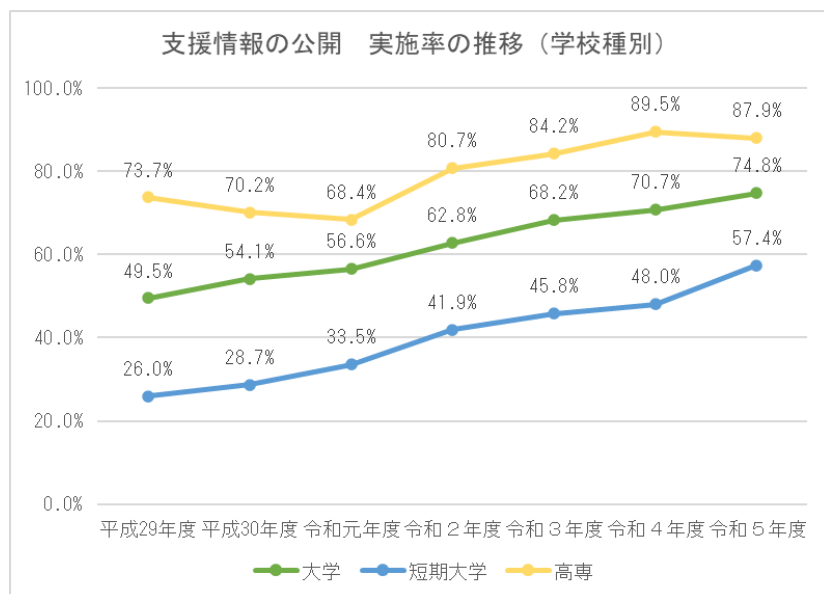
⑩	障害学生支援に関する学生向け研修（ノートテイカー養成等）	2	3.4%
⑪	支援マニュアル、パンフレット等の配布	6	10.3%
⑫	オープンキャンパス等、入学希望者を対象とするイベントでの情報提供	20	34.5%
⑬	入学後のガイダンス等における障害学生支援の手続きなどに関する学内規程や支援事例等の周知	16	27.6%
⑭	障害学生支援に関する講座講演等イベント	3	5.2%
⑮	障害学生支援又は障害者支援に関する講義（ボランティア論等）	1	1.7%

※⑬は平成 30 年度の本調査で新設された項目

（１）実施率が 6 割以上の項目

令和 5 年度に実施率が 6 割以上の項目を実施率が高い順にみると、最も高い項目は「③支援情報の公開」である。平成 29 年度の 73.7%（42 校）から令和 5 年度の 87.9%（51 校）に、14.2 ポイント増加した（図表 28）。大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で推移しているのに対して、平成 29 年度から減少傾向で推移したが、令和 2 年度から増加に転じた。実施率は大学や短期大学より高いまま推移しているが、令和 4 年度から令和 5 年度はほぼ横ばいである。

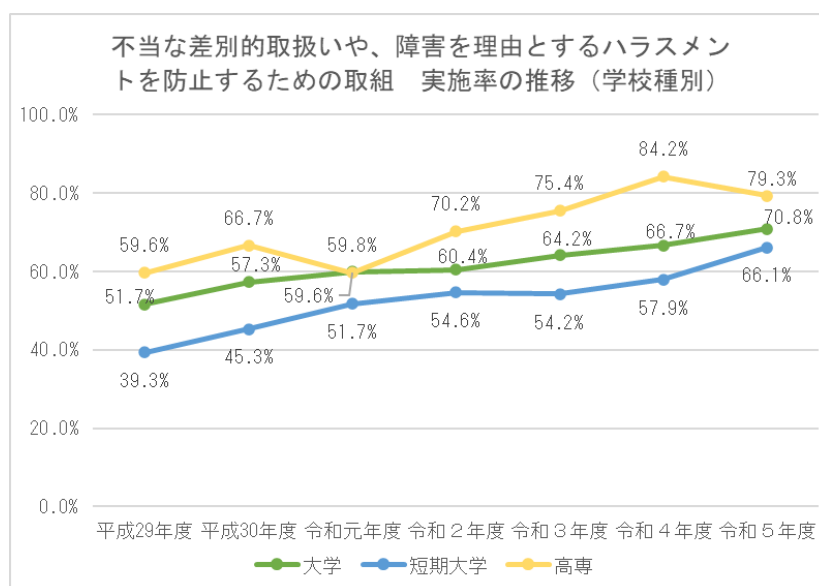
図表 28



二番目に高い項目は「①不当な差別的取扱いや、障害を理由とするハラスメントを防止するための取組」である。平成 29 年度の 59.6%（34 校）から令和 5 年度の 79.3%（46 校）に、19.7 ポイント増加した（図表 29）。令和元年度を除き実施率は大学や短期大学より高い傾向で推移しているが、大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で

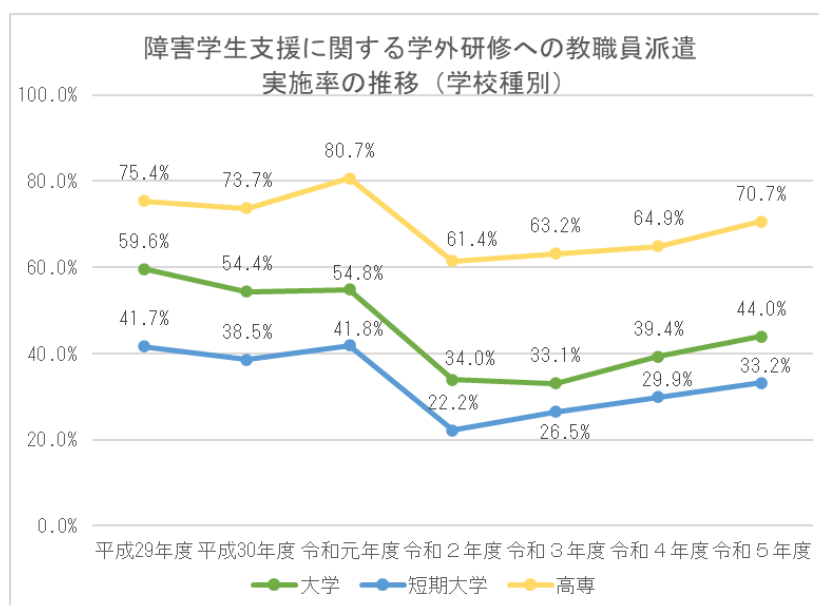
推移しているのに対し、高専は常に増加傾向で推移しているわけではない。

図表 29



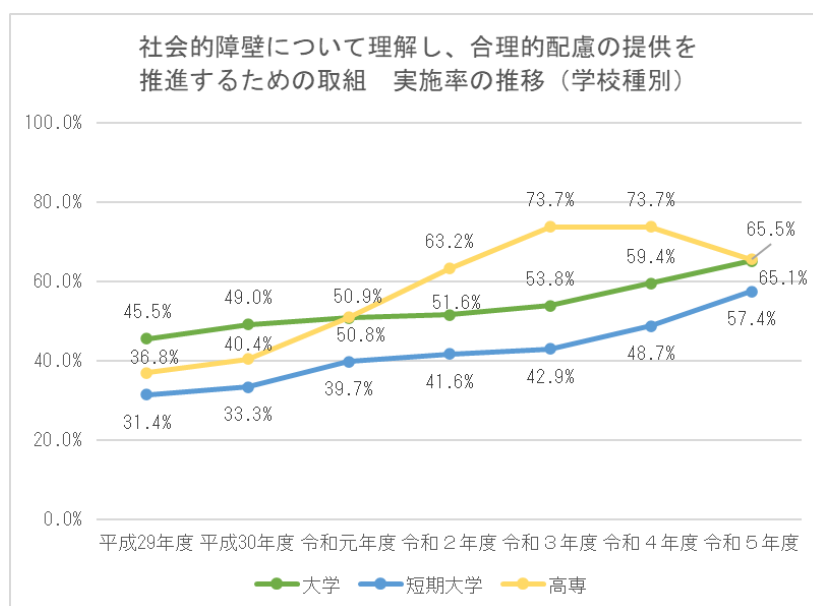
三番目に高い項目は「⑨障害学生支援に関する学外研修への教職員派遣」であるが、実施率は平成 29 年度の 75.4%（43 校）から令和 5 年度の 70.7%（41 校）に若干減少した（図表 30）。令和元年度に 80.7%（46 校）まで増加した後、令和 2 年度に一旦大きく減少し、その後また徐々に増加傾向となっている。実施率は大学や短期大学より高いまま推移しており、高専は学外リソースの活用に積極的な様子が推測される。

図表 30



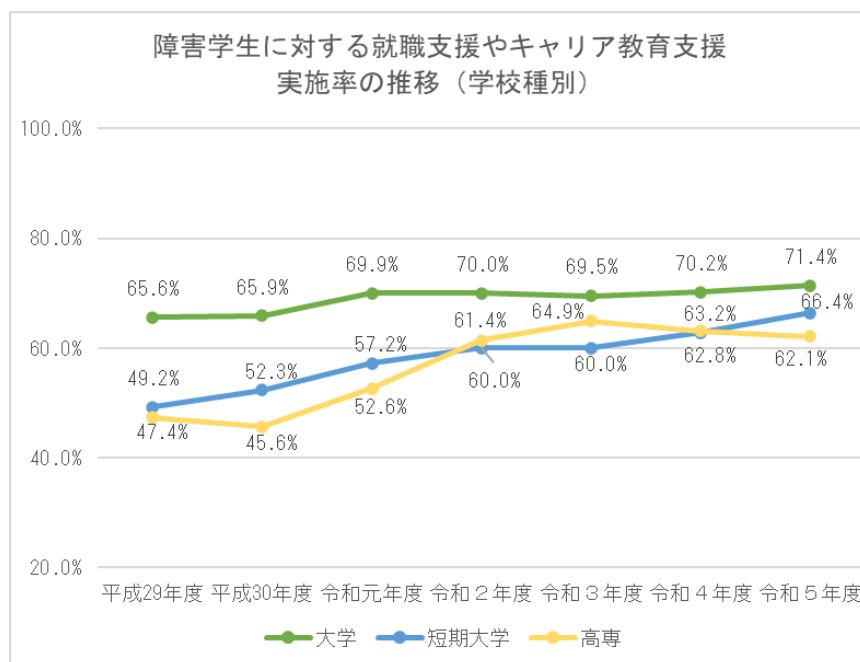
四番目に高い項目は「②社会的障壁について理解し、合理的配慮の提供を推進するための取組」である。平成 29 年度の 36.8% (21 校) から令和 5 年度の 65.5% (38 校) に、28.7 ポイント増加した (図表 31)。平成 30 年度までは大学に次ぐ実施率であったが、令和元年度に大学を上回った。以降、実施率は大学や短期大学より高い傾向で推移しているが、大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で推移しているのに対し、高専は令和 3 年度から令和 4 年度の横ばいから、令和 5 年度には減少し、大学とほぼ同じ実施率となっている。

図表 31



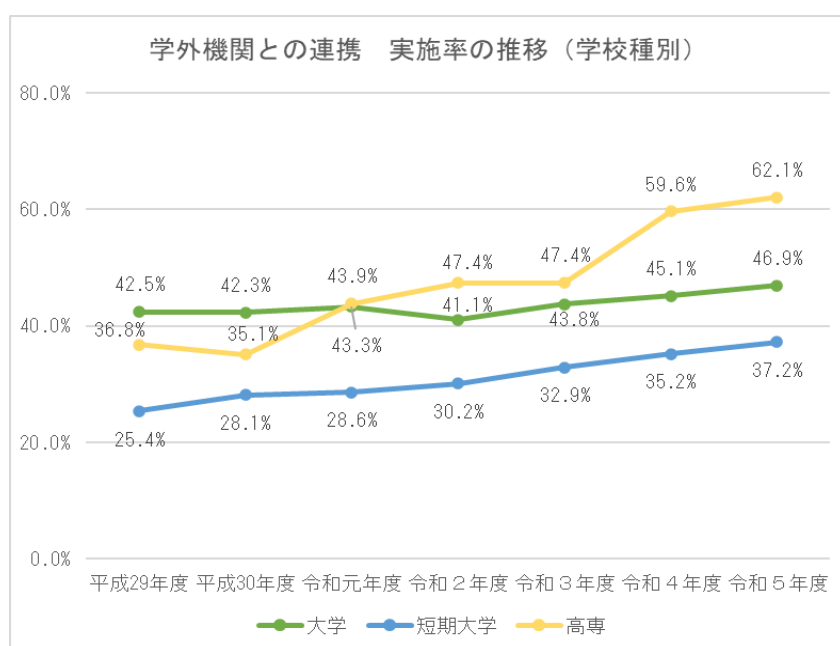
五番目に高い項目は同率で二つあり、一つは「④障害学生に対する就職支援やキャリア教育支援」である。平成 29 年度の 47.4% (27 校) から令和 5 年度の 62.1% (36 校) に、14.7 ポイント増加した (図表 32)。平成 29 年度の実施率は大学や短期大学よりも低く、令和 2 年度から短期大学を上回り、令和 3 年度に 64.9% (37 校) まで増加したが、令和 5 年度は再び最も低くなっている。実施率が大学を上回ることとはなく、大学や短期大学が年度ごとにほぼ増加傾向で推移しているのに対して、高専は令和 2 年度以降、ほぼ横ばいか減少傾向で推移している。

図表 32



もう一つ五番目に高い項目は「⑥学外機関との連携」である。平成29年度の36.8%（21校）から令和5年度の62.1%（36校）に、25.3ポイント増加した（図表33）。実施率は平成29年度と平成30年度は横ばいであったが、令和元年度に大学や短期大学を上回り、以降は増加傾向で推移している。障害学生支援を専門とする教職員が稀少である高専は、個別の支援において、地域の支援センターや就労移行支援機関などの学外の専門機関と連携する機会が、大学や短期大学より多い可能性が推測される。

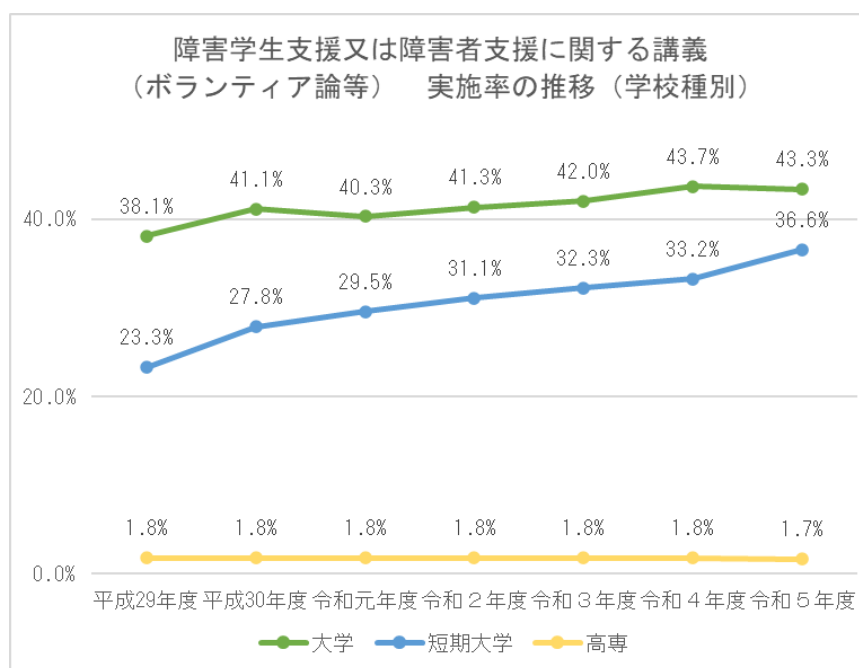
図表 33



（２）実施率が１割未満の項目

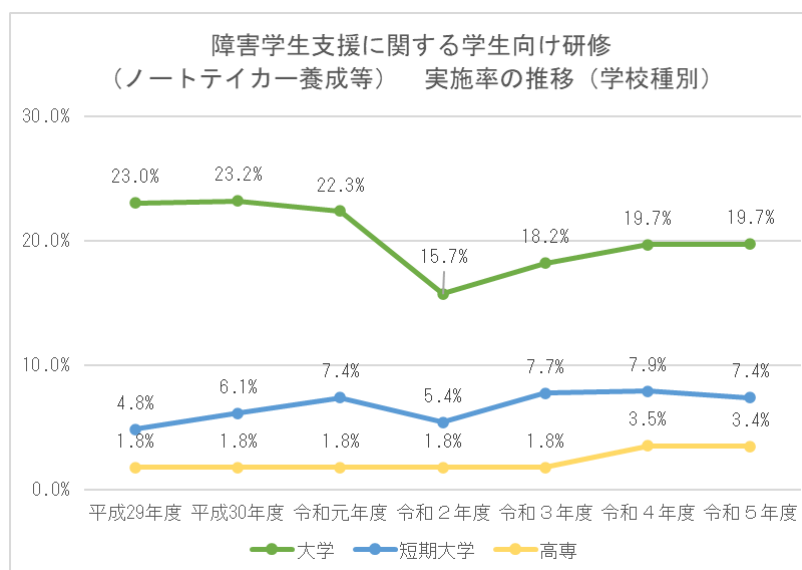
令和５年度に実施率が１割未満の項目を実施率が低い順にみると、最も低い項目は「⑮障害学生支援又は障害者支援に関する講義」である。令和５年度は１．７％（１校）で、平成２９年度から１校のみでの実施で経年推移している（図表３４）。実施率は大学や短期大学より極端に低い。工学系を中心とするカリキュラムの高専では、ボランティア論等の障害学生支援等に関する講義はほとんど開講されていないことと、障害学生支援を専門とする教員が稀少であることが、この背景として推測される。

図表 34



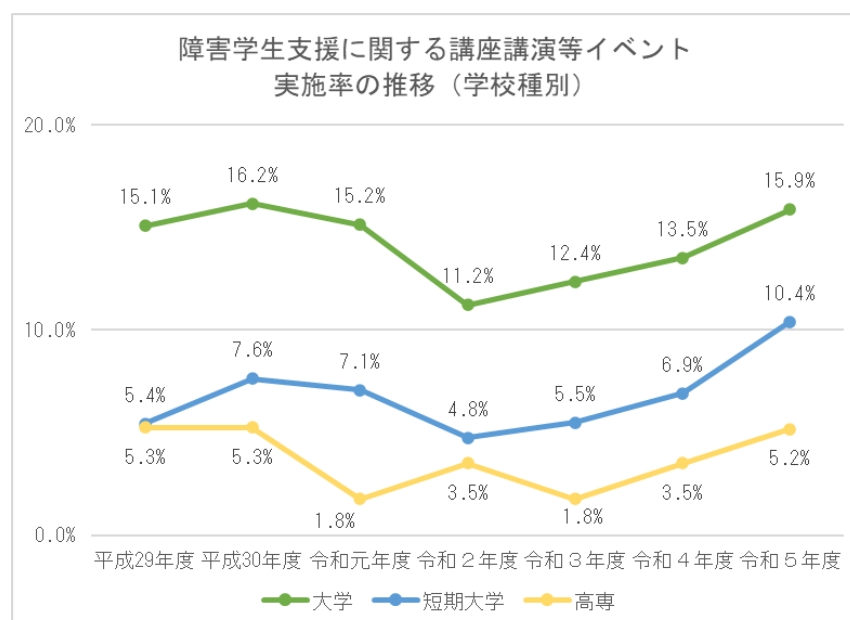
二番目に低い項目は「⑩障害学生支援に関する学生向け研修」である。令和５年度の３．４％（２校）まで、１校か２校のみでの実施で経年推移している（図表３５）。実施率は大学や短期大学よりも低いまま推移しており、大学や短期大学と合わせた全体の実施率１５．８％よりかなり低い。障害学生支援を専門とする教員が稀少であることに加えて、実験・実習が多いカリキュラムの高専の環境では、ノートテイク養成等を含む学生間のピアサポーター養成などの学生向け研修の実施機会が少ないことと、大学や短期大学よりも年齢が低い学生が在籍していることが、この背景として推測される。

図表 35



三番目に低い項目は「⑭障害学生に関する講座講演等イベント」である。令和5年度の5.2%（3校）まで、平成29年度から1校から3校のみでの実施で経年推移している（図表36）。実施率は大学や短期大学より低く、令和5年度で大学の約3分の1、短期大学の約半分である。障害学生支援を専門とする教職員が稀少である高専ではこの分野のイベント等の主催が困難であることが、この背景として推測される。

図表 36

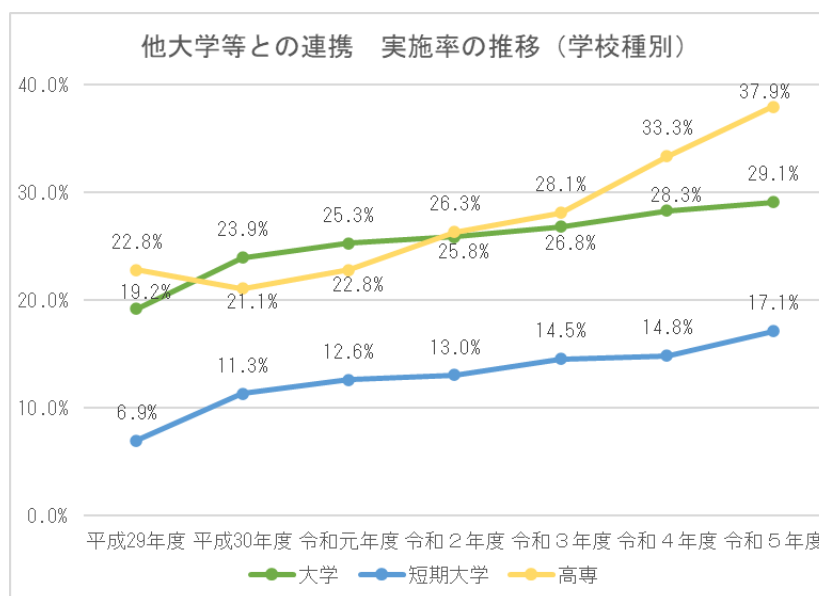


（3）他に特徴がみられる項目

「⑤他大学等との連携」は、平成29年度の22.8%（13校）から令和5年度の37.9%（22校）に、15.1ポイント増加したが、まだ6割以上の高専が他大学等（以下「大学

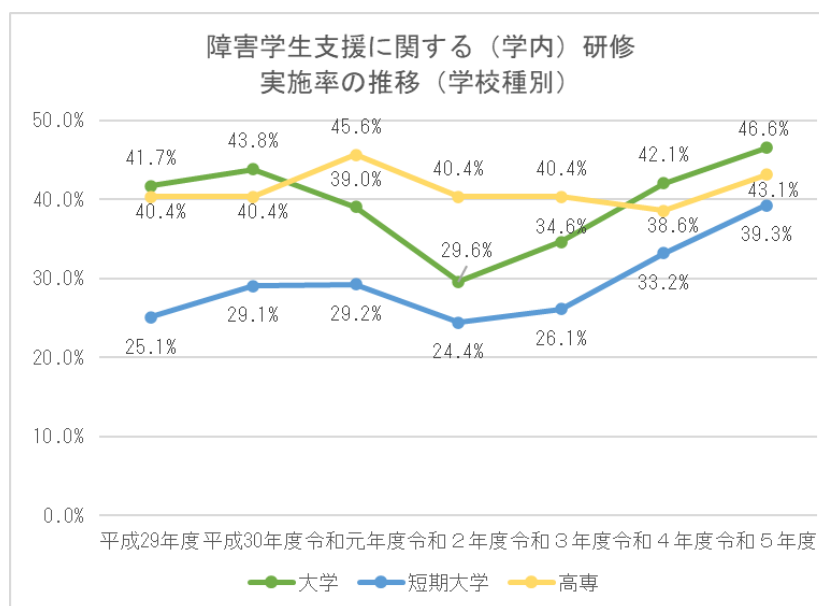
等」という。)との連携ができていない(図表 37)。高専は、教育上の特性などから障害学生支援を専門とする教職員は稀少であり、また、高専の大半は地方都市に所在し、複数の高専が設置される都道府県は一部であることから、高専間連携に加えて、所在都道府県の大学等との連携は重要である。しかし、個人レベルで大学等の協力を得ているケースはあるものの、在籍する学生の年齢層の違いなどから組織的な連携には至っていないことが推測される。高専が大学等と連携することには相互に利点がある。高専にとっては、在籍数が少ない視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由などへの対応について、大学等が持つ知見を得て役立てる機会となることが挙げられる。大学等にとっては、高専で在籍数が多い発達障害への対応について高専が持つ知見が参考になることが考えられる。また、小規模大学等では、同等規模の高専における障害学生支援体制は、体制整備の参考になる可能性がある。

図表 37

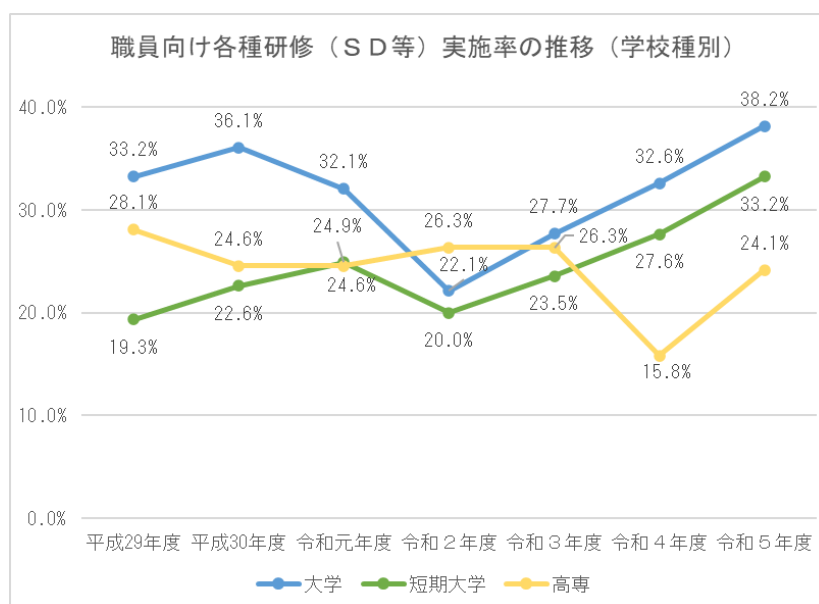


「⑧障害学生支援に関する(学内)研修」は、平成29年度の40.4%(23校)から令和5年度の43.1%(25校)まで、25校前後での実施で推移している(図表38)。令和元年度から令和3年度は大学の実施率を上回ったが、高専は実施率がほぼ横ばいで経年推移しており、令和4年度以降は再び大学を下回っている。大学や短期大学と異なる特徴として、教員向け研修(FD等)と職員向け研修(SD等)の実施率の差異がある。大学や短期大学では、教員向け研修と職員向け研修はほぼ同等の実施率である一方で、高専では、令和5年度の職員向け研修(SD等)は24.1%(14校)の実施であり、⑧の学内研修の43.1%(25校)よりかなり低い(図表39)。この実施率の差異から、高専では障害学生支援の担当者が職員よりも教員が中心であることが推測される。

図表 38



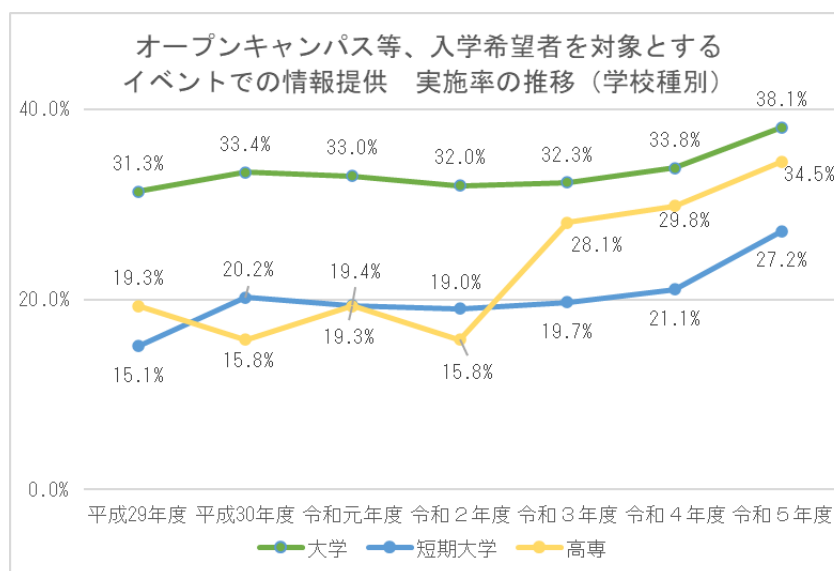
図表 39



「⑫オープンキャンパス等入学希望者を対象とするイベントでの情報提供」は、平成29年度の19.3%（11校）から令和5年度の34.5%（20校）に、15.2ポイント増加した（図表40）。実施率は令和2年度まではほぼ横ばいだったのが、令和3年度に急激に増加して、以降は短期大学を上回り増加傾向で推移している。高専では、オープンキャンパス等の機会に障害学生支援に関する相談があった場合は、個別に情報提供などの対応をしてきたと推測されるが、令和3年度当初、高専機構本部から国立高専51校に、入学希望者を対象とした情報提供を確実にを行うように周知があった。この周知が令和3年度の急激な増加の背景として推測される。また、その後も増加傾向にあ

ることに関しては、近年、受験上の配慮に関する相談や提供が増加していること、国立高専にあっては、高専機構本部が必要に応じて学生募集要項における記載や受験時の合理的配慮提供までのフローを提示するなど、より適切な対応を求めてきていることが、背景として推測される。

図表 40



以上、高専の障害学生支援の状況を概説したが、高専における傾向には、58 校中 51 校を占める国立高専の状況の影響を受けやすく、その設置者である高専機構本部の取組や各国立高専への支援の状況も大きく影響していることは考慮される必要がある。また、専門分野が工学系中心であること、高校生と同年代の学生が多く在籍すること、発達障害の障害種が多いこと、小規模機関であり人的資源が限られていること、多くが地方都市に所在することなどの特徴も、高専における傾向に大きく影響していることも考慮される必要がある。個々の高専のみでの対応やその経験の蓄積には限界があり、高専間の連携に加えて大学等の知見を得る機会を増やすことなどにより、より一層対応力を高めていく取組が今後ますます期待される。

おわりに

本分析報告は、日本学生支援機構の「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、平成 29 年度から令和 5 年度の経年変化を分析したものです。「はじめに」にも記載があるとおり、この間は改正障害者差別解消法の施行、文部科学省による「第三次まとめ」の公表など、社会的な変化が顕著な時期であったと言えます。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響も複数年にわたり、大学等としても様々な対応に迫られる時期となりました。

このような背景がある中でも、今回の分析は、障害のある学生の増加傾向が継続し、大学等での支援体制の整備や様々な取組などが変化してきたことが読み取れる結果となっています。また、大学等の中で生じる対応のみならず、高大接続やキャリア教育・支援など大学等の前後との接続が課題となり、少しずつ取組が行われている状況も確認することができました。さらに、合理的配慮については、第 4 章で取り上げた各諸課題が示すとおり、より各論的な課題が確認できるものになっています。

また、より顕著な変化が生じている発達障害のある学生や精神障害のある学生に関する対応についても、過去の分析報告を踏襲する形でその変化を明らかにできたと考えています。加えて、高等専門学校について、これまで以上に、実態調査の経年変化から把握することができる状況进行分析したものとなっています。

このような観点が分析項目になったということは、それぞれのトピックスが障害学生支援の分野においてそれだけ課題になっているという現状を表しているのではないのでしょうか。

本分析報告では、実態調査の経年変化だけでなく、いくつかの切り口で調査結果を分析できたと考えています。しかしながら、それらのアプローチも網羅的なものとはいえず、まだ多くの調査・分析の余地を残していると考えています。今回の分析報告が各大学等における障害のある学生への支援やそのための体制整備の一助になることを願うとともに、さらに発展した調査・分析の基盤になることを期待しています。

最後になりましたが、本分析報告にご協力いただいた執筆者の皆様、また、日頃より本調査にご尽力いただき、今回の経年変化にあたって多大な労力を割いてくださった日本学生支援機構の関係者の皆様に感謝申し上げます。そして何より、本実態調査に毎年ご協力いただいている全ての大学等の皆様に対して、最大限の敬意と御礼の気持ちを伝えたいと思います。

令和 8 年 3 月 31 日

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議

議長 村田 淳

障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議設置要項

平成 26 年 5 月 12 日

理 事 裁 定

（目的）

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果を実際の修学支援の充実に資するために分析・検討を行なう外部有識者からなる協力者会議（以下「会議」という。）の設置に関して、必要な事項を定める。

（会議の役割）

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 実態調査の結果を基にした障害学生の現状把握及び推移、支援状況等の分析について
- （2） 実態調査の調査方法・調査項目等の改善について
- （3） その他必要な事項

（会議の組織及び協力者の委嘱）

第 3 条 会議は、5 名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

（会議の運営）

第 4 条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

（庶務）

第 5 条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

（雑則）

第 6 条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援
に関する実態調査分析報告
(対象年度：平成 29 年度（2017 年度）～令和 5 年度（2023 年度）)

執筆・監修者一覧

第 1 章 障害学生の在籍状況の推移

桜花学園大学副学長 柏倉 秀克

第 2 章 障害学生支援に関する体制の整備

桜花学園大学副学長 柏倉 秀克

第 3 章 高大接続・入学者選抜

京都大学学生総合支援機構准教授 村田 淳

第 4 章 合理的配慮に関する諸課題

京都大学学生総合支援機構准教授 村田 淳

第 5 章 キャリア教育・就職支援

九州大学キャンパスライフ・健康支援センター准教授 面高 有作

第 6 章 発達障害のある学生に対する現状と課題

信州大学学術研究院（教育学系）教授 高橋 知音

第 7 章 精神障害のある学生に対する現状と課題

一橋大学保健センター教授 丸田 伯子

第 8 章 高等専門学校

仙台高等専門学校総合工学科教授 矢澤 睦

おわりに

京都大学学生総合支援機構准教授 村田 淳

(敬称略)

※所属・職名は令和 8 年 3 月現在